

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」

平成25年10月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成24年8月27日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月28日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。そして、当該要請により実施した会計検査の結果については、24年10月25日、会計検査院長から参議院議長に対して報告を行ったが、今後、効率性、有効性等の観点から、各種事業が、円滑かつ迅速に実施されているか、復興基本方針に掲げられた施策に沿ったものとなっているか、引き続き検査を実施するとともに、原子力災害からの復興再生についても着目して検査を実施することとした。

本報告書は、上記の引き続き検査を実施することにしたものに係る会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

なお、会計検査院としては、24年報告では、要請後、できる限り速やかに被災の状況、復旧・復興事業の実施状況等について23年度予算を中心に報告を行った。本報告では、引き続き、被災の状況や、東日本大震災からの復旧・復興事業のうち23年度予算の繰越しとなっている事業及び24年度東日本大震災復興特別会計予算に係る事業について、その経費項目別、事業別等の実施状況や一部の特定被災自治体を除く地方公共団体における復旧・復興事業の執行状況を分析するとともに、原子力災害からの復興再生については、関係する事業の実施状況を分析して報告することとした。そして、東日本大震災関係経費により実施される復旧・復興事業は、各府省庁や特定被災自治体等において長期にわたり継続して実施されていること、復興事業の実施に係る諸制度の見直しなどが想定されることなどから、次年次以降は東北3県を含めた被災の状況及び復興事業の実施状況等について引き続き検査を実施して、その結果については取りまとめが出来次第報告することとする。

平成25年10月
会計検査院

目 次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	平成22年度決算審査措置要求決議の内容	1
3	平成22年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容	2
4	24年報告の概要	2
5	検査の観点、着眼点、対象及び方法	5
(1)	検査の観点及び着眼点	5
ア	東日本大震災に伴う被災等の状況	5
イ	復興等の各種施策及び支援事業の実施状況	5
(2)	検査の対象及び方法	6
第2	検査の結果	8
1	東日本大震災に伴う被災等の状況	8
(1)	被害及び支援の状況	8
ア	人的被害等の状況	8
(ア)	人的被害	8
(イ)	避難の状況	9
(ウ)	被災地の住民の減少等の状況	12
イ	建物等への被害等の状況	13
(ア)	建物への被害	13
(イ)	地方公共団体が所有し、又は管理する施設等への被害	14
(ウ)	災害廃棄物等の処理	15
ウ	被災者への支援の状況	16
(ア)	応急仮設住宅の状況	16
(イ)	災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の支給等の状況	16
(ウ)	被災者生活再建支援金の支給状況	17
(2)	国の復旧・復興への取組	18

ア	東日本大震災発生直後から23年度末までの取組	18
イ	主として24年度以降の取組	19
(ア)	東日本大震災復興特別会計	19
(イ)	財源フレームの見直し	21
(ウ)	復興庁における福島対応体制の強化	22
(エ)	復興交付金事業計画	23
(オ)	復興基金	24
(カ)	事故繰越手続の簡素化及び執行の見直し	25
ウ	原子力災害に対する各種対応	25
(ア)	原子力発電所の事故発生に伴う避難指示区域の見直しの状況	26
(イ)	避難解除等区域復興再生計画等	27
(ウ)	除染に対する取組	28
(エ)	原子力災害の被災者に対する支援	29
2	復興等の各種施策及び支援事業の実施状況	31
(1)	東日本大震災の復旧・復興に係る予算及びその財源の状況	31
(2)	東日本大震災復旧・復興事業の実施状況	35
ア	経費項目別の執行状況	36
(ア)	平成23、24両年度東日本大震災関係経費の執行状況	36
(イ)	平成23年度東日本大震災関係経費の執行状況	37
(ウ)	平成24年度東日本大震災関係経費の執行状況	44
イ	事業別の執行状況	47
(ア)	執行率の状況	47
(イ)	平成23年度繰越分における事故繰越しの状況	52
(ウ)	平成24年度復興特会における繰越しの状況	54
(エ)	不用の状況	56
ウ	実施方法別の執行状況	60
エ	国庫補助金により設置造成等された基金の実施状況	64
(ア)	復興関連基金事業別の執行状況	64
(イ)	復旧・復興予算措置年度別の執行状況	70
(ウ)	事業実施期限別の執行状況	70

(エ) 基金事業経費項目別の執行状況	71
(オ) 基金団体別の国庫補助金等交付額の交付状況	73
オ 復興施策等別の執行状況	75
(ア) 平成23年度3次補正繰越分の復興施策等別の執行状況	75
(イ) 平成24年度復興特会の復興施策等別の執行状況	77
カ 復興予算の計上、執行等の状況	79
(ア) 衆議院決算行政監視委員会の決議事項に対する各省庁の対応状況	81
(イ) 執行を停止した事業の状況	84
(ウ) 復興予算で造成された基金の使途の状況	86
(エ) 「基本的な考え方」に基づく復旧・復興事業の分類	89
(オ) 復興予算の執行状況に関する会計検査院の検査状況	97
キ まとめ	99
(3) 復興特別区域制度における各種計画の実施状況等	101
ア 復興推進計画の認定状況等	101
(ア) 復興推進計画に記載されている特例の状況	101
(イ) 復興産業集積関係の課税の特例等の実施状況	104
(ウ) まとめ	106
イ 復興整備計画の作成状況	106
ウ 復興交付金事業計画に基づく復興交付金の交付状況及び事業の状況	109
(ア) 復興交付金の交付可能額及び復興交付金による基金造成等の状況	110
(イ) 基幹事業	114
(ウ) 効果促進事業	118
(エ) まとめ	127
(4) 特定被災自治体における復興事業の実施状況	129
ア 特定被災自治体に対する東日本大震災関係経費の交付等の状況	129
イ 基金事業の実施状況	133
(ア) 復興関連基金事業別の執行状況	133
(イ) 基金別道県別の執行状況	135
(ウ) まとめ	138
ウ 特別交付税により設置造成された復興基金事業の実施状況	138

(ア) 復興基金の設置及び配分等の状況	138
(イ) 復興基金事業の実施状況	141
(ウ) 復興基金の取崩しの状況	144
エ 復興交付金事業の実施状況	146
(ア) 基幹事業に係る復興交付金基金の24年度末執行状況	146
(イ) 復興交付金基金による基幹事業の進捗状況	150
(ウ) 市街地液状化対策事業の進捗状況等	152
(エ) まとめ	157
オ 補助事業等の実施状況	157
(ア) 東日本大震災関係経費に係る補助事業等の執行状況	158
(イ) 補助事業等別の実施状況	163
(ウ) まとめ	167
(5) 原子力災害からの復興再生	168
ア 原子力災害関係の事業の実施状況	168
(ア) 原子力災害関係の事業に係る経費項目別の予算の状況	168
(イ) 原子力災害関係の事業に係る経費項目別の執行状況	171
(ウ) 実施方法別の執行状況	173
(エ) 福島県及び管内市町村に対する補助等	174
イ 除染等の事業の実施状況	175
(ア) 除染等に関する国の取組	175
(イ) 除染等の事業別の執行状況	179
ウ 健康管理・調査事業等の実施状況	183
(ア) 健康管理・調査事業等に係る予算の執行状況	183
(イ) 基金で実施している事業の状況	185
エ まとめ	188
第3 検査の結果に対する所見	189
1 検査の結果の概要	189
2 所見	198
別表	201

事 例 一 覧

[復興産業集積関係の課税の特例等の活用状況]

<参考事例1> 106

[効果促進事業の活用状況]

<参考事例2> 123

〔 以下、本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てている。 〕

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成24年8月27日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月28日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(二) 検査の内容

東日本大震災からの復興等に対する事業に関する次の各事項

- ① 東日本大震災に伴う被災等の状況
- ② 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

2 平成22年度決算審査措置要求決議の内容

参議院決算委員会は、24年8月27日に検査を要請する旨の上記決議を行っているが、同日に「平成22年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、上記検査の要請に関する項目の内容は、次のとおりである。

1 東日本大震災復旧・復興関係経費の迅速かつ円滑な執行の確保について

平成23年度の東日本大震災復旧・復興関係経費の執行状況については、全体予算14兆9243億円のうち、翌年度繰越額が4兆7694億円、不用額が1兆1034億円と多額に上っており、予算の執行率は約6割にとどまった。特に、復興庁所管の経費1兆3141億円のうち1兆3101億円は執行されずに繰り越され、23年度における執行率は0.02%となっており、また、国土交通省所管の経費では、災害公営住宅等整備事業費115億円のうち、執行額等はわずか3億円であり、残り1112億円が不用額として処理されるなど、復旧・復興関係予算の執行が当初の予定どおり進んでいない事態が明

らかとなっている。

政府は、これらの事態が被災地における早期の復旧・復興や住民の生活再建の支障となることを認識し、事業の着手に必要な復興計画との調整等を速やかに実施した上で、迅速かつ円滑な予算執行に努めるべきである。また、予算の執行率が極端に低かった事業については、事業費の見積りが適切であったか検証するなどして必要な見直しを行い、多額の国民負担によって賄われている復旧・復興予算が適正、有効かつ効率的に活用されるよう、最善を尽くすべきである。

3 平成22年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容

参議院は、25年5月20日に決算委員会において、平成22年度決算に関して内閣に対し警告すべきものと議決し、同月22日に本会議において内閣に対し警告することに決している。

この警告決議は、前記の検査を要請する旨の決議の翌年に行われたものであり、この警告決議のうち、前記検査の要請に関する項目の内容は、次のとおりである。

- 1 東日本大震災からの復旧・復興に向けた迅速かつ効果的な取組が求められている中、復旧・復興関係経費の一部が、震災前から一般会計により継続的に実施されていた事務・事業等に支出されたり、被災地域における社会経済の再生や生活の再建等に直接結びつくとは考え難い使途に充てられたりなどしていたことは、看過できない。

政府は、同経費の財源が増税による国民負担で賄われていることを強く認識して、その使途が被災地域それぞれの需要や期待に応えるものとなるよう的確に予算を措置し、これまでの支出の精査による見直し作業を更に進めるとともに、今後とも、住まいとなりわい再建を最優先に、予算の査定、事業実施箇所の選定等を厳格に行うべきである。

4 24年報告の概要

前記の要請により、会計検査院は、東日本大震災からの復興等に対する事業に関して、効率性、有効性等の観点から、23年度に東日本大震災復興関係経費の予算が措置されている16府省庁等を対象として、①東日本大震災に伴う被災等の状況、②復興等の各種施

策及び支援事業の実施状況等について検査を実施し、24年10月25日に、会計検査院長から参議院議長に対して報告した（以下、この報告を「24年報告」という。）。

（注1） 16府省庁等 国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

24年報告における検査の結果の概要は、次のとおりである。

- ① 人的被害、建物への被害、社会基盤施設や農林水産業等の被害はいずれも甚大であり、内閣府によればその被害額は、約16兆9000億円（ただし、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故に伴う放射能汚染被害は含まれていない。）と推計されている。そして、国は、被災者の救援、救助等の被害応急対応を実施するとともに、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号。以下「復興基本法」という。）、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「特区法」という。）等の制定、「東日本大震災からの復興の基本方針」（以下「復興基本方針」という。）の策定、復興庁の設置等を実施し、国の総力を挙げて復旧・復興に取り組んでいる。

国は、これらの施策に必要な財源を確保するための特別措置として、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号。以下「復興財源確保法」という。）を施行するとともに、平成23年度補正予算により計14兆9354億余円を東日本大震災関係経費として財政措置した。

- ② 復旧・復興事業の実施状況について、予算現額、支出済額等から執行状況をみると、平成23年度補正予算の一般会計における執行率は60.6%となっていて、これらを経費項目別にみると全てが執行されている経費項目が多くある一方で、年度内に全てが執行されないままその大半が翌年度に繰り越されている経費や執行率が20%程度と低くなっている経費項目も見受けられ、経費項目別の執行率が区々となっていた。また、特別会計における執行状況を反映した支出率は54.2%であり、一般会計における執行率よりも低くなっていた。そして、このような執行状況の結果、全体の38.3%が翌年度に繰り越され、7.4%が不用となっていた。

- ③ 特区法に基づく各種計画の実施状況をみると、復興推進計画については、24年8月3日現在、20の復興推進計画における28分類の特例が認定され、復興整備計画については、24年8月10日現在、復興整備協議会を組織した28市町村のうち21市町村が公表していた。また、復興交付金事業計画については、24年7月までに復興庁は市町村から計3

回の提出を受け、このうち第2回までの交付対象事業費6220億余円に対して5122億余円を交付可能額として82市町村に通知していた。そして、交付対象事業費6220億余円のうち、市街地・居住地復興のための5事業が4528億余円を占めていた。

- ④ 58市町村の復旧・復興事業等の実施状況を検査した結果、各市町村の事業執行率は市町村によって大きな差が見受けられた。また、これらの市町村では、復旧・復興事業の実施に当たる職員に大きな事務負担が生じており、アンケートにおいて、復興事業の増加に伴う各種業務に対応するための人的支援やそのための体制整備を要望していた。

そして、24年報告の検査の結果に対する所見は、次のとおりである。

国は、復旧・復興に当たり、被災地の地方公共団体に対して、既存の制度にとらわれない行政手続の簡素化や財政面及び人材面からの支援を実施し、被災地の地方公共団体が行う復興の取組を総力を挙げて支援することとしている。そして、この復旧・復興は、被災地の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる施策の推進により実施されるべきとされていることから、復興の成果は、国民全体が感じ取れるものとするとともに、将来の世代にわたって誇ることができるものにする必要がある。

会計検査院は、今回、東日本大震災からの復旧・復興に対する事業について検査を実施した。国及び地方公共団体は、現在全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところであるが、復旧・復興のための施策は、総合的かつ中長期的な視点を有し、被災地に暮らす国民の声やその迅速性にも配慮して実施することが不可欠であり、復興庁及び関係府省等は連携して、国及び地方公共団体が行う施策が基本理念に即したものとなるよう、今後、以下の点に留意して、復興施策の推進及び支援に適切に取り組む必要がある。

- (1) 被災した地方公共団体の意向や要望、取り組んでいる復興施策等を踏まえた経費の配分や事業費の積算を行うこと
- (2) 東日本大震災復旧・復興関係経費の執行に当たっては、計画に基づき円滑かつ迅速に事業が実施されるよう、関係行政機関等が実施する事業の進捗状況を的確に把握するとともに、施策の実施の推進及び総合調整を行いつつ、関係行政機関等との

連絡調整を速やかに行うなどして、適切、有効かつ効率的な執行に努めること

(3) 復興特別区域制度の運用に当たっては、各被災地域の被害及び復興の実情に応じて柔軟に対応するとともに、地方公共団体と十分な意見交換を行いつつ、復興推進計画の特例や復興交付金事業を活用した取組等について把握した上で、情報提供、助言その他必要な協力を行い、地方公共団体の迅速かつ着実な復興の支援に努めること

(4) 被災地の地方公共団体等は、限られた人員で震災前と比較して膨大な事業を実施して復旧・復興に取り組んでいることから、その復旧・復興事業の人的な実施体制及び制度の運用状況について現状を把握して、必要な支援に努めること

5 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、24年報告において、東日本大震災の被害が甚大で、大規模なものであるとともに、地震、津波及び原子力発電所の事故による複合的なものであることに鑑み、長期にわたり継続して実施する東日本大震災からの復旧・復興事業の実施状況等について、今後とも引き続き検査を実施するとともに、原子力災害からの復興についても着眼して検査を実施することとし、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

そこで、今回の検査においては、東日本大震災からの復旧・復興事業に関する各事項について、効率性、有効性等の観点から、それぞれ次の着眼点により検査を行った。

ア 東日本大震災に伴う被災等の状況

被災及び被災に対する復旧の状況はどのようなものとなっているか、また、被災者等に対する支援等はどのようなになっているか。

イ 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

(ア) 東日本大震災復興特別会計において措置された復旧・復興予算はどのような経費に配分されているか、また、復興基本方針における復興施策等はどのような事業により実施されているか。

(イ) 復旧・復興に係る各種事業は、支出等の執行状況や執行により生じた繰越しなどの状況からみて、円滑かつ迅速に実施されているか、繰越しとなっている事業の状況はどのようなものとなっているか。また、各種事業は復興基本方針等に掲

げられた施策に沿ったものとなっているか、復旧・復興との関連性はどのようなものとなっているか。

(ウ) 被災した地方公共団体において、復興特別区域制度の復興推進計画、復興整備計画及び復興交付金事業計画の作成状況はどのようなになっているか、また、これらの計画に基づく特例等はどのように活用されているか。

(エ) 被災した地方公共団体において実施されている基金事業、復興交付金事業等の状況はどのようなものとなっているか。

(オ) 原子力災害からの復興再生について、各府省庁等及び福島県が実施する各種施策の実施状況はどのようなものとなっているか。

(2) 検査の対象及び方法

会計検査院は、25年次においては、23、24両年度に東日本大震災復興関係経費の予算が措置されている16府省庁等を24年報告に引き続き対象として検査するとともに、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）等の規定に基づき青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県の計9県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるもの（以下「特定被災地方公共団体」という。）又は東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村のうち政令で定めるものなどの区域（以下「特定被災区域」という。）として指定された227市町村に、特定被災区域に指定された市町が所在しているが特定被災地方公共団体として指定されていない北海道及び埼玉県を加えた11道県及び227市町村（以下「特定被災自治体」という。）における被災状況、復旧・復興事業等の実施状況等について検査することとした。

本報告における特定被災自治体の検査に当たっては、被災等の状況や復旧・復興事業を実施している特定被災自治体の状況、検査の実効性等を総合的に考慮して、特定被災自治体のうち岩手県、宮城県及び福島県（以下「東北3県」という。）並びに東北3県の管内127市町村を除く、8道県及び100市町村を対象として会計実地検査を行った。また、福島県については、原子力災害による影響が甚大で、復興の妨げともなっていることから、除染、放射性物質汚染廃棄物の処理、健康管理等の事業の実施状況について、同県より説明を受けるなどの実態調査を実施した。

検査に当たっては、16府省庁等の内部部局等と上記の8道県及び100市町村に対して

337人日を要して会計実地検査を行い、調書及び関係資料を徴したり担当者等から説明を聴取したりするとともに、公表されている資料等を基に調査分析を行った。

会計検査院としては、東日本大震災関係経費の予算により実施される復旧・復興事業が、各府省庁や特定被災自治体において、長期にわたり継続して実施されていること、復興事業の実施に係る諸制度の見直しなどが想定されることなどから、次年次以降も引き続き検査を実施して、その結果を報告することを予定している。

第2 検査の結果

1 東日本大震災に伴う被災等の状況

(1) 被害及び支援の状況

23年3月11日に、三陸沖を震源とする国内観測史上最大のマグニチュード9.0の巨大地震（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）が発生した。この地震により、宮城県北部で震度7を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけて震度1から6強を観測した。また、福島県で9.3m以上の津波を観測するなど、東北地方から関東地方北部までを中心に、太平洋沿岸の広い範囲で津波を観測した。さらに、同日、福島第一原発においては、全ての交流電源が失われ、冷却機能を喪失したことにより、大量の放射性物質が放出されるという重大な事故が発生した。政府は、東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害について、閣議において「東日本大震災」と称することに決定した。

東日本大震災は、東北3県を中心に広い範囲で甚大な被害をもたらした。東日本大震災による全国の被害等及び会計検査院が会計実地検査を行った8道県及び100市町村における被害等の状況は、以下のとおりである。

ア 人的被害等の状況

(ア) 人的被害

死者、行方不明者等の人的被害は、いまだ全容の把握に至っていないが、死者15,883人、行方不明者2,656人（25年8月9日現在）等となっている。都道県別の人的被害は、表1のとおりである。

表1 全国における人的被害

(単位：人)

都道県		死者	行方不明者	負傷者
北海道		1	0	3
東北	青森県	3	1	111
	岩手県	4,673	1,145	212
	宮城県	9,537	1,299	4,145
	秋田県	0	0	11
	山形県	2	0	29
	福島県	1,606	208	182
東京都		7	0	117
関東	茨城県	24	1	712
	栃木県	4	0	133
	群馬県	1	0	39
	埼玉県	0	0	45
	千葉県	21	2	258
	神奈川県	4	0	137
	新潟県	0	0	3
	山梨県	0	0	2
	長野県	0	0	1
	静岡県	0	0	3
中部	三重県	0	0	1
四国	高知県	0	0	1
計		15,883	2,656	6,145

(注) 宮城県沖を震源とする地震(平成23年4月7日、24年6月18日及び8月30日)、福島県浜通りを震源とする地震(23年4月11日)、福島県中通りを震源とする地震(23年4月12日)、千葉県北東部を震源とする地震(23年5月22日)、福島県沖を震源とする地震(23年7月25日、同月31日、8月12日、同月19日及び10月10日)、茨城県北部を震源とする地震(23年9月10日、11月20日、24年2月19日及び25年1月31日)、茨城県沖を震源とする地震(24年3月1日)、千葉県東方沖を震源とする地震(24年3月14日)及び三陸沖を震源とする地震(24年12月7日)による被害を含む。表5(全国における建物への被害)において同じ。

出典：警察庁「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」(平成25年8月9日公表)

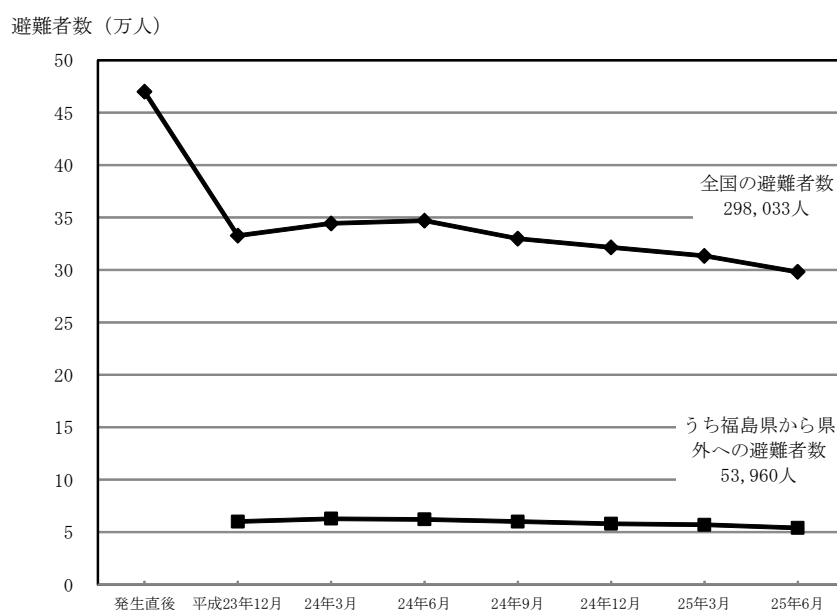
また、復興庁によれば、このほか、東日本大震災による負傷の悪化等による震災関連死の死者数が1都9県で2,688人(25年3月31日現在)となっている。

(イ) 避難の状況

避難者数は、震災発生直後のピーク時において約47万人とされており、震災発生から1週間を経過した時点では、約38万人が避難所2,182か所に避難していたとされている。その後、避難所等から自宅へ帰宅したり、応急仮設住宅へ移ったりするなどして、学校等に設置された避難所は23年12月末までにほぼ解消されているが、25年6月末現在、親族・知人宅や応急仮設住宅等において生活している避難者は、全国で約29万8000人(参考：24年7月末現在34万3000人(24年報告))に上ることが把握されている。これを都道府県別にみると、岩手県約3万8000人、宮城県

約10万1000人、福島県約9万3000人等となっており、全国の避難者数に占める東北3県の避難者数の割合は78.5%とその大多数を占めている。また、甚大な被害を受けた東北3県では、県外へ避難している住民も多く、岩手県では約1,000人、宮城県では約7,000人が県外に避難している。特に、福島県では、原子力発電所の事故等により、約5万3000人（同約6万人）もの住民が他県等における長期の避難を余儀なくされている。

図1 全国における避難者数の推移



（注）復興庁が公表している「全国の避難者等の数」を基に作成した。

会計実地検査を行った100市町村において被災した住民の避難の状況についてみると、表2のとおり、23年12月末現在で2,751人が避難しており、このうち応急仮設住宅等に入居している避難者が1,842人となっていた。そして、25年3月末現在で2,227人が避難しており、このうち応急仮設住宅等に入居している避難者は1,261人となっている。

表2 100市町村における被災した住民の避難の状況

(単位:人)

道県名	市町村数	平成23年12月末現在			25年3月末現在		
		避難先市町村数	避難者数	うち仮設住宅等への入居者数	避難先市町村数	避難者数	うち仮設住宅等への入居者数
北海道	4	0	0	0	0	0	0
青森県	4	3	261	245	2	204	198
茨城県	40	22	1,330	721	27	1,455	607
栃木県	17	6	145	85	4	88	38
埼玉県	1	0	0	0	0	0	0
千葉県	29	7	776	613	6	444	386
新潟県	3	3	87	70	2	25	25
長野県	2	1	152	108	1	11	7
計	100	42	2,751	1,842	42	2,227	1,261

東日本大震災の被害は甚大で広範なものであることから、被災者は近隣の県や遠く全国に避難したり、家族が離れて避難したりしており、全国の市町村では避難者に対して応急仮設住宅を提供するなどして支援している。

これら市町村の中には、自らも被災する状況の下、他県からの被災者を受け入れている市町村も多く見受けられる。そこで、前記100市町村における他県からの避難者の受入状況についてみると、表3のとおり、23年12月末現在、岩手県からの避難者172人、宮城県からの避難者437人、福島県からの避難者7,254人等計7,895人を受け入れていた。その後、25年3月末現在、岩手県からの避難者が157人、宮城県からの避難者が409人とそれぞれ減少しているものの、福島県からの避難者は8,301人と増加していて計8,893人を受け入れている。また、茨城県や千葉県の比較的都市部の市町村が多く、避難者を受け入れていた。

表3 100市町村における他県からの避難者の受入状況

(単位:人)

道県名	市町村数	岩手県				宮城県				福島県				その他の被災県				計			
		25年3月末現在				25年3月末現在				25年3月末現在				25年3月末現在				25年3月末現在			
		平成23年12月末現在 避難者数	避難先市町村数	避難者数	うち仮設住宅等への入居者数	23年12月末現在 避難者数	避難先市町村数	避難者数	うち仮設住宅等への入居者数	23年12月末現在 避難者数	避難先市町村数	避難者数	うち仮設住宅等への入居者数	23年12月末現在 避難者数	避難先市町村数	避難者数	うち仮設住宅等への入居者数	23年12月末現在 避難者数	避難先市町村数	避難者数	うち仮設住宅等への入居者数
北海道	4	5	0	0	0	3	1	2	0	10	1	9	3	0	0	0	0	18	2	11	3
青森県	4	42	3	42	22	89	3	83	24	200	4	193	94	5	2	5	3	336	12	323	143
茨城県	40	19	9	27	17	64	12	55	15	2,858	38	3,751	1,849	4	2	5	3	2,945	61	3,838	1,884
栃木県	17	20	3	10	4	71	6	57	28	1,947	13	1,854	947	5	1	4	4	2,043	23	1,925	983
埼玉県	1	1	0	0	0	11	1	9	6	165	1	126	49	0	0	0	0	177	2	135	55
千葉県	29	84	13	78	15	188	18	195	32	1,826	22	2,190	1,228	18	5	12	2	2,116	58	2,475	1,277
新潟県	3	1	0	0	0	11	2	8	0	248	2	178	145	0	0	0	0	260	4	186	145
長野県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	100	172	28	157	58	437	43	409	105	7,254	81	8,301	4,315	32	10	26	12	7,895	162	8,893	4,490

(ウ) 被災地の住民の減少等の状況

被災地、特に東北3県では、他県等に避難している住民も多く、様々な理由から避難先等に住民登録を移している住民も多く見受けられる。そこで、総務省が毎年公表している3月末現在の住民基本台帳に基づく人口動態により、特定被災自治体が所在する11道県の人口の増減状況をみると、表4のとおり、23年度末の11道県の人口は22年度末現在の人口と比較して10道県で減少しており、青森県、岩手県、宮城県及び福島県の増減率は全国平均を大幅に下回っている。

表4 全国における人口動態の状況

都道府県 等名	人口（千人）			23年度 増減率 （％）	うち		24年度末 増減率 （％）	うち	
	平成22年度末	23年度末	24年度末		自然増減 率	社会増減 率		自然増減 率	社会増減 率
北海道	5,498	5,474	5,444	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.1
青森県	1,395	1,383	1,368	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.4	△ 1.0	△ 0.6	△ 0.4
岩手県	1,334	1,317	1,309	△ 1.2	△ 0.8	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.1
宮城県	2,318	2,302	2,304	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.2	0.0	△ 0.1	0.2
福島県	2,036	1,991	1,971	△ 2.1	△ 0.5	△ 1.6	△ 1.0	△ 0.4	△ 0.5
茨城県	2,973	2,960	2,947	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.1
栃木県	1,995	1,988	1,981	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.1
埼玉県	7,140	7,149	7,156	0.1	△ 0.0	0.1	0.0	△ 0.0	0.1
千葉県	6,161	6,147	6,136	△ 0.2	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.1
新潟県	2,378	2,364	2,348	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.2
長野県	2,153	2,145	2,134	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.1
上記以外の 都府県	91,534	91,433	91,290	△ 0.1	△ 0.1	0.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.0
全国	126,923	126,659	126,393	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.0

（注） 総務省が公表している「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」を基に作成した。

特に、福島県は、図3のとおり、転入者数や転出者数等による人口増減を示す社会増減率が23年度マイナス1.6%、24年度マイナス0.5%と、東日本大震災発生後の減少が著しくなっていて、原子力災害が大きな影響を及ぼしていることが推察される。そして、これら被災地における住民の転出等が復興への合意形成や復興計画の策定、コミュニティの維持等に様々な影響を及ぼすことが懸念されている。

図2 東北3県の自然増減率の推移

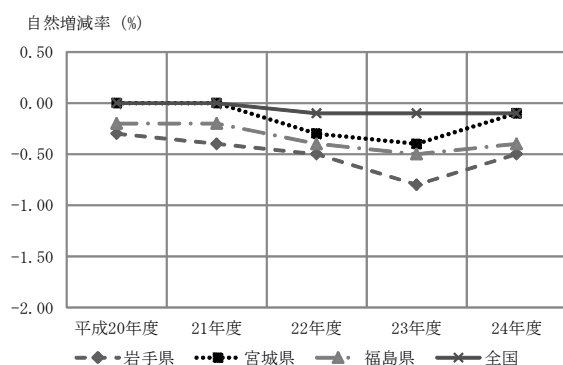
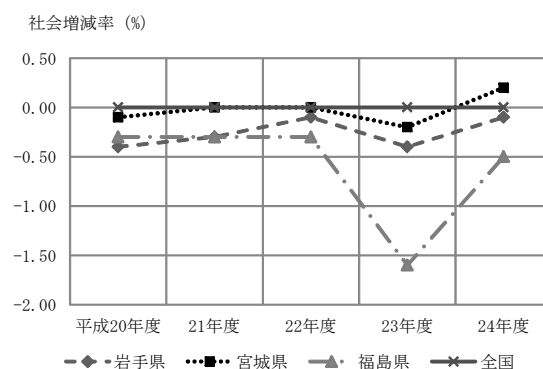


図3 東北3県の社会増減率の推移



(注) 総務省が公表している「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」を基に作成した。

イ 建物等への被害等の状況

(ア) 建物への被害

建物への被害については、津波により壊滅的な被害を受けた地域があり、全容の把握には至っていないが、全壊126,483戸、半壊272,287戸、一部破損742,425戸等（25年8月9日現在）となっている。都道府県別の建物への被害は、表5のとおりである。

表5 全国における建物への被害

(単位：戸)

都道府県		全壊	半壊	一部破損	非住家被害
北海道		0	4	7	469
東北	青森県	308	701	1,006	1,402
	岩手県	18,370	6,558	14,146	5,412
	宮城県	82,889	155,099	222,781	28,747
	秋田県	0	0	3	3
	山形県	0	0	21	96
	福島県	21,190	73,022	166,752	1,117
東京都		15	198	4,847	1,101
関東	茨城県	2,625	24,225	185,332	19,846
	栃木県	261	2,118	73,125	295
	群馬県	0	7	17,246	0
	埼玉県	24	199	1,800	33
	千葉県	801	10,117	54,871	660
	神奈川県	0	39	454	13
	新潟県	0	0	17	9
	山梨県	0	0	4	0
	静岡県	0	0	13	9
中部	三重県	0	0	0	9
計		126,483	272,287	742,425	59,221

(注) 非住家被害とは、官公署、学校、病院等、住家以外の建築物に係る被害である。

出典：警察庁「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」（平成25年8月9日公表）

(イ) 地方公共団体が所有し、又は管理する施設等への被害

東日本大震災により、地方公共団体等が所有し、又は管理する庁舎や学校、保育所等の施設も甚大な被害を受けた。会計実地検査を行った8道県及び100市町村における被害状況についてみると、表6のとおり、25年3月末現在の被害額は、公共土木施設2928億余円、農林水産業関係2377億余円等計6423億余円と推計されている。

表6 8道県及び100市町村における地方公共団体が所有し、又は管理する施設等への被害状況（平成25年3月31日現在）

（単位：百万円）

道県名	庁舎等施設（警察及び消防施設を含む）	福祉施設	教育・文化施設	公共土木施設	農林水産業関係	商工業関係	計
北海道	857	0	6	1,391	22,764	415	25,435
青森県	1,449	389	697	44,124	53,009	1,202	100,873
茨城県	9,923	20,999	38,453	159,607	125,206	5,774	359,964
栃木県	1,769	2,771	10,940	6,970	7,359	889	30,701
埼玉県	61	1	122	510	0	5	701
千葉県	861	2,683	9,912	71,635	21,642	125	106,861
新潟県	16	85	244	3,364	1,342	70	5,123
長野県	83	180	360	5,291	6,470	294	12,681
計	15,023	27,111	60,737	292,896	237,796	8,777	642,342

（注）各特定被災自治体には、表中の被害額のほかに推計できない被害が生じている。

（ウ）災害廃棄物等の処理

大規模な地震及び津波により、東北3県の沿岸市町村を中心としてがれきと称される大量の災害廃棄物及び津波堆積物（以下、これらを合わせて「災害廃棄物等」という。）が発生した。

災害廃棄物等の量は、表7のとおり、25年6月末現在、岩手県532万t、宮城県1796万t、福島県482万t、東北3県以外の10道県148万t、計2960万tとなっており、その大多数を東北3県が占めている。

上記2960万tの処理・処分状況についてみると、岩手県293万t、宮城県1325万t、福島県212万t、東北3県以外の10道県141万t、計1973万tが処理・処分済みとなっていて、東北3県における処理・処分が完了していない災害廃棄物等が多い状況となっている。なお、災害廃棄物等の推計量については、処分が進むにつれて、より正確な数値へと見直しが行われている。

表7 13道県における災害廃棄物等処理の進捗状況（平成25年6月30日現在）

県名	全体		災害廃棄物					津波堆積物				
	災害廃棄物等推計量 (千t)	処理・処分済み量 (千t)	災害廃棄物推計量 (千t) A	仮置場搬入済み量		処理・処分済み量		津波堆積物推計量 (千t) D	仮置場搬入済み量		処理・処分済み量	
				量 (千t) B	率 (%) B/A	量 (千t) C	率 (%) C/A		量 (千t) E	率 (%) E/D	量 (千t) F	率 (%) F/D
岩手県	5,324	2,939	3,836	3,666	95.5	2,419	63.0	1,488	1,407	94.5	520	34.9
宮城県	17,965	13,252	11,079	10,494	94.7	9,170	82.7	6,886	5,956	86.4	4,082	59.2
福島県	4,829	2,129	2,985	2,243	75.1	1,703	57.0	1,845	1,408	76.3	426	23.0
東北3県以外の10道県	1,485	1,417	1,417	1,343	94.7	1,349	95.2	68	68	100.0	68	100.0
計	29,603	19,735	19,316	17,745	91.8	14,639	75.7	10,287	8,840	85.9	5,096	49.5

注（1）環境省が公表している「災害廃棄物等処理の進捗状況」（平成25年7月26日）を基に作成した。

注（2）福島県は避難区域を除く。

注（3）東北3県以外の10道県は、北海道、青森、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、静岡、長野各県である。

ウ 被災者への支援の状況

(ア) 応急仮設住宅の状況

東日本大震災により、多くの人が住む場所を失い、避難生活を余儀なくされることとなった。国は、災害救助法の規定に基づく救助として、応急仮設住宅の設置を推進した。応急仮設住宅の供与期間は原則として2年以内とされているが、24年4月に、災害公営住宅等の恒久住宅の整備になお時間を要する状況にあることなどを踏まえて、1年間延長することとされた。また、25年4月に、地域の実情を踏まえて、応急仮設住宅の供与期間を延長する必要がある場合は、更に延長ができることとされた。

一方、避難者が自主再建するなどして転居することにより、今後応急仮設住宅に空き住戸が発生することとも予想されることから、23年8月、空き住戸を弾力的に活用することとされ、コミュニティの形成や交流の促進に資するための集会や談話等のスペースとして利用することなどが可能となり、24年1月には、他の地方公共団体からの応援職員等の宿泊利用についても可能とされた。

国土交通省によれば、応急仮設住宅は、東北3県において53,312戸、その他の4県を合わせて計53,627戸の設置が必要とされており、25年4月1日現在、必要戸数の99.8%が完成したとしている。

また、前記100市町村における25年3月末現在の応急仮設住宅の状況は、表8のとおり、必要戸数315戸の全てが完成している。このうち、入居戸数は167戸、空き戸数は148戸となっており、空き戸数148戸のうち59戸は閉所となっていた。

表8 100市町村における応急仮設住宅（設置によるもの）の戸数（平成25年3月31日現在）

(単位：戸)

道県名	市町村数	設置済み市町村数	必要戸数	着工済戸数	完成戸数	入居戸数	空き戸数	うち閉所戸数
北海道	4	0	0	0	0	0	0	0
青森県	4	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	40	1	10	10	10	10	0	0
栃木県	17	1	20	20	20	9	11	11
埼玉県	1	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	29	2	230	230	230	147	83	0
新潟県	3	0	0	0	0	0	0	0
長野県	2	1	55	55	55	1	54	48
計	100	5	315	315	315	167	148	59

(イ) 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の支給等の状況

東日本大震災により生命又は身体に被害を受けた被災者等に対しては、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、自然災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金、精神又は身体に同法で定める重度の障害を受けた住民に対する災害障害見舞金をそれぞれ支給するとともに、被災世帯の世帯主に対しては生活の立て直しに資するための災害援護資金を貸し付けている。災害弔慰金の支給額は、生計維持者の住民が死亡した場合は500万円、その他の住民が死亡した場合は250万円、災害障害見舞金の支給額は、生計維持者の住民が障害を受けた場合は250万円、その他の住民が障害を受けた場合は125万円となっている。また、災害援護資金は、被害の程度、世帯人員の所得等に応じて貸し付けられるもので、その限度額は350万円等とされている。災害弔慰金等は、住民やその遺族の申請に基づき、当該住民が災害時に住所を有する市町村が支給等することとされており、国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金に係る支給額の2分の1を負担し、災害援護資金に係る貸付原資の3分の2を貸し付けることとされている。

厚生労働省は、東日本大震災に係る25年3月末までの災害弔慰金等の件数、支給額等について、表9のとおり、災害弔慰金19,257件、支給額573億余円、災害障害見舞金72件、支給額1億余円、災害援護資金26,833件、貸付額461億余円としている。

表9 全国における災害弔慰金の支給額等（平成25年3月31日現在）

（単位：百万円）

都道府県名	災害弔慰金			災害障害見舞金			災害援護資金		
	件数	支給額	左のうち国庫負担金	件数	支給額	左のうち国庫負担金	件数	貸付額	左のうち国庫貸付金
北海道	8	27	13	-	-	-			
青森県	14	50	25	-	-	-	37	88	59
岩手県	5,507	16,647	8,323	14	25	12	664	1,571	1,047
宮城県	10,593	31,505	15,752	25	46	23	22,233	37,257	24,838
福島県	2,952	8,507	4,253	29	43	21	2,763	5,033	3,355
茨城県	64	217	108	2	2	1	734	1,404	936
栃木県	6	20	10	-	-	-	29	56	37
埼玉県	16	50	25	-	-	-			
千葉県	31	102	51	1	1	0	345	687	458
新潟県	2	5	2	-	-	-	-	-	-
長野県	3	10	5	-	-	-	4	7	4
その他16都府県	61	197	98	1	2	1	24	45	30
全国計	19,257	57,340	28,670	72	121	60	26,833	46,151	30,767

注(1) その他16都府県は、東京都、大阪府、秋田、山形、群馬、神奈川、石川、岐阜、静岡、愛知、滋賀、兵庫、広島、佐賀、熊本、鹿児島各県である。

注(2) 災害援護資金は、災害救助法が適用された東京都、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野各県が対象とされている。

注(3) 災害弔慰金及び災害障害見舞金に係る国庫負担金は、厚生労働省により示された支給額の値に国庫負担割合である2分の1を乗じて算出したものであり、また、災害援護資金に係る国庫貸付金は、同省により示された貸付額の値に国庫貸付割合である3分の2を乗じて算出したものである。

(ウ) 被災者生活再建支援金の支給状況

東日本大震災の発生を受けて、11都県において、被災者生活再建支援制度が適用された。同制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、生活の再建を支援して、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として、被災した世帯主に対して支援金を支給するもので、国は、都道府県が拠出した基金が支給する支援金の2分の1（東日本大震災分は5分の4）に相当する額を補助することとされている。支援金には、住宅の被害程度に応じて50万円又は100万円を支給する基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて50万円、100万円又は200万円を支給する加算支援金（世帯人数が1人の場合は、いずれも該当する金額の4分の3の額）とがある。

内閣府は、東日本大震災に係る25年3月末までの被災者生活再建支援金の支給世帯数、支給額について、表10のとおり、基礎支援金186,491世帯、1480億余円（国庫補助金相当額1184億余円）、加算支援金98,319世帯、1163億余円（同930億余円）、延べ284,810世帯、計2643億余円（同2115億余円）としている。

表10 11都県における被災者生活再建支援金の支給額（平成25年3月31日現在）

（単位：百万円）

都県名	基礎支援金			加算支援金			計		
	世帯数	支給額	左のうち国庫補助金相当額	世帯数	支給額	左のうち国庫補助金相当額	世帯数 (延べ数)	支給額	左のうち国庫補助金相当額
青森県	512	405	324	343	375	300	855	780	624
岩手県	22,801	20,130	16,104	5,943	8,029	6,423	28,744	28,159	22,527
宮城県	120,459	94,907	75,925	65,693	73,730	58,984	186,152	168,638	134,910
福島県	26,860	20,991	16,793	14,802	19,090	15,272	41,662	40,082	32,065
茨城県	9,006	6,869	5,495	6,275	8,398	6,718	15,281	15,267	12,214
栃木県	852	760	608	691	1,142	913	1,543	1,902	1,521
埼玉県	73	50	40	62	74	59	135	124	99
千葉県	5,672	3,717	2,973	4,360	5,261	4,208	10,032	8,978	7,182
東京都	24	22	17	24	14	11	48	36	29
新潟県	124	109	87	56	94	75	180	203	163
長野県	108	96	76	70	116	93	178	212	169
計	186,491	148,058	118,446	98,319	116,327	93,061	284,810	264,385	211,508

上記の国による支援のほか、被災者や遺族には、義援金の受付団体等から地方公共団体を通じて、被災の程度に応じた義援金が配分されるなどの支援が行われている。

(2) 国の復旧・復興への取組

ア 東日本大震災発生直後から23年度末までの取組

24年報告に記載したとおり、国は、23年3月11日の東日本大震災発生直後から、応急対応や応急仮設住宅の建設等を実施する一方、23年6月24日に施行した復興基本法に基づき、復興基本方針を決定して、復興財源確保法、特区法等を制定した（24年

報告10～22ページ参照）。

このうち、復興基本方針においては、実施する施策として、国は、①「被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策」、②「被災者の避難先となっている地域や震災による著しい悪影響が社会経済に及んでいる地域等、被災地域と密接に関連する地域において、被災地域の復旧・復興のために一体不可分のものとして緊急に実施すべき施策」、③「上記と同様の施策のうち、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策」を各府省一体となって実施するとされた。

そして、復興施策として、①災害に強い地域づくり、②地域における暮らしの再生、③地域経済活動の再生、④大震災の教訓を踏まえた国づくりの4項目を総合的かつ計画的に実施することとし、原子力災害からの復興として、①応急対策、復旧対策、②復興対策、③政府系研究機関の関連部門等の福島県への設置等の促進の3項目について、その迅速な対応を図ることとした（同17～20ページ参照）。

また、国は、復興基本法の基本理念にのっとり、復興に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること及び主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とする復興庁を24年2月10日に開庁し、復旧・復興施策に全力を挙げて取り組むこととした（同22～25ページ参照）。

さらに、福島第一原発における事故による原子力災害については、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）等に基づき、警戒区域等が設定されるとともに、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。）が24年3月31日に公布され、同日施行されて、福島特措法に基づく福島復興再生基本方針（以下「福島基本方針」という。）が同年7月13日に閣議決定された（同14～15及び25ページ参照）。

イ 主として24年度以降の取組

(ア) 東日本大震災復興特別会計

東日本大震災からの復旧・復興に係る財源及び予算については、復興基本方針において、復興債の発行の在り方について十分検討するとともに、従来の国債とは区分して管理すること、また、復興債の償還財源となる時限的な税制措置は、償還期間中に行い、その税収は、全て復興債の償還を含む復旧・復興費用に充て、

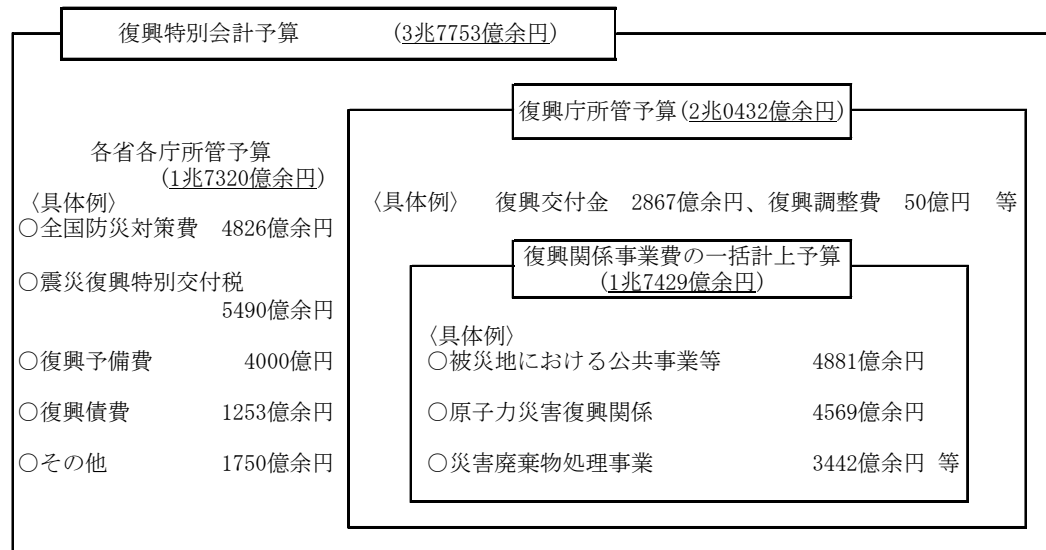
他の経費には充てないことを明確化するために、他の歳入とは区分して管理することとされている。そして、復興財源確保法の附則の規定を踏まえて、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために、復興事業に関する経理を明確にすることを目的として、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号。以下「特会法」という。）を改正して、24年度に東日本大震災復興特別会計（以下「復興特会」という。）が設置された。

復興特会は、復興財源確保法において規定された復興特別税及び復興債の発行収入金を主な歳入項目とし、復興事業に要する費用、復興債の元利償還金等を主な歳出項目としている。また、特会法の附則において、23年度に発行した復興債の償還に係る債務等を復興特会に帰属させることなどが規定されている。

平成24年度東日本大震災復興特別会計当初予算（以下「24年度当初予算」という。）は、図4のとおり、3兆7753億余円となっており、その内訳は、復興庁所管予算計2兆0432億余円と各省各庁所管予算計1兆7320億余円となっている。復興庁所管予算のうち主なものは、復興関係事業費を復興庁が一括して要求し確保する一括計上予算1兆7429億余円及び東日本大震災復興交付金（以下「復興交付金」という。）2867億余円である。

また、25年2月26日に、日本経済再生に向けた緊急経済対策の一環として東日本大震災の被災地の復興の加速を最優先とするために、平成24年度東日本大震災復興特別会計補正予算（以下「24年度1次補正」という。）1兆1952億余円が成立した。その内訳は、復興庁所管予算1240億余円、その他各省各庁所管予算1兆0712億余円となっている。

図4 24年度当初予算の内訳



(注) 復興庁が公表している「復興の現状と取組」を基に作成した。

(イ) 財源フレームの見直し

復興基本方針においては、当初5年間の「集中復興期間」の事業規模は少なくとも19兆円程度と見込んでいること、また、復興期間の一定期間経過後に事業の進捗等を踏まえて復旧・復興事業の規模の見込みと財源について見直しを行い、集中復興期間後の施策の在り方も定めることとされている（24年報告16～18ページ参照）。これについては、25年1月に、復興推進会議において「今後の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成25年1月復興推進会議決定）が決定された。

上記の見直しでは、事業規模については、23、24両年度に予算に計上された施策・事業の規模約17.5兆円（国と地方（公費分）を合わせたもの）に加えて、25年度予算における施策・事業の規模が3.3兆円程度であり、決定時点で26、27両年度に確実に実施が見込まれる施策・事業の規模が2.7兆円程度であるため、「集中復興期間」に実施する施策・事業の規模は、合わせて少なくとも23.5兆円程度と見込まれるとしている。一方、復旧・復興に充てる財源については、これまで確保されている19兆円程度に加えて、日本郵政株式会社の株式の売却収入として見込まれる4兆円程度、23年度の決算剰余金等による2兆円程度を確保することにより、計25兆円程度を確保することとしている。

見直し後の集中復興期間における復旧・復興対策の財源内訳を示すと、図5のとおりである。

図5 見直し後の集中復興期間における復旧・復興対策の財源内訳



注(1) 復興庁が公表している「復興の現状と取組」等を基に作成した。

注(2) 原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法に基づき、事業者が負担すべき経費等は含まれていない。

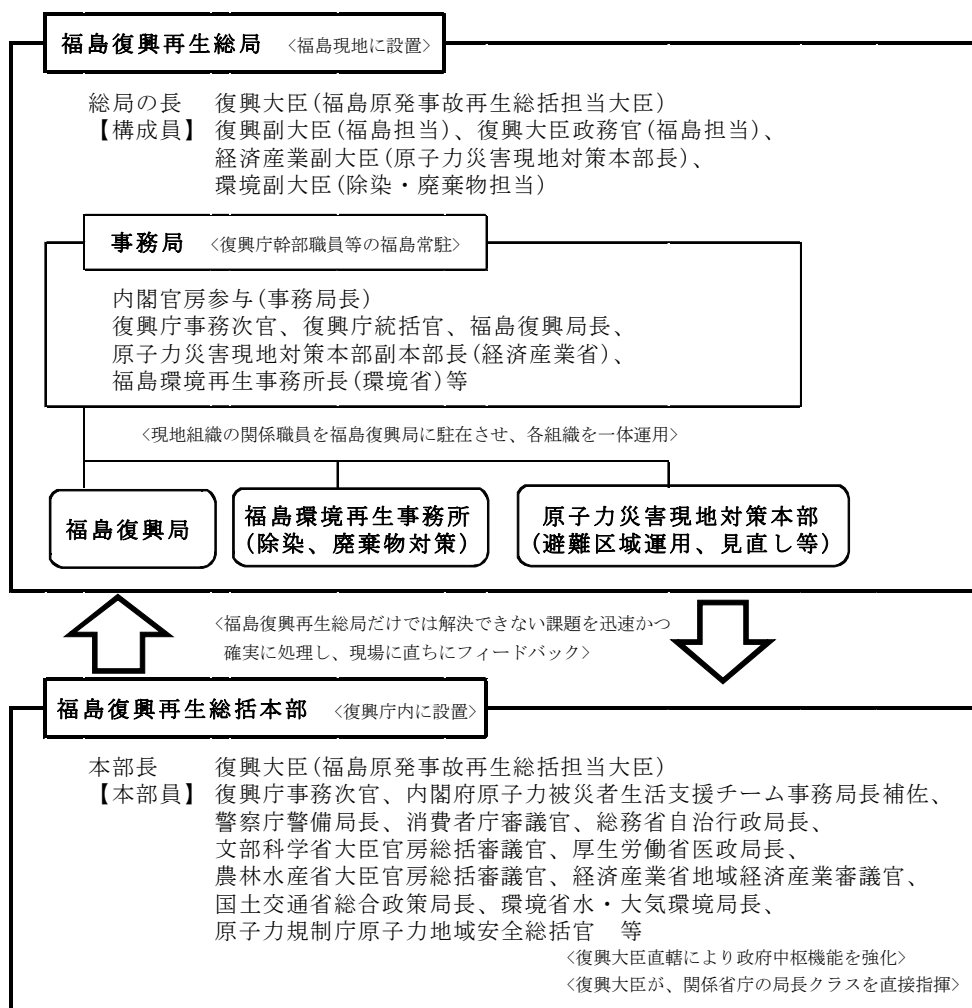
(ウ) 復興庁における福島対応体制の強化

復興庁は、25年2月1日に、福島対応体制の抜本的な強化策として、福島復興再生総局（以下「福島総局」という。）及び福島復興再生総括本部（以下「総括本部」という。）を設置した。

このうち、福島総局は、福島現地に設置されたものであり、原子力災害からの福島の復興関連施策に関して、現地での実施機能を強化し、福島復興局、福島環境再生事務所、原子力災害現地対策本部の連携強化、被災地の現場における施策の迅速化を進めることとされている。

また、総括本部は、現地の福島総局だけでは解決できない課題を迅速かつ確実に処理できるよう、原子力災害からの福島の復興及び再生に関して、関係省庁の諸施策を総括し、総合的かつ強力に推進するために、復興庁に設置されたものである。

図6 福島復興再生総局及び福島復興再生総括本部の体制



(注)復興庁が公表している「福島対応体制の強化について」等を基に作成した。

(工) 復興交付金事業計画

復興特別区域制度は、特区法に基づき、震災により一定の被害を生じた区域である227市町村の特定被災区域（巻末別図1、308ページ参照）において、その全部又は一部の区域が特定被災区域である特定被災自治体が、特例を活用したり、事業等を実施したりするための復興推進計画、復興整備計画又は復興交付金事業計画の作成を行うことができるものである（24年報告20～22ページ参照）。

このうち、復興交付金事業計画は、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の市町村が単独で又は市町村と道県が共同で作成する計画で、市町村又は道県は、目標を実現するために必要となる事業として復興交付金事業を同計画に記載し、内閣総理大臣に提出するなどして、復興交付金の交付を受けるものである。復興交付金事業には、文部科学省、厚生労働

働省、農林水産省、国土交通省及び環境省（以下「関係5省」という。）が所管する40の基幹事業と、基幹事業と一体となってその効果を増大させるために実施する効果促進事業とがある。

復興交付金は、24年3月から25年7月末までの間に、計6回の交付可能額が通知されており、この間、特定被災自治体からの要望等を踏まえて、基幹事業及び効果促進事業について見直しが行われている。

すなわち、24年5月25日に通知された第2回復興交付金においては、復興交付金の使い勝手を向上させて、市町村の自由な事業実施による被災地の漁業集落や市街地の再生を加速するために、40の基幹事業のうちの漁業集落防災機能強化事業、津波復興拠点整備事業、市街地再開発事業、都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）及び防災集団移転促進事業に係る各事業費の20%を効果促進事業に係る分の一部として一括配分して、市街地整備のコーディネート費等東日本大震災復興交付金制度要綱に定められた特定の事業（以下「ポジティブリスト」という。）は事前の計画提出や承認を経ずに実施できることとされた。

また、25年3月8日に通知された第5回復興交付金においては、被災地からの様々な要望を踏まえて運用の柔軟化を図ることとして、基幹事業については、今後の新たな課題に対応し、復興を加速させるために、採択の範囲が拡大され、効果促進事業については、ポジティブリストを廃止して市町村が自由に事業を実施することなどとする見直しが行われた。

(ウ) 復興基金

復興基本方針では、地域において、基金設置等により、制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施が可能となる資金を確保できるよう、必要な支援を実施することとしている。それを受けて、平成23年度一般会計第2次補正予算（以下「23年度2次補正」という。）で増額された特別交付税を基に、東日本大震災からの復興に向けて、被災団体が、地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興、雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対処できる資金として、「取崩し型復興基金」（総額1960億円。以下「復興基金」という。）が創設された。

そして、復興基金の設置についての特別交付税措置は、特定被災地方公共団体である青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び

長野県を対象とし、復興基金の使途及び運用については、各県の判断に委ねられている。

また、24年度1次補正において、津波による被災地域における安定的な生活基盤（住まい）の形成に資する施策を通じて住民の定着を促して、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が、地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対応することができるよう、震災復興特別交付税の増額により1047億余円が措置されている。

（カ）事故繰越手続の簡素化及び執行の見直し

平成23年度補正予算（第1次から第3次まで）で措置された事業について、事業量の増加に伴う人手や資材の不足、用地取得の難航等により事業の進捗に遅れが生じていて、24年度に明許繰越し（財政法（昭和22年法律第34号）第14条の3の規定に基づき、あらかじめ繰越明許費として国会の議決を経て翌年度に繰り越したものをいう。）を行ってもなお24年度内に完成しない事業が多数ある現状と、被災地からの要請等を踏まえるなどして、24年11月に、復興推進会議における合意を受けて、東日本大震災からの復興を着実に進めるために、復興事業の円滑な執行に資するよう、財務省は「被災地域における事故繰越事務手続について」（平成24年事務連絡第2595号）を発した。

同事務連絡によれば、平成23年度補正予算（第1次から第3次まで）で措置された事業の事故繰越しに係る事務手続について、繰越理由書の簡略化、財務局等の審査のために提出していた事業概要等の添付資料の全廃及び財務局ヒアリングの全廃を行うとされている。

また、復興予算の計上及び使途に関して、同会議において「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方」（平成24年11月復興推進会議決定。以下「基本的な考え方」という。）が決定された。これによれば、復興庁が所管する予算及び被災地向け予算については、引き続き復興特会に計上すること、全国向け予算については、一部を除き、復興特会には計上しないことなどとされ、また、平成23年度一般会計第3次補正予算（以下「23年度3次補正」という。）及び24年度当初予算において措置された復旧・復興予算に係る事業のうち、35事業（168億余円）の執行を停止することとした。

ウ 原子力災害に対する各種対応

(7) 原子力発電所の事故発生に伴う避難指示区域の見直しの状況

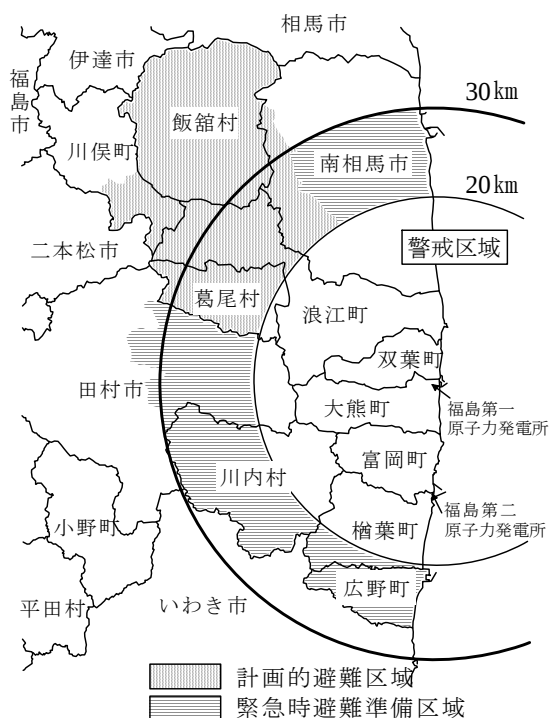
福島第一原発の事故を受け、国は、福島第一原発から半径20km圏内を警戒区域（災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りの制限若しくは禁止を実施し、又は当該区域からの退去を命ずることができる区域）に設定するとともに、計画的避難区域（年間積算線量が20mSvに達するおそれのある区域）を設定した。また、緊急時避難準備区域（緊急時に退避のため立ち退き又は屋内への退避をする必要がある区域、23年9月に解除）を設定した（24年報告14、15ページ参照）。

その後、国は、23年12月の原子力災害対策本部決定に基づき、順次警戒区域を解除するとともに、放射線量の水準に応じて新たな避難指示区域への見直しを進めた。その結果、2市6町3村の一部が避難指示解除準備区域（年間積算線量が20mSv以下となることが確実であると確認された地域）に、1市4町3村の一部が居住制限区域（年間積算線量が20mSvを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から、引き続き避難の継続を求める地域）に、1市4町2村の一部が帰還困難区域（事故後6年間を経過してもなお、年間積算線量が20mSvを下回らないおそれがある、年間積算線量が50mSv超の地域）にそれぞれ再編された（25年8月末現在、図7参照）。

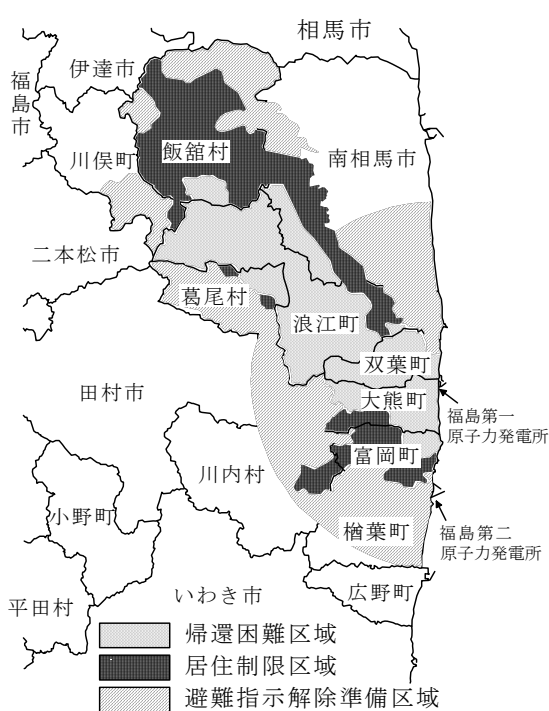
(注2) Sv（シーベルト） 人体の被ばくによる生物学的影響の大きさ（線量当量）を表す単位。なお、1時間被ばくを受け続けた場合に、どの程度の線量当量を受けるかを表す線量率の単位が「Sv/h」である。
1日のうち屋外に8時間、屋内（遮へい効果（0.4倍）のある木造家屋）に16時間滞在したと仮定して、1年間の追加被ばく線量（自然界からの被ばく線量及び医療被ばくを除いた被ばく線量）1mSvを1時間当たりに換算すると0.19μSv/hとなり、これに自然界からの放射線のうち大地からの放射線に係る線量率0.04μSv/hを加えると、0.23μSv/hとなる。

図7 避難指示区域の設定状況（概念図）

[平成23年4月22日現在の設定状況]



[平成25年8月末現在の設定状況]



(注)経済産業省が公表している「避難指示区域の概念図」等を基に作成した。

(イ) 避難解除等区域復興再生計画等

24年3月31日に公布され、同日施行された福島特措法は、避難解除等区域（避難指示が全て解除された区域及び近く解除される見込みであるとされた区域をいう。以下同じ。）の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害による被害を受けた産業の復興及び再生のための特別の措置、新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進等について定めている。そして、上記の措置や取組を推進するため、避難解除等区域復興再生計画、重点推進計画及び産業復興再生計画の各計画を、福島基本方針に即して作成、認定することとしている。

上記の各計画は、25年5月末までに全て作成され、認定されており、その概要は次のとおりである。

- ① 避難解除等区域復興再生計画は、福島基本方針において、国が定めることとされており、25年3月19日に内閣総理大臣により決定された。同計画は、計画期間を10年とし、インフラ、生活環境、産業再生等の分野ごとに中長期的な取組方針及びそれに基づき実施する事業を示している。

② 重点推進計画は、福島基本方針において、福島県が作成することとされており、福島県知事からの申請を受けて、25年4月26日に内閣総理大臣により認定された。同計画は、主に福島県が実施する再生可能エネルギー、医薬品及び医療機器に関する研究開発拠点の整備や企業立地の促進等を通じて、福島県全域における新たな産業の創出や産業の国際競争力の強化のために重点的に推進すべき取組を示している。

③ 産業復興再生計画は、福島基本方針において、福島県が作成することとされており、福島県知事からの申請を受け、25年5月28日に内閣総理大臣により認定された。同計画は、福島県の基幹産業である農林水産業、商工業及び観光産業の復興及び再生に向けた取組を加速し、福島県の新たな時代をリードする産業と雇用を創出することを目標として、福島県の魅力や正しい情報を伝える通訳案内士の育成等の福島特措法に基づく規制の特例措置を活用した事業等を実施することとしている。

そして、国、福島県、関係市町村それぞれの主体は、今後、これらの計画に示された「避難解除等区域の復興及び再生」、「新産業の創出及び国際競争力の強化」、「産業の復興及び中長期的な発展」等の目標に向けた取組を一体となつて着実に推進していくこととしている。

(ウ) 除染に対する取組

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）が23年8月30日に公布されて、同日一部施行され、国は、同法に基づき計画的かつ抜本的に除染等を推進することとなった。放射性物質汚染対処特措法には、放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の策定、監視及び測定の実施、放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等、費用負担等が定められたが、技術基準の策定等に一定の期間を要することから、全面施行は24年1月からとされた。

一方で、除染は直ちにに取り組む必要のある喫緊の課題であることから、23年8月

26日に、原子力災害対策本部において「除染に関する緊急実施基本方針」（以下「緊急実施基本方針」という。）が策定され、国は、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等が実施されるまでの間、緊急実施基本方針に即して除染を推進することとし、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染の枠組みが立ち上がり次第、緊急実施基本方針に定められた内容を、順次その枠組みに移行することとした。緊急実施基本方針では、除染の進め方として、放射線量の水準に応じて、国が主体的に実施する地域と市町村が除染計画を策定して実施する地域を設定して対応すること、除染に伴って生ずる土壌等の処理として、当面の間、市町村ごとに仮置場を持つことが現実的であるとされた。そして、国は市町村の取組に対して、財政支援、専門家派遣等を通じて全面的に協力を行うこととされた。

また、放射性物質汚染対処特措法に基づき講じられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されることとされており、当該関係原子力事業者は、放射性物質汚染対処特措法に基づく措置に要する費用について請求又は求償があったときは、速やかに支払うよう努めなければならないこととされている。

(エ) 原子力災害の被災者に対する支援

国は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響により、多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、23年8月12日に、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律」（平成23年法律第98号）を公布して、同日施行した。同法の施行により、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することができる特例が設けられ、避難住民が避難先の地方公共団体から医療、福祉、教育等の行政サービスを受けることが可能となった。

また、福島復興及び再生を一層推進するため、25年5月10日に、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成25年法律第12号）が施行された。この改正により、長期避難者の生活拠点を形成するための災害公営住宅やインフラ整備等を行う地方公共団体を支援する交付金制度の創設、公共インフラの復興・再生のために国による道路や河川等の公共事業の代行や公共施設の清掃等の生活環境

整備事業の実施区域の拡充、企業立地の更なる促進のために税制優遇措置の対象区域や対象事業者の拡充等の措置が定められた。

国は、原子力災害の被災者に対する支援として、上記のような法制度を整備するほか、復興基本方針や福島基本方針を踏まえて、災害公営住宅の入居資格の特例措置による居住の安定確保、健康不安対策、風評被害対策、住民意向調査等の各種の取組を実施している。

2 復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

(1) 東日本大震災の復旧・復興に係る予算及びその財源の状況

国は、東日本大震災発生後、東日本大震災からの復旧・復興に係る経費として、表11のとおり、平成23年度一般会計第1次補正予算（以下「23年度1次補正」という。）で4兆0153億余円、23年度2次補正で1兆9106億余円、更に復興基本方針等に基づき23年度3次補正で9兆2438億余円をそれぞれ措置した。

表11 平成23年度東日本大震災関係経費（一般会計補正予算）に係る経費項目別の予算額
（単位：億円）

経費項目	1次補正	2次補正	3次補正	計
災害救助等関係経費 （応急仮設住宅建設、被災児童生徒就学支援等）	4,828	—	941	5,770
災害廃棄物処理事業費（がれき等処理）	3,519	—	3,859	7,378
災害対応公共事業関係費（1次補正）	12,019	—	—	30,914
施設費災害復旧費等（1次補正）	4,160	—	—	
公共事業等の追加（3次補正）	—	—	14,734	
災害関連融資関係経費 （中小企業、農林漁業者等への融資等）	6,406	—	6,715	13,122
地方交付税交付金（災害対応の特別交付税増額等）	1,200	4,573	16,635	22,408
東日本大震災復興交付金	—	—	15,611	15,611
全国防災対策費	—	—	5,751	5,751
その他の東日本大震災関係経費 （雇用対策費、住宅関係、節電エコ補助金等）	8,018	—	24,631	32,649
被災者支援関係経費	—	3,773	—	3,773
東日本大震災復興対策本部運営経費	—	5	—	5
原子力損害賠償法等関係経費（2次補正）	—	2,754	3,557	6,311
原子力災害復興関係経費（3次補正）	—	—	—	
東日本大震災復旧・復興予備費	—	8,000	—	8,000
				△2,343
計	40,153	19,106	92,438	149,354

注(1) 2次補正の地方交付税交付金は、5454億余円から普通交付税増額分881億余円を控除した額である。

注(2) 東日本大震災復旧・復興予備費の2343億余円は、3次補正で台風12号対策等の財源に充当されているため、8000億円から控除している。

注(3) 3次補正で計上された年金臨時財源補填分2兆4896億余円は、本表から除外している。

そして、国は、24年度に東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために、復興事業に関する経理を明確にすることを目的として復興特会を設置して、24年度当初予算において3兆7753億余円を措置した。

さらに、被災地の復興の加速を優先するために、地方交付税の増額等を行うための経費1兆1952億余円を計上した24年度1次補正が25年2月26日に成立した。

復興特会の当初予算及び24年度1次補正に係る東日本大震災関係経費計4兆9706億余円の内訳は、表12のとおりとなっている。

表12 平成24年度東日本大震災関係経費（復興特会）に係る経費項目別の予算額

（単位：億円）

予算 区分	経費項目	予算額
当初 予算	災害救助等関係経費 （応急仮設住宅の提供に要する費用、大学生等の授業料減免・奨学 金事業支援経費）	762
	災害廃棄物処理事業費（がれき等処理）	3,442
	公共事業等の追加	5,091
	災害関連融資関係経費（中小企業、農林漁業者等への融資等）	1,209
	地方交付税交付金	5,490
	東日本大震災復興交付金	2,867
	原子力災害復興関係経費	4,811
	全国防災対策費	4,826
	その他の東日本大震災関係経費	3,998
	国債整理基金特別会計への繰入（復興債の償還財源等）	1,253
	東日本大震災復旧・復興予備費	4,000
	計	37,753
1次 補正	社会インフラ整備・住民の定着促進等対策費	1,964
	産業の復興と雇用機会の創出	512
	原子力災害等対策費	700
	国債整理基金特別会計への繰入（復興債の償還財源等）	9,895
	（既定経費の減額）	△ 1,119
	計	11,952
	合計	49,706

（注） 1次補正の「既定経費の減額」は、各経費項目に係る既定経費の不用額であり、計1119億余円の減額が計上されている。この不用額のうち主なものは、復興債費に係るもの797億余円、国家公務員給与の削減8億余円となっている。

各経費項目の内容及び予算額は、次のとおりである。

- ① 「災害救助等関係経費」は、県が支弁する民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の提供に要する費用等の一部負担に必要な経費等であり、当初予算で762億余円が計上されている。
- ② 「災害廃棄物処理事業費」は、東日本大震災により被害を受けた地域の地方公共団体が行う災害廃棄物等の処理に要する費用の一部補助等に必要な経費であり、当初予算で3442億余円が計上されている。
- ③ 「公共事業等の追加」は、公共土木施設、農林水産業施設、水道施設等の災害復

旧等に必要な経費である災害復旧等事業費2149億余円、治水、治山、道路、港湾、廃棄物処理施設、農業農村、水産基盤等の整備等の復興事業を推進するために必要な経費である一般公共事業関係費2316億余円、公立学校施設等に対して地方公共団体等が行う復旧に要する費用の一部補助等を追加するのに必要な経費である施設費等624億余円、計5091億余円が当初予算で計上されている。

- ④ 「災害関連融資関係経費」は、被災中小企業者等の事業再建及び経営安定のための融資の実施等に必要な経費である中小企業等関係費1042億余円、被災農林漁業者等の経営再建等のための融資の実施等に必要な経費である農林漁業者等関係費167億余円、計1209億余円が当初予算で計上されている。
- ⑤ 「地方交付税交付金」は、復興事業に係る地方負担等について震災復興特別交付税を措置するために必要な地方交付税交付金財源を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるために必要な経費であり、当初予算で5490億余円が計上されている。
- ⑥ 「東日本大震災復興交付金」は、地方公共団体が自ら策定する復興プランの下、復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金とされており、交付を受けた地方公共団体は、復興交付金事業の実施に当たり基金を造成して、復興交付金事業計画の計画期間内にこれを取り崩して事業を実施することができることとなっており、当初予算で2867億余円が計上されている。
- ⑦ 「原子力災害復興関係経費」は、原子力発電所の事故による汚染を除去するために行う放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施等に必要な経費であり、当初予算で4811億余円が計上されている。
- ⑧ 「全国防災対策費」は、東日本大震災の被害状況に鑑みて、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等の事業に必要な経費であり、当初予算で4826億余円が計上されている。
- ⑨ 「その他の東日本大震災関係経費」は、当初予算で3998億余円が計上されている。この経費のうち主なものは、自衛隊の災害派遣活動により減耗した装備品等の回復や今後の災害活動に即応し得る能力の維持等及び被害を受けた自衛隊施設や装備品等の復旧に必要な経費等として883億余円、独立行政法人住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資等に必要な経費として549億円、中小企業等グループの施設、設備等に係る復旧及び整備に要する費用について、補助金を交付する都道府県等に対する一部補助に必要な経費として499億余円となっている。

- ⑩ 「国債整理基金特別会計への繰入」は、復興特会の負担に属する復興債の償還及び利子等の支払に必要な経費と、これらの事務取扱に必要な経費を国債整理基金特別会計へ繰り入れるものであり、当初予算で1253億余円、24年度1次補正で9895億余円、計1兆1148億余円が計上されている。
- ⑪ 「東日本大震災復旧・復興予備費」は、東日本大震災に係る復旧及び復興に関連する経費の予見し難い予算の不足に充てるための予備費であり、当初予算で4000億円が計上されている。
- ⑫ 「社会インフラ整備・住民の定着促進等対策費」は、24年度1次補正で1964億余円が計上されている。このうち主なものは、津波被災地域の住宅定着促進や24年度1次補正において追加される復興事業に係る地方負担について、震災復興特別交付税を措置するために必要な地方交付税交付金財源を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるために必要な経費として1213億余円、特に緊要性の高い地方公共団体が行う公立学校施設の耐震化及び防災機能強化の推進等に必要な経費として652億余円となっている。
- ⑬ 「産業の復興と雇用機会の創出」は、被災県に緊急雇用創出事業臨時特例交付金を交付することにより、東日本大震災において被災した失業者の雇用機会の創出を促進するための重点分野雇用創造事業等を実施するために必要な経費であり、24年度1次補正で512億余円が計上されている。
- ⑭ 「原子力災害等対策費」は、原子力災害等からの迅速な再生を進めるために、避難解除区域への帰還の支援、放射性物質による汚染への対応等に必要な経費であり、24年度1次補正で700億余円が計上されている。

また、上記予算の財源についてみると、表13のとおり、「復興公債金」として2兆4033億余円、子ども手当等の歳出削減見合いなどの「一般会計より受入」として1兆9999億余円、「復興特別法人税」として5062億余円等が充てられていて、計4兆9706億余円となっている。

表13 平成24年度東日本大震災関係経費（復興特会）の財源

(単位：億円)

財源項目	当初 予算	1次 補正	計
復興特別所得税	495	—	495
復興特別法人税	4,810	252	5,062
一般会計より受入	5,507	14,492	19,999
復興公債金	26,823	△2,790	24,033
公共事業費負担金収入	103	△1	101
災害等廃棄物処理事業費負担金収入	12	—	12
雑収入	2	—	2
計	37,753	11,952	49,706

(2) 東日本大震災復旧・復興事業の実施状況

会計検査院は、24年報告において、16府省庁等に措置された平成23年度一般会計における東日本大震災関係経費に係る決算の数値を把握して、復旧・復興予算の執行状況について分析を行った。その数値は、歳出予算現額（歳出予算額（当初予算額、補正予算額及び予算移替額の合計）に、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加減したもの。以下「予算現額」という。）14兆9243億余円、支出済歳出額（以下「支出済額」という。）9兆0513億余円、翌年度繰越額（以下「繰越額」という。）4兆7694億余円、不用額1兆1035億余円等であったとしている（24年報告30～59ページ参照）。

そして、24年報告は24年8月末時点で整理したものであり、決算数値の一部が確定していなかったことから、確定値に基づく数値でみると、支出済額は9兆0513億余円、繰越額は4兆7695億余円、不用額は1兆1034億余円となっている。

そこで、24年度においては、上記の23年度一般会計における繰越額4兆7695億余円の24年度末時点における執行状況はどのようになっているか、また、16府省庁等に措置された前記復興特会の東日本大震災関係経費計4兆9706億余円は、どのような経費に配分されて、どのように執行されているかなどについても着眼して、引き続き分析を行うこととした。

また、各府省庁等において、復旧・復興事業の進捗状況を逐次全て把握できる体制とはなっていないことから、補助事業等の実施状況を正確に把握することは、事業主体に直接確認するなどしない限り極めて困難である。しかし、各事業の進捗状況は、

予算の執行状況に現れてくるものもあることから、本年次も各府省庁等から特別調書を徴するなどして、東日本大震災復旧・復興関係経費に係る決算の数値を把握し、復旧・復興予算の執行状況について分析を行うこととした。分析に用いた数値は、各府省庁等において25年8月末現在で整理したものであり、この時点では、経費項目別等の分類が確定していないことなどから、今回の分析により集計した決算数値は、例年11月に公表される決算額と相違する場合がある。

ア 経費項目別の執行状況

各府省庁等所管の復旧・復興事業の実施状況として、23年度補正予算のうち翌年度繰越分（以下「23年度繰越分」という。）と24年度復興特会予算について、経費項目別に、予算現額、支出済額、繰越額、23年度繰越分のうち、避け難い事故により24年度内に支出が終わらなかったため、25年度へ再度繰り越した額（以下「事故繰越額」という。）及び不用額を調査した。そして、復旧・復興事業に係る支出済額の予算現額に対する割合（以下「執行率」という。）、予算措置年度から現年度末までの累計の支出済額の予算現額に対する割合（以下「累計執行率」という。）、繰越額の予算現額に対する割合（以下「繰越率」という。）、事故繰越額の予算現額に対する割合（以下「事故繰越率」という。）、不用額の予算現額に対する割合（以下「不用率」という。）及び予算措置年度から現年度末までの累計の不用額の予算現額に対する割合（以下「累計不用率」という。）をそれぞれ求めて、各経費の執行状況を分析した。

なお、24年度復興特会の執行状況は、24年度当初予算及び24年度1次補正の区分ごとに算出することとなっていないため、24年度1次補正で実施している事業については24年度当初予算の経費項目の区分により整理している。

(ア) 平成23、24両年度東日本大震災関係経費の執行状況

23年度一般会計の予備費及び23年度1次補正から23年度3次補正までの予算現額計14兆9243億余円、24年度復興特会の予算現額4兆9706億余円、合計19兆8949億余円の24年度末時点における執行状況についてみると、表14のとおり、支出済額15兆3644億余円、繰越額2兆2030億余円、不用額2兆3274億余円、また、執行率は77.2%、繰越率は11.0%、不用率は11.6%となっている。

表14 平成23、24両年度東日本大震災関係経費の24年度末時点における執行状況

(単位：億円、%)

区分	平成23年度予算					24年度復興特会	合 計
	予備費	1次補正	2次補正	3次補正	計		
予算現額 A	503	39,537	16,763	92,438	149,243	49,706	198,949
支出済額 B	503	29,351	14,018	78,249	122,122	31,522	153,644
繰越額 C	—	1,449	297	3,956	5,702	16,327	22,030
うち事故繰越額	—	1,449	297	3,956	5,702	75	5,778
不用額 D=A-B-C	—	8,737	2,447	10,232	21,417	1,857	23,274
執行率 B/A	100.0	74.2	83.6	84.6	81.8	63.4	77.2
繰越率 C/A	—	3.6	1.7	4.2	3.8	32.8	11.0
不用率 D/A	—	22.0	14.6	11.0	14.3	3.7	11.6

(注) 平成23年度予算の執行状況は、2か年度における執行状況である。

図8-1 平成23年度予備費及び補正予算の24年度末時点における執行内訳

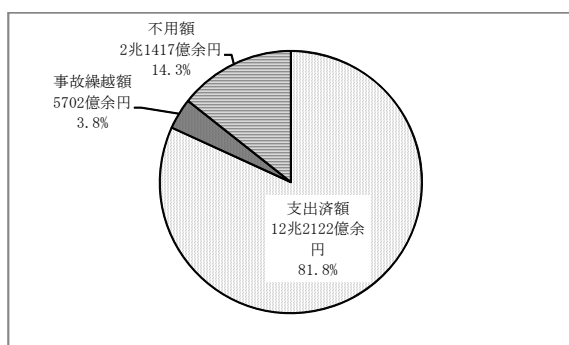
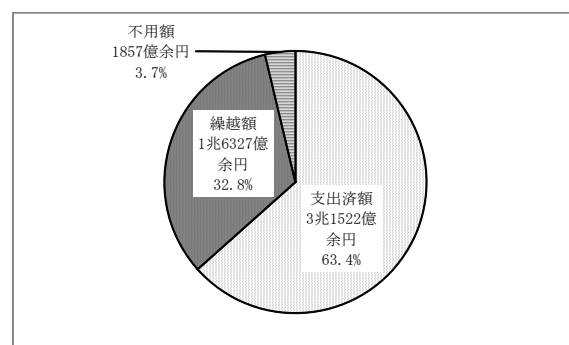


図8-2 平成24年度復興特会の24年度末時点における執行内訳



(イ) 平成23年度東日本大震災関係経費の執行状況

23年度一般会計の予算現額14兆9243億余円の23年度末時点における執行状況についてみると、表15-1のとおり、支出済額9兆0513億余円、繰越額4兆7695億余円、不用額1兆1034億余円となっていて、執行率は60.6%（1次補正61.8%、2次補正75.1%、3次補正57.3%）、繰越率は31.9%、不用率は7.3%となっている。

また、23年度繰越分の24年度末時点における執行状況についてみると、表15-2のとおり、予算現額4兆7695億余円、支出済額3兆1609億余円、事故繰越額5702億余円、不用額1兆0383億余円となっていて、執行率は66.2%（1次補正60.4%、2次補正44.1%、3次補正69.5%）、事故繰越率は11.9%、不用率は21.7%となっている。なお、2次補正の執行率が、1次補正及び3次補正に比べて低くなっているのは、

2次補正の被災者支援関係経費において、主に住宅の解体、住宅再建の前提となる土地区画整理事業等が進捗していないため、被災者生活支援金の申請が少ないこと、また、原子力損害賠償法等関係経費において、中間貯蔵施設の決定がなされていないため放射線量低減事業が進捗していないことなどによる。

この結果、23年度補正予算の2か年度における執行状況についてみると、表15-3のとおり、支出済額12兆2122億余円、事故繰越額5702億余円、不用額2兆1417億余円となっていて、累計執行率は81.8%（1次補正74.2%、2次補正83.6%、3次補正84.6%）、事故繰越率は3.8%、累計不用率は14.3%となり、大半の事業が進捗している一方、前記のとおり、2か年度を経過してもなお事業が完了せず、25年度に事業の一部を繰り越している事故繰越しとなっていたり、不用額を生じていたりしている。

表15-1 平成23年度予算の23年度末時点における執行状況（①）

（単位：億円、%）

補正 予算	予備費	1次補正	2次補正	3次補正	計
予算現額 A	503	39,537	16,763	92,438	149,243
支出済額 B	503	24,435	12,595	52,978	90,513
繰越額 C	—	8,138	3,219	36,337	47,695
不用額 D=A-B-C	—	6,964	948	3,122	11,034
執行率 B/A	100.0	61.8	75.1	57.3	60.6
繰越率 C/A	—	20.5	19.2	39.3	31.9
不用率 D/A	—	17.6	5.6	3.3	7.3

表15-2 平成23年度から24年度に繰り越された予算の24年度末時点における執行状況（②）

（単位：億円、%）

補正 予算	予備費	1次補正	2次補正	3次補正	計
予算現額（23年度繰越額） C	—	8,138	3,219	36,337	47,695
支出済額 E	—	4,915	1,422	25,271	31,609
事故繰越額 F	—	1,449	297	3,956	5,702
不用額 G=C-E-F	—	1,773	1,499	7,110	10,383
執行率 E/C	—	60.4	44.1	69.5	66.2
事故繰越率 F/C	—	17.8	9.2	10.8	11.9
不用率 G/C	—	21.7	46.5	19.5	21.7

表15-3 平成23年度予算の24年度末時点における執行状況 (①)+(②)

(単位：億円、%)

補正 予算	予備費	1次補正	2次補正	3次補正	計
予算現額 A	503	39,537	16,763	92,438	149,243
支出済額 H=B+E	503	29,351	14,018	78,249	122,122
事故繰越額 F	—	1,449	297	3,956	5,702
不用額 I=D+G	—	8,737	2,447	10,232	21,417
累計執行率 H/A	100.0	74.2	83.6	84.6	81.8
事故繰越率 F/A	—	3.6	1.7	4.2	3.8
累計不用率 I/A	—	22.0	14.6	11.0	14.3

各補正予算別の累計執行率をみると、表15-4から表15-6までのとおり、各補正予算とも74.2%から84.6%までとなっている一方、経費項目別にみると、20.1%と低くなっているものも一部見受けられた。

そこで、累計執行率が低い主な経費項目についてみると、「23年度1次補正(3)災害対応公共事業関係費②一般公共事業関係費」(25.6%)、「23年度1次補正(4)施設費災害復旧費等②社会福祉施設等災害復旧費等」(20.1%)、「23年度3次補正(3)公共事業等の追加①災害復旧等事業費」(23.0%)となっており、これらは、いずれも災害復旧に係る経費項目となっている。上記の経費により実施された災害復旧事業のうち、事業に着手できなかったことなどのため、多額の不用額を生ずるなどしている事業は次のとおりである。

① 「23年度1次補正(3)災害対応公共事業関係費②一般公共事業関係費」

本件事業のうち、漁港施設等の補修を行う事業は、津波によって甚大な被害を受けた沿岸部地域においては復興計画等の工程調整や土地利用計画の見直しなどにより早期に着工できなかったり、年度内に完成が見込めず復旧事業に着手できなかったりしたことなどにより、不用額を生ずるなどしている。

② 「23年度1次補正(4)施設費災害復旧費等②社会福祉施設等災害復旧費等」

本件事業のうち、介護関係施設等の復旧工事は、津波によって甚大な被害を受けた沿岸部の施設が地域の復興計画の遅れなどから早期に着工ができなかったり、警戒区域内にある施設等が今後の復旧の見通しが立たないことなどから復旧事業に着手できなかったりしたことなどにより、不用額を生ずるなどしている。

③ 「23年度3次補正(3)公共事業等の追加①災害復旧等事業費」

本件事業のうち、水産基盤整備施設、農地・農業用施設及び山林施設の災害

復旧工事は、事業実施の前提となる復旧方針について地域住民の理解を得ることができなかつたり、農地に係る区画整理について地元住民等との合意に至らなかつたりしたことなどから、年度内に完成が見込めず復旧事業に着手できなかったことなどにより、不用額を生ずるなどしている。

表15-4 23年度1次補正における経費項目別の執行状況

(単位：億円、%)

経費項目	平成23年度			24年度				累計執行率 (B+E)/A	事故繰越率 F/A	累計不用率 (C+G)/A
	予算現額 A	支出済額 B	不用額 C	予算現額 (23年度繰越分) D	支出済額 E	繰越額 (事故繰越) F	不用額 G=D-E-F			
(1) 災害救助等関係経費	4,828	4,647	181	—	—	—	—	96.2	—	3.7
① 災害救助費	3,750	3,750	—	—	—	—	—	100.0	—	—
② 災害援護貸付金	224	195	29	—	—	—	—	87.0	—	12.9
③ 生活福祉資金貸付事業費	256	203	53	—	—	—	—	79.1	—	20.8
④ 災害弔慰金等	485	389	95	—	—	—	—	80.2	—	19.7
⑤ 被災者緊急支援経費	111	109	2	—	—	—	—	97.7	—	2.2
(2) 災害廃棄物処理事業費	3,519	2,530	249	739	650	57	31	90.3	1.6	7.9
(3) 災害対応公共事業関係費	12,019	2,731	4,297	4,989	3,051	1,049	888	48.1	8.7	43.1
① 災害復旧等事業費	10,438	2,379	3,176	4,882	2,998	1,040	843	51.5	9.9	38.5
② 一般公共事業関係費	1,581	352	1,121	107	53	9	44	25.6	0.5	73.7
(4) 施設費災害復旧費等	3,884	1,096	1,030	1,757	832	217	707	49.6	5.5	44.7
① 文教施設災害復旧費	1,840	633	541	665	337	55	272	52.7	3.0	44.2
② 社会福祉施設等災害復旧費等	844	94	277	472	76	49	346	20.1	5.8	73.9
③ 農業・林業施設等災害復旧費等	358	79	154	124	89	25	9	47.2	6.9	45.7
④ 消防防災施設災害復旧費	207	21	1	184	95	51	37	56.2	24.6	19.0
⑤ 中小企業組合等共同施設等災害復旧費	189	99	9	79	65	8	5	87.3	4.5	8.1
⑥ 港湾荷役機械等災害復旧費	97	19	7	69	39	21	8	61.1	21.9	16.8
⑦ 警察施設等災害復旧費	55	30	13	12	5	—	6	63.6	—	36.3
⑧ その他	290	117	23	149	122	6	19	82.6	2.3	15.0
(5) 災害関連融資関係経費	6,403	6,308	94	—	—	—	—	98.5	—	1.4
① 中小企業等関係費	5,121	5,121	—	—	—	—	—	100.0	—	—
② 災害復興住宅融資等緊急対策費	560	560	—	—	—	—	—	100.0	—	—
③ 農林漁業者等関係費	396	301	94	—	—	—	—	76.0	—	23.9
④ その他	325	325	—	—	—	—	—	100.0	—	—
(6) 地方交付税交付金	1,200	1,200	—	—	—	—	—	100.0	—	—
(7) その他の東日本大震災関係経費	7,682	5,920	1,110	651	381	124	145	82.0	1.6	16.3
① 被災者生活再建支援金補助金	520	520	—	—	—	—	—	100.0	—	—
② 市町村行政機能応急復旧補助金	37	25	0	11	11	—	0	99.9	—	0.0
③ 教育研究設備等災害復旧費	393	383	9	—	—	—	—	97.5	—	2.4
④ 被災児童生徒等支援関係経費	219	204	14	—	—	—	—	93.1	—	6.8
⑤ 医療保険制度等の保険料減免等に対する特別措置	1,142	1,085	57	—	—	—	—	95.0	—	4.9
⑥ 雇用対策費	513	503	10	—	—	—	—	97.9	—	2.0
⑦ 漁船保険・漁業共済の支払支援経費	939	827	112	—	—	—	—	88.0	—	11.9
⑧ 漁場・養殖施設等復旧対策費	681	188	92	400	210	104	86	58.5	15.2	26.1
⑨ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費等	185	88	71	25	13	2	9	55.2	1.3	43.4
⑩ 中小企業対策費	23	21	2	—	—	—	—	91.5	—	8.4
⑪ 燃料安定供給対策費	136	136	—	—	—	—	—	100.0	—	—
⑫ 企業等の電力需給対策費	178	178	—	—	—	—	—	100.0	—	—
⑬ 原子力災害対策費	49	39	9	—	—	—	—	79.8	—	20.1
⑭ 自衛隊活動経費等	2,297	1,519	617	160	130	16	13	71.8	0.7	27.4
⑮ その他	365	198	113	53	14	1	37	58.3	0.3	41.2
計	39,537	24,435	6,964	8,138	4,915	1,449	1,773	74.2	3.6	22.0

表15-5 23年度2次補正における経費項目別の執行状況

(単位：億円、%)

経費項目	平成23年度			24年度				累計執行率 (B+E)/A	事故繰越率 F/A	累計不用率 (C+G)/A
	予算現額	支出済額	不用額	予算現額 (23年度繰越分)	支出済額	繰越額 (事故繰越)	不用額			
	A	B	C	D	E	F	G=D-E-F			
1原子力損害賠償法等関係経費	2,754	2,566	131	55	28	—	26	94.2	—	5.7
(1)原子力損害賠償法関係経費	2,473	2,380	37	55	28	—	26	97.3	—	2.6
①原子力損害賠償補償金	1,200	1,200	—	—	—	—	—	100.0	—	—
②健康管理・調査事業費	781	781	—	—	—	—	—	100.0	—	—
③特別緊急除染事業費	179	179	—	—	—	—	—	100.0	—	—
④環境放射線モニタリング強化事業費	192	153	25	13	13	—	0	86.7	—	13.2
⑤対外発信強化事業費	52	30	2	19	12	—	7	80.8	—	19.1
⑥校庭等の放射線低減事業費	49	27	0	22	2	—	19	60.5	—	39.4
⑦原子力損害賠償和解仲介業務経費	10	3	6	—	—	—	—	37.8	—	62.1
⑧その他	7	4	3	—	—	—	—	55.9	—	44.0
(2)原子力損害賠償支援機構法関係経費	280	186	93	—	—	—	—	66.4	—	33.5
①交付国債の償還財源に係る利子負担	200	110	89	—	—	—	—	55.2	—	44.7
②原子力損害賠償支援機構に対する出資	70	70	—	—	—	—	—	100.0	—	—
③東京電力に関する経営・財務調査委員会経費	10	5	4	—	—	—	—	57.0	—	42.9
2被災者支援関係経費	3,773	1,770	33	1,970	541	12	1,415	61.2	0.3	38.3
(1)二重債務問題対策関係経費	773	607	33	132	105	12	14	92.2	1.6	6.1
①旧債務	255	229	0	25	17	—	8	96.5	—	3.4
②新債務	518	378	32	107	88	12	5	90.0	2.4	7.4
(2)被災者生活再建支援金補助金	3,000	1,162	—	1,837	435	—	1,401	53.2	—	46.7
3東日本大震災復興対策本部運営経費	5	3	1	—	—	—	—	67.7	—	32.2
4東日本大震災復興旧・復興予備費	5,656	3,681	781	1,193	852	284	56	80.1	5.0	14.8
5地方交付税交付金	4,573	4,573	—	—	—	—	—	100.0	—	—
計	16,763	12,595	948	3,219	1,422	297	1,499	83.6	1.7	14.6

表15-6 23年度3次補正における経費項目別の執行状況

(単位：億円、%)

経費項目	平成23年度			24年度				累計執行率 (B+E)/A	事故繰越率 F/A	累計不用率 (C+G)/A
	予算現額	支出済額	不用額	予算現額 (23年度繰越分)	支出済額	繰越額 (事故繰越)	不用額			
	A	B	C	D	E	F	G=D-E-F			
(1) 災害救助等関係経費	941	794	45	101	97	2	1	94.8	0.2	4.9
① 災害救助費	300	300	—	—	—	—	—	100.0	—	—
② 生活福祉資金貸付事業費	165	82	—	82	82	—	—	100.0	—	—
③ 被災者緊急支援経費	475	412	45	18	14	2	1	89.7	0.4	9.8
(2) 災害廃棄物処理事業費	3,859	656	1	3,202	2,333	826	42	77.4	21.4	1.1
(3) 公共事業等の追加	14,734	1,611	1,784	11,338	3,820	2,674	4,843	36.8	18.1	44.9
① 災害復旧等事業費	8,705	514	1,215	6,975	1,495	1,923	3,556	23.0	22.0	54.8
② 一般公共事業関係費	1,990	429	19	1,541	1,099	49	391	76.8	2.4	20.6
③ 施設費等	4,038	666	549	2,822	1,224	702	895	46.8	17.3	35.7
(4) 災害関連融資関係経費	6,711	6,684	27	—	—	—	—	99.5	—	0.4
① 中小企業等関係費	6,530	6,530	—	—	—	—	—	100.0	—	—
② 農林漁業者等関係費	181	154	27	—	—	—	—	84.8	—	15.1
(5) 地方交付税交付金	16,635	16,635	—	—	—	—	—	100.0	—	—
(6) 東日本大震災復興交付金	15,611	2,506	0	13,105	13,104	0	0	99.9	0.0	0.0
(7) 原子力災害復興関係経費	3,557	1,474	291	1,791	304	71	1,415	50.0	2.0	47.9
(8) 全国防災対策費	5,751	1,107	190	4,453	4,002	78	372	88.8	1.3	9.7
① 学校施設耐震化・防災機能強化	2,050	71	-10	1,989	1,763	33	191	89.5	1.6	8.8
② 一般公共事業関係費	2,492	624	57	1,810	1,763	1	45	95.7	0.0	4.1
③ 海上保安庁船舶建造費等	338	82	21	234	161	23	49	72.1	7.0	20.8
④ 警察・消防関係費	301	2	32	266	209	1	56	70.1	0.4	29.4
⑤ 医療施設等防災対策費等	245	192	39	12	11	0	0	83.2	0.3	16.3
⑥ 自衛隊の災害対処能力の向上	145	42	34	68	50	14	3	63.8	9.7	26.3
⑦ 地下タンク環境保全対策促進事業費	69	69	—	—	—	—	—	100.0	—	—
⑧ その他	107	20	14	71	42	3	25	59.1	3.5	37.2
(9) その他の東日本大震災関係経費	24,635	21,508	781	2,345	1,608	302	434	93.8	1.2	4.9
① 震災関係資料収集、デジタル化促進、被災実態調査等	27	4	9	12	12	—	0	63.0	—	36.9
② 警察・消防関係	229	96	56	77	59	6	11	67.9	2.6	29.4
③ 情報通信関係	168	5	3	160	134	17	7	83.3	10.2	6.4
④ 国際協力等を通じた復興	176	175	1	—	—	—	—	99.3	—	0.6
⑤ 復旧・復興に向けた教育支援等	411	298	11	100	100	—	0	97.0	—	2.9
⑥ 医療、介護、福祉等	1,230	1,145	8	76	76	—	0	99.3	—	0.6
⑦ 雇用対策費	3,779	3,766	13	—	—	—	—	99.6	—	0.3
⑧ 農業関係	197	130	37	28	19	0	9	75.8	0.2	23.8
⑨ 森林・林業の復興	1,399	1,399	—	—	—	—	—	100.0	—	—
⑩ 水産業の復旧・復興	1,579	937	259	382	205	44	131	72.3	2.8	24.7
⑪ 中小企業対策	455	270	4	181	125	—	55	86.8	—	13.1
⑫ 立地補助金	5,000	5,000	—	—	—	—	—	100.0	—	—
⑬ 資源権益確保関連経費	282	282	—	—	—	—	—	100.0	—	—
⑭ 節電エコ補助金等	2,324	1,956	11	355	196	0	158	92.6	0.0	7.3
⑮ 住宅関係	3,112	3,112	—	—	—	—	—	100.0	—	—
⑯ 自立・分散型エネルギー供給等によるエコタウン化事業	840	839	0	—	—	—	—	99.9	—	0.0
⑰ 自衛隊施設及び装備品等の復旧等	1,469	892	304	272	200	63	8	74.3	4.3	21.2
⑱ その他	1,949	1,193	59	696	477	169	50	85.6	8.6	5.6
計	92,438	52,978	3,122	36,337	25,271	3,956	7,110	84.6	4.2	11.0

(ウ) 平成24年度東日本大震災関係経費の執行状況

24年度復興特会の予算現額4兆9706億余円の24年度末時点における執行状況についてみると、表16のとおり、支出済額3兆1522億余円、繰越額1兆6327億余円、不用額1857億余円、執行率63.4%、繰越率32.8%、不用率3.7%となっている。

執行率は、23年度補正予算の23年度末時点における執行率60.6%（前記表15-1参照）と比べてほぼ同じ割合になっているが、不用額は、23年度の1兆1034億余円（不用率7.3%）と比べて大幅に減少している。これは、23年度の予算現額が24年度の約3倍の14兆9243億余円と多額であったことにもよるが、24年度は、被災した地方公共団体の事業実施体制が被災直後の23年度に比べて整ってきたことなどに伴い、復旧・復興事業の実施が本格化してきたことなどによると推定される。

表16 平成24年度復興特会の執行状況
(単位：億円、%)

区分	平成24年度復興特会
予算現額 A	49,706
支出済額 B	31,522
繰越額 C	16,327
不用額 D=A-B-C	1,857
執行率 B/A	63.4
繰越率 C/A	32.8
不用率 D/A	3.7

経費項目別の執行状況についてみると、表17のとおり、執行率が100%となっているものが「(5)地方交付税交付金」（予算現額6704億余円）、「(4)災害関連融資関係経費①中小企業等関係費」（同1194億円）、「(1)災害救助等関係経費①災害救助費」（同1089億余円）、「(9)その他の東日本大震災関係経費⑫立地補助金」（同280億円）の4項目ある一方、執行率が3.1%となっている「(6)東日本大震災復興交付金」（同2867億余円）があるなど、経費項目によって大きな開差が見受けられる。

執行率が100%となっている経費項目は、24年報告と同様に実施方法が基金等の事業となっていて（24年報告50～55ページ参照）、国から事業主体である地方公共団体等に全額交付されていること、また、地方交付税交付金は、交付税及び譲与税配付金特別会計へ全額繰り入れていることなどから執行率が100%となってい

る。執行率が20%未満となっている経費項目のうち、「(2)災害廃棄物処理事業費」は、23年度繰越分3202億余円から事業を執行していて、結果的に地方公共団体からの申請が少なかったことなどの理由により、2926億余円が繰越しとなり、執行率が14.6%にとどまっている。また、「(6)東日本大震災復興交付金」は、特定地方公共団体の復興計画を具体的に事業化するための調整や関係省庁との協議に時間を要したことなどの理由により2776億余円が繰越しとなったため、執行率が3.1%にとどまっている。

表17 平成24年度復興特会における経費項目別の執行状況

(単位：億円、%)

経費項目	予算現額 A	支出済額 B	繰越額 C	不用額 D=A-B-C	執行率 B/A	繰越率 C/A	不用率 D/A
(1) 災害救助等関係経費	1,357	1,256	0	101	92.5	0.0	7.4
① 災害救助費	1,089	1,089	—	—	100.0	—	—
② 被災者緊急支援経費	268	166	0	101	62.1	0.0	37.7
(2) 災害廃棄物処理事業費	3,442	504	2,926	10	14.6	85.0	0.3
(3) 公共事業等の追加	5,197	1,563	3,206	427	30.0	61.6	8.2
① 災害復旧等事業費	2,149	519	1,535	94	24.1	71.4	4.3
② 一般公共事業関係費	2,429	849	1,485	93	34.9	61.1	3.8
③ 施設費等	618	194	184	239	31.4	29.8	38.6
(4) 災害関連融資関係経費	1,350	1,322	—	27	97.9	—	2.0
① 中小企業等関係費	1,194	1,194	—	—	100.0	—	—
② 農林漁業者等関係費	156	128	—	27	82.3	—	17.6
(5) 地方交付税交付金	6,704	6,704	—	—	100.0	—	—
(6) 東日本大震災復興交付金	2,867	90	2,776	0	3.1	96.8	0.0
(7) 原子力災害復興関係経費	5,125	1,865	3,139	121	36.3	61.2	2.3
(8) 全国防災対策費	5,939	2,846	2,886	205	47.9	48.6	3.4
① 学校施設耐震化・防災機能強化	2,442	666	1,756	18	27.3	71.9	0.7
② 一般公共事業関係費	2,768	1,732	921	114	62.5	33.2	4.1
③ 警察・消防関係費	73	57	4	12	77.6	5.8	16.4
④ 自衛隊の災害対処能力の向上	242	142	95	4	58.7	39.2	1.9
⑤ 社会福祉施設整備費等	72	45	25	1	62.7	35.4	1.7
⑥ その他	339	202	83	53	59.5	24.6	15.7
(9) その他の東日本大震災関係経費	5,515	3,857	1,390	267	69.9	25.2	4.8
① 被災地への情報提供、震災関係資料収集等	11	8	—	2	76.1	—	23.8
② 警察・消防関係	70	25	36	8	36.3	51.9	11.7
③ 情報通信関係	74	22	35	16	29.6	47.6	22.6
④ 大学等を活用した地域の再生等	362	205	155	2	56.5	42.7	0.7
⑤ 復興に向けた教育支援等	100	89	—	11	88.3	—	11.6
⑥ 医療、介護、福祉等	148	148	—	0	99.8	—	0.1
⑦ 雇用関係	608	520	—	87	85.5	—	14.4
⑧ 農林業関係	360	327	11	21	90.8	3.1	6.0
⑨ 水産業関係	280	176	58	45	63.0	20.7	16.2
⑩ 中小企業対策	157	156	—	0	99.4	—	0.5
⑪ 中小企業組合等共同施設等災害復旧費	1,300	294	1,004	0	22.6	77.2	0.0
⑫ 立地補助金	280	280	—	—	100.0	—	—
⑬ 住宅関係	549	540	—	8	98.4	—	1.5
⑭ 自衛隊関係	793	692	76	23	87.3	9.7	2.9
⑮ その他	417	369	11	36	88.4	2.8	8.6
(10) 国債整理基金特別会計への繰入	10,351	10,259	—	92	99.1	—	0.8
(11) 東日本大震災復旧・復興予備費	1,855	1,251	—	603	67.4	—	32.5
計	49,706	31,522	16,327	1,857	63.4	32.8	3.7

(注) 24年度1次補正で実施している事業については、24年度当初予算の経費項目の区分により整理している。

イ 事業別の執行状況

23年度補正予算及び24年度復興特会予算では、多数の復旧・復興事業が実施されており、その内容も多岐にわたっている。

各経費項目に係る事業についてみると、事業数は、23年度では、23年度1次補正で237件、23年度2次補正で56件、23年度3次補正で635件、計928件、24年度では、483件となっており、その執行率は0%から100%までと事業により区々となっている（巻末別表2、205～286ページ参照）。

そこで、復旧・復興事業が円滑かつ迅速に実施されているかなどに着眼して、各府省庁等から各復旧・復興事業の内容、執行状況等について調書を徴するとともに、繰越額及び不用額が発生している事業については、調書を徴するなどして主な事由等を整理した。

なお、事業数については、同一の事業が複数の府省庁等で実施されている場合には、府省庁等別に事業を整理して各府省庁等に計上して集計している。また、同一の事業が複数の事業で実施されていても、事業の実施方法等が相違するものが含まれている場合には、事業を分割して各府省庁等に計上して集計しているものもある。

(ア) 執行率の状況

各府省庁等において実施されている23年度繰越分の事業457件、24年度復興特会分の事業483件、計940件の復旧・復興事業の執行状況についてみると、表18-2及び表20のとおり、予算現額の全額を執行している経費がある一方で、予算現額の全額が、年度内に全く執行されずに翌年度に繰り越されたり、不用とされたりしているものが見受けられるなど態様が区々となっている。

そこで、執行率別、補正予算等別の事業数についてみると、執行率が80%以上となっている事業は、23年度繰越分では、表18-1のとおり、計269件（58.8%）となっており、24年度復興特会分では、表20のとおり、計255件（52.7%）となっている。

また、執行率が20%未満となっている事業は、23年度繰越分では、計47件（10.2%）となっており、24年度復興特会分では、計74件（15.3%）となっている。

23年度繰越分の事業の24年度末における執行状況及び24年度復興特会分の事業の執行状況についてみると、「80%以上100%以下」の区分の件数が共に全体の半数以上となっている。

表18-1 平成23年度繰越分の事業の執行率別・予算別の事業数

(単位：件、%)

執行率 予算 区分	平成23年度繰越分						計	
	1次補正		2次補正		3次補正			
	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
80%以上100%以下	45	49.4	4	33.3	220	62.1	269	58.8
100%	14	15.3	0	0.0	61	17.2	75	16.4
90%以上100%未満	18	19.7	3	25.0	117	33.0	138	30.1
80%以上90%未満	13	14.2	1	8.3	42	11.8	56	12.2
60%以上80%未満	15	16.4	4	33.3	46	12.9	65	14.2
40%以上60%未満	12	13.1	0	0.0	32	9.0	44	9.6
20%以上40%未満	8	8.7	1	8.3	23	6.4	32	7.0
0%以上20%未満	11	12.0	3	25.0	33	9.3	47	10.2
10%以上20%未満	8	8.7	2	16.6	13	3.6	23	5.0
0%超10%未満	3	3.2	0	0.0	12	3.3	15	3.2
0%	0	0.0	1	8.3	8	2.2	9	1.9
計	91	100.0	12	100.0	354	100.0	457	100.0

(注) 3次補正のうち、支出率が100%の61件は、執行率が100%超となっている2件を含んだ件数である。

23年度繰越分の事業の執行率別・予算現額別の事業数についてみると、表18-2のとおり、457件の事業のうち、10億円未満の事業は259件（56.6%）、10億円未満を含めた100億円未満の事業は406件（88.8%）となっている。

表18-2 平成23年度繰越分の事業の執行率別・予算現額別の事業数

(単位：件、%)

執行率 予算現額	10億円未満	10億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 2000億円未満	2000億円以上	計
80%以上100%以下	183	72	8	3	2	1	269
100%	55	17	2	0	1	0	75
90%以上100%未満	92	39	5	1	0	1	138
80%以上90%未満	36	16	1	2	1	0	56
60%以上80%未満	27	30	5	0	2	1	65
40%以上60%未満	14	20	8	1	0	1	44
20%以上40%未満	13	10	6	1	2	0	32
0%以上20%未満	22	15	7	0	2	1	47
10%以上20%未満	11	9	1	0	1	1	23
0%超10%未満	5	5	4	0	1	0	15
0%	6	1	2	0	0	0	9
計 (割合)	259 (56.6)	147 (32.1)	34 (7.4)	5 (1.0)	8 (1.7)	4 (0.8)	457 (100.0)

また、予算現額が100億円以上の事業は51件(11.1%)となっており、このうち執行率が0%以上20%未満となっているものは10件となっている。

これを事業別に示すと、表19のとおりである。

表19 予算現額が100億円以上かつ執行率が20%未満となっている10事業（23年度繰越分）

（単位：億円、％）

補正 区分	所管	経費項目		事業名	実施方法	平成23年度			24年度						
		予算現 額	支出済 額			不用額	予算現 額（23 年度繰 越分）	支出済 額	事故繰 越額	不用額	執行率	事故繰 越率	不用率		
														A	B
3次 補正	農林 水産 省	(3)公共 事業等の 追加	①災害復 旧等事業 費	災害復旧等事業費 （水産）	直轄、補 助等	2,346	162	39	2,144	384	856	902	17.9	39.9	42.0
3次 補正	国土 交通 省	(3)公共 事業等の 追加	①災害復 旧等事業 費	災害復旧等事業費 （補助）	補助	2,143	—	761	1,381	119	106	1,154	8.6	7.7	83.5
3次 補正	環境 省	(7)原子 力災害復 興関係経 費	—	放射性物質により汚 染された土壌等の除 染の実施	直轄、補 助等	1,996	739	0	1,256	197	67	991	15.7	5.3	78.9
1次 補正	厚生 労働 省	(4)施設 費災害復 旧費等	②社会福 祉施設等 災害復旧 費等	介護関係施設等の災 害復旧事業	補助	563	30	203	329	21	40	267	6.5	12.2	81.1
3次 補正	厚生 労働 省	(3)公共 事業等の 追加	①災害復 旧等事業 費	水道施設の災害復旧	補助	303	13	0	289	18	14	256	6.5	4.8	88.6
3次 補正	環境 省	(7)原子 力災害復 興関係経 費	—	放射性物質汚染廃棄 物処理事業費	直轄	268	0	0	268	21	0	246	7.9	0.1	91.8
3次 補正	文部 科学 省	(3)公共 事業等の 追加	③施設費 等	公立学校施設災害復 旧費	補助	476	2	313	160	28	41	90	17.7	25.5	56.6
3次 補正	文部 科学 省	(3)公共 事業等の 追加	③施設費 等	社会教育施設災害復 旧費	補助	156	0	0	156	12	0	143	8.1	0.1	91.6
3次 補正	環境 省	(7)原子 力災害復 興関係経 費	—	放射性物質汚染廃棄 物処理業務委託費	直轄	148	1	—	146	—	—	146	—	—	100.0
3次 補正	経済 産業 省	(9)その 他の東日 本大震災 関係経費	⑨その他	浮体式洋上ウィンド ファーム実証研究事 業	直轄	124	—	0	124	—	124	—	—	100.0	—

23年度から24年度に多額の予算が繰り越された事業のうち、24年度においても執行率が低くなっている事業についてみると、津波被害を受けた沿岸部の災害復旧事業や、放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施に係る事業等となっており、予算現額の大半を不用額としていたり、一部を25年度に事故繰越ししたりしている。

24年度復興特会による事業の執行率別・予算現額別の事業数についてみると、表20のとおり、483件の事業のうち、10億円未満の事業は315件（65.2％）、10億円未満を含めた100億円未満の事業は429件（88.8％）となっている。

表20 平成24年度復興特会による事業の執行率別・予算現額別の事業数

(単位：件、%)

執行率 \ 予算現額	10億円未満	10億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 2000億円未満	2000億円以上	計	
							事業数	割合
80%以上100%以下	173	58	18	3	1	2	255	52.7
100%	43	18	14	2	1	1	79	16.3
90%以上100%未満	90	28	2	1	0	1	122	25.2
80%以上90%未満	40	12	2	0	0	0	54	11.1
60%以上80%未満	38	16	4	0	0	0	58	12.0
40%以上60%未満	28	11	4	0	1	1	45	9.3
20%以上40%未満	34	10	4	0	3	0	51	10.5
0%以上20%未満	42	19	8	2	1	2	74	15.3
10%以上20%未満	11	7	4	0	1	1	24	4.9
0%超10%未満	14	11	3	1	0	0	29	6.0
0%	17	1	1	1	0	1	21	4.3
計 (割合)	315 (65.2)	114 (23.6)	38 (7.8)	5 (1.0)	6 (1.2)	5 (1.0)	483 (100.0)	100.0

また、予算現額が100億円以上の事業は54件(11.1%)となっており、このうち執行率が0%以上20%未満となっているものは13件となっている。これを事業別に表示すると、表21のとおりである。

表21 予算現額が100億円以上かつ執行率が20%未満となっている13事業（24年度復興特会分）

（単位：億円、％）

所管	経費項目		事業名	実施方法	24年度						
	大分類	小分類			予算現額	支出済額	繰越額	不用額	執行率	繰越率	不用率
					A	B	C	D	B/A	C/A	D/A
環境省	(2)災害廃棄物処理事業費	-	災害等廃棄物処理事業費補助金	補助	2,958	446	2,502	9	15.0	84.6	0.3
復興庁	(6)東日本大震災復興交付金	-	復興交付金 基幹事業にかかる復興交付金 (地方負担軽減に係る1/2国庫負担分) 効果促進事業にかかる復興交付金	補助	2,776	—	2,776	—	—	100.0	—
文部科学省	(8)全国防災対策費	①学校施設耐震化・防災機能強化	学校施設の耐震化等の推進（公立学校施設整備）	補助	1,864	280	1,575	8	15.0	84.5	0.4
環境省	(7)原子力災害復興関係経費	-	放射性物質汚染廃棄物処理事業	直轄、補助等	772	68	641	62	8.8	83.0	8.0
財務省	(11)東日本大震災復旧・復興予備費	-	予備費	その他	603	—	—	603	—	—	100.0
環境省	(2)災害廃棄物処理事業費	-	震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業（グリーンニューデール基金）	補助	321	40	281	—	12.5	87.4	—
復興庁	(3)原子力災害等対策費	-	福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業	直轄	208	0	207	0	0.1	99.7	—
厚生労働省	(3)公共事業等の追加	①災害復旧等事業費	水道施設の災害復旧	補助	200	0	199	0	0.1	99.8	—
環境省	(2)災害廃棄物処理事業費	-	災害廃棄物処理代行事業	直轄	160	16	142	1	10.0	88.9	1.0
農林水産省	(3)公共事業等の追加	②一般公共事業関係費	水産基盤整備事業（本土）【被災地・補助】	補助	156	29	78	48	18.9	50.3	30.7
文部科学省	(9)その他の東日本大震災関係経費	⑯その他	日本海溝海底地震津波観測網の整備	直轄、補助等	126	17	109	0	13.4	86.5	—
環境省	(3)原子力災害等対策費	-	新たに発生した汚染廃棄物の処理加速化事業	補助	104	—	104	—	—	100.0	—
農林水産省	(3)公共事業等の追加	③施設費等	水産業共同利用施設復旧整備事業	補助	100	0	85	14	0.2	85.4	14.2

注(1) 復興交付金が繰越率100%となっているのは、各府省等に配分した残額が予算現額となることから、同額が繰越額として計上されることによる。

注(2) 予備費が不用率100%となっているのは、各府省等に配分した残額が予算現額となることから、同額が不用額として計上されることによる。

これらの事業は、復興計画を具体的に事業化するための調整等に時間を要したこと、関係者や住民との合意が得られなかったことなどの理由により24年度の執行率が低くなっており、事業費の大半を翌年度に繰り越すなどしている。

(イ) 平成23年度繰越分における事故繰越しの状況

23年度繰越分の事故繰越しは、完了すべき契約等の履行が避け難い事故のために遅延して、24年度に支出が終わらなかったことから25年度へ再び繰り越したものである。

事故繰越額についてみると、表15-3のとおり、23年度1次補正1449億余円、23年度2次補正297億余円、23年度3次補正3956億余円、計5702億余円となっていて、23年度事業予算現額計14兆9243億余円に対して3.8%が事故繰越しとなっている。

また、事故繰越しとなった事業の事業数についてみると、表22のとおり、23年度1次補正38件、23年度2次補正2件、23年度3次補正87件、計127件となっている。

そして、23年度繰越分の事業の繰越率別の事業数と全事業に占める割合についてみると、最も事業数の割合が高くなっているのは、事故繰越率0%超20%未満で、67件、14.6%となっている。また、事故繰越率100%となっている事業数は、23年度3次補正の4件となっている。これらは、事業実施に当たり判明した地層強度不足、土壌汚染、耐震強度不足等により、年度内の事業完了が見込めないことから全額が事故繰越しとなったものである。

表22 平成23年度繰越分の事故繰越率別・予算別の事業数

(単位：件、%)

予算 区分 事故繰越率		平成23年度繰越分						計	
		1次補正		2次補正		3次補正			
		事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
80%以上100%以下		0	0.0	0	0.0	9	2.5	9	1.9
100%		0	0.0	0	0.0	4	1.1	4	0.8
90%以上100%未満		0	0.0	0	0.0	2	0.5	2	0.4
80%以上90%未満		0	0.0	0	0.0	3	0.8	3	0.6
60%以上80%未満		1	1.0	0	0.0	3	0.8	4	0.8
40%以上60%未満		3	3.2	0	0.0	14	3.9	17	3.7
20%以上40%未満		10	10.9	2	16.6	18	5.0	30	6.5
0%超20%未満		24	26.3	0	0.0	43	12.1	67	14.6
10%以上20%未満		12	13.1	0	0.0	11	3.1	23	5.0
0%超10%未満		12	13.1	0	0.0	32	9.0	44	9.6
計A		38	41.7	2	16.6	87	24.5	127	27.7
24年度内完了事業 B		53	58.2	10	83.3	267	75.4	330	72.2
合計 A+B		91	100.0	12	100.0	354	100.0	457	100.0

23年度に支出が終わらなかったことから24年度へ繰り越した事業457件のうち、24年度内に事業が完了した330件を除いた127件について、各府省庁等から調書を

徴するなどして主な事故繰越事由を整理して、財務省が復興事業の円滑な執行に資するよう特例措置を定めた「被災地域における事故繰越事務手続について」に記載されている事故繰越要因類型（巻末別表4、288ページ参照）ごとに示すと、表23のとおりとなっている。

事故繰越事由のうち、件数が最も多くなっているのは、23年度1次補正で「作業員」10件（26.3%）、23年度2次補正で「建築制限」2件（100.0%）、23年度3次補正で「事業実施に当たり発生した障害」20件（22.9%）となっている。このうち、「事業実施に当たり発生した障害」の内容についてみると、地層強度不足の懸念、土壌汚染の判明、新たな修復箇所の判明等が多数を占めている。そして、23年度繰越分全体で件数の多い順にみると、「作業員」及び「事業実施に当たり発生した障害」がともに23件（18.1%）、「建築資材」20件（15.7%）となっていて、この三つの事由で全体の約50%を占めている。

また、事故繰越事由のうち、金額が最も多くなっているのは、23年度1次補正で「建築資材」677億余円（46.7%）、23年度2次補正で「建築制限」297億余円（100.0%）、23年度3次補正で「他事業等との関係」1167億余円（29.5%）となっている。そして、23年度繰越分全体で金額の多い順にみると、「他事業等との関係」1546億余円（27.1%）、「建築資材」1250億余円（21.9%）、「地元住民等調整」1053億余円（18.4%）となっていて、この三つの事由で全体の約65%を占めている（事業別の事故繰越事由は巻末別表2、205～257ページ参照）。

これらの繰越事由から、復旧・復興事業の実施に当たり、建築資材の不足等により建築資材の確保が困難となっていること、主事業が進捗しないことから付帯事業が実施できないこと、事業の集中等により作業員の確保が困難になっていることなどが推察される。

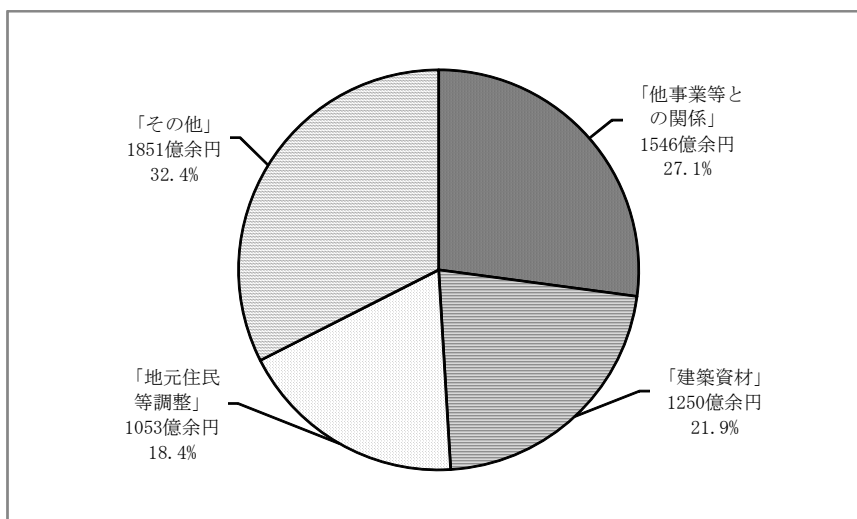
なお、各府省庁等は事故繰越しとなっている事業について、25年度中に完了できる予定であるとしている。

表23 平成23年度繰越分の事故繰越事由別・予算別の事業数及び事故繰越額

(単位：件、億円、%)

事故繰越事由	平成23年度繰越分													
	補正予算													
					1次補正				2次補正				3次補正	
	事業数	割合	事故繰越額	割合	事業数	割合	事故繰越額	割合	事業数	割合	事故繰越額	割合	事業数	割合
自然災害	0	0.0	—	—	0	0.0	—	—	5	5.7	3	0.0	5	3.9
建築資材	8	21.0	677	46.7	0	0.0	—	—	12	13.7	573	14.4	20	15.7
作業員	10	26.3	275	19.0	0	0.0	—	—	13	14.9	681	17.2	23	18.1
入札不調	4	10.5	18	1.2	0	0.0	—	—	6	6.8	163	4.1	10	7.8
地元住民等調整	3	7.8	74	5.1	0	0.0	—	—	11	12.6	979	24.7	14	11.0
地中埋設物	1	2.6	5	0.4	0	0.0	—	—	7	8.0	129	3.2	8	6.2
地権者等	0	0.0	—	—	0	0.0	—	—	0	0.0	—	—	0	0.0
請負業者の倒産	0	0.0	—	—	0	0.0	—	—	0	0.0	—	—	0	0.0
他事業等との関係	6	15.7	378	26.1	0	0.0	—	—	10	11.4	1,167	29.5	16	12.5
事業実施に当たり発生した障害	3	7.8	1	0.1	0	0.0	—	—	20	22.9	228	5.7	23	18.1
用地の確保	2	5.2	7	0.5	0	0.0	—	—	1	1.1	8	0.2	3	2.3
行方不明者の搜索	0	0.0	—	—	0	0.0	—	—	0	0.0	—	—	0	0.0
建築制限	1	2.6	8	0.5	2	100.0	297	100.0	2	2.2	20	0.5	5	3.9
計	38	100.0	1,449	100.0	2	100.0	297	100.0	87	100.0	3,956	100.0	127	100.0

図9 平成23年度繰越分の事故繰越額の事由別内訳



(ウ) 平成24年度復興特会における繰越しの状況

24年度復興特会の繰越額についてみると、表16のとおり、1兆6327億余円となっていて、24年度予算全体の32.8%が25年度に繰り越されている。

上記繰越額のうち、繰越額が2000億円以上になっている経費項目についてみると、表17のとおり、「(3)公共事業等の追加」3206億余円、「(7)原子力災害復興関係経費」3139億余円、「(2)災害廃棄物処理事業費」2926億余円、「(8)全国防災対策費」2886億余円、「(6)東日本大震災復興交付金」2776億余円となっている。

そして、事業の繰越率別の事業数と全事業に占める割合についてみると、表24のとおり、どの区分においても全事業に占める割合は10%未満となっていて、おおむね均等に分布している。このうち、繰越率が100%となっている事業は、12件

となっている。これらの事業のうち5件は、原子力災害復興関係経費に係る新たに発生した汚染廃棄物の処理加速化事業、放射性物質対処型森林・林業復興対策実証事業等となっていて、汚染廃棄物の処理計画等の策定に時間を要したこと、降雪の影響により放射線量を正確に測定することができないことなどから、事業を年度内に完了することが困難であったため全額を翌年度に繰り越したとしている。

表24 平成24年度復興特会による事業の繰越率別の事業数
(単位：件、%)

繰越率 予算 区分	平成24年度復興特会	
	事業数	割合
80%以上100%以下	34	7.0
100%	12	2.4
90%以上100%未満	9	1.8
80%以上90%未満	13	2.6
60%以上80%未満	23	4.7
40%以上60%未満	22	4.5
20%以上40%未満	33	6.8
0%超20%未満	30	6.2
10%以上20%未満	10	2.0
0%超10%未満	20	4.1
計A	142	29.3
24年度内完了事業 B	341	70.6
合計 A+B	483	100.0

24年度復興特会分の事業483件のうち、事業が完了した341件を除いた142件について、各府省庁等から調書を徴するなどして主な繰越事由を整理したところ、その大半が明許繰越しとなっていた。そこで、財務省が作成した「箇所別調書及び理由書の繰越事由欄の記載方法」に記載されている繰越事由分類基準（巻末別表3、287ページ参照）に基づき区分した繰越事由ごとに、事業数及び繰越額を整理したところ、表25のとおりとなっている（事業別の繰越事由は巻末別表2、258～286ページ参照）。

繰越事由のうち、件数が最も多くなっているのは、「計画に関する諸条件」で、105件（73.9%）となっている。「計画に関する諸条件」のうち、事業数及び繰越額が最も多い繰越事由は「公害等に係る地元との調整」の34件（23.9%）、5196億余円（31.8%）となっている。その主な内容は、事業実施に際して発生する騒音、振動、悪臭等の生活環境に係る諸問題について地域住民等との調整に時間を

要したことなどとしている。

表25 平成24年度復興特会による事業の繰越事由別の事業数及び繰越額

(単位：件、百万円、%)

繰越事由	予算区分	平成24年度復興特会			
		事業数		繰越額	
			割合		割合
計画に関する諸条件		105	73.9	1,472,430	90.1
公害等に係る地元との調整		34	23.9	519,677	31.8
状況変化による施行能率の低下		5	3.5	158,311	9.6
運搬路に係る地元との調整		1	0.7	19,975	1.2
基本計画の策定・変更		25	17.6	76,992	4.7
他事業との調整		3	2.1	872	0.0
関係機関との協議・許認可等		9	6.3	281,943	17.2
その他		28	19.7	414,658	25.3
設計に関する諸条件		7	4.9	6,415	0.3
工法選択		2	1.4	3,718	0.2
設計変更等		4	2.8	2,559	0.1
その他		1	0.7	137	0.0
気象の関係		2	1.4	942	0.0
豪雨		—	—	—	—
豪雪		2	1.4	942	0.0
風浪		—	—	—	—
その他		—	—	—	—
用地の関係		6	4.2	97,196	5.9
用地買収交渉		4	2.8	92,689	5.6
工事用用地の借上げ		1	0.7	4,320	0.2
その他		1	0.7	186	0.0
補償処理の困難		—	—	—	—
補償交渉		—	—	—	—
地元との調整		—	—	—	—
その他		—	—	—	—
資材の入手難		11	7.7	25,568	1.5
資材不足		4	2.8	3,508	0.2
労務者手配調整		5	3.5	17,440	1.0
資材運搬不能		—	—	—	—
特注品納期遅延		1	0.7	49	0.0
その他		1	0.7	4,569	0.2
試験研究に際しての事前の調査又は 研究方式の決定困難		3	2.1	4,500	0.2
事前調査		—	—	—	—
研究方式		3	2.1	4,500	0.2
その他		—	—	—	—
上記以外のもの		3	2.1	1,287	0.0
その他のやむを得ない事由 (事故繰越しを含む。)		5	3.5	24,380	1.4
計		142	100.0	1,632,720	100.0

(エ) 不用の状況

23年度繰越分に係る24年度末時点における不用額についてみると、表15-2のとおり、23年度1次補正1773億余円、23年度2次補正1499億余円、23年度3次補正7110億余円、計1兆0383億余円となっている。

23年度繰越分のうち、最も不用額が多い経費項目についてみると、表15-4から表15-6までのとおり、23年度3次補正「(3)公共事業等の追加①災害復旧等事業費」3556億余円となっている。

また、23年度繰越分の事業457件のうち不用額が生じている事業数についてみると、表28-1のとおり、23年度1次補正76件、23年度2次補正12件、23年度3次補正276件、計364件となっている。

23年度繰越分の事業457件の不用率別の事業数と全事業に占める割合についてみると、表26のとおり、23年度1次補正、23年度2次補正、23年度3次補正ともに、「0%以上20%未満」の区分が最も多くなっていて、全体で321件（70.2%）となっている。このうち、不用率が0%となっている事業についてみると、全体で95件（20.7%）となっている一方、不用率が100%となっている事業は、4件（0.8%）となっている。この4件については、自治体や地元住民との調整が難航したこと、復興計画等の調整に時間を要したことなどから、事業の着手に至らなかったなどとして、全額を不用としている。

表26 平成23年度繰越分の事業の不用率別・予算別の事業数

（単位：件、%）

予算 区分 不用率		平成23年度繰越分						計	
		1次補正		2次補正		3次補正			
		事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合	事業数	割合
80%以上100%以下		7	7.6	3	25.0	17	4.8	27	5.9
100%		0	0.0	1	8.3	3	0.8	4	0.8
90%以上100%未満		1	1.0	0	0.0	7	1.9	8	1.7
80%以上90%未満		6	6.5	2	16.6	7	1.9	15	3.2
60%以上80%未満		7	7.6	1	8.3	17	4.8	25	5.4
40%以上60%未満		7	7.6	0	0.0	22	6.2	29	6.3
20%以上40%未満		12	13.1	2	16.6	41	11.5	55	12.0
0%以上20%未満		58	63.7	6	50.0	257	72.5	321	70.2
10%以上20%未満		14	15.3	1	8.3	40	11.2	55	12.0
0%超10%未満		29	31.8	5	41.6	137	38.7	171	37.4
0%		15	16.4	0	0.0	80	22.5	95	20.7
計		91	100.0	12	100.0	354	100.0	457	100.0

（注）3次補正のうち、不用率が0%の80件は、不用率がマイナスとなっている2件を含んだ件数である。

24年度復興特会の不用額についてみると、表16のとおり、1857億余円となって

いて、全体の3.7%が不用となっている。

また、24年度復興特会分の事業483件のうち不用が生じている事業数についてみると、表28-2のとおり、374件となっている。

24年度復興特会による事業のうち、不用額が多い経費項目についてみると、表17のとおり、「(11)東日本大震災復旧・復興予備費」603億余円、「(3)公共事業等の追加」427億余円（このうち「③施設費等」239億余円）となっている。

そして、事業の不用率別の事業数と全事業に対する割合についてみると、表27のとおり、「0%以上20%未満」に区分された事業数が最も多くなっていて、356件（73.7%）となっている。このうち、不用率が0%となっている事業についてみると、109件（22.5%）となっている一方、不用率が100%となっている事業は、9件（1.8%）となっている。これらは、他の事業等で代替されていて需要がなかったことなどにより、全額を不用としている。

表27 平成24年度復興特会による事業の不用率別の事業数
(単位：件、%)

予算 区分 不用率	平成24年度復興特会	
	事業数	割合
80%以上100%以下	30	6.2
100%	9	1.8
90%以上100%未満	12	2.4
80%以上90%未満	9	1.8
60%以上80%未満	24	4.9
40%以上60%未満	29	6.0
20%以上40%未満	44	9.1
0%以上20%未満	356	73.7
10%以上20%未満	59	12.2
0%超10%未満	188	38.9
0%	109	22.5
計	483	100.0

23年度繰越分及び24年度復興特会で不用が生じている事業について、不用額が生じた事由を、各府省庁等から調書を徴するなどして主な不用事由を整理したところ、①予定より実績が下回ったもの、②事業計画の変更により減額したもの、③事業執行に伴い節減したもの、④契約価格が予定を下回ったもの、⑤執行停止、⑥その他となっていた。

そして、これらを不用事由別及び予算別に区分してみると、表28-1から表28-3までのとおりとなっている。

23年度繰越分で不用額が生じている事業364件について、不用額が生じた事由として最も多かったものは、④契約価格が予定を下回ったもので146件となっており、不用額が最も多額となっている事由は、①予定より実績が下回ったもので5395億余円となっている。

24年度復興特会による事業のうち、不用事由として最も多かったものは、①予定より実績が下回ったもので158件となっており、不用額が最も多額となっている事由は、⑥その他で898億余円となっている。

上記の①予定より実績が下回ったものの具体的な内容は、他の事業等で代替されたことなどから需要が少なかったこと、住民合意、復興計画等の調整に時間を要したなどのため事業に着手できなかったことなどとなっていた。

表28-1 平成23年度繰越分の事業の不用事由別・予算別の事業数及び不用額

(単位:件、百万円)

予算 区分 不用事由	平成23年度繰越分						計	
	1次補正		2次補正		3次補正			
	事業 数	不用額	事業 数	不用額	事業 数	不用額	事業 数	不用額
①予定より実績が下回ったもの	24	52,278	6	141,736	69	345,575	99	539,590
②事業計画の変更により減額したもの	15	67,235	—	—	34	174,743	49	241,979
③事業執行に伴い節減したもの	6	23,392	3	6,533	23	4,794	32	34,721
④契約価格が予定を下回ったもの	27	2,687	1	23	118	38,871	146	41,582
⑤執行停止	—	—	—	—	12	11,663	12	11,663
⑥その他	4	31,753	2	1,675	20	135,370	26	168,799
計	76	177,347	12	149,969	276	711,018	364	1,038,335

表28-2 平成24年度復興特会による事業の不用事由別の事業数及び不用額

(単位:件、百万円)

不用事由	予算 区分	平成24年度復興特会	
		事業数	不用額
①予定より実績が下回ったもの		158	58,644
②事業計画の変更により減額したもの		50	18,055
③事業執行に伴い節減したもの		27	1,221
④契約価格が予定を下回ったもの		120	10,339
⑤執行停止		1	7,598
⑥その他		18	89,854
計		374	185,715

表28-3 平成23年度繰越分及び24年度復興特会による事業の不用事由別・予算別の事業数及び不用額

(単位:件、百万円)

不用事由	予算 区分	平成23年度繰越分		24年度復興特会		計	
		事業 数	不用額	事業 数	不用額	事業 数	不用額
①予定より実績が下回ったもの		99	539,590	158	58,644	257	598,235
②事業計画の変更により減額したもの		49	241,979	50	18,055	99	260,034
③事業執行に伴い節減したもの		32	34,721	27	1,221	59	35,943
④契約価格が予定を下回ったもの		146	41,582	120	10,339	266	51,922
⑤執行停止		12	11,663	1	7,598	13	19,261
⑥その他		26	168,799	18	89,854	44	258,653
計		364	1,038,335	374	185,715	738	1,224,050

このように、復旧・復興事業の不用事由についてみると、契約価格が予定を下回ったものなど、事業費の節減等による事由が多く見受けられる一方、前記のとおり、住民合意等に時間を要したことなどにより事業に着手できないまま不用とせざるを得なかったものも見受けられる。

ウ 実施方法別の執行状況

東日本大震災からの復旧・復興事業には、国自らが直轄事業として実施する事業と、地方公共団体等が国からの補助金を受けて実施する事業等があるが、これらの実施方法は多様なものとなっている。

そこで、東日本大震災からの復旧・復興事業940件について、次の実施方法に区分して整理することとした。

① 直轄

各府省庁等が、請負契約や委託契約を締結する場合も含めて、直接事業を実施するもの

② 補助

国以外の者が行う事業等に助成等を行う補助事業の実施方法のうち、基金造成、運営費交付金及び拠出金（以下、これらの方法をそれぞれ「補助（基金）」、「補助（運営費交付金）」、「補助（拠出金）」という。）による方法を除いたもの

③ 直轄、補助等

①又は②を含めて複数の方法で行うもの

④ 補助（基金）

国が地方公共団体、公益法人その他団体等に対して、基金の設置、積増し又は充当（以下、これらを合わせて「設置造成等」という。）を行って事業を実施するのに必要な費用を補助等しているもの

⑤ 補助（運営費交付金）

国が独立行政法人等に対して、業務に必要な金額の一部又は全部を交付等しているもの

⑥ 補助（拠出金）

国が団体等に対して、拠出金として交付しているもの

⑦ 出資

国が団体等に対して、出資金として出資しているもの

⑧ 地方交付税交付金

国が地方公共団体の財源の偏在を調整するために、資金を交付しているもの

⑨ その他

①～⑧以外のもの

上記の実施方法別に各予算の予算現額、支出済額及び執行率をみると、表29-1から表29-3までのとおりとなっている（経費項目別・実施方法別の執行状況は、巻末別表5、289～292ページ参照）。

23年度繰越分及び24年度復興特会による事業の実施方法別の予算現額及び支出済額についてみると、①直轄は8194億余円、5098億余円、②補助は3兆6643億余円、1兆6566億余円、③直轄、補助等は1兆6361億余円、6049億余円、④補助（基金）は1兆6285億余円、1兆6285億余円などとなっていて、両者共に②補助が最も多額となっている。実施方法別の執行率についてみると、①直轄は、23年度繰越分62.7%、24年度復興特会61.1%、計62.2%、②補助は、23年度繰越分55.8%、24年度復興特会30.8%、計45.2%、③直轄、補助等は、23年度繰越分39.1%、24年度復興特会34.8%、計36.9%となっていて、②補助の24年度復興特会は、23年度繰越分と比べて執行率が低くなっている。これは、23年度繰越分の事業の執行が進捗している一方、24年度復興特会は、23年度繰越分の執行を終えてから24年度復興特会に係る事業に着手していること、24年度1次補正が成立したのは25年2月だったことなどから執行が遅れていると推定される。

④補助（基金）、⑤補助（運営費交付金）、⑥補助（拠出金）、⑦出資及び⑧地方交付税交付金等の執行率は、23年度繰越分及び24年度復興特会はともにほぼ100%となっている。これは、補助（基金）等は国から事業主体等に資金が支出された時点で全額が執行されることとなるためである。

表29-1 平成23年度繰越分及び24年度復興特会による事業の実施方法別の執行状況

(単位：件、億円、%)

予算区分 実施方法	平成23年度繰越分				24年度復興特会				計			
	事業数 a	予算現額 A	支出済額 B	執行率 C=B/A	事業数 b	予算現額 D	支出済額 E	執行率 F=E/D	事業数 c=a+b	予算現額 G=A+D	支出済額 H=B+E	執行率 I=H/G
①直轄	155	5,237	3,289	62.7	192	2,956	1,808	61.1	347	8,194	5,098	62.2
②補助	257	20,995	11,733	55.8	202	15,648	4,833	30.8	459	36,643	16,566	45.2
③直轄、補助等	32	8,011	3,137	39.1	28	8,349	2,912	34.8	60	16,361	6,049	36.9
④補助（基金）	10	13,426	13,426	99.9	16	2,859	2,858	99.9	26	16,285	16,285	99.9
⑤補助（運営費交付金）	1	11	11	100.0	15	263	263	99.9	16	274	274	99.9
⑥補助（拠出金）	—	—	—	—	3	5	5	99.9	3	5	5	99.9
⑦出資	—	—	—	—	10	1,461	1,461	100.0	10	1,461	1,461	100.0
⑧地方交付税交付金	—	—	—	—	1	6,704	6,704	100.0	1	6,704	6,704	100.0
⑨その他	2	13	11	89.6	16	11,457	10,673	93.1	18	11,470	10,685	93.1
計	457	47,695	31,609	66.2	483	49,706	31,522	63.4	940	97,402	63,131	64.8

表29-2 平成23年度繰越分による事業の実施方法別・予算別の執行状況

(単位：件、億円、%)

実施方法	予算区分	平成23年度繰越分															
		1次補正				2次補正				3次補正				計			
		事業数	予算現額	支出済額	執行率	事業数	予算現額	支出済額	執行率	事業数	予算現額	支出済額	執行率	事業数 d=a+b+c	予算現額 J=A+D+G	支出済額 K=B+E+H	執行率 L=K/J
		a	A	B	C=B/A	b	D	E	F=E/D	c	G	H	I=H/G				
①直轄	27	1,371	928	67.7	3	167	153	91.7	125	3,699	2,207	59.6	155	5,237	3,289	62.7	
②補助	56	6,222	3,680	59.1	9	3,052	1,269	41.5	192	11,720	6,783	57.8	257	20,995	11,733	55.8	
③直轄、補助等	7	533	295	55.3	—	—	—	—	25	7,477	2,841	38.0	32	8,011	3,137	39.1	
④補助（基金）	—	—	—	—	—	—	—	—	10	13,426	13,426	99.9	10	13,426	13,426	99.9	
⑤補助（運営費交付金）	1	11	11	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	1	11	11	100.0	
⑥補助（拠出金）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
⑦出資	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
⑧地方交付税交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
⑨その他	—	—	—	—	—	—	—	—	2	13	11	89.6	2	13	11	89.6	
計	91	8,138	4,915	60.4	12	3,219	1,422	44.1	354	36,337	25,271	69.5	457	47,695	31,609	66.2	

表29-3 平成24年度復興特会による事業の実施方法別・予算別の執行状況

(単位：件、億円、%)

実施方法	予算区分		平成24年度復興特会			
			事業数	予算現額	支出済額	執行率
				A	B	C=B/A
①直轄			192	2,956	1,808	61.1
②補助			202	15,648	4,833	30.8
③直轄、補助等			28	8,349	2,912	34.8
④補助（基金）			16	2,859	2,858	99.9
⑤補助（運営費交付金）			15	263	263	99.9
⑥補助（拠出金）			3	5	5	99.9
⑦出資			10	1,461	1,461	100.0
⑧地方交付税交付金			1	6,704	6,704	100.0
⑨その他			16	11,457	10,673	93.1
計			483	49,706	31,522	63.4

エ 国庫補助金により設置造成等された基金の実施状況

国は、地方公共団体、公益法人及びその他団体が、基金を設置造成等して、東日本大震災からの復旧・復興事業を実施する場合には、その事業に必要な資金を国庫補助金等により交付し、交付を受けた地方公共団体、公益法人及びその他団体（以下「基金団体」という。）は、上記の国庫補助金等を既存の基金に積み増したり、新規に基金を設置造成したりして、各種復旧・復興事業を実施している（以下、この事業を「復興関連基金事業」という。）。

補助（基金）等は、国から事業主体に資金が支出された時点で全額が執行されることになることから執行が100%などと高くなっているが、復興関連基金事業に係る経費は、事業完了後に基金団体が基金を取り崩して支出するものが大半であり、上記の執行率には、このような基金の取崩しなどの状況は反映されていない。

（注3）
そこで、会計検査院は、基金の取崩し状況に着眼して、基金団体から7府省に提出された事業実施状況報告書等を基に、23年度82事業、24年度18事業、計100事業に係る国庫補助金等交付額、取崩額等の状況等を分析することにより、復興関連基金事業の実施状況を把握することとした。分析に当たっては、国庫補助金等が交付された年度別、各事業に設定された事業実施期限（以下「終了年度」という。）別に集計するとともに、東日本大震災関係経費に係る経費項目を基に区分した生活福祉（注4）資金貸付事業等19項目（以下「基金事業経費項目」という。）の別に整理するなどして執行状況を把握することとした。

（注3） 7府省 内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

（注4） 19項目 「生活福祉資金貸付事業費」、「被災者緊急支援経費」、「災害廃棄物処理事業費」、「施設費等」、「災害関連融資関係経費」、「原子力災害関係経費」、「医療施設等防災対策費等」、「教育支援等」、「医療、介護、福祉等」、「雇用対策費」、「農業関係」、「森林・林業の復興」、「水産業関係」、「中小企業等」、「立地補助金」、「燃料安定供給対策費」、「節電エコ補助金等」、「住宅関係」、「その他」

（ア）復興関連基金事業別の執行状況

復興関連基金事業100事業についてみると、表30のとおり、国庫補助金等交付額は計3兆1370億余円となっている。100事業のうち、既存の基金と復興関連基金事業とを区分して経理していない8事業及び25年8月末時点において基金団体から国庫補助金等交付額の全額が国庫に返納された2事業の計10事業を除いた90事業につ

いてみると、国庫補助金等交付額は計2兆8674億余円、24年度末時点における取崩額は計8244億余円、基金事業執行率は平均で28.7%となっている。

90事業の基金事業執行率別の事業数をみると、90%以上となっているものが3事業ある一方、10%未満となっているものが40事業あった。

また、国庫補助金等交付額の全額が国庫に返納された2事業は、特定被災地域石油製品供給支援事業（事業番号54、国庫補助金等交付額9億余円）及び産業技術研究開発拠点推進事業費補助金（先端技術実証・評価設備整備費等補助金）（同82、同100億円）の2事業である。

このうち、特定被災地域石油製品供給事業は、事業の申請が全くないことから国庫に返納されたものであり、また、産業技術研究開発拠点推進事業費補助金（先端技術実証・評価設備整備費等補助金）は、24年11月の復興関連事業等を効率的・効果的に実施する観点から議論が行われた行政刷新会議の「新仕分け」の評価結果を踏まえて、被災地の復興に直接的に関連性が認められる案件のみ採択するよう要件を厳格化し、25年度以降の新規採択は認めないこととしたことなどから、全額が国庫に返納されている。

表30 平成23、24年両年度に予算措置された復興関連基金事業別の執行状況等

(単位：百万円、%)

事業番号	復興予算区分	基金事業経費項目	事業名	国庫補助金等交付元府省	基金団体名	国庫補助金等交付額 (A)	平成24年度末までの取崩額 (B)	基金事業執行率 (B)/(A)	24年度末に保有する国庫補助金等相当額 (A)-(B)	当初の終了年度	延長された終了年度等
1	23年度 2次補正	原子力災害関係経費	福島県特別緊急除染事業	内閣府(内閣府本府)	福島県	17,981	7,467	41.5	10,514	定めていない。	-
2	23年度 3次補正	被災者緊急支援経費	被災者への心のケア対策等の推進事業(自殺対策)	内閣府(内閣府本府)	47都道府県	3,700				24年度	25年度
3	23年度 3次補正	被災者緊急支援経費	復興支援型地域社会雇用創造事業	内閣府(内閣府本府)	一般財団法人 ニューメディア開発協会	3,200	2,867	89.6	332	24年度	25年7月に3億余円を国庫返納
4	23年度 3次補正	被災者緊急支援経費	新しい公共支援事業	内閣府(内閣府本府)	岩手県、宮城県、福島県	879				24年度	-
5	23年度 2次補正	原子力災害関係経費	東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要経費	内閣府(内閣府本府)	福島県	199,999	170,945	85.4	29,054	定めていない。	-
6	23年度 2次補正	原子力災害関係経費	東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による被害に係る応急の対策に関する事業に必要な経費	内閣府(内閣府本府)	福島県	40,385	35,079	86.8	5,305	定めていない。	-
7	24年度 当初予算	原子力災害関係経費	消費者行政活性化事業	内閣府(消費者庁)	岩手県、宮城県、福島県、茨城県	364	138	37.8	226	25年度	-
8	23年度 1次補正	教育支援等	初等中等教育等就学支援	文部科学省	47都道府県	11,313	18,674	45.4	22,383	26年度	-
9	23年度 3次補正	教育支援等	初等中等教育における就学支援(幼稚園から高校)	文部科学省	47都道府県	29,744				26年度	-
10	23年度 3次補正	施設費等	幼稚園等の認定こども園としての再開支援(安心こども基金)	文部科学省	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県	1,810	809	44.6	1,000	24年度	25年度(25年度中に施設整備に着手し、26年度に完了が見込まれる場合は、26年度まで)
11	23年度 3次補正	原子力災害関係経費	低線量域における被ばく線量モニターの開発	文部科学省	福島県	625	238	38.1	387	定めていない。	-
12	23年度 3次補正	原子力災害関係経費	放射性薬剤の研究開発・製造拠点の整備	文部科学省	福島県	11,362	2,582	22.7	8,780	定めていない。	-
13	23年度 3次補正	原子力災害関係経費	放射線核種の生態系における環境動態調査等	文部科学省	福島県	2,245	76	3.3	2,169	定めていない。	-
14	23年度 3次補正	原子力災害関係経費	福島県環境創造センター	文部科学省	福島県	8,042	230	2.8	7,812	定めていない。	-
15	23年度 3次補正	教育支援等	奨学金事業(高校生)	文部科学省	34都府県	18,946				26年度	-
16	23年度 3次補正	教育支援等	教育研究環境整備に向けた取組支援(高等学校等)	文部科学省	岩手県、宮城県、福島県	4,487	1,233	27.4	3,253	26年度	-
17	23年度 3次補正	教育支援等	教育研究環境整備に向けた取組支援(専修学校等)	文部科学省	岩手県、宮城県、福島県	1,934	162	8.3	1,772	26年度	-
18	23年度 1次補正	被災者緊急支援経費	地域支え合い体制づくり事業の積み増し	厚生労働省	9県	7,020	5,749	81.8	1,271	23年度	25年度
19	23年度 1次補正	被災者緊急支援経費	安心こども基金(地域子育て創生事業)の活用による、被災児童の生活復旧支援	厚生労働省	20都県	2,719				23年度	25年度
20	23年度 1次補正	雇用対策費	重点分野雇用創造事業の拡充	厚生労働省	18道都県	50,000	44,994	89.9	5,005	24年度	25年度(被災9県のみ(25年度までに開始した事業は26年度まで)、それ以外は24年度まで(24年度までに開始した事業は25年度まで))
21	23年度 3次補正	生活福祉資金貸付事業費	生活福祉資金貸付	厚生労働省	32都道府県	15,190	8,487	55.8	6,702	24年度	25年度
22	23年度 3次補正	施設費等	被災地における保育所等の複合化・多機能化による子どもを地域で支える基盤の構築(安心こども基金の追加)	厚生労働省	青森県、岩手県、福島県、茨城県、千葉県	1,553	516	33.2	1,036	24年度	25年度(25年度中に施設整備に着手し、26年度に完了が見込まれる場合は、26年度まで)
23	23年度 3次補正	医療施設等防災対策費等	医療施設等の防災対策の強化	厚生労働省	15都県	15,633	9	0.0	15,624	24年度	25年度
24	23年度 3次補正	医療施設等防災対策費等	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	厚生労働省	茨城県、長野県、和歌山県、広島県、福岡県、熊本県、沖縄県	2,664	1,335	50.1	1,329	24年度	25年度
25	23年度 3次補正	医療、介護、福祉等	被災地における医療提供体制の再構築(既存の地域医療再生基金に積み増し)	厚生労働省	岩手県、宮城県、福島県	72,000	4,362	6.0	67,637	27年度	-
26	23年度 3次補正	医療、介護、福祉等	社会的包摂・「絆」再生事業	厚生労働省	24都府県	17,549	7,405	42.1	10,143	24年度	25年度
27	23年度 3次補正	医療、介護、福祉等	パーソナル・サポート・サービスモデル・プロジェクト	厚生労働省	19都道府県	2,215	1,984	89.5	231	24年度	-
28	23年度 3次補正	医療、介護、福祉等	被災生活保護受給者等に対する生活再建サポート事業	厚生労働省	38都道府県	1,771	41	2.3	1,730	24年度	25年度
29	23年度 3次補正	医療、介護、福祉等	介護等のサポート拠点の設置・運営等(介護基盤整備基金(支え合い事業)に積み増し)	厚生労働省	10道県	9,035	1,273	14.0	7,761	24年度	25年度
30	23年度 3次補正	医療、介護、福祉等	介護基盤復興まちづくり整備事業(介護基盤整備基金(ハード)への追加)	厚生労働省	岩手県、宮城県、福島県	2,850	504	17.7	2,345	24年度	25年度

(単位：百万円、%)

事業 番号	復興予算 区分	基金事業 経費項目	事業名	国庫補助金 等交付元府 省	基金団体名	国庫補助金 等交付額	平成24年 度末まで の取崩額	基金事 業執行 率	24年度末 に保有す る国庫補 助金等相 当額	当初の終 了年度	延長された 終了年度等
						(A)	(B)	(B)/(A)	(A)-(B)		
31	23年度 3次補正	医療、介 護、福祉等	被災3県の革新的医療機器創 出・開発促進事業(既存の地域 医療再生基金に追加)	厚生労働省	岩手県、宮城県、 福島県	4,320	467	10.8	3,852	27年度	-
32	23年度 3次補正	医療、介 護、福祉等	被災地における保健師巡回相談 等の健康支援(介護基盤整備基 金への追加)	厚生労働省	岩手県、宮城県、 福島県、茨城県、 千葉県、長野県、	2,893	1,049	36.2	1,843	24年度	25年度(た だし被災3県 のみ)
33	23年度 3次補正	医療、介 護、福祉等	被災者の心のケア事業 (障害者自立支援対策臨時特例 基金の追加、災害時等心のケア 支援体制整備事業費の一部)	厚生労働省	岩手県、宮城県、 福島県	2,791	1,414	50.6	1,377	24年度	-
34	23年度 3次補正	医療、介 護、福祉等	被災地障害福祉サービス基盤整 備事業 (障害者自立支援対策臨時特例 基金の追加)	厚生労働省	岩手県、宮城県、 福島県	1,521	844	55.4	677	24年度	-
35	23年度 3次補正	雇用対策費	重点分野雇用創造事業の拡充 (震災対応事業の延長)	厚生労働省	47都道府県	200,000	126,961	63.4	73,038	24年度 (24年度 までに開 始した事 業は25年 度まで)	25年度(被 災9県のみ (25年度ま でに開始し た事業は26 年度まで) 、それ 以外は24年 度まで(24 年度までに 開始した事 業は25年度 まで)
36	23年度 3次補正	雇用対策費	重点分野雇用創造事業の拡充 (雇用復興推進事業の創設)	厚生労働省	9県	151,000	17,342	11.4	133,657	27年度	28年度
37	23年度 3次補正	雇用対策費	新卒者就職実現プロジェクト事 業の被災地に係る特例措置の延 長等	厚生労働省	中央職業能力開発 協会	23,520	9,685	41.1	13,834	23年度	24年度(震 災特例措置 以外は24年 6月末まで、 震災特例措 置は24年度 末まで)
38	24年度 1次補正	雇用対策費	震災等緊急雇用対応事業	厚生労働省	9県	50,000	-	-	50,000	25年度 (25年度 までに開 始した事 業は26年 度まで)	-
39	24年度 予備費	医療、介 護、福祉等	地域医療提供体制の再構築	厚生労働省	岩手県、宮城県、 福島県、茨城県	38,000	-	-	38,000	27年度	-
40	23年度 3次補正	原子力災害 関係経費	農地土壌等の浄化の研究拠点施 設整備調査事業(福島基金分)	農林水産省	福島県	100	2	2.7	97	32年度	-
41	23年度 3次補正	農業関係	配合飼料価格安定対策事業	農林水産省	公益社団法人配合 飼料供給安定機構	9,700				定めてい ない。	23年度第1、 第2四半期の 飼料価格上 昇のため補 填した101億 円に対して、 基金に 97億円が積 み増された もので、今 後取り崩す ものではない。
42	23年度 3次補正	農業関係	被災者向け農の雇用事業	農林水産省	全国農業会議所	700	220	31.5	479	24年度	-
43	23年度 3次補正	森林・林業 の復興	森林整備加速化・林業再生事業	農林水産省	45道府県(東京都 及び神奈川県を除 く)	139,945	36,438	26.0	103,507	26年度	-
44	23年度 3次補正	水産業関係	漁業・養殖業復興支援事業	農林水産省	特定非営利活動法 人水産業・漁村活 性化推進機構	81,753				28年度	-
45	23年度 当初予算	水産業関係	漁業・養殖業復興支援事業	農林水産省	特定非営利活動法 人水産業・漁村活 性化推進機構	10,605	31,505	34.1	60,853	28年度	-
46	23年度 3次補正	水産業関係	漁業経営セーフティネット構 築事業	農林水産省	一般社団法人漁業 経営安定化推進協 会	3,980	2,013	50.5	1,966	定めてい ない。	-
47	24年度 当初予算	農業関係	被災者向け農の雇用事業	農林水産省	全国農業会議所	422	17	4.0	405	25年度	-
48	24年度 1次補正	農業関係	福島産農産物等戦略的情報発信 事業	農林水産省	福島県	1,299	-	-	1,299	25年度	-
49	24年度 1次補正	農業関係	福島県営農再開支援事業	農林水産省	福島県	23,185	101	0.4	23,083	27年度	-
50	23年度 1次補正	災害関連融 資関係経費	中小企業の資金繰り支援 (無利子化)	経済産業省	(独)中小企業基盤 整備機構	10,000	581	5.8	9,418	定めてい ない。	-
51	23年度 1次補正	災害関連融 資関係経費	中小企業の資金繰り支援 (保証)	経済産業省	一般社団法人全国 信用保証協会連合 会	39,600				定めてい ない。	-
52	23年度 3次補正	災害関連融 資関係経費	経営安定関連保証等対策費補助 事業	経済産業省	一般社団法人全国 信用保証協会連合 会	30,100	156	0.2	69,543	定めてい ない。	-

(単位：百万円、%)

事業 番号	復興予算 区分	基金事業 経費項目	事業名	国庫補助金 等交付元府 省	基金団体名	国庫補助金 等交付額 (A)	平成24年 度末まで の取崩額 (B)	基金事 業執行 率 (B)/(A)	24年度末 に保有す る国庫補 助金等相 当額 (A)-(B)	当初の終 了年度	延長された 終了年度等
53	23年度 1次補正	燃料安定供 給対策費	被災地(東北6県+茨城・千葉) S S 向け緊急資金繰り対策	経済産業省	一般社団法人全国 石油協会	5,079	63	1.2	5,016	25年度	27年度
54	23年度 1次補正	燃料安定供 給対策費	特定被災地域石油製品供給支援 事業	経済産業省	一般社団法人全国 石油協会	910				定めてい ない。	23年度末で 終了。全額 国庫返納。
55	23年度 1次補正	その他	旧鉱物採掘区域災害復旧費補助 金	経済産業省	宮城県(社団法人 宮城県農業公社)	248	248	100.0	-	27年度	-
56	23年度 2次補正	原子力災害 関係経費	原子力被災者の健康確保・管理 関連交付金(仮称)(福島県向け)	経済産業省	福島県	78,182				定めてい ない。	-
57	23年度 2次補正	中小企業等	再生可能性を判断する間の利子 負担の軽減	経済産業省	(独)中小企業基盤 整備機構	18,400	625	3.3	17,774	定めてい ない。	-
58	23年度 3次補正	原子力災害 関係経費	医療福祉機器・創薬産業拠点整 備事業	経済産業省	福島県	39,493	4,144	10.4	35,348	定めてい ない。	-
59	23年度 3次補正	その他	被災地域等地下タンク環境保全 対策促進事業(全国防災)	経済産業省	一般社団法人全国 石油協会	6,986	5,672	64.9	3,064	24年度	25年7月に14 億余円を国 庫返納
60	23年度 3次補正	その他	被災地域等地下タンク環境保全 対策促進事業(被災地向け)	経済産業省	一般社団法人全国 石油協会	1,749				24年度	
61	23年度 3次補正	中小企業等	被災中小企業復興支援リース補 助事業	経済産業省	日本商工会議所	10,049	1,003	9.9	9,046	30年度	-
62	23年度 3次補正	中小企業等	中小企業人材対策事業	経済産業省	全国中小企業団体 中央会	2,487	1,081	43.4	1,406	26年度	25年7月に14 億余円を国 庫返納
63	23年度 3次補正	立地補助金	国内立地推進事業費補助金	経済産業省	一般社団法人環境 パートナーシップ 会議	295,000	707	0.2	294,292	26年度	25年7月に 216億余円を 国庫返納
64	23年度 3次補正	立地補助金	がんばろうふくしま産業復興企 業立地支援事業	経済産業省	福島県	170,000	5,665	2.6	204,558	28年度	-
65	24年度 予備費	立地補助金	地域経済産業復興立地推進事業	経済産業省	福島県	40,224				28年度	-
66	23年度 3次補正	立地補助金	産業技術研究開発拠点立地推進 事業費補助金(希少金属使用量 削減・代替技術開発設備整備費 等補助金)	経済産業省	一般社団法人環境 パートナーシップ 会議	8,499	84	0.9	8,415	25年度	25年7月に1 億余円を国 庫返納
67	23年度 3次補正	立地補助金	産業技術研究開発拠点立地推進 事業費補助金(先端技術実証・ 評価設備整備費等補助金)	経済産業省	一般社団法人環境 パートナーシップ 会議	26,500	115	0.4	26,384	33年度	25年7月に56 億余円を国 庫返納
68	23年度 3次補正	節電エコ補 助金等	住宅用太陽光発電導入支援復興 対策基金造成事業費補助金	経済産業省	一般社団法人太陽 光発電協会	86,992	37,955	43.6	49,037	26年度	-
69	23年度 3次補正	節電エコ補 助金等	住宅用太陽光発電高度普及促進 復興対策基金造成事業費補助金	経済産業省	一般社団法人太陽 光発電協会	32,394	16,979	52.4	15,415	26年度	-
70	23年度 3次補正	節電エコ補 助金等	エネルギー管理システム導入促 進事業費補助金	経済産業省	一般社団法人環境 パートナーシップ 会議	30,000	2,293	7.6	27,706	25年度	25年7月に51 億余円を国 庫返納
71	23年度 3次補正	節電エコ補 助金等	電力需要ピークカット蓄電池導 入支援事業	経済産業省	一般社団法人環境 パートナーシップ 会議	20,999	1,062	5.0	19,937	25年度	25年7月に53 億余円を国 庫返納
72	23年度 3次補正	節電エコ補 助金等	建築物節電改修支援事業費補助 金	経済産業省	一般社団法人環境 パートナーシップ 会議	15,000	10,090	67.2	4,909	25年度	25年7月に47 億余円を国 庫返納
73	23年度 3次補正	節電エコ補 助金等	再生可能エネルギー固定価格買 取制度施行事業	経済産業省	一般社団法人低炭 素投資促進機構	7,000	7,000	100.0	-	定めてい ない。	-
74	23年度 3次補正	その他	再生可能エネルギー発電設備等 導入促進支援復興対策事業費補 助金	経済産業省	一般社団法人太陽 光発電協会	32,599	186	0.5	32,413	27年度	-
75	23年度 3次補正	その他	スマートコミュニティ導入促進 事業費補助金	経済産業省	一般社団法人新エ ネルギー導入促進 協議会	8,059	185	2.2	7,873	27年度	-
76	23年度 3次補正	その他	スマートエネルギーシステム導 入促進事業費補助金	経済産業省	一般社団法人新エ ネルギー導入促進 協議会	4,346	17	0.3	4,329	27年度	-
77	23年度 3次補正	その他	火力発電運転円滑化対策費補助 金	経済産業省	一般社団法人環境 パートナーシップ 会議	9,000	1,654	18.3	7,345	定めてい ない。	25年7月に7 億余円を国 庫返納

(単位：百万円、%)

事業 番号	復興予算 区分	基金事業 経費項目	事業名	国庫補助金 等交付元府 省	基金団体名	国庫補助金 等交付額 (A)	平成24年 度末まで の取崩額 (B)	基金事 業執行 率 (B)/(A)	24年度末に保 有する国庫補 助金等相当額 (A)-(B)	当初の終了 年度	延長された 終了年度等
78	23年度 3次補正	その他	温排水利用施設整備等対策費交付金	経済産業省	静岡県	995	345	34.7	649	定めていない。	-
79	23年度 3次補正	その他	被災地域石油製品販売業再建等支援事業費	経済産業省	一般社団法人全国石油協会	2,349	301	12.8	2,048	定めていない。	-
80	23年度 3次補正	その他	旧鉱物採掘区域災害復旧費	経済産業省	岩手県（公益財団法人岩手県土木技術センター）、宮城県（社団法人宮城県農業公社）、福島県（財団法人福島県農業振興公社）	495	237	47.9	258	27年度	-
81	24年度 当初予算	立地補助金	産業技術研究開発拠点立地推進事業費補助金（産業連携イノベーション促進事業費補助金）	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	4,000	2	0.0	3,997	26年度	25年7月に32百万円を国庫返納
82	24年度 当初予算	立地補助金	産業技術研究開発拠点立地推進事業費補助金（先端技術実証・評価設備整備費等補助金）	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	10,000	/	/	/	25年度	25年7月に100億円の全額を国庫返納
83	24年度 当初予算	立地補助金	国内立地推進事業費補助金（原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助事業）	経済産業省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	14,000	3	0.0	13,996	28年度	-
84	24年度 1次補正	その他	旧鉱物採掘区域災害復旧事業	経済産業省	宮城県（社団法人宮城県農業公社）	132	-	-	132	27年度	-
85	24年度 予備費	原子力災害 関係経費	福島県医療機器開発・安全性評価センター整備事業	経済産業省	福島県	13,390	-	-	13,390	31年度	-
86	23年度 1次補正	災害関連融 資関係経費	災害復興住宅融資等事業	国土交通省	(独)住宅金融支援機構	52,600	1,492	2.8	51,107	27年度（申込受付終了年度）	-
87	23年度 1次補正	災害関連融 資関係経費	既往貸付者に係る返済方法の変更事業	国土交通省	(独)住宅金融支援機構	3,400	949	27.9	2,450	27年度（申込受付終了年度）	-
88	23年度 3次補正	災害関連融 資関係経費	災害復興住宅融資等	国土交通省	(独)住宅金融支援機構	135,800	-	-	135,800	27年度（申込受付終了年度）	-
89	23年度 3次補正	災害関連融 資関係経費	既往貸付者に係る返済方法の変更	国土交通省	(独)住宅金融支援機構	14,900	1,480	9.9	13,419	27年度（申込受付終了年度）	-
90	23年度 3次補正	住宅関係	住宅エコポイント	国土交通省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	72,300	/	/	/	26年度（ポイント交換終了年度）	-
91	23年度 3次補正	住宅関係	優良住宅取得支援制度の拡充による復興の推進	国土交通省	(独)住宅金融支援機構	15,900	839	5.2	15,060	24年度（申込受付終了年度）	-
92	24年度 当初予算	災害関連融 資関係経費	災害復興住宅融資等	国土交通省	(独)住宅金融支援機構	53,900	-	-	53,900	27年度（申込受付終了年度）	-
93	23年度 3次補正	災害廃棄物 処理事業費	地域グリーンニューディール基金の拡充（災害廃棄物処理事業の地方支援）	環境省	10道県	67,963	67,024	98.6	938	25年度	-
94	23年度 3次補正	原子力災害 関係経費	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	環境省	福島県	70,644	100,676	61.2	63,786	定めていない。	-
95	24年度 当初予算	原子力災害 関係経費	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	環境省	福島県	93,819				定めていない。	-
96	23年度 3次補正	住宅関係	住宅エコポイント	環境省	一般社団法人環境パートナーシップ会議	72,300	/	/	/	26年度（ポイント交換終了時期）	-
97	23年度 3次補正	その他	グリーンニューディール基金の拡充（自立・分散型エネルギー供給等によるエコタウン化事業）	環境省	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、仙台市	83,977	5,808	6.9	78,168	27年度	-
98	24年度 当初予算	災害廃棄物 処理事業費	震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業（グリーンニューディール基金）	環境省	8県	4,030	2,401	59.5	1,628	25年度	-
99	24年度 予備費	原子力災害 関係経費	福島健康管理拠点の緊急整備	環境省	福島県	5,980	30	0.5	5,949	定めていない。	-
100	24年度 1次補正	その他	福島県環境創造センター（仮称）整備事業	環境省	福島県	11,337	-	-	11,337	定めていない。	-
計（100事業）						3,137,087	/	/	/		
うち90事業						2,867,449	824,402	28.7	2,043,046		

注(1) 復興関連基金事業のうち、既存の基金と復興関連基金事業とを区分して経理していないもの及び国庫補助金等交付額の全額が国庫に返納されたものは、「平成24年度末までの取崩額」、「基金事業執行率」、「24年度末に保有している国庫補助金等相当額」の欄を「/」としている。

注(2) 復興関連基金事業数は、予算別、復興関連基金事業別に集計している。また、国土交通省及び環境省から国庫補助金等が交付されている「住宅エコポイント」は、省別に区分して国庫補助金等額を集計している。

注(3) 「当初の終了年度」の欄は、復旧・復興予算が措置された際に設定された事業の終了期限の年度を記載している。

(イ) 復旧・復興予算措置年度別の執行状況

23、24両年度における復興関連基金事業の年度別事業数、国庫補助金等交付額、国庫補助金等交付額に対する取崩額の割合（以下「基金事業執行率」という。）についてみると、表31のとおり、23年度に予算が措置されている事業（以下「23年度措置分」という。）は70事業、2兆1803億余円（基金事業執行率31.3%）、24年度に予算が措置されている事業（以下「24年度措置分」という。）は14事業、2200億余円（同1.2%）であり、その他、23、24両年度に交付された国庫補助金等を一体として管理している事業は6事業、4670億余円（同29.5%）となっていて、事業数、国庫補助金等交付額、取崩額のいずれも23年度措置分が大半を占めている。また、基金事業執行率では、24年度措置分の基金事業執行率が低調となっているのは、上記14事業のうち7事業が全く取り崩されていないことによる。

表31 復旧・復興予算措置年度別の復興関連基金事業の執行状況等

（単位：件、百万円、%）

復興予算 措置年度	復興関 連基金 事業数	国庫補助金等 交付額 (A)	平成24年度末ま での取崩額 (B)	基金事業執 行率 (B)/(A)	24年度末に保有 している国庫補 助金等相当額 (A)-(B)
23年度	70	2,180,359	683,858	31.3	1,496,501
24年度	14	220,042	2,695	1.2	217,346
23、24両年度	6	467,047	137,848	29.5	329,199
計	90	2,867,449	824,402	28.7	2,043,046

(ウ) 事業実施期限別の執行状況

復興関連基金事業は、単年度で完結しない事業を実施するため、事業の実施期限が設けられている。そこで、90事業について、事業が終了する期限の年度別の事業数、国庫補助金等交付額及びその執行状況についてみると、表32のとおり、26年度以降終了分に多額の国庫補助金等が交付されており、今後、これらの資金を活用した多数かつ多額の復興関連基金事業の実施が見込まれる。

26年度以降終了分の終了年度についてみると、集中復興期間が終わる27年度が最も多くなっており、17事業となっている。また、28年度以降を終了期限としているものは10事業、終了年度未定のものは21事業となっており、これらについてみると、原子力災害からの復興再生が長期にわたると想定される福島県に交付されたものや、除染事業等の原子力災害関係経費に係るものが16事業と多く見受けられた。

表32 復興関連基金事業終了年度別の執行状況等

(単位：件、百万円、%)

終了年度 (平成25年度以降は予定)	復興関連基金事業数	国庫補助金等 交付額 (A)	24年度末までの取崩額 (B)	基金事業執行率 (B)/(A)	24年度末に保有している国庫補助金等相当額 (A)-(B)
24年度	9	58,585	23,529	40.1	35,056
25年度	23	526,553	282,251	53.6	244,302
26年度以降	37	1,658,966	184,471	11.1	1,474,495
26年度	10	608,300	113,234	18.6	495,066
27年度	17	533,042	15,599	2.9	517,443
28年度	6	467,583	54,516	11.6	413,066
30年度	1	10,049	1,003	9.9	9,046
31年度	1	13,390	-	-	13,390
32年度	1	100	2	2.7	97
33年度	1	26,500	115	0.4	26,384
終了年度未定	21	623,342	334,150	53.6	289,192
計	90	2,867,449	824,402	28.7	2,043,046

そして、事業終了年度別の個々の復興関連基金事業の執行状況についてみると、終了年度が24年度である9事業の基金事業執行率は、5.2%から89.6%までとなっていて、復興関連基金事業によって大きな開差が見受けられた。このうち、基金事業執行率が50%以下となっている復興関連基金事業は、新卒者就職実現プロジェクト事業の被災地に係る特例措置の延長等（事業番号37）、被災者向け農の雇用事業（同42）及び優良住宅取得支援制度の拡充による復興の推進（同91）の3事業となっている。この3事業のうち、新卒者就職実現プロジェクト事業の被災地に係る特例措置の延長等（事業番号37）及び被災者向け農の雇用事業（同42）の2事業は、申請件数の実績が当初の想定を大幅に下回ったことなどにより基金事業執行率が低くなっている。

また、地域支え合い体制づくり事業の積み増し（事業番号18）についてみると、基金事業執行率が81.8%と高くなっているものの、一部の基金団体では、他事業により補完され代替されたことなどにより、基金が全く取り崩されておらず余剰金を生じているところも見受けられた（(4)イ(i)135ページ参照）。

(エ) 基金事業経費項目別の執行状況

90事業のうち、23年度に復旧・復興予算で措置された70事業、国庫補助金等交付額2兆1803億余円について基金事業経費項目別の執行状況をみると、表33のとおり、国庫補助金等交付額が2000億円以上と多額に上っているものは雇用対策費42

45億余円、立地補助金3300億円、原子力災害関係経費3202億余円及び災害関連融資関係経費2864億円であり、これらの項目の合計（1兆3611億余円）で全体の約60%を占めている。

また、基金事業経費項目別に24年度末の基金事業執行率をみると、0.2%（立地補助金）から98.6%（災害廃棄物処理事業費）まで（平均31.3%）となっていて、執行の状況に大きな開差が見受けられた。このうち、立地補助金が0.2%と低率になっているのは、事業採択はおおむね全額について行われているものの、企業立地に係る用地の取得から建屋の建設及び設備の設置までに数年の事業期間が必要なことなどから、事業が完了するのが25年度以降となるものが大半となっていることによる。

表33 平成23年度に予算措置された復興関連基金事業の基金事業経費項目別の執行状況等
(単位:件、百万円、%)

基金事業経費項目	復興関連基金事業数	国庫補助金等交付額 (A)	平成24年度末までの取崩額 (B)	基金事業執行率 (B)/(A)	24年度末に保有している国庫補助金等相当額 (A)-(B)
雇用対策費	4	424,520	198,984	46.8	225,535
立地補助金	3	330,000	907	0.2	329,092
原子力災害関係経費	9	320,235	220,766	68.9	99,469
災害関連融資関係経費	7	286,400	4,659	1.6	281,740
節電エコ補助金等	6	192,387	75,381	39.1	117,006
森林・林業の復興	1	139,945	36,438	26.0	103,507
医療、介護、福祉等	10	116,948	19,348	16.5	97,600
災害廃棄物処理事業費	1	67,963	67,024	98.6	938
教育支援等	4	47,479	20,070	42.2	27,409
中小企業等	3	30,937	2,709	8.7	28,227
医療施設等防災対策費等	2	18,298	1,344	7.3	16,954
住宅関係	1	15,900	839	5.2	15,060
生活福祉資金貸付事業費	1	15,190	8,487	55.8	6,702
被災者緊急支援経費	2	10,220	8,617	84.3	1,603
燃料安定供給対策費	1	5,079	63	1.2	5,016
水産業関係	1	3,980	2,013	50.5	1,966
施設費等	2	3,363	1,325	39.4	2,037
農業関係	1	700	220	31.5	479
その他	11	150,807	14,657	9.7	136,150
計	70	2,180,359	683,858	31.3	1,496,501

90事業のうち、24年度に復興関係予算で措置された14事業、国庫補助金等交付額2200億余円について基金事業経費項目別の執行状況をみると、表34のとおり、国庫補助金等交付額が多額となっているものは、災害関連融資関係経費539億円、雇用対策費500億円及び医療、介護、福祉等380億円であり、これらの項目の合計

(1419億円) で全体の約60%を占めている。

また、基金事業経費項目別に24年度末の基金事業執行率をみると、災害関連融資関係経費等4項目が0%となっている一方、災害廃棄物処理事業費は59.5%、平均では1.2%となっている。このうち、上記の4項目が全く取り崩されていないのは、雇用対策費のように、24年度末に各基金団体に基金が設置造成等されたため、25年度以降に事業の実施が予定されていることなどによる。

表34 平成24年度に予算措置された復興関連基金事業の基金事業経費項目別の執行状況等
(単位:件、百万円、%)

基金事業経費項目	復興関連基金事業数	国庫補助金等 交付額 (A)	平成24年度 末までの取 崩額 (B)	基金事業 執行率 (B)/(A)	24年度末に保有 している国庫補 助金等相当額 (A)-(B)
災害関連融資関係経費	1	53,900	—	—	53,900
雇用対策費	1	50,000	—	—	50,000
医療、介護、福祉等	1	38,000	—	—	38,000
農業関係	3	24,907	119	0.4	24,788
原子力災害関係経費	3	19,735	168	0.8	19,566
立地補助金	2	18,000	6	0.0	17,993
災害廃棄物処理事業費	1	4,030	2,401	59.5	1,628
その他	2	11,469	—	—	11,469
計	14	220,042	2,695	1.2	217,346

(ウ) 基金団体別の国庫補助金等交付額の交付状況

復興関連基金事業を実施するに当たって、どのような基金団体に対して国庫補助金等が交付されているかに着目して、基金団体別に復興関連基金事業数及び国庫補助金等交付額の状況についてみると、表35のとおり、都道府県で57事業、1兆8435億余円（国庫補助金等交付額の総額に占める割合58.7%）、政令指定都市である仙台市で1事業、64億余円（同0.2%）、公益法人等で43事業、1兆2870億余円（同41.0%）となっている。

このうち、基金団体が都道府県であるものについて、基金事業数、国庫補助金等交付額等をみると、福島県が52事業、国庫補助金等交付額1兆0289億余円（国庫補助金等交付額の総額に占める割合32.8%）と最も多くなっている。これは、主に原子力災害関係経費に係る復興関連基金事業が福島県のみで実施されていることによるものである。また、基金は全都道府県に設置造成等されているが、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県以外の43都道府県における国庫補助金等交付額は、いずれも総額の1%未満となっている。

表35 平成23、24年両年度に交付された基金団体別の国庫補助金等交付額等

(単位：件、百万円、%)

基金団体名	復興 関連 基金 事業 数	国庫補助金等 交付額	国庫補助 金等交付 額の総額 に占める 左の額の 割合	基金団体名	復興 関連 基金 事業 数	国庫補助金等 交付額	国庫補助 金等交付 額の総額 に占める 左の額の 割合
北海道	11	18,292	0.5	滋賀県	10	3,783	0.1
青森県	17	20,997	0.6	京都府	10	10,545	0.3
岩手県	33	147,785	4.7	大阪府	9	12,516	0.3
宮城県	33	262,958	8.3	兵庫県	9	8,472	0.2
秋田県	11	17,931	0.5	奈良県	7	5,568	0.1
山形県	11	19,218	0.6	和歌山県	7	4,354	0.1
福島県	52	1,028,980	32.8	鳥取県	6	6,291	0.2
茨城県	22	36,351	1.1	島根県	10	6,557	0.2
栃木県	15	12,904	0.4	岡山県	9	4,646	0.1
群馬県	10	7,148	0.2	広島県	11	5,600	0.1
埼玉県	10	9,085	0.2	山口県	7	4,168	0.1
千葉県	21	9,755	0.3	徳島県	9	6,655	0.2
東京都	12	21,004	0.6	香川県	8	1,492	0.0
神奈川県	10	9,856	0.3	愛媛県	7	7,252	0.2
新潟県	15	8,978	0.2	高知県	9	7,898	0.2
富山県	8	4,328	0.1	福岡県	13	10,574	0.3
石川県	10	5,959	0.1	佐賀県	7	3,090	0.0
福井県	8	3,060	0.0	長崎県	8	4,517	0.1
山梨県	9	3,928	0.1	熊本県	10	8,020	0.2
長野県	18	10,681	0.3	大分県	8	8,311	0.2
岐阜県	8	8,527	0.2	宮崎県	8	9,392	0.2
静岡県	13	8,357	0.2	鹿児島県	7	8,531	0.2
愛知県	9	8,631	0.2	沖縄県	11	4,939	0.1
三重県	9	5,595	0.1	都道府県（計）	57	1,843,502	58.7
				仙台市	1	6,497	0.2
				公益法人等	43	1,287,088	41.0
				合計	100	3,137,087	100.0

注(1) 国庫補助金等交付額は、各府省から聴取した金額を集計している。

注(2) 基金団体が都道府県所管の公益法人その他団体の場合は、各都道府県に含めて集計している。

注(3) 都道府県（計）の復興関連基金事業数は、同一事業で複数の都道府県に国庫補助金等が交付されている場合であっても、1件として集計している。

注(4) 復興関連基金事業数は、同一事業を県及び市で行っているものがあるため、都道府県（計）、仙台市及び公益法人等の計と合計は一致しない。

このように、復興関連基金事業は、多額の復旧・復興予算が投じられて全国で実施されていることから、国は基金団体と十分連携し、適切かつ有効に事業が実施されるよう努める必要がある。また、復興関連基金事業の中には、予算を措置した時点では基金事業規模の想定が困難であったことなどにより、余剰金が生ずるなどしているものがあり、これらについては、国が適切な基金規模になっているかの検証を行う必要がある。国は、このような検証を行い、余剰金が生ずると見込まれる場合には、余剰金を国庫に返納することを基金団体に対して要請するなど、資金を適切かつ有効に活用するよう努める必要がある。

オ 復興施策等別の執行状況

会計検査院は、24年報告（55～59ページ参照）において、復興基本方針に基づき、各府省庁一体となって実施している復興施策等がどのように実施されているかなどに着眼して、23年度3次補正で実施している562事業を対象として検査し、各府省庁等や市町村が掲げる施策の特徴や執行状況を分析するなどした結果を報告した。

そこで、本報告では、上記の復興施策等が引き続きどのように実施されているか、特に、復興施策等の項目別の事業件数、予算現額、支出済額及び執行率はどのようなになっているかなどに着眼して、23年度3次補正のうち翌年度に繰り越した分（以下「23年度3次補正繰越分」という。）で実施している354事業及び24年度復興特会で実施している483事業のうち、復興基本方針における復興施策等との関連が明確である23年度3次補正繰越分306事業及び24年度復興特会425事業を対象として検査した。

なお、24年報告と同様に、一部の事業は複数の復興施策等の項目に該当していることから、それぞれの項目に該当するとして、事業数、予算現額及び支出済額を重複して計上して分析している。

(ア) 平成23年度3次補正繰越分の復興施策等別の執行状況

上記の23年度3次補正繰越分306事業についてみると、表36-1のとおり、復興基本方針の「5 復興施策」に掲げられた4項目に関連する事業は延べ368件、「6 原子力災害からの復興」に掲げられた3項目に関連する事業は延べ27件、計395件執行されていた。

23年度3次補正繰越分の復興施策等の執行状況についてみると、「5 復興施策」は、予算現額2兆2830億余円、支出済額1兆6079億余円、執行率70.4%となっている。また、「6 原子力災害からの復興」は、予算現額1822億余円、支出済額324億余円、執行率17.8%となっている。

このうち、補助（基金）等を除いた復興施策等の執行状況についてみると、「5 復興施策」は、予算現額計2兆2490億余円、支出済額計1兆5741億余円、執行率69.9%となっている。なお、「6 原子力災害からの復興」には、補助（基金）等の事業は含まれていない。

補助（基金）等を除いた執行率をみると、11.9%から93.5%まで（平均66.0%）となっていて、大きな開差が見受けられた。このうち、「5 復興施策」では「(3)地域経済活動の再生」の内訳項目である「⑩再生可能エネルギーの利用促進

とエネルギー効率の向上」が11.9%と低率になっている。これは、事業の実施により発生した地層強度不足の懸念、土壤汚染の判明等のため、事業が遅延したことなどによる。また、「6 原子力災害からの復興」では、「(1)応急対策、復旧対策」の内訳項目である「④放射性物質の除去等」が14.9%と低率になっている。これは、自治体や地元住民との調整が難航したことなどのため、事業の着手に至らなかったことなどによる。

このように、23年度3次補正繰越分の復興施策等に係る各項目は、23年度末からおおむね進捗しているが、「④放射性物質の除去等」など、一部の項目については進捗していないものも見受けられる。

表36-1 平成23年度3次補正繰越分の復興施策等別の執行状況

(単位：件、億円、%)

復興基本方針における 復興施策等	事業数		予算現額		支出済額		執行率	
	うち 補助 (基金) 等を 除いた 件数		うち補助 (基金) 等を除いた 額		うち補助 (基金) 等を除いた 額		うち補助 (基金) 等を除いた 率	
		A	B	C	D	E=C/A	F=D/B	
5 復興施策	368	361	22,830	22,490	16,079	15,741	70.4	69.9
(1) 災害に強い地域づくり	44	44	5,045	5,045	2,812	2,812	55.7	55.7
①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり	5	5	114	114	75	75	65.4	65.4
②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員	29	29	4,367	4,367	2,255	2,255	51.6	51.6
③土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	3	3	14	14	12	12	87.9	87.9
④被災者の居住の安定確保	3	3	522	522	445	445	85.2	85.2
⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	4	4	25	25	23	23	92.7	92.7
(2) 地域における暮らしの再生	41	37	1,495	1,339	707	551	47.3	41.1
①地域の支え合い	17	13	550	395	361	206	65.6	52.1
②雇用対策	1	1	1	1	1	1	68.5	68.5
③教育の振興	16	16	898	898	322	322	35.8	35.8
④復興を支える人材の育成	1	1	1	1	1	1	93.5	93.5
⑤文化・スポーツの振興	6	6	43	43	20	20	48.2	48.2
(3) 地域経済活動の再生	112	111	7,949	7,778	5,438	5,267	68.4	67.7
①企業、産業・技術等	44	44	1,002	1,002	736	736	73.4	73.4
②中小企業	7	7	124	124	76	76	61.4	61.4
③農業	13	13	176	176	152	152	85.9	85.9
④林業	7	7	278	278	161	161	58.0	58.0
⑤水産業	12	12	1,293	1,293	523	523	40.5	40.5
⑥観光	1	1	5	5	4	4	80.7	80.7
⑦コミュニティを支える生業支援	1	1	2	2	2	2	85.6	85.6
⑧二重債務問題等	1	1	50	50	16	16	32.1	32.1
⑨交通・物流、情報通信	18	18	1,606	1,606	1,379	1,379	85.8	85.8
⑩再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上	2	2	175	175	21	21	11.9	11.9
⑪環境先進地域の実現	1	1	1	1	1	1	83.2	83.2
⑫膨大な災害廃棄物の処理の促進	5	4	3,232	3,062	2,364	2,193	73.1	71.6
(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	171	169	8,339	8,326	7,120	7,108	85.3	85.3
①電力安定供給の確保とエネルギー戦略の見直し	4	3	69	68	63	62	92.2	92.1
②再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等の推進	15	15	1,687	1,687	1,411	1,411	83.6	83.6
③世界に開かれた復興	15	15	86	86	76	76	88.8	88.8
④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	1	1	1	1	1	1	91.9	91.9
⑤今後の災害への備え	124	123	6,345	6,332	5,430	5,420	85.5	85.5
⑥震災に関する学術調査、災害の記録と伝承	12	12	150	150	136	136	90.3	90.3
6 原子力災害からの復興	27	27	1,822	1,822	324	324	17.8	17.8
(1) 応急対策、復旧対策	27	27	1,822	1,822	324	324	17.8	17.8
①応急対策、各種支援、情報提供等	9	9	48	48	37	37	76.7	76.7
②安全対策・健康管理対策等	2	2	1	1	1	1	91.7	91.7
③賠償・行政サービスの維持等	4	4	40	40	26	26	65.7	65.7
④放射性物質の除去等	12	12	1,732	1,732	259	259	14.9	14.9
(2) 復興対策	—	—	—	—	—	—	—	—
①医療産業の拠点整備	—	—	—	—	—	—	—	—
②再生可能エネルギーの拠点整備	—	—	—	—	—	—	—	—
(3) 政府系研究機関の関連部門等の福島県への設置等の促進	—	—	—	—	—	—	—	—
計	395	388	24,653	24,313	16,404	16,065	66.5	66.0

(イ) 平成24年度復興特会の復興施策等別の執行状況

24年度復興特会425事業についてみると、表36-2のとおり、復興基本方針の「5 復興施策」に掲げられた4項目に関連する事業は延べ408件、「6 原子力災害からの復興」に掲げられた3項目に関連する事業は延べ60件、計468件執行されていた。

24年度の復興施策等の執行状況についてみると、「5 復興施策」は、予算現額

2兆9655億余円、支出済額1兆4510億余円、執行率48.9%となっている。また、

「6 原子力災害からの復興」は、予算現額827億余円、支出済額478億余円、執行率57.8%となっている。

このうち、補助（基金）等を除いた復興施策等の執行状況についてみると、

「5 復興施策」は、予算現額計2兆4968億余円、支出済額計9912億余円、執行率39.6%となっている。また、「6 原子力災害からの復興」は、予算現額計500億余円、支出済額計152億余円、執行率30.5%となっていて、上記の支出済額478億余円のうち補助（基金）等が326億余円であることから、補助（基金）等を含めた場合と比べて大きな差異が見受けられた。

補助（基金）等を除いた執行率をみると、15.4%から99.4%まで（平均39.5%）となっていて、大きな開差が見受けられた。このうち、「5 復興施策」の「(3)地域経済活動の再生」の内訳項目である「⑫膨大な災害廃棄物の処理の促進」が15.4%と低率になっている。これは、地元住民と生活環境保全上の調整が必要となったことなどによる。

このように、24年度復興特会における各復興施策等に係る項目は執行率が高くなっているものがある一方、執行率が低くなっているものもあり差異が見受けられた。

表36-2 平成24年度復興特会の復興施策等別の執行状況

(単位：件、億円、%)

復興基本方針における 復興施策等	事業数		予算現額		支出済額		執行率	
	うち 補助 (基金) 等を 除いた 件数		うち補助 (基金) 等を 除いた 額		うち補助 (基金) 等を 除いた 額		うち補 助(基 金)等 を除いた 率	
			A	B	C	D	E=C/A	F=D/B
5 復興施策	408	355	29,655	24,968	14,510	9,912	48.9	39.6
(1) 災害に強い地域づくり	49	44	8,627	7,868	4,196	3,436	48.6	43.6
① 高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり	6	6	37	37	35	35	94.7	94.7
② 「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員	14	12	1,729	1,665	537	473	31.0	28.4
③ 土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等	6	6	28	28	18	18	66.0	66.0
④ 被災者の居住の安定確保	16	14	6,483	5,788	3,524	2,829	54.3	48.8
⑤ 市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	7	6	348	347	80	78	22.9	22.6
(2) 地域における暮らしの再生	53	43	1,702	756	1,372	431	80.6	56.9
① 地域の支え合い	13	10	566	181	558	178	98.7	98.3
② 雇用対策	20	18	702	198	600	96	85.4	48.3
③ 教育の振興	12	9	391	339	188	135	48.0	39.9
④ 復興を支える人材の育成	5	4	17	12	14	10	86.3	81.8
⑤ 文化・スポーツの振興	3	2	24	24	10	10	43.4	42.3
(3) 地域経済活動の再生	155	127	10,575	7,754	4,668	1,895	44.1	24.4
① 企業、産業・技術等	29	21	1,551	295	1,465	209	94.4	70.9
② 中小企業	12	6	2,254	1,307	1,247	299	55.3	22.9
③ 農業	36	31	607	315	447	155	73.6	49.2
④ 林業	8	7	87	85	75	74	86.8	86.5
⑤ 水産業	30	27	737	591	322	176	43.7	29.8
⑥ 観光	7	7	18	18	8	8	47.4	47.4
⑦ コミュニティを支える生業支援	1	1	1	1	1	1	94.8	94.8
⑧ 二重債務問題等	5	3	30	7	25	1	83.2	27.9
⑨ 交通・物流、情報通信	20	17	1,803	1,648	535	428	29.6	26.0
⑩ 再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上	—	—	—	—	—	—	—	—
⑪ 環境先進地域の実現	1	1	0	0	0	0	96.0	96.0
⑫ 膨大な災害廃棄物の処理の促進	6	6	3,481	3,481	537	537	15.4	15.4
(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	151	141	8,749	8,589	4,272	4,148	48.8	48.2
① 電力安定供給の確保とエネルギー戦略の見直し	—	—	—	—	—	—	—	—
② 再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等の推進	5	5	8	8	2	2	23.0	23.0
③ 世界に開かれた復興	15	11	37	29	34	27	90.6	90.6
④ 社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	4	4	21	21	21	21	99.4	99.4
⑤ 今後の災害への備え	123	118	8,655	8,503	4,189	4,072	48.4	47.8
⑥ 震災に関する学術調査、災害の記録と伝承	4	3	25	25	25	24	97.8	97.8
6 原子力災害からの復興	60	51	827	500	478	152	57.8	30.5
(1) 応急対策、復旧対策	58	51	580	500	231	152	39.9	30.5
① 応急対策、各種支援、情報提供等	24	21	366	361	70	66	19.1	18.3
② 安全対策・健康管理対策等	11	9	61	46	48	33	78.1	71.0
③ 賠償・行政サービスの維持等	3	2	24	24	15	15	64.2	64.6
④ 放射性物質の除去等	20	19	127	67	97	37	76.4	55.5
(2) 復興対策	1	—	133	—	133	—	100.0	—
① 医療産業の拠点整備	1	—	133	—	133	—	100.0	—
② 再生可能エネルギーの拠点整備	—	—	—	—	—	—	—	—
(3) 政府系研究機関の関連部門等の福島県への設置等の促進	1	—	113	—	113	—	100.0	—
計	468	406	30,482	25,469	14,989	10,065	49.1	39.5

カ 復興予算の計上、執行等の状況

国は、東日本大震災からの復旧・復興に係る経費として、23年度補正予算及び24年度復興特会予算により多額の予算を措置している。これらの予算は、被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生等の施策を実施するものであり、復興基本方針においては、次の①から③までの施策に関する事業を行うに当たり、復興のために真に必要なかつ有効な施策を実施することとして、事業の立案段階から、効率性、

透明性、優先度等の観点による適切な評価を行うこととされている。

- ① 被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策に関する事業等（以下「復興直結事業」という。）
- ② 被災者の避難先となっている地域や震災による著しい悪影響が社会経済に及んでいる地域など、被災地域と密接に関連する地域において、被災地域の復旧・復興のために一体不可分のものとして緊急に実施すべき施策に関する事業等（以下「復興関連事業」という。）
- ③ 上記と同様の施策のうち、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策に関する事業等（以下「全国防災等事業」という。）

そして、上記の①から③までの事業に係る復興予算の計上及び執行について徹底した検証を行うために、24年10月に、衆議院決算行政監視委員会は、復旧・復興予算で行われている全ての事業を各府省庁等が総点検して、優先順位及び予算の配分を見直すべきであるとし、その上で、不適切と認められた予算の執行停止も視野に入れて、被災地に必要かつ十分な支援が確実に届くよう最大限の努力をするよう求めており、さらに、経済産業省所管国内立地推進事業費補助金等について真に被災地支援に資するものであるか説明責任を果たすべきであるなどの7項目を決議し、決議された事項に対する反映状況を報告するよう求めるとの決議を行った。

一方、24年11月に、復興推進会議において、前記1(2)イ(カ)のとおり、23年度の1次補正から3次補正まで及び24年度当初予算に計上された事業の実態や国会での議論、行政刷新会議の整理等を踏まえて、「基本的な考え方」が決定された。「基本的な考え方」では、復興施策の予算の計上について、復興直結事業のみを復興特会に計上することを基本とし、復興関連事業及び全国防災等事業は、海岸堤防等の津波対策事業（以下「津波対策事業」という。）、学校施設の耐震化事業（以下「学校耐震化事業」という。）等を除き、復興特会には計上しないこととして、23年度3次補正及び24年度当初予算において各府省庁等が計上した事業のうち、35事業（168億余円）の執行を停止することとした。

その後、25年1月に内閣総理大臣の指示を受けて、同月の復興推進会議において「今後の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成25年1月復興推進会議決定）が決定され、毎年度の予算編成において、被災地の復旧・復興に必要となる施策及

び事業を見直した上で、そのための財源の検討を行い、必要な予算を確保するとともに、復興予算について、不適切な使用であるなどの批判を招くことがないように、使途の厳格化を行うこととされた。

前記の「基本的な考え方」では、国から支出済みであるものは執行停止の対象から除外することとされたため、基金については執行停止の対象外とされていたが、上記使途の厳格化に関する決定等を踏まえて、25年7月に、基金について使途の厳格化を徹底するため、「復興関連予算で造成された「全国向け事業に係る基金」の使途の厳格化の徹底について」が公表されるとともに、復興庁及び財務省から各府省庁等に「復興関連予算で造成された全国向け事業に係る基金への対応について」

（平成25年7月復本第957号・財計第1690号。以下「基金使途通知」という。）が発出された。これにより、復興庁及び財務省から基金事業の所管府省に対して、16基金の23事業に係る予算執行額1兆1570億余円のうち、執行済み及び執行済みと認められたものを除く1428億余円について、被災地又は被災者に対する事業に使途を限定するとともに、基金からの執行を見合わせて、国へ返還することを各基金の所管大臣に要請することとした。

以上のとおり、復興予算の計上及び使途については、様々な議論がなされ、国はその適正を検証するなどして対応を図っている。そこで、会計検査院は、復興予算の計上及び使途について、23年度1次補正から23年度3次補正までの復興事業928件及び24年度1次補正を含む復興事業483件、計1,411件を対象として、衆議院決算行政監視委員会の決議に対する報告の状況や「基本的な考え方」による執行停止事業の状況を検査するとともに、各府省庁により実施されている復旧・復興事業を「基本的な考え方」に基づいて復興直結事業、復興関連事業等に分類するなどして検査した。

（ア）衆議院決算行政監視委員会の決議事項に対する各省庁の対応状況

衆議院決算行政監視委員会の決議に対して、8省庁は、その反映状況を25年5月に同委員会に報告している。そこで、衆議院決算行政監視委員会の決議及び決議の反映状況についてみると、表37のとおり、7項目の決議のうち経済産業省所管国内立地推進事業費補助金、農林水産省所管鯨類捕獲調査安定化推進対策、総務省所管及び国土交通省所管庁舎の耐震改修等5項目について、復興に直接関連しているかなどの疑義が呈されている。

このうち、国内立地推進事業費補助金については、同補助金の案件採択の審査

に当たり、被災地への波及効果が見込まれることが必須の要件とされており、補助対象企業に対して具体的な波及効果の報告を求めることなどの徹底を図っている。また、鯨類捕獲調査安定化推進対策等3項目に係る事業については、一般会計で対応することとしており、庁舎の耐震改修等2項目に係る事業については、被災庁舎の復旧等に限定していて、全国防災対策事業として計上されたものは、現に契約を締結しているものを除き執行停止としている。

表37 衆議院決算行政監視委員会の決議に対する反映状況

衆議院決算行政監視委員会 「東日本大震災復興予算の使途に関する決議」	関係府省 「東日本大震災復興予算の使途に関する決議」の反映状況
1 国内立地推進事業費補助金及び中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（経済産業省）	
国内立地推進事業費補助金については、その経済波及効果、特に被災地に対する詳細な定量的分析を厳密に行うとともに、補助の採択の審査基準を明確化し、本補助金が真に被災地支援に資するものであるかどうかの説明責任を果たすべきである。	国内立地推進事業費補助金の案件採択の審査では、被災地企業と取引関係があるなど被災地への波及効果が見込まれることが必須の要件。この点、決議の趣旨を踏まえ、補助対象企業に対し、具体的な波及効果の報告を求めるなど改めて徹底を図ったところ。現在、補助対象企業において国内での設備投資が着実に進められており、今後、生産が本格化された段階で可能となる被災地への実際の経済波及効果の定量的分析についてもしっかりと対応していく。
中小企業組合等共同施設等災害復旧については、被災者からの要望に対して十分対応可能となるよう必要な予算額を確保すべきである。また、事業者の本格的な復興に長期間を要するとの事情を十分に踏まえ、複数年度にわたる事業継続が可能となるよう、繰り越しの要件の緩和、都道府県に対する基金の造成等について検討すべきである。さらに、特に大きな被害を受けた中小企業の申請者に対する支援体制の強化を図るべきである。	中小企業等共同施設等災害復旧事業については、平成25年度において250億円の予算を確保するとともに、事業の進捗が遅れている事業者については、事故繰越の柔軟な対応、再申請の書類の簡素化といった対応を講じたところである。その上で、事業者からの申請に際しては、各県と連携して、計画内容を向上させるために具体的かつきめ細かな相談対応を行っているところである。
2 地域医療提供体制の再構築（厚生労働省）	
医療施設等災害復旧費補助金の民間医療機関に対する補助要件の緩和と補助対象の医療機器への拡充を早急に検討するとともに、医師等の人材確保への対応を強化すべきである。また、地域医療再生基金については、既に再建した民間医療機関に対しても適及適用できるように検討すべきである。さらに、地域医療の復興に向けて、創意工夫によりまちづくりと一体になって行われている取組に対しては積極的に後押しすべきである。	災害復旧費補助金については、民間医療機関に対する補助要件の緩和や、大規模災害により医療機器に被害が生じた場合の設備整備に係る補助制度を創設することとしている。地域医療再生基金については、決議の趣旨を踏まえ、平成24年度予備費により積み増しを行い、医師等の確保対策や、民間医療機関の再建支援のほか、創意工夫によりまちづくりと一体になって行われている取組に対する支援など地域医療体制の再構築に向けた措置を講じている。
3 鯨類捕獲調査安定化推進対策（農林水産省）	
本事業については、被災地の鯨産業の復興に直接関連したものと認められず、復興予算として支出したことに疑問がある。にもかかわらず、農林水産省による本事業の被災地の復興との関連性に係る説明が極めて不十分であったことは遺憾である。被災地の鯨産業に対する本事業の貢献について徹底した検証を行うとともに、鯨産業復興のために真に政府が果たすべき役割について再検討すべきである。	調査捕鯨の安全かつ円滑な実施を確保するために必要な経費については、平成24年度以降、一般会計で対応している。決議の趣旨を踏まえ、南極海調査捕鯨の副産物の販売に当たり、石巻周辺地域の鯨関連産業の需要に優先的かつ最大限に対応している。
4 東日本大震災に係る復旧・復興関連事業（道路関係）（国土交通省、復興庁）	
道路に限らず、全国防災対策事業の予算措置に上限を限定することや全国の防災事業と被災地の復興事業について予算区分上明確に切り分けることの重要性を認識すべきである。今後被災地における復興予算が不足する事態を防止するための方策として、全国防災対策事業については、復興財源の趣旨を尊重し、緊急性等の観点から一層厳しく対応すべきである。	全国向け予算は原則として全廃し、例外として、①巨大津波による被害を受けた新たに認識された技術上の課題に対応するための公共事業（道路関係であれば高台道路への避難階段の付加に限る。）、②子どもの安全確保に係る学校の耐震化事業、③国庫債務負担行為に基づき既に契約された歳出化経費に限り計上している。これらの予算に必要な財源は、被災地向け予算に不足を来すことのないよう、一般会計から繰り入れることとしている。
5 庁舎の耐震改修（国土交通省、総務省）	
本事業については、被災庁舎以外に復興財源を使用せず、緊急性等の観点から一層厳しく対応することを検討すべきである。また、将来における倒壊した被災地の自治体庁舎の建て替え費用の手当てについては、十分な配慮を行うべきである。	決議の趣旨を踏まえ、平成23年度第3次補正予算及び平成24年度予算において措置された庁舎の耐震改修等に係る全国防災対策事業については、現に契約締結されているものを除き、執行停止したところである。さらに、平成25年度東日本大震災復興特別会計においても、復興財源の使用は被災庁舎の復旧に限定している。東日本大震災で壊滅的な被害を受けた自治体の庁舎の建替え費用については、標準的な事業費を対象として、震災復興特別交付税で措置することとしている。
6 アジア大洋州地域及び北米地域との青少年交流（外務省）	
本事業については、被災地の復興に直接関連したものと認められず、復興予算として支出したことに疑問がある。また、外務省において補助対象の団体における具体的な交流の実施状況を即答できないなど、ガバナンスの欠如が認められた。本事業が真に被災地の復興に資するものであったかについて真摯な検証を行うとともに、今後の青少年交流プロジェクトについては、内容の改善、透明性の向上、効果的な風評被害対策の在り方の観点から、抜本的な見直しを行うべきである。	青少年交流の実施に必要な経費については、平成24年度以降、一般会計で対応している。決議の趣旨を踏まえ、被災地滞在日程を増やしたほか、「アジア青少年交流室」の立上げ、在外公館担当官の指名等により、事業の実施状況の把握と事後のフォローアップのための取組を強化した。
7 被災地域における再犯防止施策の充実・強化（法務省）	
本事業については、復興予算として支出することの合理的な説明はなかったことから、今後、復興予算での予算要求はやめるべきである。	被災地域における再犯防止施策の充実・強化に必要な経費については、平成25年度予算では一般会計で対応している。

（注）衆議院決算行政監視委員会「東日本大震災復興予算の使途に関する決議」（平成24年11月議決）及び同決議の反映状況（平成25年6月配布）を基に作成した。

(イ) 執行を停止した事業の状況

執行を停止した35事業、168億余円を年度別、復興施策等の事業別にみると、表38のとおり、23年度3次補正14件、24年度当初予算31件となる。この24年度当初予算31件のうち内閣所管高度情報集約システムの拡充に係る経費（事業番号2）等8件は、「基本的な考え方」が示された時点において実施されていなかったことなどから予算現額全額の執行を停止している。このほか他の37件の予算現額に対する執行停止額の割合についてみると、国土交通省所管河川津波対策等（直轄）

（同27）の0.05%から厚生労働省所管日本社会事業大学における防災対策・節電対策（同15）の96.5%までとなっている。

これら45件のうち、23年度3次補正の14件は、今後支出する見込みがないなどの理由から執行停止額を不用額として計上し、24年度当初予算の31件は、24年度1次補正において、執行停止額を減額補正することにより執行を停止している。

なお、上記45件の事業には、従来、一般会計予算により支出されていたものが多く含まれている。このため、45件のうち39件の事業に係る経費は、各府省において、改めて復興特会以外の一般会計等に計上し、実施されている。

表38 執行を停止した35事業

(単位：千円、%)

事業番号	所管	年度	巻末別表2におけるNo	事業名	当初予算額 A	予算現額 B	執行停止額 C	平成23年度執行停止率 D=C/B	24年度執行停止率 E=C/A	「基本的な考え方」による区分	24年度以降に予算を計上した会計名	
1	内閣・内閣府	24	4326	内閣の重要政策に関する指針検討経費	34,403	15,719	17,922	-	52.0	b	一般会計	
2		24	—	高度情報集約システムの拡充に係る経費	10,500	-	10,500	-	100	a	一般会計	
3		24	—	社会的包摂に関する検討経費	35,349	-	35,349	-	100	b	一般会計	
4	総務省	24	—	政府情報システム分散拠点整備	826,000	-	826,000	-	100	a	一般会計	
5	法務省	23	3677	矯正施設等の耐震対策	-	202,897	27,626	13.6	-	a	一般会計	
24		4304	175,710		59,489	110,192	-	62.7	a	一般会計		
6		24	4454	震災からの復興に向けた矯正処遇等の体制整備	370,572	193,983	53,000	-	14.3	a	一般会計	
7		24	4469	震災に伴う人権擁護活動の充実強化	24,857	24,725	132	-	0.5	a	一般会計	
8		24	4284	法務省における災害時の対応能力の強化	2,085,541	1,088,839	571,415	-	27.3	a	一般会計	
9	外務省	24	4474	日本ブランドの講師派遣事業経費	13,168	1,960	11,208	-	85.1	a	一般会計	
10	財務省	23	3668	国税庁施設費（庁舎の耐震改修）	-	1,204,146	603,142	50.0	-	a	一般会計	
11		24	4198	酒類等に関する放射性物質の分析等経費	64,784	59,302	5,482	-	8.4	a	一般会計	
12	文部科学省	24	4358	防災教育推進事業	254,642	252,766	1,400	-	0.5	a	一般会計	
13	厚生労働省	24	—	発達障害者への災害時支援	45,000	-	45,000	-	100	a	-	
14		24	—	臨床研究中核病院（仮称）の整備	511,056	-	511,056	-	100	a	一般会計	
15		24	4127	日本社会事業大学における防災対策・節電対策	358,581	11,232	346,083	-	96.5	a	-	
16		24	—	厚生労働科学研究費補助金（臨床研究中核病院等の整備及び機能強化）	100,000	-	100,000	-	100	a	一般会計	
17	農林水産省	24	4282	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	2,690,000	1,455,226	1,234,774	-	45.9	a	一般会計	
18		24	4230	農業水利施設等の震災対策	（本土）【全国・直轄】	6,271,000	5,453,594	800,000	-	12.7	a	一般会計
24		4231	（北海道）【全国・直轄】		5,489,000	4,778,928	700,000	-	12.7	一般会計		
24		4239	（本土）【全国・補助】		1,849,000	1,804,050	33,000	-	1.7	一般会計		
19	経済産業省	23	3811	中小企業の高度グローバル経営人材育成事業	-	500,660	302,334	60.3	-	a	-	
20		23	3828	自家発電設備導入促進事業	-	29,988,438	2,238,168	7.4	-	a	一般会計	
21		24	—	ライフライン物資供給網強靱化実証事業	800,000	-	800,000	-	100	a	-	
22		24	4278	災害対応型拠点石油基地等整備事業	14,500,000	14,407,582	92,418	-	0.6	a	一般会計	
23		23	3598	港湾整備事業（直轄・全国防災分）など	-	6,077,000	35,160	0.5	-	a	一般会計	
24		23	3642	沿岸防災二次元水路の改修	-	94,667	38,715	40.8	-	a	一般会計	
25	国土交通省	23	3635	防災に資する官庁施設の省エネ・節電対策	-	542,042	118,741	21.9	-	a	-	
26		23	3628	地震・津波等に対する観測・監視体制の強化	-	2,640,242	25,000	0.9	-	a	一般会計	
27		23	3596	河川津波対策等（直轄）	-	42,144,358	15,299	0.0	-	b	社会資本整備事業特別会計	
		24	4227	河川津波対策等其他	26,306,000	25,992,362	313,638	-	1.1	b	社会資本整備事業特別会計	
		23	3594	LED道路照明等の整備、庁舎等の耐震補強等、道路の防災・震災対策等	-	108,005,000	102,085	0.0	-	b	社会資本整備事業特別会計	
		24	4226	道路の防災・震災対策等(被災地以外)【直轄】他	31,653,000	31,192,389	460,611	-	1.3	b	社会資本整備事業特別会計	
28		24	4236	道路の防災・震災対策等(被災地以外)【直轄】（沖縄）	2,038,000	2,038,000				a	社会資本整備事業特別会計	
		24	4244	道路の防災・震災対策等(被災地以外)【直轄】他	1,277,000	1,272,950	4,050	-	0.2	b	社会資本整備事業特別会計	
		24	4254	道路の防災・震災対策等(被災地以外)【直轄】（沖縄）	152,000	152,000				a	社会資本整備事業特別会計	
29		国土交通省	23	3626	官庁施設の防災機能強化（既存不適格建築物等の耐震化）	-	5,369,683	2,047,653	38.1	-	a	一般会計
			23	3631	官庁施設の防災機能強化（防災拠点施設の機能強化）	-	1,303,515	261,481	20.0	-	a	一般会計
	24		4290	官庁施設の防災機能強化	3,151,240	604,806	2,546,434	-	80.8	a	一般会計	
30		24	4241	管制部・管制塔等耐震対策事業（全国防災分）など	1,676,000	1,607,281	68,400	-	4.0	b	社会資本整備事業特別会計	
31	環境省	23	3543	「原子力安全庁（仮称）」発足に向けた準備経費	-	2,174,580	153,404	7.0	-	a	エネルギー対策特別会計	
32		23	3675	節電・電源セキュリティ向上緊急事業（病院等へのコジェネレーションシステム緊急整備事業）	-	525,000	162,714	30.9	-	a	エネルギー対策特別会計	
33		24	—	放射性物質監視推進事業（可搬型モニタリングポストの配備等）	858,440	-	858,440	-	100	a	一般会計及びエネルギー対策特別会計	
34		24	4214	原子力安全庁（仮称）設置に伴う核防護室移転及び地方環境事務所組織整備	87,612	13,607	73,062	-	83.3	a	エネルギー対策特別会計	
35		24	4208	原子力安全庁（仮称）設置に伴う防災携帯・防災服整備	91,229	22,887	68,342	-	74.9	a	-	
23年度3次補正				14件	-	200,772,228	6,131,523	20.8	-	-	12件	
24年度当初予算				31件	103,799,684	92,503,677	10,697,908	-	50.5	-	27件	
計45件					103,799,684	293,275,905	16,829,431	-	-	-	39件	

注(1) 平成23年度執行停止率は、執行停止額を予算現額で除して算出しており、24年度の執行停止額は当初予算と同額又は当初予算から減額調整等されているため、24年度執行停止率は、執行停止額を当初予算額で除して算出している。

注(2) 「基本的な考え方」による区分欄のaは復興関連事業・全国防災等事業、bは復興関連事業及び復興関連事業・全国防災等事業又は津波対策事業及び復興関連事業・全国防災等事業が混在している事業である。

注(3) 予算現額が「-」となっている事業は、24年度1次補正において、事業費の金額を減額補正したものである。このため、これら事業については事業の執行がないことから、巻末別表2「東日本大震災復興・復興事業一覧」の掲記の対象から除外している。

また、「基本的な考え方」において執行を停止することとされた前記35事業の対象とされた府省庁のほか、表39のとおり、最高裁判所においても復興予算の計上及び使途に関する議論等の状況を踏まえて自らの判断により3件の事業の執行を停止している。最高裁判所は、23年度3次補正及び24年度当初予算に、「裁判所庁舎耐震化による司法基盤強化(被災地)」等3件を計上していたが、これらの事業については、23年度予算現額19億1669万余円を不用額として計上し、24年度当初予算額3億2624万余円を減額補正することにより、執行を停止している。そして、同裁判所は、これらの事業に係る経費を24年度一般会計1次補正予算に計上している。

表39 復興推進会議の議論を踏まえて執行を停止した事業

(単位：千円、%)

事業番号	所管	年度	巻末別表2のNo.	事業名	当初予算額	減額補正	予算現額	執行停止額	平成23年度事業に係る執行停止率	24年度事業に係る執行停止率	「基本的な考え方」による区分	24年度以降に予算を計上した会計名
					A	B	C	D	E=D/C	F=D/A		
1	最高裁判所	23	3437	裁判所庁舎耐震化による司法基盤強化(被災地)	-	-	5,140,955	1,133,805	22.0	-	a	一般会計
2		23	3672	裁判所庁舎耐震化による司法基盤強化(全国防災)	-	-	843,529	782,888	92.8	-	a	一般会計
3		24	4124	裁判所庁舎耐震化による司法基盤強化(被災地)	364,433	326,245	38,188	326,245	-	89.5	a	一般会計
23年度3次補正 2件					-	-	5,984,484	1,916,693	32.0	-	-	2件
24年度当初予算 1件					364,433	326,245	38,188	326,245	-	89.5	-	1件
計3件					364,433	326,245	6,022,672	2,242,938	-	-	-	3件

注(1) 平成23年度執行停止率は、執行停止額を予算現額で除して算出しており、24年度の執行停止額は当初予算から減額調整等されているため、24年度執行停止率は、執行停止額を当初予算額で除して算出している。

注(2) 「基本的な考え方」による区分欄のaは復興関連事業・全国防災等事業である。

(ウ) 復興予算で造成された基金の使途の状況

基金使途通知により、基金の使途についても被災地又は被災者に対する事業に限定することとされたことから、復興予算で造成された基金の状況について検査した。

基金使途通知の対象とされた前記16基金の23事業を、年度別、復興施策等の事業別にみると、23年度28件、24年度1件、計29件となる。そして、29件の事業の基金の執行状況についてみると、表40のとおり、基金造成額1兆1570億余円のうち執行済み又は執行済みと認められる額は1兆0141億余円となっている。

前記のとおり、復興庁及び財務省は、内閣総理大臣の指示を受けて、基金につ

いても、被災地又は被災者に対する事業に用途を限定することとし、25年7月に、16基金の23事業について、内閣府等7府省に対して、既に執行済みとなっている額及び今後事業の実施が見込まれる復興直結事業の事業費を除いた額に残額が生ずる場合、当該残額を国に返還するように当該基金団体に要請するよう通知している。その結果、25年8月末時点では、経済産業省において3基金の10事業に係る564億余円を基金団体から返還させて、これを国庫に返還している。

表40 復興予算で造成された「全国向け事業に係る基金」の返還状況（平成25年8月末現在）

（単位：千円）

事業 番号	所管	年度	巻末別表2 における No.	基金名	事業名	基金設置団体による 基金造成額	執行済み及び執行 済みと認められる もの	基金所管大臣へ の要請に係る額	被災地/被災者限 定	返還見込額	返還見込額		「基本的 な考え 方」によ る区分
						A	B	C=A-B			D	E	
1	内閣 府	平成 23	3297	地域自殺対策緊急強化 基金	被災者への心のケア対策等の推進 事業(自殺対策)	3,700,000	2,276,777	1,423,222	629,017	794,204	-	312,010	b
2	文部 科学 省	23	3720	高校生修学支援基金 (高等学校授業料減免 事業等支援臨時特例交 付金)	奨学金事業(高校生)	18,946,984	17,893,344	1,053,640	304,724	748,916	-	-	a
3	厚生 労働 省	23	3735	緊急雇用創出事業臨時 特例基金	社会的包摂・「絆」再生事業	36,726,890	28,780,447	7,946,443	6,841,898	1,104,545	-	316,947	a
		23	3738		被災生活保護受給者等に対する生活 再建サポート事業								
		23	3295		生活福祉資金貸付								
		23	3742		パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト								
4		23	3754	重点分野雇用創造事業の拡充(震災 対応事業の延長)	200,000,000	189,206,497	10,793,503	7,589,138	3,204,365	-	7,104,471	b	
5		23	3756	緊急人材育成・就職支 援基金	新卒者就職実現プロジェクト事業 の被災地に係る特例措置の延長等	23,520,108	15,580,675	7,939,432	-	7,939,433	-	7,939,433	b
6		23	3662	社会福祉施設等耐震化 等臨時特例基金	社会福祉施設等耐震化等臨時特例 基金	2,664,900	2,662,242	2,658	2,658	-	-	-	a
7		23	3661	医療施設耐震化臨時特 例基金	医療施設等の防災対策の強化	15,633,775	15,633,775	-	-	-	-	-	a
8		23	3762	異常補てん積立基金	配合飼料価格安定対策事業	9,700,000	9,700,000	-	-	-	-	-	b
9		農林 水産 省	23	3781	森林整備加速化・林業 再生基金	森林整備加速化・林業再生事業	139,945,500	94,332,913	45,612,587	13,142,833	32,469,754	-	-
10	23		3788	漁業経営セーフティ ネット構築事業基金	漁業経営セーフティネット構築 事業	3,980,493	2,013,562	1,966,931	1,966,931	-	-	-	b
11	経済 産業 省	23	3802	人材対策基金	中小企業人材対策事業	2,487,398	1,081,022	1,406,375	-	1,406,376	1,406,903	-	a
12		23	3822	産業技術研究開発拠点立地推進事 業費補助金	産業技術研究開発拠点立地推進事 業費補助金	35,000,000	29,210,400	5,789,599	-	5,789,599	5,789,599	-	a
		24	4420		国内立地補助事業(イノベーション)	14,000,000	3,967,359	10,032,640	-	10,032,640	10,032,640	-	a
13		23	3820	国内立地推進事業費補助金	295,000,000	274,700,226	20,299,774	-	20,299,774	21,691,287	-	a	
14		23	3847	環境対応車普及促進基 金	火力発電運転円滑化対策費補助金	9,000,000	8,209,652	790,348	-	790,348	790,348	-	a
15		23	3827	エネルギー管理システム導入促進 事業費補助金	30,000,628	24,813,724	5,186,903	-	5,186,903	5,186,903	-	a	
16		23	3829	電力需要ピークカット蓄電池導入 支援事業	20,999,753	15,608,615	5,391,137	-	5,391,137	5,391,137	-	a	
17		23	3830	建築物節電改修支援事業費補助金	15,000,019	10,265,381	4,734,637	-	4,734,637	4,734,637	-	a	
18		23	3666	環境・安全等対策基金	被災地域等地下タンク環境保全対 策促進事業(全国防災)	6,986,704	7,292,526	1,443,895	-	1,443,895	1,443,895	-	a
		23	3865		被災地域等地下タンク環境保全対 策促進事業(被災地向け)	1,749,718						-	a
19	国土交 通省	23	3825	住宅用太陽光発電導入 支援基金	住宅用太陽光発電導入支援復興対 策基金造成事業費補助金	86,992,681	86,992,681	-	-	-	-	-	a
20		23	3826		住宅用太陽光発電高度普及促進復 興対策基金造成事業費補助金	32,394,881	32,394,881	-	-	-	-	-	a
21		23	3831	省エネルギー設備導入 促進基金	再生可能エネルギー固定価格買取 制度施行事業	7,000,000	7,000,000	-	-	-	-	-	a
22		23	3880	静岡県社会環境基盤整 備資金	温排水利用施設整備等対策費交付 金	995,213	670,857	324,355	-	324,355	-	324,355	a
23		環境 省	23	3835	環境対応住宅普及促進 基金	住宅エコポイント	72,300,000	66,950,000	5,350,000	5,350,000	-	-	-
	23	3836	72,300,000	66,950,000			5,350,000	5,350,000	-	-	-	b	
23年度計28件						1,143,025,645	1,010,220,202	132,805,442	41,177,199	91,628,243	46,434,711	15,997,216	-
24年度計1件						14,000,000	3,967,359	10,032,640	-	10,032,640	10,032,640	-	-
計29件						1,157,025,645	1,014,187,561	142,838,083	41,177,199	101,660,884	56,467,352	15,997,216	-

注(1) 「基本的な考え方」による区分欄のaは復興関連事業・全国防災等事業、bは復興直結事業及び復興関連事業・全国防災等事業又は津波対策事業及び復興関連事業・全国防災等事業が混在している事業である。

注(2) 返還見込額欄が「-」となっている事業は、執行残額が発生した場合のみ返還される予定のものである。

注(3) 返還見込額欄に記載されていて返還予定額欄「-」となっている事業は、返還予定額が未確定のものである。

(エ) 「基本的な考え方」に基づく復旧・復興事業の分類

復興予算の計上と使途については、衆議院決算行政監視委員会において決議がなされており、また、「基本的な考え方」において復興直結事業のみを復興特会に計上することを基本とするなど、被災地の復興に真に資するものとして適正であるかという観点から様々な議論、検証等が行われていて、その過程において、23年度3次補正及び24年度当初予算に計上された復興事業の一部が執行停止とされて、基金造成額の返還が要請されるなどしている。

そこで、前記23、24両年度の復興事業計1,411件のうち、特別交付税、人件費等を除く1,401件を対象として、被災地又は被災者の復興との関連性について検査した。

検査に当たっては、各府省庁等が実施した復旧・復興事業と復興との関連性について説明を受けたり調書を徴したりなどして、上記1,401件の復旧・復興事業を「基本的な考え方」の区分に基づいて、①復興直結事業、②復興関連事業又は全国防災等事業（以下「関連事業」という。）、③復興直結事業と関連事業が混在している事業（以下「混在事業」という。）に3分類した上で、関連事業については②の1津波対策事業又は学校耐震化事業（以下「津波対策事業等」という。）と②の2その他事業の二つに細分して、集計し、分析した。

なお、分析に当たっては、各事業の予算計上時における目的、対象等により件数を整理することとし、予算現額及び支出済額については、各事業が上記3分類ごとに区分して算出されていないなどのため、上記件数の整理に基づいて計上している。

その結果、復旧・復興事業1,401件は、表41及び図10のとおり、①復興直結事業計912件、②関連事業計353件、③混在事業計136件となっていて、①復興直結事業と③混在事業を合わせた事業数は1,048件であり、事業数全体の74.7%を占めている。さらに、②関連事業計353件についてみると、②の1津波対策事業等が計27件、「基本的な考え方」において復興特会に計上しないこととされた②の2その他事業が計326件となっていて、このうち38件は執行を停止しており、288件は事業完了又は執行中となっている。

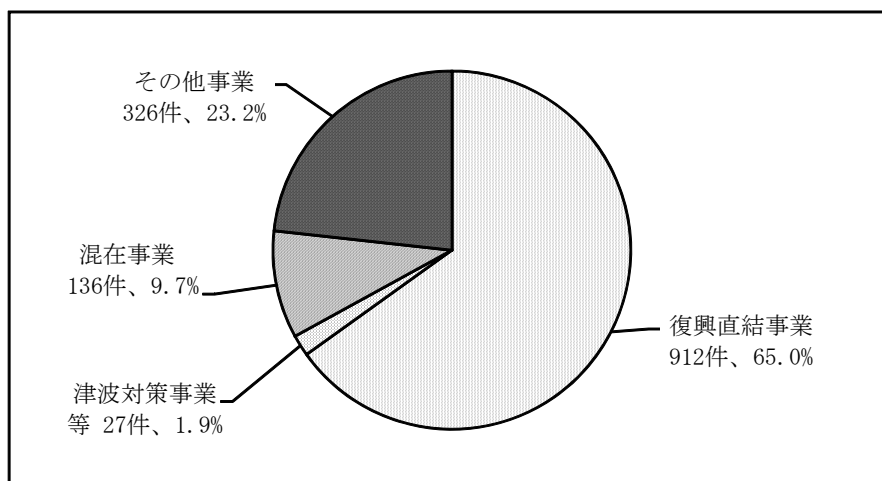
表41 復旧・復興事業の「基本的な考え方」に基づく分類

(単位：件、%、千円)

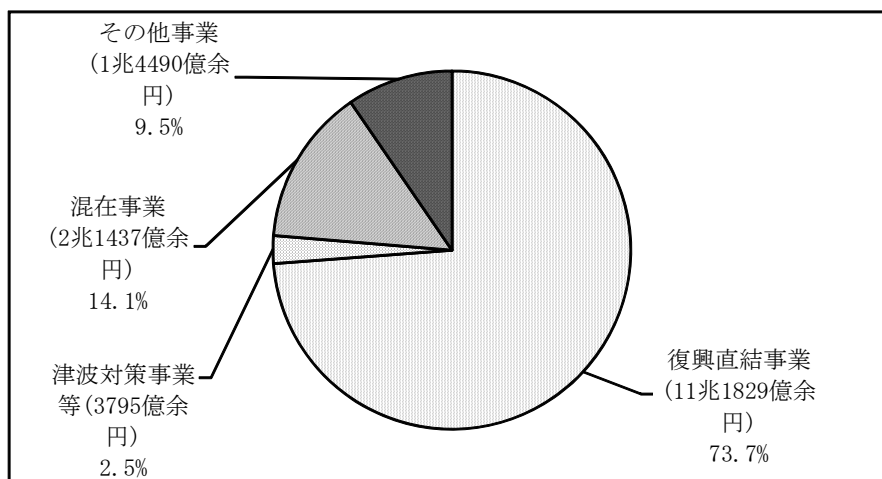
所管	年度	復興直結事業 ①	関連事業 ②=②の1 +②の2	津波対策事業等 その他事業				混在事業 ③	計 ④=①+②+③
				②の1	②の2=a+b	執行停止等 事業 a	完了又は実 施中の事業 b		
国会	平成23	3	3	-	3	-	3	-	6
	24	2	1	-	1	-	1	-	3
裁判所	23	1	2	-	2	2	-	-	3
	24	-	1	-	1	1	-	-	1
内閣・内閣府	23	39	20	-	20	-	20	3	62
	24	20	37	1	36	1	35	6	63
復興庁	23	8	-	-	-	-	-	-	8
	24	6	-	-	-	-	-	-	6
総務省	23	28	6	-	6	-	6	5	39
	24	6	7	-	7	1	6	2	15
法務省	23	9	6	-	6	1	5	-	15
	24	5	4	-	4	4	-	-	9
外務省	23	4	4	-	4	-	4	3	11
	24	3	2	-	2	1	1	3	8
財務省	23	8	3	-	3	1	2	6	17
	24	1	4	-	4	1	3	2	7
文部科学省	23	109	15	9	6	-	6	2	126
	24	45	5	4	1	1	-	-	50
厚生労働省	23	58	28	-	28	-	28	11	97
	24	22	15	-	15	4	11	6	43
農林水産省	23	136	25	4	21	-	21	15	176
	24	106	21	5	16	4	12	5	132
経済産業省	23	72	44	-	44	2	42	31	147
	24	23	5	-	5	2	3	6	34
国土交通省	23	93	57	3	54	6	48	21	171
	24	42	22	1	21	1	20	6	70
環境省	23	25	5	-	5	2	3	3	33
	24	31	6	-	6	3	3	-	37
防衛省	23	5	3	-	3	-	3	-	8
	24	2	2	-	2	-	2	-	4
23年度計		598	221	16	205	14	191	100	919
1次補正及び2次補正		240	25	1	24	-	24	23	288
3次補正		358	196	15	181	14	167	77	631
24年度計		314	132	11	121	24	97	36	482
合計		912	353	27	326	38	288	136	1,401
割合(合計)		65.0	25.1	1.9	23.2	-	-	9.7	100.0
予算現額(合計)		11,182,948,410	1,828,532,034	379,527,026	1,449,005,008	-	-	2,143,737,280	15,155,217,724

図10 「基本的な考え方」の分類別構成（平成23年度補正予算及び24年度復興特会予算全体）

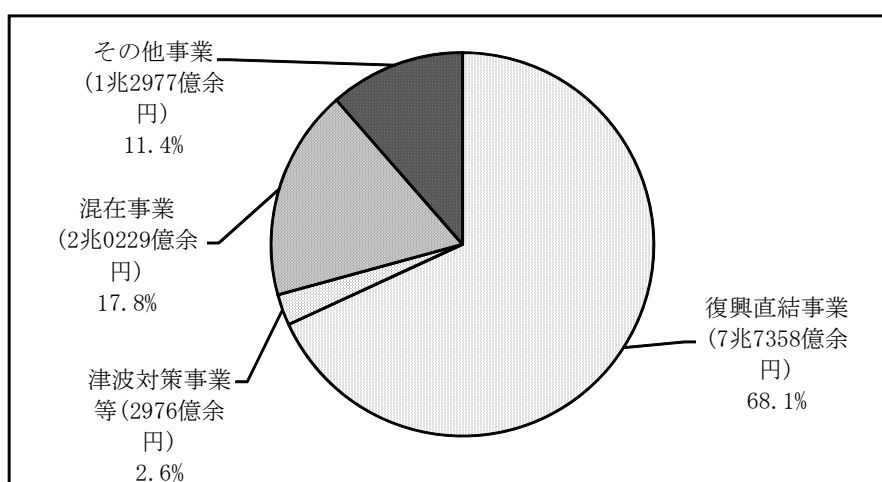
ア 件数（全1,401件）



イ 予算現額（計15兆1552億余円）



ウ 支出済額（計11兆3540億余円）



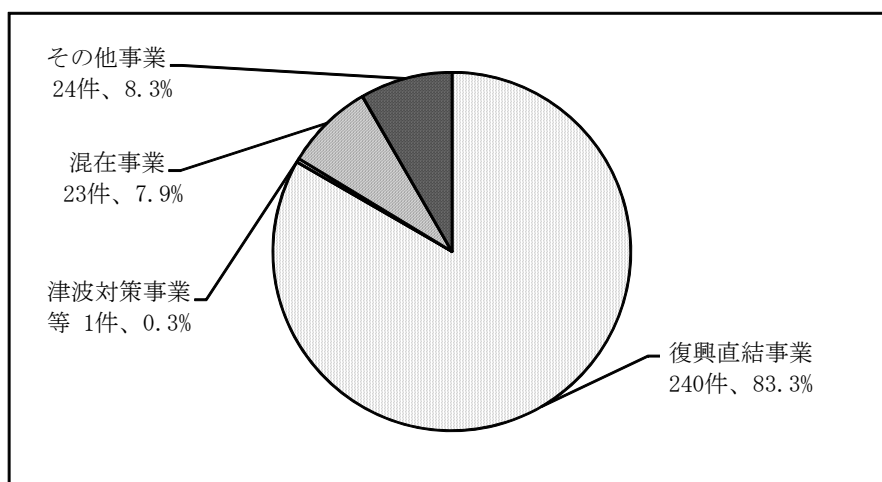
そして、1,401件の事業について、年度別、予算別及び3分類等別の件数についてみると、図11のとおり、東北地方太平洋沖地震の発生直後に措置された23年度1次補正及び23年度2次補正では、①復興直結事業が全288件のうち240件（83.3%）、③混在事業が23件（7.9%）と、被災地又は被災者を対象とした事業の占める割合が多くなっており、②の2その他事業が24件（8.3%）となっている。

また、復興基本方針が決定された後の23年度3次補正についてみると、①復興直結事業が全631件のうち358件（56.7%）、24年度復興特会では全482件のうち314件（65.1%）となっており、②の2その他事業が、23年度3次補正では181件（28.6%）、24年度復興特会では121件（25.1%）と、いずれも23年度1次補正及び23年度2次補正に比べて大幅に増加している。

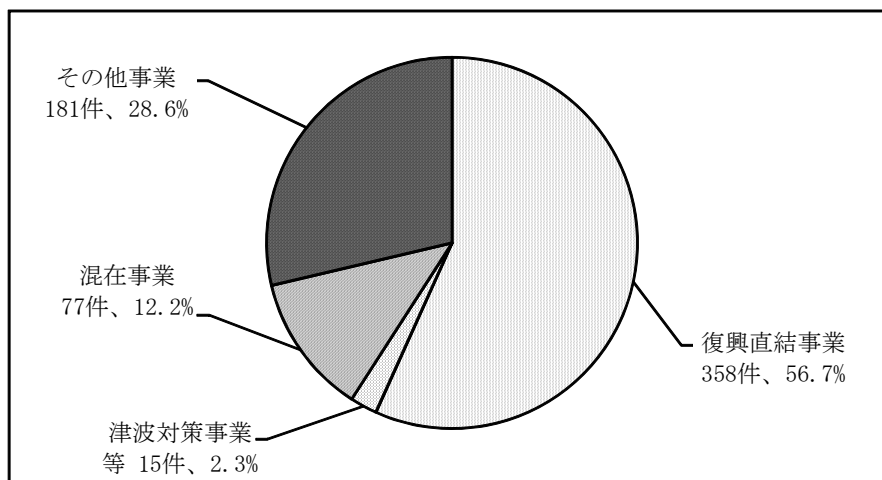
これは、復興基本方針により、「災害に強い地域づくり」、「地域における暮らしの再生」等の復興施策を総合的かつ計画的に実施することとされて、全国向け予算を計上することが可能となったことなどにより、その他事業に該当する事業がより多く実施されるようになったことによると認められる。

図11 「基本的な考え方」の分類別構成（件数）

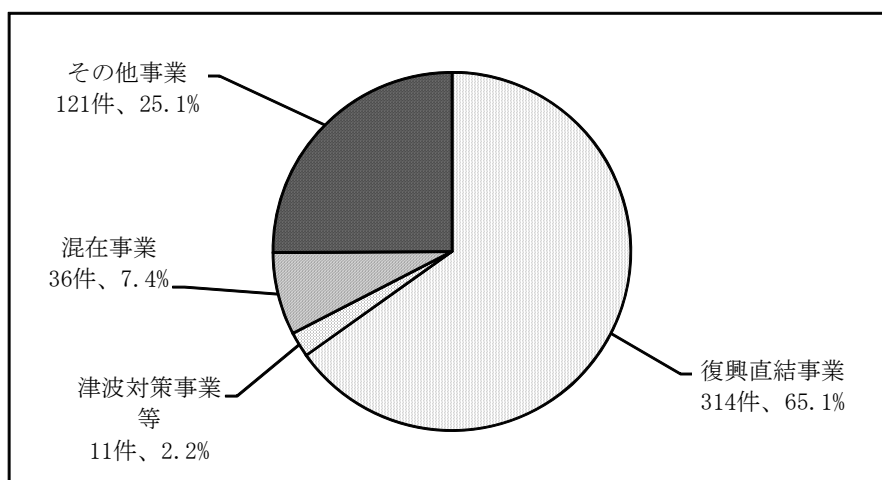
ア 23年度1次補正及び23年度2次補正（全288件）



イ 23年度3次補正（全631件）



ウ 平成24年度復興特会（計482件）



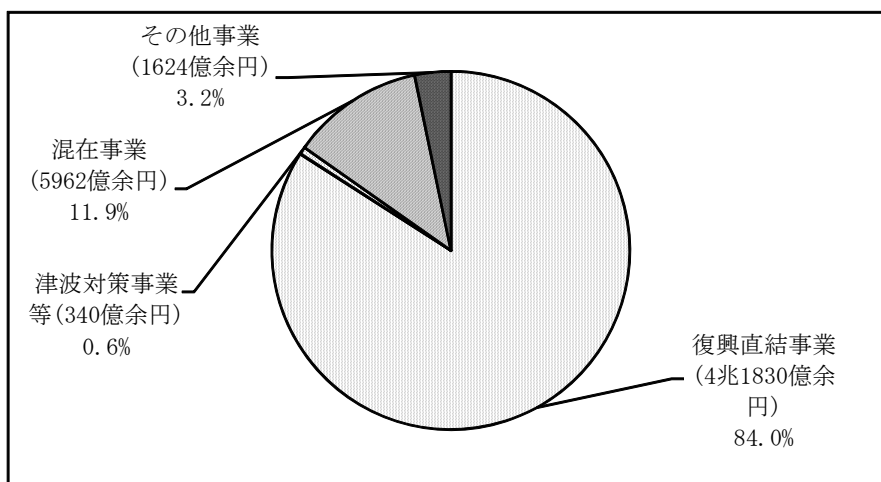
さらに、1,401件の事業について、年度別、予算別及び前記の3分類等別の予算現額についてみると、図12のとおり、23年度1次補正及び23年度2次補正の予算現額では、①復興直結事業が、計4兆9757億余円のうち4兆1830億余円（84.0%）、③混在事業が、5962億余円（11.9%）であり、件数と同様に①復興直結事業が多くなっており、②の2その他事業が、1624億余円（3.2%）となっている。

また、23年度3次補正についてみると、①復興直結事業が、計7兆5733億余円のうち5兆0158億余円（66.2%）、24年度復興特会では、計2兆6061億余円のうち1兆9839億余円（76.1%）となっており、②の2その他事業では、23年度3次補正が1兆0595億余円（13.9%）、24年度復興特会が2270億余円（8.7%）であり、件数と同様に増加している。

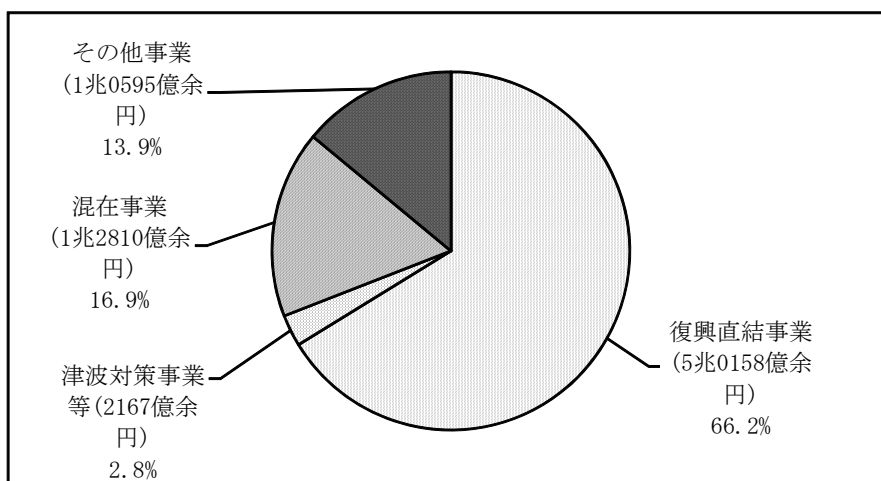
なお、支出済額についてみると、図13のとおりとなっており、23年度3次補正以降に②の2その他事業が件数及び予算現額と同様に増加している。

図12 「基本的な考え方」の分類別構成（予算現額）

ア 23年度1次補正及び23年度2次補正（計4兆9757億余円）



イ 23年度3次補正（計7兆5733億余円）



ウ 平成24年度復興特会（計2兆6061億余円）

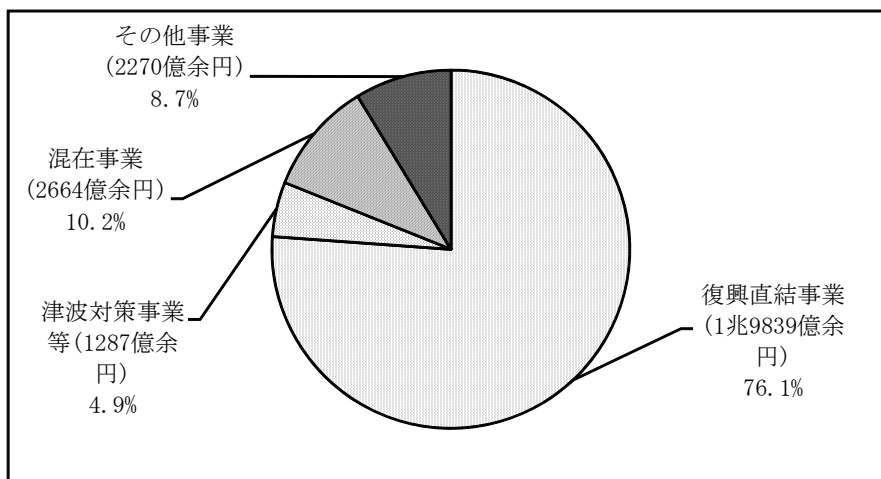
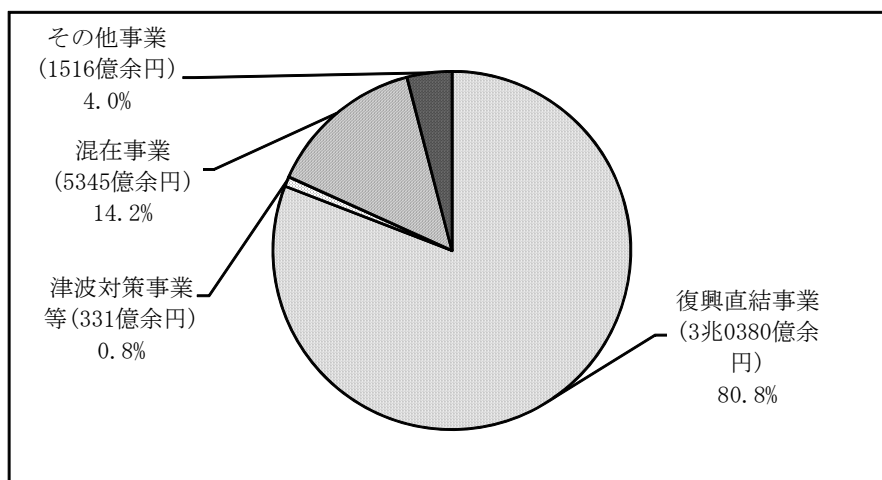
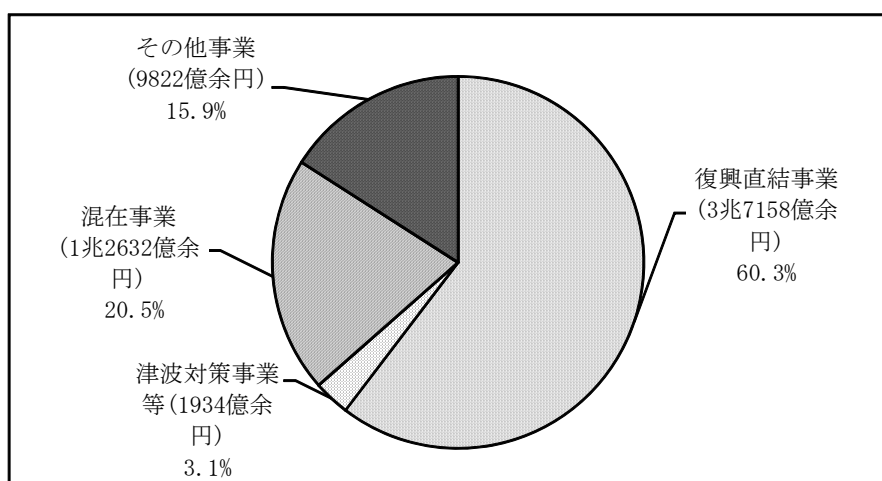


図13 「基本的な考え方」の分類別構成（支出済額）

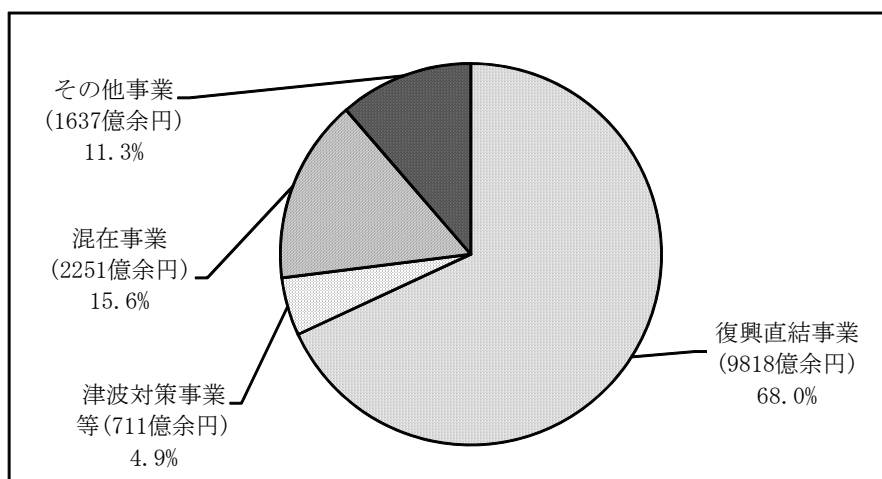
ア 23年度1次補正及び23年度2次補正（計3兆7573億余円）



イ 23年度3次補正（計6兆1548億余円）



ウ 平成24年度復興特会（計1兆4419億余円）



これらの事業について、各府省庁等では、いずれも復興基本方針に基づく事業として各予算に計上したものであるが、今後の復興特会による復旧・復興事業の予算の計上に当たっては、「基本的な考え方」に基づくとともに、優先順位や有効性等の観点から、①復興直結事業に絞り込んで予算を計上するなどとしている。

(ウ) 復興予算の執行状況に関する会計検査院の検査状況

会計検査院は、従来、東日本大震災の復旧・復興事業等の実施状況等について検査を行っており、23、24両年度における東日本大震災に対する復興予算の執行状況についても検査を行った。

その結果、本年次の検査において、復旧・復興予算の透明性の確保や効果の発現が十分とは認められないもの（2件）、復旧・復興事業等に係る経費の積算や算定が適切とは認められないなどのもの（5件）、会計経理や制度等については是正改善や改善の要があると認められるものなど（9件）が見受けられたほか、国会及び内閣に対して報告した事項や国会からの検査要請を受けて取りまとめを行った事項（6件）がある。

上記について示すと次のとおりである。

- a 復旧・復興事業等の執行が、被災者や被災地に直接資するものとなっているかについて透明性が十分確保されていなかったり、その効果が十分に発現されていなかったりしているもの

- ① 求職者支援制度に係る復興関連予算の執行が被災者に直接資するものとなっているかについて透明性が十分確保されていないもの（厚生労働省）
- ② 予算執行の効果が一部しか被災地のためにはなっていないと考えられるため、復興関連事業としての効果が十分に発現していないもの（農林水産省）

b 復旧・復興事業等に係る経費の積算や算定が適切とは認められないなどのもの

- ① 自動車運行管理業務請負契約に係る予定価格の積算に当たり、労務単価の適用を誤るなどしていたため、支払額が割高となっていたもの（復興庁）
- ② 私立大学等経常費補助金が過大に交付されていたもの（文部科学省）
- ③ 放射線に関する正確な知識を普及するために制作されたビデオ映像が、契約の内容に適合しておらず、制作の目的を達していないもの（独立行政法人放射線医学総合研究所）
- ④ 森林域における放射性物質流出抑制対策調査に係る委託事業の実施に当たり、他の受託業務等に係るレーザ計測の経費を含めるなどして委託費を支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの（農林水産省）
- ⑤ 地籍調査費負担金の対象経費に、交付対象とならない経費を含めていたもの（国土交通省）

c 復旧・復興事業等の執行等に当たり、会計経理や制度等については是正改善や改善の要があると認められるなどのもの

- ① 刑事施設等における防災用移動式炊事機器の整備について（法務省）
- ② 震災復興特別交付税の額の算定における一般単独災害復旧経費の確認等について（総務省）
- ③ 駐屯地等における津波対策の実施について（防衛省）
- ④ 航空ヘルメット等の調達所要量の算定について（防衛省）
- ⑤ 災害復旧事業により購入するなどした研究設備の地震対策について（国立大学法人東北大学）
- ⑥ 委託事業により開発された教育プログラム等の成果物の活用状況について（文部科学省）
- ⑦ 肉用牛肥育経営緊急支援事業に係る支援金相当額の返還について（農林水産省）
- ⑧ 水産関係資金無利子化事業における利子助成金交付額について（農林水産省）
- ⑨ 東日本大震災により発生した災害廃棄物等の処理について（環境省）

d 復旧・復興事業等に関して国会及び内閣に対して報告した事項及び国会からの検査要請を受けて取りまとめを行った事項

- ① 東日本大震災等の被災者の居住の安定確保のための災害公営住宅の整備状況等について（国土交通省）
- ② 東日本大震災からの復旧・復興事業における入札不調について（国土交通省及び農林水産省）
- ③ 公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等に関する会計検査の結果について（国土交通省及び農林水産省）
- ④ 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染に対する除染について（環境省）
- ⑤ 公共建築物における耐震化対策等に関する会計検査の結果について（16府省等）
- ⑥ 東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について（5府省庁、独立行政法人原子力安全基盤機構、原子力損害賠償支援機構、東京電力株式会社）

キ まとめ

東日本大震災からの復旧・復興事業は、23年度一般会計予算及び24年度復興特会等により実施され、復興事業の本格化に伴い、その関係予算が多額に上る一方、原子力災害による復興の長期化等も予想されている。

前記のとおり、23年度補正予算及び24年度復興特会の執行状況について、経費項目別、事業別、実施方法別、復興施策別にみると、おおむね復旧・復興事業が進捗していることがうかがえる一方、津波によって甚大な被害を受けた沿岸地域や原子力発電所の事故に伴う警戒区域等における災害復旧事業、除染に係る事業等について進捗していないものも見受けられる。また、復興関連基金事業の執行状況等をみると、25年度以降に事業が完了するものが大半を占めていることから、25年度以降に基金の取崩しが進むと思料される一方、今後の使用見込みのない余剰金が生じていると思料される事業も見受けられる。

このようなことから、国は、復旧・復興予算の執行に当たり、今後とも、関係行政機関等が実施する事業の進捗状況を的確に把握するとともに、施策の実施の推進及び総合調整を行いつつ、関係行政機関等との連絡調整を速やかに行い、事業が進捗していない地方公共団体等に対してより一層の支援を行うなどして、復旧・復興事業が円滑かつ迅速に実施されるよう努める必要がある。また、復興関連基金事業については、設置造成等された基金規模の検証を行うなどして、適切かつ有効な活用に努める必要がある。

一方、復興予算の計上及び執行に当たっては、各事業が被災地及び被災者の復興に真に必要なかつ有効なものとなっているかなどの視点からの議論もなされている。

これらのことから、復興事業を実施する各府省庁等関係機関は、復興予算の計上や執行に当たり、効率性、有効性及び透明性の確保はもちろんのこと、復興予算が今後の増税による国民負担等を財源にしていることなどから、事業の優先度等を適切に考慮するとともに当該事業に係る説明責任を果たすことが必要である。

(3) 復興特別区域制度における各種計画の実施状況等

東日本大震災は、未曾有の被害を各地域にもたらしており、被災の状況や復興の方向性は各地域により様々である。そして、これらの地域において復興を加速させるためには、前例や既存の枠組みに捕らわれず地域限定で思い切った措置を執ること、各地域における創意工夫を十分にいかすこと、被災した地方公共団体の負担を極力減らして、迅速な対応を可能とするために規制・手続の特例や税制上及び金融上の特例を一元的、総合的に適用することが必要であり、このような特例措置や経済的支援等に関する被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現することを目的として、特区法に基づき復興特別区域制度が創設された。

同制度においては、震災により一定の被害が生じた特定被災区域において、特定被災自治体が、自らの被災状況や復興の方向性に合致して、活用が可能な特例を選び取る仕組みとなっている。そして、特定被災自治体は、個別の規制・手続の特例や税制上の特例等を受けるために復興推進計画を、土地利用の再編を図りながら復興に向けたまちづくり・地域づくりを進めることが必要な地域等において土地利用の再編に係る特例許可、手続の特例等を受けるために復興整備計画を、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域において復興交付金事業を実施するために復興交付金事業計画を、それぞれ作成できることとなっている。

そこで、復興特別区域制度により特定被災自治体が作成した復興推進計画、復興整備計画及び復興交付金事業計画はどのように各地方公共団体の復興に活用されているかに着目して、これらの計画の作成状況等について検査した。

ア 復興推進計画の認定状況等

復興推進計画は、道県、市町村が単独で又は共同して作成して、内閣総理大臣の認定を受けることにより、住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野にわたる規制・手続に関する特例や、雇用の創出等を支援する税制上及び金融上の特例等、特区法等において規定されている21の特例の適用を受けることができるとされているものであり、25年7月31日現在、66の復興推進計画が認定されている。そこで、会計検査院は、復興庁が公表している上記の復興推進計画に記載された特例等について検査するとともに、復興庁や8道県において会計実地検査を行って、道県及び市町村における復興推進計画の認定状況等を検査した。

(ア) 復興推進計画に記載されている特例の状況

上記の復興推進計画66件に記載されている特例は、前記21特例のうち14特例であり、表42のとおり、青森県等7県に所在する特定被災自治体を作成して認定を受けた復興推進計画に記載された特例数は延べ75件、これらの特例の対象区域とされた市町村数は延べ817市町村となっていた。また、県別の特例件数についてみると、被害が甚大な東北3県において延べ58件の特例が復興推進計画に記載されている。

表42 復興推進計画の認定状況（平成25年7月31日現在）

県名	認定された復興推進計画	左に記載された特例数 (件数は延べ数)	左の特例の対象区域とされた延べ市町村数
青森県	3	3特例に係る4件	9
岩手県	8	8特例に係る10件	156
宮城県	25	13特例に係る30件	245
福島県	18	7特例に係る18件	331
茨城県	10	5特例に係る11件	74
栃木県	1	1特例に係る1件	1
千葉県	1	1特例に係る1件	1
計	66	14特例に係る75件	817

上記の14特例についてみると、表43のとおり、多くの市町村が対象区域となっている特例は、復興産業集積関係の課税の特例等（延べ18件、延べ182市町村）や確定拠出年金に係る脱退一時金の特例（延べ4件、延べ167市町村）などとなっていた（巻末別表6、293～303ページ参照）。

表43 21の特例別・四半期別の件数及び対象区域とされた市町村数（平成25年7月31日現在）

(上段：適用された特例の件数(延べ数)、下段：特例の対象区域とされた市町村数(延べ数))									
特例		平成23年度	24年度				25年度		計
		第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	
規制・手続に関する特例	漁業権の免許に関する特別の措置（法14条関係）	-	-	-	-	-	1	-	1
		-	-	-	-	-	1	-	1
	建築基準法における用途制限に係る特例（法15条関係）	-	-	2	1	-	-	-	3
		-	-	2	1	-	-	-	3
	特別用途地区における建築物整備に係る手続の簡素化（法16条関係）	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-
	応急仮設店舗・工場等の存続可能期間の延長の特例（法17条関係）	-	-	1	1	1	4	1	8
		-	-	1	1	5	20	24	51
	バス路線の新設・変更等に係る手続の特例（法18条関係）	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-
	公営住宅等の整備に係る入居者資格要件等の特例（法19～21条関係）	-	-	-	-	1	-	1	2
		-	-	-	-	1	-	59	60
	公営住宅の処分等の手続に係る特例（法22条関係）	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-
	食料供給等施設の整備に係る特例（法23～27条関係）	1	-	-	-	-	-	-	1
		1	-	-	-	-	-	-	1
	工場立地法及び企業立地促進法における緑地規制の特例（法28条関係）	2	-	1	-	-	-	-	3
		33	-	9	-	-	-	-	42
	他の水利利用に従属する小水力発電に関する河川法等の手続の簡素化（法29～32条関係）	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-
	鉄道ルートの変更に係る手続の特例（法33条関係）	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-
	確定拠出年金に係る脱退一時金の特例（法34条関係）	-	-	1	1	1	1	-	4
		-	-	59	40	35	33	-	167
	財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（法45条関係）	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-
	都市公園の占用に関する制限緩和（法35条関係）	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-
	医療機器製造販売業等の許可基準の緩和（法35条関係）	2	1	-	-	-	-	-	3
		92	35	-	-	-	-	-	127
	医療機関・介護施設等に係る基準等の特例（法35条関係）	1	2	-	-	-	-	-	3
		33	94	-	-	-	-	-	127
	仮設薬局等の構造設備基準の特例（法35条関係）	1	1	-	-	-	-	-	2
		12	17	-	-	-	-	-	29
税制上及び金融上の特例	復興産業集積関係の課税の特例等（法37～40条、法43条）	7	2	2	3	2	2	-	18
		87	76	12	3	2	2	-	182
	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却・税額控除（法41条関係）	-	-	-	-	1	-	-	1
		-	-	-	-	1	-	-	1
	復興特別区域において地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除（法42条関係）	1	-	-	-	-	-	-	1
		1	-	-	-	-	-	-	1
	復興特区支援貸付事業を行う金融機関に対する復興特区支援利子補給金の支給（法44条関係）	1	2	-	3	19	-	-	25
		1	2	-	3	19	-	-	25
計		16	8	7	9	25	8	2	75
		260	224	83	48	63	56	83	817

(注) 「法」はいずれも特区法を指す。

復興産業集積関係の課税の特例等は、企業等の新規立地促進税制（新設企業を5年間無税とする措置）、事業用設備等の特別償却、被災者雇用に係る法人税等の特別控除、研究開発税制の特例等のほか、地方公共団体の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収に対する補填措置が適用されるものである。

また、確定拠出年金に係る脱退一時金の特例は、現行の確定拠出年金制度において原則として認められていない60歳に到達する前の中途の脱退について、震災により住居又は家財が全半壊等していることなどの一定の要件を満たした者に、同制度からの中途脱退を可能とするものである。

そして、特例が適用された時期についてみると、復興産業集積関係の課税の特例等や医療機関・介護施設等に係る基準等の特例等は復興特別区域制度が創設された直後の適用が多い一方、応急仮設店舗・工場等の存続可能期間の延長の特例は24年度第4四半期以降に多く適用されている。これは、震災により多くの医療機関等が被害を受けたことなどにより、同制度が創設された直後に、病院施設等における医師の配置基準の緩和等の特例を受けることとした市町村が多かったこと、また、東日本大震災発生後に応急仮設建築物として建設された店舗や公共施設等が、24年度第4四半期以降に2年を経過することとなったことから、建築基準法に定められた最長2年3か月の存続期間の延長を可能とする特例を受けることとしたことなどによると認められる。

なお、これまでに認定実績がない特例もあるが、復興庁は、認定実績がない特例の中には地方公共団体から相談を受けているものもあるほか、今後、復興の進捗に応じて活用されるものもあるとしている。

(イ) 復興産業集積関係の課税の特例等の実施状況

復興産業集積関係の課税の特例等は、21特例の中でも、多くの特定被災自治体が復興推進計画において特例の対象区域とされているものである。そこで同特例の実施状況について検査した。

同特例は、次の①から③までの手続を経て、その適用を受けることができることとなっている。

- ① 同特例の適用を受けようとする個人事業者又は法人（以下「事業者等」という。）は、設備投資予定額等を記載した実施計画を含む申請書を地方公共団体に提出し、地方公共団体は認定された復興推進計画の内容に照らして適正かつ確

実な実施計画を有するなどの指定要件を満たす事業者等を指定する（以下、指定された事業者を「指定事業者等」という。）。

② 指定事業者等は、事業年度終了後に設備投資等を行った状況を実施状況報告書に記載して地方公共団体に提出する。

③ 地方公共団体は、指定事業者等が実施計画に記載した設備投資等を適切に実施していることを認定する。

そして、指定事業者等数についてみると、表44のとおり、25年5月末現在において、福島県復興推進計画（ふくしま産業復興投資促進特区）において423事業者等が指定されているなど計1,496事業者等が指定されている。

表44 復興産業集積関係の課税の特例等に係る指定事業者等数

県名	番号	計画名	認定日	区域	指定事業者等数
青森県	青森第1号	青森県復興推進計画	平成24年3月2日	八戸市等4市町	145
岩手県	岩手第2号	岩手県産業再生復興推進計画	平成24年3月30日	岩手県の全域	210
	岩手第6号	釜石市復興推進計画	平成25年3月26日	釜石市	2
宮城県	宮城第1号	復興推進計画	平成24年2月9日	仙台市等34市町	309
	宮城第2号	仙台市復興推進計画	平成24年3月2日	仙台市	13
	宮城第3号	塩竈市復興推進計画	平成24年3月23日	塩竈市	6
	宮城第4号	復興推進計画	平成24年3月23日	石巻市	13
	宮城第7号	復興推進計画	平成24年6月12日	仙台市等17市町	51
	宮城第8号	復興推進計画	平成24年7月27日	石巻市	2
	宮城第10号	復興推進計画（宮城県民間投資促進特区（農業版））	平成24年9月28日	石巻市等11市町	4
	宮城第12号	多賀城市復興推進計画（まちづくり促進特区計画）	平成24年12月14日	多賀城市	1
	宮城第13号	復興推進計画	平成24年12月14日	東松島市	0
	宮城第18号	復興推進計画	平成25年3月26日	岩沼市	0
	宮城第22号	仙台市復興推進計画	平成25年4月12日	仙台市	0
福島県	福島第2号	福島県復興推進計画（ふくしま産業復興投資促進特区）	平成24年4月20日	福島県の全域	423
	福島第7号	いわき市復興推進計画（サンシャイン観光推進特区）	平成24年11月13日	いわき市	23
茨城県	茨城第1号	茨城県復興推進計画（茨城産業再生特区計画）	平成24年3月9日	水戸市等13市町村	338
計					1,496

（注）複数の県で指定を受けている事業者等があるため、指定事業者等の合計は「計」欄とは一致しない。

これらの復興推進計画のうち青森県八戸市が青森県及び3市町と共に作成した青森県復興推進計画における復興産業集積関係の課税の特例等の活用状況を示すと、次のとおりである。

<参考事例1>

青森県八戸市は、新たな企業の立地と産業集積の形成、産業集積による地域活性化及び震災解雇者の早期雇用機会の確保を目的として、事業者等が事業用設備等の特別償却等や被災者雇用に係る法人税等の特別控除等の適用を受けられるようにするために、青森県及び3市町と共同して青森県復興推進計画を作成し、平成24年3月に認定を受けた。八戸市の復興産業集積関係の課税の特例等については、臨海工業地帯等13の復興産業集積区域において、区域ごとに定められた環境リサイクル・環境配慮型素材関連産業等を集積させることを目的とすることとしている。

同市は、24年4月から事業者等の指定を始めて、25年3月末現在、事業用設備等の特別償却等について60件、被災者雇用に係る法人税等の特別控除について81件、計141件について計130事業者等を指定している。同市によれば、指定事業者等の実施計画に基づく27年度末までの設備投資予定額は計約240億円、維持される雇用者数は計約3,100人としており、事業年度終了後、指定事業者等から提出された実施状況報告書を基に、指定事業者等が実施した設備投資等の認定を実施することとしている。

(ウ) まとめ

前記のとおり、復興推進計画においては、被害が甚大となっていた東北3県を中心に、産業の集積を図り、雇用の機会を確保するなどのための復興産業集積関係の課税の特例等が多く活用されていた。今後、事業者等が同特例の効果により計画的に設備投資等を実施することにより、復興推進計画の効果が発現していくと思料され、これら地方公共団体の復興推進計画における取組やその効果は、他の地方公共団体の参考になることも考えられることから、復興庁においては、今後も、特例の活用事例や復興推進計画の効果等を把握して、周知するなどして、他の特例の活用を促したり、助言を行ったりして、地方公共団体に対する迅速かつ着実な支援に寄与することが期待される。

イ 復興整備計画の作成状況

東日本大震災は、津波による浸水や地盤の液状化等広範囲にわたる被害をもたらすとともに、地域によっては山間部で平地が少ないなど現地での再建が困難な場合も想定されることから、復興に向けたまちづくり・地域づくりを進めるに当たって

は、周辺の農地や森林等も含めて、土地利用の再編を図る必要がある。

復興整備計画は、このような状況下において、市町村が一つの計画の下で、復興に向けたまちづくり・地域づくりを円滑かつ迅速に進めていくため、市街地の整備や農業生産基盤の整備等の各種事業を対象に、都市計画法（昭和43年法律第100号）、農地法（昭和27年法律第229号）等の個別法による許認可等の各種手続を一括して処理するとともに、集落単位での住居の集団移転等、必要な各種の特例を適用するものとして創設された。

復興整備計画は、市町村が単独で又は県と共同して作成して、復興整備協議会での協議を経るなどして、事業に必要な特例が適用される。復興整備計画には、復興整備計画の区域及び目標や土地利用方針のほか、復興整備計画の目標を達成するために必要な事業（以下「復興整備事業」という。）を記載することとなっている。復興整備事業には、特区法等において市街地開発事業等13事業が規定されており、復興整備計画には復興整備事業ごとに事業を実施する地区等を記載することとなっている。

そこで、会計検査院は、市町村が公表している復興整備計画を基に、復興整備協議会を設置した29市町村について、復興整備計画の作成状況や復興整備計画に記載された復興整備事業について検査した。

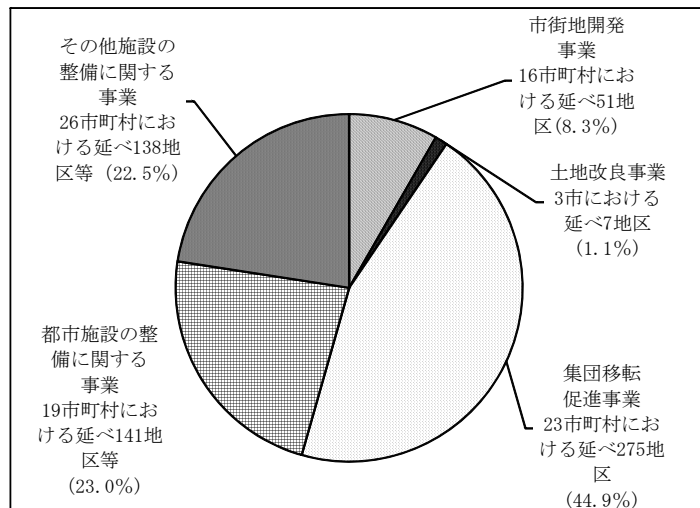
その結果、表45のとおり、復興整備協議会を設置した29市町村のうち、28市町村において復興整備計画が作成されていた。また、これらの復興整備計画には復興整備事業5事業に係る延べ事業実施地区612地区等が記載されており、これらはいずれも被害が甚大な東北3県に係るものとなっていた。

表45 復興整備計画の作成及び復興整備事業の活用状況（平成25年7月31日現在）

県名	市町村名	復興整備計画の作成の有無	復興整備事業（13事業）に係る地区等数（延べ数）												地区等数計（延べ数）	
			市街地開発事業	土地改良事業	復興一体事業	集団移転促進事業	住宅地区改良事業	都市施設の整備に関する事業	津波防護施設の整備に関する事業	漁港漁場整備事業	保安施設事業	液状化対策事業	造成宅地滑動崩落対策事業	地籍調査事業		その他の施設の整備に関する事業
岩手県	宮古市	○	2	-	-	3	-	2	-	-	-	-	-	-	5	12
	大船渡市	○	1	-	-	6	-	2	-	-	-	-	-	-	1	10
	久慈市	○	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	12	16
	陸前高田市	○	2	-	-	5	-	2	-	-	-	-	-	-	-	9
	釜石市	○	5	1	-	11	-	12	-	-	-	-	-	-	17	46
	大槌町	○	6	-	-	6	-	12	-	-	-	-	-	-	-	24
	山田町	○	3	-	-	3	-	13	-	-	-	-	-	-	1	20
	岩泉町	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5
	田野畑村	○	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	9	10
	野田村	○	1	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	2	6
岩手県計		10	20	1	-	36	-	49	-	-	-	-	-	-	52	158
宮城県	仙台市	○	-	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	2	15
	石巻市	○	12	-	-	48	-	6	-	-	-	-	-	-	1	67
	塩竈市	○	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4
	気仙沼市	○	3	-	-	50	-	7	-	-	-	-	-	-	11	71
	名取市	○	1	-	-	1	-	3	-	-	-	-	-	-	1	6
	岩沼市	○	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	5	7
	東松島市	○	2	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	7	16
	亘理町	○	-	-	-	5	-	1	-	-	-	-	-	-	10	16
	山元町	○	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-	-	-	4	10
	松島町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	七ヶ浜町	○	4	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	7	16
	利府町	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
	女川町	○	1	-	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	1	23
	南三陸町	○	1	-	-	28	-	5	-	-	-	-	-	-	5	39
宮城県計		13	24	-	-	185	-	25	-	-	-	-	-	-	57	291
福島県	いわき市	○	6	-	-	4	-	42	-	-	-	-	-	-	6	58
	相馬市	○	-	1	-	7	-	3	-	-	-	-	-	-	8	19
	南相馬市	○	-	5	-	36	-	-	-	-	-	-	-	-	9	50
	広野町	○	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	1	5
	新地町	○	1	-	-	7	-	18	-	-	-	-	-	-	5	31
福島県計		5	7	6	-	54	-	67	-	-	-	-	-	-	29	163
合計		28	51	7	-	275	-	141	-	-	-	-	-	-	138	612

また、事業別に地区等数が多い事業は、図14のとおり、集団移転促進事業、都市施設の整備に関する事業、その他施設の整備に関する事業の順となっている。

図14 復興整備事業の活用状況



上記事業のうち、集団移転促進事業は、23市町村の延べ275地区で実施が計画されている。集団移転促進事業は、津波被害が著しいなど災害危険区域内で一定の要件を満たす住居の集団的移転を促進するものであり、復興整備計画を活用することにより集団移転促進事業に係る事項のうち、土地造成経費や住宅団地の関連施設など特例を受けることが可能になる。

都市施設の整備に関する事業は、19市町村における道路、公園、下水道、津波復興拠点等延べ141地区等で実施が計画されている。その特例の内容は、震災により被害を受けた幹線街路の道路法線、幅員等の変更や、津波により被害を受けた地区の海岸部に津波のエネルギーを減衰させる防災緑地を整備するに当たり、復興整備計画により一括して都市計画の変更を行うものなどとなっている。

その他施設の整備に関する事業は、上記の集団移転促進事業等12の復興整備事業以外で地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関するものであり、26市町村、延べ138地区等で実施が計画されている。その特例の内容は、集団移転促進事業の移転先に災害公営住宅を整備するに当たり、復興整備計画により一括して農地転用の許可を受けるものなどとなっている。

なお、復興整備事業13事業のうち、特定被災自治体が作成した復興整備計画に全く記載されていない復興整備事業は、25年7月31日現在で、復興一体事業、住宅地区改良事業、津波防護施設の整備に関する事業、漁港漁場整備事業、保安施設事業、液状化対策事業、造成宅地滑動崩落対策事業及び地籍調査事業の8事業であるが、復興庁は、これらの事業についても、今後、復興の進捗に応じて活用されるものであるとしている。

ウ 復興交付金事業計画に基づく復興交付金の交付状況及び事業の状況

復興交付金事業計画は、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の市町村が単独で又は市町村と道県が共同して作成する計画であり、市町村において実施される事業を記載した復興交付金事業計画を市町村ごとに作成して、復興庁に提出することにより、予算の範囲内で、事業の実施に要する経費に充てるための復興交付金の交付を受けることができるものである。

復興庁は、24年3月から25年7月までに計6回の復興交付金事業計画を市町村及び道県から受け付けており、市町村及び道県から提出された各年度ごとの事業費が記載された復興交付金事業計画に基づき、事業を実施する年度別の交付可能額を市町村

及び道県に通知するとともに、これを公表している。そこで、会計検査院は、復興庁が公表している第1回復興交付金から第6回復興交付金までの交付可能額通知を基に、復興交付金の交付可能額、復興交付金による基金造成等の状況等について検査した。

(ア) 復興交付金の交付可能額及び復興交付金による基金造成等の状況

復興庁が通知した計6回の交付可能額は、表46のとおり、23年度2510億余円、24年度計1兆3191億余円、25年度527億余円、合計1兆6228億余円と多額に上っている。また、事業別にみると、基幹事業に係る交付可能額は1兆4731億余円、効果促進事業に係る交付可能額は1497億余円となっている。

表46 復興交付金交付回数別交付可能額（平成25年7月31日現在）

（単位：百万円）

交付 年度	区分 (通知日)	基幹事業		効果促進事業		計	
		交付対象 事業費	復興交付金 〔国費〕	交付対象 事業費	復興交付金 〔国費〕	交付対象 事業費	復興交付金 〔国費〕
平成 23	第1回 (24年3月2日)	299,487	246,215	6,001	4,801	305,488	251,016
24	第2回 (24年5月25日)	264,420	219,624	52,117	41,567	316,538	261,192
	第3回 (24年8月24日)	164,067	130,246	16,517	13,214	180,585	143,460
	第4回 (24年11月30日)	809,547	658,537	70,729	56,260	880,276	714,797
	第5回 (25年3月8日)	220,006	172,590	33,833	27,065	253,839	199,655
24年度計		1,458,041	1,180,999	173,198	138,106	1,631,239	1,319,106
25	第6回 (25年6月25日)	54,689	45,907	8,511	6,809	63,201	52,717
合計		1,812,219	1,473,122	187,711	149,717	1,999,930	1,622,840

交付可能額を事業を実施する年度別にみると、図15及び表47のとおり、23年度実施分204億余円、24年度実施分5605億余円、25年度実施分7478億余円、26年度実施分2936億余円、27年度実施分4億余円となっており、25年度実施分が最大となっている。

図15 復興交付金年度別・交付回数別交付可能額（平成25年7月31日現在）

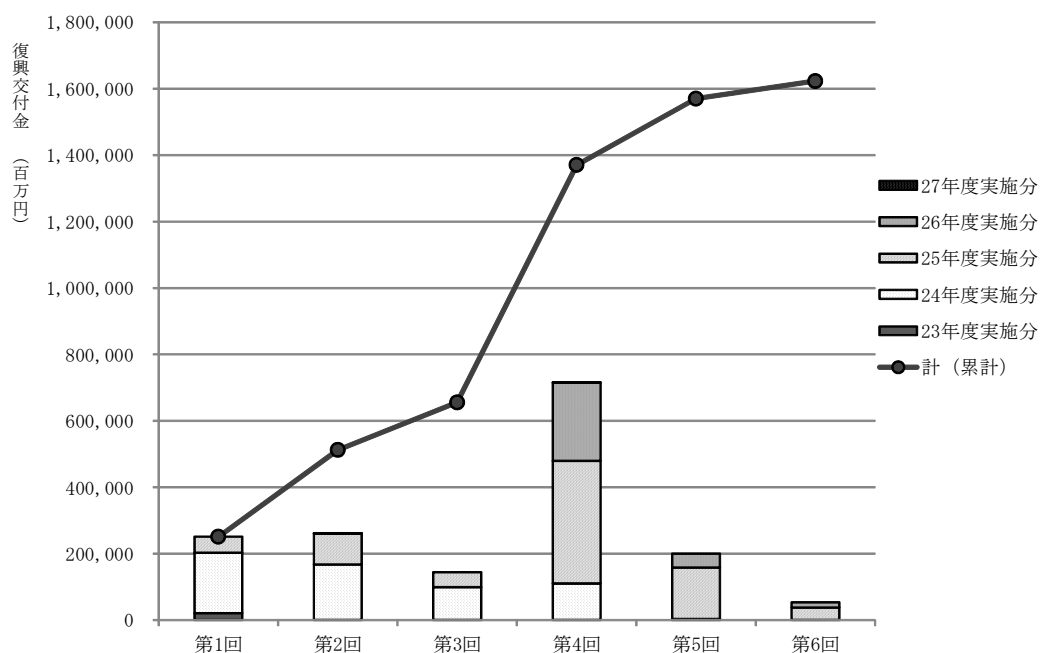


表47 復興交付金年度別・交付回数別交付可能額（平成25年7月31日現在）

（単位：百万円）

区分	平成23年度	24年度				25年度	計
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	
23年度実施分	20,413						20,413
24年度実施分	181,700	166,894	99,028	109,922	2,957		560,503
25年度実施分	48,901	93,264	44,431	369,027	154,658	37,549	747,834
26年度実施分	—	607	—	235,794	42,040	15,167	293,609
27年度実施分	—	426	—	52	—	—	478
累計	251,016	512,208	655,669	1,370,467	1,570,123	1,622,840	

上記の交付可能額計1兆6228億余円は、特定被災区域である227市町村のうち98市町村及び98市町村と共同で復興交付金事業計画を作成した8道県に対して通知されており、道県別にみると、図16及び表48のとおり、宮城県及び同県内の22市町村に対して計9065億余円（交付可能額全体に占める割合55.8%）、岩手県及び同県内の14市町村に対して計4624億余円（同28.4%）、福島県及び同県内の32市町村に対して計2103億余円（同12.9%）、東北3県以外の5道県及び8道県内の30市町村に対して計434億余円（同2.6%）となっており、宮城県及び同県内の22市町村に対する交付可能額が全体の半分以上を占め、甚大な被害があった東北3県及び東北3県内の68市町村に対する交付可能額計1兆5794億余円は、全体の97.3%を占めている。

図16 復興交付金交付可能額の道県別内訳（平成25年7月31日現在）

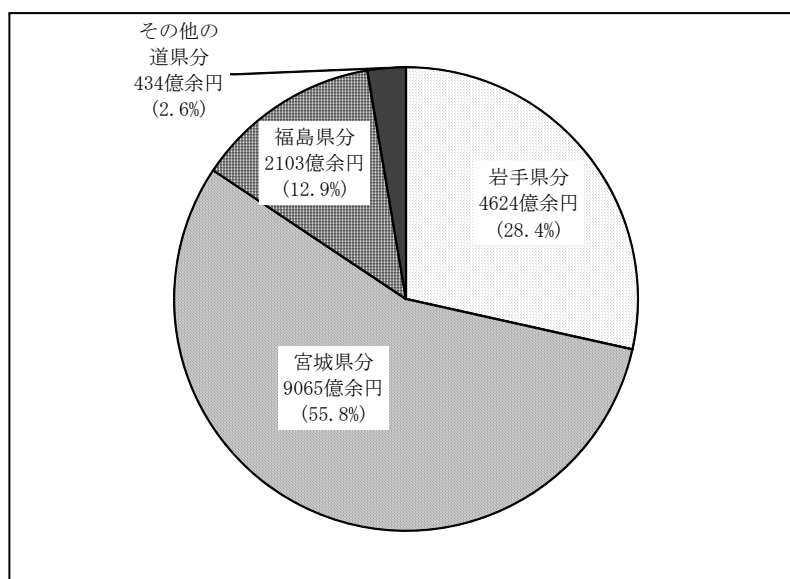


表48 復興交付金の道県別・年度別交付可能額（平成25年7月31日現在）

（単位：百万円、％）

道県名	道県及び市町村数	平成23年度 (第1回)	24年度 (第2回～第5 回)	25年度 (第6回)	計	交付可能額 全体に占め る割合
北海道	道及び1町	－	15	58	73	0.0
青森県	県及び4市町	1,566	1,621	230	3,418	0.2
岩手県	県及び14市町村	79,763	364,328	18,376	462,468	28.4
宮城県	県及び22市町	116,231	766,462	23,874	906,568	55.8
福島県	県及び32市町村	50,513	149,917	9,944	210,375	12.9
茨城県	県及び12市町村	2,188	27,338	132	29,658	1.8
栃木県	1市	614	－	－	614	0.0
埼玉県	1市	－	223	－	223	0.0
千葉県	県及び9市	138	7,766	94	7,999	0.4
新潟県	1市	－	86	6	92	0.0
長野県	県及び1村	－	1,345	－	1,345	0.0
計	8道県及び98市町村	251,016	1,319,106	52,717	1,622,840	100.0
東北3県	3県及び68市町村	246,509	1,280,708	52,195	1,579,413	97.3
東北3県以外の 道県	5道県及び30市町村	4,507	38,397	521	43,427	2.6

（注）道県及び市町村数は、「計」欄に係る交付可能額通知を受けた道県及び市町村の数である。

復興交付金の交付可能額通知には、市町村が単独で又は市町村が道県と共同で作成して復興庁に提出する復興交付金事業計画に基づき、事業ごとに、交付を受ける団体として市町村又は道県が記載されている。市町村又は道県は、交付可能額の通知を受けた後、復興庁を経由して、関係5省がそれぞれ定める交付要綱等に

基づき、交付申請を行い、関係5省は、交付申請を審査の上、交付決定して、復興交付金を市町村又は道県に交付することとなっている。

そして、復興交付金の交付を受けた市町村又は道県は、単年度で復興交付金事業を実施する（以下、このような実施方法を「単年度型」という。）か、基金を造成し、復興交付金事業計画の計画期間内にこれを取り崩して復興交付金事業を実施する（以下、このような実施方法を「基金型」という。）かを選択することができることとされている。

そこで、23、24両年度の交付決定額についてみると、表49のとおり、8道県及び95市町村に対する交付決定額1兆5701億余円のうち、単年度型は3道県及び12市町の計7億余円、基金型は7県及び88市町村の計1兆5693億余円となっていて、ほとんどが基金型となっている。

表49 復興交付金の実施方法別・年度別交付可能額及び交付決定額

(単位：百万円)

区分	平成23年度			24年度			計		
	道県及び市町村数	交付可能額	交付決定額	道県及び市町村数	交付可能額	交付決定額	道県及び市町村数	交付可能額	交付決定額
単年度型	1県及び3市町	243	243	3道県及び9市町	492	471	3道県及び12市町	736	715
基金型	4県及び55市町村	250,772	250,640	7県及び87市町村	1,318,614	1,318,746	7県及び88市町村	1,569,386	1,569,386
計	5県及び58市町村	251,016	250,884	8道県及び93市町村	1,319,106	1,319,217	8道県及び95市町村	1,570,123	1,570,102

注(1) 道県及び市町村数は、「交付決定額」欄に係る交付決定通知書の送付を受けた道県及び市町村の数である。なお、福島県伊達郡川俣町、同県東白川郡塙町及び茨城県水戸市に係る交付可能額には市町村交付分がないため、交付決定通知書の送付を受けた市町村数は交付可能額に係る98市町村から上記の3市町を除いた95市町村となる。

注(2) 年度途中に単年度型から基金型に変えて交付決定を受ける場合があるので、単年度型の道県及び市町村数と基金型の道県及び市町村数を合計しても、計の道県数及び市町村数とは一致しない場合がある。

注(3) 平成24年度の基金型において交付決定額が交付可能額を超えているのは、環境省の事業に係る23年度の交付可能額1億余円が24年度に交付決定されたことによるものである。

23、24両年度における道県別の基金造成状況についてみたところ、表50のとおり、23年度に2506億余円が、24年度に1兆3187億余円が県及び市町村に造成されていて、24年度末における基金造成額は7県及び88市町村で計1兆5693億余円となっている。また、県別にみると、宮城県及び同県内の22市町で計8826億余円（基金造成額全体に占める割合56.2%）、岩手県及び同県内の13市町村で計4439億余円（同28.2%）、福島県及び同県内の27市町村で計2003億余円（同12.7%）、東北3県以外の4県及び6県内の26市町村で計424億余円（同2.7%）となっており、宮城県及び同県内の22市町における基金造成額が全体の半分以上を占め、甚大な被害を受けた東北3県及び東北3県内の計62市町村における基金造成額計1兆5269億余円は、全体の97.2%を占めている。

表50 復興交付金（基金型）の県別・年度別基金造成状況

(単位：百万円、％)

県名	県及び市町村数	平成23年度			24年度			23、24両年度 の基金造成額 成額計	23、24両年度 の基金造成額 全体に占める 割合
		交付可能額	交付決定額	基金造成額	交付可能額	交付決定額	基金造成額		
青森県	県及び4市町	1,504	1,504	1,504	1,597	1,597	1,597	3,101	0.1
岩手県	県及び13市町村	79,581	79,453	79,453	364,320	364,447	364,447	443,901	28.2
宮城県	県及び22市町	116,231	116,227	116,227	766,462	766,467	766,467	882,694	56.2
福島県	県及び27市町村	50,513	50,513	50,513	149,840	149,840	149,840	200,353	12.7
茨城県	県及び11市町村	2,188	2,188	2,188	27,338	27,338	27,338	29,526	1.8
栃木県	1市	614	614	614	-	-	-	614	0.0
埼玉県	1市	-	-	-	187	187	187	187	0.0
千葉県	県及び8市	138	138	138	7,638	7,638	7,638	7,776	0.4
長野県	県及び1村	-	-	-	1,229	1,229	1,229	1,229	0.0
計	7県及び88市町村	250,772	250,640	250,640	1,318,614	1,318,746	1,318,746	1,569,386	100.0
東北3県	3県及び62市町村	246,326	246,194	246,194	1,280,623	1,280,754	1,280,754	1,526,949	97.2
東北3県 以外の県	4県及び26市町村	4,445	4,445	4,445	37,991	37,991	37,991	42,437	2.7

(注) 県及び市町村数は、「23、24両年度の基金造成額計」欄に係る基金が造成された県及び市町村の数である。

復興交付金事業には、25年3月末現在で、関係5省が所管する40の基幹事業と基幹事業と一体となってその効果を増大させるために実施する効果促進事業がある。そこで、基幹事業と効果促進事業の別に市町村等への交付状況、市町村が実施する事業等の状況について検査した。

(イ) 基幹事業

40基幹事業の所管別内訳は、国土交通省が23事業、農林水産省が9事業、文部科学省が4事業、厚生労働省が3事業、環境省が1事業となっている。

これらの基幹事業に係る計6回の復興交付金交付可能額は、8道県及び11道県内の98市町村で計1兆4731億余円となっており、これを所管別にみると、表51のとおり、国土交通省所管の基幹事業が1兆2651億余円（基幹事業に係る交付可能額全体に占める割合85.8％）、農林水産省所管の基幹事業が2017億余円（同13.6％）、その他の3省所管の基幹事業が619億余円（同0.4％）となっていて、国土交通省所管の事業が基幹事業数、交付可能額共に突出している。

表51 基幹事業の所管別・年度別交付可能額

(単位：百万円、%)

区分	道県及び市町村数	平成23年度 (第1回)	24年度 (第2回～第5 回)	25年度 (第6回のみ)	計	全体に占め る割合
文部科学省所管4事業	3県及び41市町村	1,065	3,559	231	4,857	0.3
厚生労働省所管3事業	2県及び5市町	14	72	-	86	0.0
農林水産省所管9事業	7道県及び52市町村	26,649	172,123	3,001	201,774	13.6
国土交通省所管23事業	7県及び94市町村	218,354	1,004,146	42,649	1,265,151	85.8
環境省所管1事業	20市町村	131	1,097	24	1,254	0.0
40基幹事業計	8道県及び98市町村	246,215	1,180,999	45,907	1,473,122	100.0

(注)道県及び市町村数は、「計」欄に係る交付可能額通知を受けた道県及び市町村の数である。

このように基幹事業数及び交付可能額からみると、国土交通省が基幹事業の中心となっており、基幹事業別の交付可能額についても、図17及び表52のとおり、同省所管の災害公営住宅整備事業（事業番号D-4）、防災集団移転促進事業（同D-23）及び道路事業（同D-1）が多額となっている。

なお、40基幹事業のうち、復興庁から市町村及び道県に交付可能額が通知されていない事業は、厚生労働省所管の医療施設耐震化事業（同B-1）、国土交通省所管の公営住宅等ストック総合改善事業（同D-7）、住宅地区改良事業（同D-8）、住宅市街地総合整備事業（同D-10）及び都市再生区画整理事業（同D-18）の5事業となっていて、これらの事業は、国庫補助事業により補完されていたり、工法等の検討に時間を要していたり、先行する面的整備事業の完了以後に実施されたりするものであり、25年7月までの状況をみると、上記のとおり、住宅やまちづくりのための道路を整備する基幹事業が主に実施されている。

図17 復興交付金の交付可能額の基幹事業別内訳（全道県分）

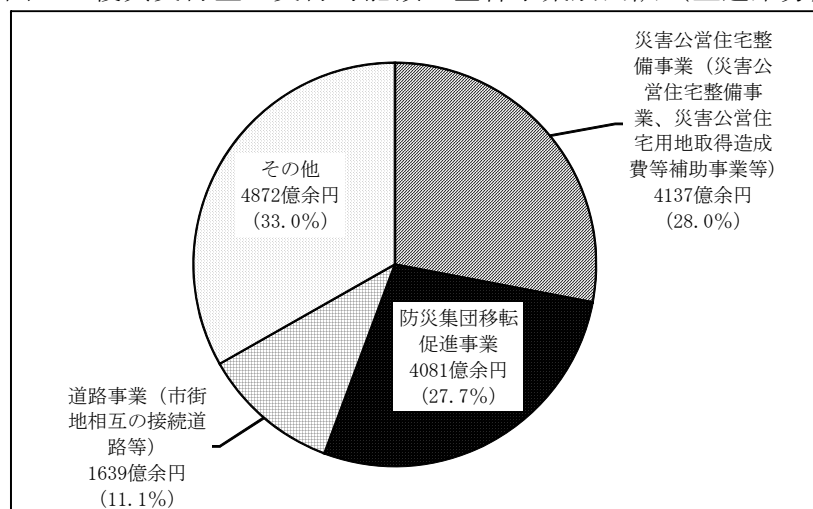


表52 基幹事業の所管別・東北3県及び東北3県以外の道県別の交付可能額

(単位：百万円、％)

所管省庁	事業番号	基幹事業名	東北3県			東北3県以外の道県			計		
			市町村数	交付可能額	全体に占める割合	市町村数	交付可能額	全体に占める割合	市町村数	交付可能額	全体に占める割合
文部科学省	A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新増築・統合）	9	944	0.0	1	6	0.0	10	951	0.0
	A-2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）	12	1,054	0.0	5	524	1.3	17	1,578	0.1
	A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	4	67	0.0	-	-	-	4	67	0.0
	A-4	埋蔵文化財発掘調査事業	33	2,259	0.1	-	-	-	33	2,259	0.1
厚生労働省	B-1	医療施設耐震化事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	B-2	介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）	1	30	0.0	-	-	-	1	30	0.0
	B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業	4	56	0.0	-	-	-	4	56	0.0
農林水産省	C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）	28	40,055	2.7	4	420	1.0	32	40,475	2.7
	C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）	13	2,367	0.1	2	18	0.0	15	2,385	0.1
	C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等）	1	123	0.0	-	-	-	1	123	0.0
	C-4	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）	25	31,468	2.1	3	312	0.7	28	31,780	2.1
	C-5	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤かさ上げ、生活基盤整備等）	19	27,052	1.8	1	53	0.1	20	27,106	1.8
	C-6	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地かさ上げ、排水対策等）	20	4,952	0.3	-	-	-	20	4,952	0.3
	C-7	水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）	24	83,129	5.8	5	3,142	7.8	29	86,271	5.8
	C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	8	5,224	0.3	-	-	-	8	5,224	0.3
	C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業	7	3,451	0.2	-	-	-	7	3,451	0.2
国土交通省	D-1	道路事業（市街地相互の接続道路等）	34	150,023	10.4	12	13,933	34.6	46	163,957	11.1
	D-2	道路事業（高台移転に伴う道路整備（区画整理））	9	16,428	1.1	-	-	-	9	16,428	1.1
	D-3	道路事業（道路の防災・震災対策等）	4	590	0.0	4	568	1.4	8	1,159	0.0
	D-4	災害公営住宅整備事業（災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等）	46	406,640	28.3	11	7,128	17.7	57	413,768	28.0
	D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業	21	1,160	0.0	7	113	0.2	28	1,273	0.0
	D-6	東日本大震災特別家賃低減事業	21	194	0.0	7	16	0.0	28	211	0.0
	D-7	公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D-8	住宅地区改良事業（不良住宅除却、改良住宅の建設等）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D-9	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）	4	638	0.0	1	534	1.3	5	1,173	0.0
	D-10	住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D-11	優良建築物等整備事業（市街地住宅の供給、任意の再開発等）	1	126	0.0	-	-	-	1	126	0.0
	D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）	3	42	0.0	-	-	-	3	42	0.0
	D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）	22	18,364	1.2	-	-	-	22	18,364	1.2
	D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業	18	26,978	1.8	4	3,705	9.2	22	30,683	2.0
	D-15	津波復興拠点整備事業	17	33,161	2.3	-	-	-	17	33,161	2.2
	D-16	市街地再開発事業	4	1,353	0.0	-	-	-	4	1,353	0.0
	D-17	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）	20	100,149	6.9	-	-	-	20	100,149	6.7
	D-18	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D-19	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）	-	-	-	12	7,792	19.3	12	7,792	0.5
	D-20	都市防災総合推進事業（津波シミュレーション等の計画策定等）	51	9,217	0.6	16	1,366	3.3	67	10,583	0.7
	D-21	下水道事業	24	35,466	2.4	1	532	1.3	25	35,999	2.4
	D-22	都市公園事業	15	20,734	1.4	-	-	-	15	20,734	1.4
	D-23	防災集団移転促進事業	27	408,159	28.4	1	27	0.0	28	408,186	27.7
環境省	E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業	20	1,254	0.0	-	-	-	20	1,254	0.0
計			68	1,432,926	100.0	30	40,196	100.0	98	1,473,122	100.0

（注）市町村数は、「交付可能額」欄に係る交付可能額通知を受けた市町村又は道県のうち市町村の数である。

東北3県における各基幹事業に係る計6回の復興交付金の交付可能額についてみると、図18のとおり、いずれも国土交通省所管の防災集団移転促進事業（事業番号D-23）、災害公営住宅整備事業（同D-4）及び道路事業（同D-1）が多額となっている。

東日本大震災の津波により甚大な被害を受けた東北3県では、住民の居住に适当ではないと認められる地域において、防災集団移転促進事業により、被災者の集団移転を促進したり、災害公営住宅整備事業により、住居を失うなどした被災者の居住の安定確保を図ったりなどしており、住宅に関する事業が主要なものとなっている。そして、これらの事業と共に、復興計画等に位置付けられた市街地相互の接続道路等を整備する道路事業を実施して、復興に向けたまちづくりを進めている。

一方、東北3県以外の8道県における基幹事業に係る計6回の交付可能額についてみると、図19のとおり、国土交通省所管の道路事業（同D-1）、都市防災推進事業（同D-19）及び災害公営住宅整備事業（同D-4）が多額となっている。これらの事業のうち、道路事業及び災害公営住宅整備事業は、東北3県と同様に主要なものとなっているが、両事業の交付可能額は、東北3県の交付可能額の3.7%にすぎない。また、東北3県以外の8道県では、宅地の液状化により著しい被害を受けた地域において、都市防災推進事業により、再度の災害の発生に対して被害を抑制するための対策を講じており、額の多寡はあるものの、東北3県と同様、住宅に関する事業が主要なものとなっている。

図18 基幹事業の交付可能額の事業別内訳（東北3県分）

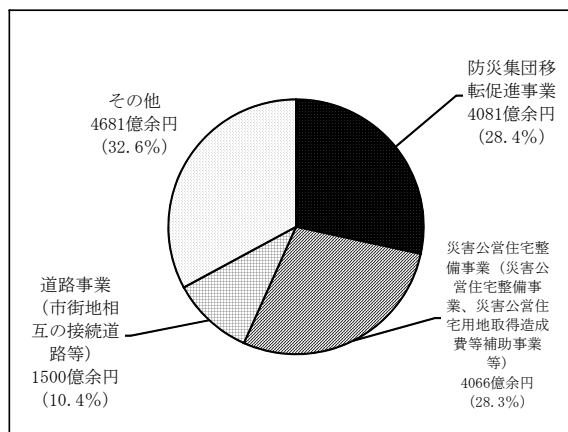
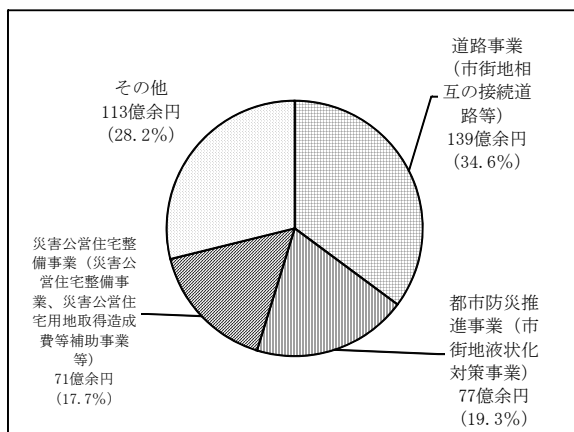


図19 基幹事業の交付可能額の事業別内訳（東北3県以外の道県分）



(ウ) 効果促進事業

a 効果促進事業の概要

前記のとおり、復興交付金事業には、関係5省が所管する40基幹事業と、基幹事業と一体となってその効果を増大させるために実施する効果促進事業とがある。

効果促進事業は、復興交付金制度の創設に当たり、使途の自由度の高い資金の確保により、ハード・ソフト事業に係るニーズに対応するために設けられたものであり、地方公共団体がその創意工夫を発揮して、復興のための地域づくりを推進することとされている。

効果促進事業に係る復興交付金は、基幹事業と同様、市町村が単独で又は市町村が道県と共同して効果促進事業を記載した復興交付金事業計画を作成して、内閣総理大臣に提出するなどすることにより、交付を受けることとされている。そして、交付額の算定に当たっては、基幹事業の交付対象事業費の合計額から市町村又は道県以外の者が負担する額の総額を控除した額に35%を乗じて得られる額を効果促進事業費の総額の上限としている。

効果促進事業には、個別の事業ごとに基幹事業との関連性の有無を判断して事業費が配分される効果促進事業（以下「①効果促進事業（個別配分）」という。）、特定の基幹事業に係る事業費の一定割合を先渡しにより一括配分する②漁業集落復興効果促進事業及び③市街地復興効果促進事業の三つがある。

このうち、効果促進事業（個別配分）は、23年度の復興交付金制度の創設当初から40基幹事業に関連するものを対象として設けられているものであり、市町村が単独で又は市町村が道県と共同して、個別の事業ごとに事業の概要や基幹事業との関連性等を記載した復興交付金事業計画を復興庁に提出し、復興庁はこれを基にするなどして個別の事業ごとに基幹事業との関連性の有無を判断して、市町村又は道県に対して事業ごとに交付可能額を通知している。

漁業集落復興効果促進事業は、復興交付金の使い勝手を向上させて、市町村の自由な事業実施による被災地の漁業集落の再生を加速するために、第2回復興交付金において導入されたものであり、基幹事業である「漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤かさ上げ、生活基盤整備等）」に係る各事業費の20%を、この基幹事業を実施する市町村に一括配分するものである。

市街地復興効果促進事業は、漁業集落復興効果促進事業と同様に、復興交付金の使い勝手を向上させて、市町村の自由な事業実施による被災地の市街地の再生を加速するために、第2回復興交付金において導入されたものであり、基幹事業である津波復興拠点整備事業、市街地再開発事業、都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）及び防災集団移転促進事業（以下、これらの4事業を「市街地整備事業」という。）に係る各事業費の20%をこれらの基幹事業を実施する市町村に一括配分するものである。

なお、漁業集落復興効果促進事業及び市街地復興効果促進事業については、第5回復興交付金から、道県ごとの効果促進事業の事業費の上限の範囲内で、道県の要望を踏まえて、内閣総理大臣が定める額を、道県に一括配分することとなっている。

b 効果促進事業に係る交付可能額

効果促進事業に係る計6回の復興交付金の交付可能額は、前記のとおり、1497億余円となっている。この内訳をみると、図20及び表53のとおり、効果促進事業（個別配分）に係る交付可能額は300億余円（効果促進事業に係る交付可能額全体に占める割合20.1%）、漁業集落復興効果促進事業に係る交付可能額は、市町村分57億余円（同3.8%）、道県分4億余円（同0.3%）、市街地復興効果促進事業に係る交付可能額は、市町村分1038億余円（同69.3%）、道県分95億余円（同6.3%）となっている。

図20 効果促進事業の交付可能額内訳

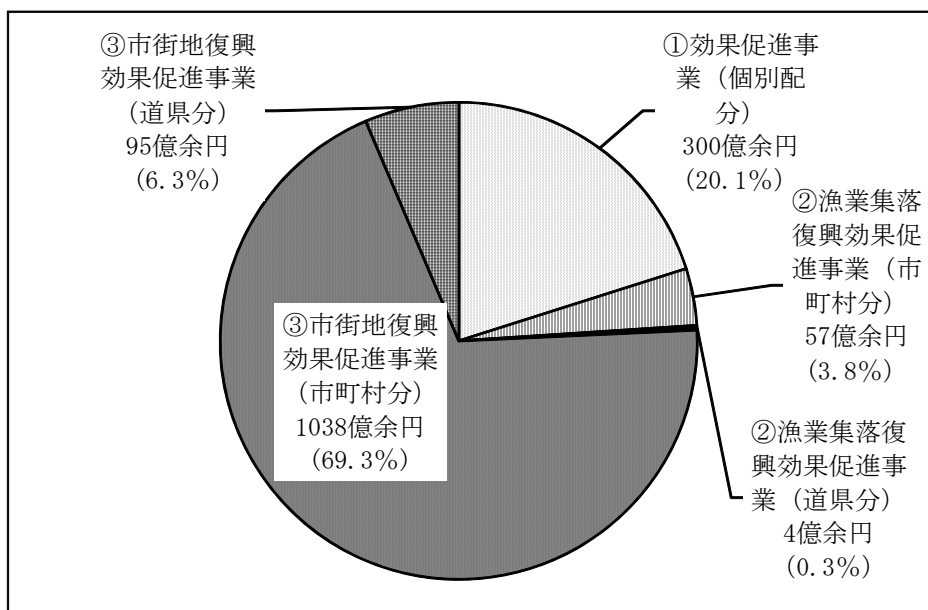


表53 効果促進事業の交付可能額内訳

(単位：百万円)

道県名	道県及び市町村数	①効果促進事業（個別配分）	②漁業集落復興効果促進事業		③市街地復興効果促進事業		計
			市町村分	道県分	市町村分	道県分	
北海道	1町	20	-	-	-	-	20
青森県	3市町	567	-	-	-	-	567
岩手県	県及び13市町村	10,644	4,302	367	33,128	3,154	51,596
宮城県	県及び22市町	10,412	1,467	124	59,412	5,294	76,710
福島県	県及び20市町村	5,814	1	-	11,273	1,090	18,178
茨城県	県及び10市町村	1,223	-	-	5	-	1,229
栃木県	1市	138	-	-	-	-	138
千葉県	5市	1,128	-	-	-	-	1,128
新潟県	1市	8	-	-	-	-	8
長野県	1村	139	-	-	-	-	139
計	4県及び77市町村	30,095	5,771	491	103,819	9,539	149,717

(注) 道県及び市町村数は、「計」欄に係る交付可能額通知を受けた道県及び市町村の数である。

c 効果促進事業（個別配分）の活用状況

上記交付可能額のうち、効果促進事業（個別配分）に係る交付可能額計300億
余円について、関連する基幹事業別にみると、表54のとおり、77市町村におけ
る25基幹事業に関連する568件の効果促進事業（個別配分）に係るものとなっ
ている。

表54 関連する基幹事業別の効果促進事業（個別配分）に係る交付可能額

所管省庁	事業番号	基幹事業名	市町村数	事業数	交付可能額 (百万円)	交付可能額全体に 占める割合 (%)
文部科学省	A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新增築・統合）	5	13	1,304	4.3
	A-2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）	7	11	360	1.1
	A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	3	3	125	0.4
	A-4	埋蔵文化財発掘調査事業	13	15	290	0.9
厚生労働省	B-1	医療施設耐震化事業	－	－	－	－
	B-2	介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）	－	－	－	－
	B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業	4	4	243	0.8
農林水産省	C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）	13	17	307	1.0
	C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）	7	14	495	1.6
	C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等）	－	－	－	－
	C-4	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）	14	22	397	1.3
	C-5	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤かさ上げ、生活基盤整備等）	6	13	979	3.2
	C-6	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地かさ上げ、排水対策等）	1	1	100	0.3
	C-7	水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）	14	28	3,435	11.4
	C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	－	－	－	－
	C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業	7	7	142	0.4
国土交通省	D-1	道路事業（市街地相互の接続道路等）	23	40	2,178	7.2
	D-2	道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））	－	－	－	－
	D-3	道路事業（道路の防災・震災対策等）	1	1	3	0.0
	D-4	災害公営住宅整備事業（災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等）	50	165	4,044	13.4
	D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業	－	－	－	－
	D-6	東日本大震災特別家賃低減事業	2	2	11	0.0
	D-7	公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）	－	－	－	－
	D-8	住宅地区改良事業（不良住宅除却、改良住宅の建設等）	－	－	－	－
	D-9	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）	－	－	－	－
	D-10	住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）	－	－	－	－
	D-11	優良建築物等整備事業（市街地住宅の供給、任意の再開発等）	－	－	－	－
	D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）	－	－	－	－
	D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）	－	－	－	－
	D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業	11	15	428	1.4
	D-15	津波復興拠点整備事業	4	4	510	1.6
	D-16	市街地再開発事業	1	4	526	1.7
	D-17	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）	15	35	4,675	15.5
	D-18	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）	－	－	－	－
	D-19	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）	5	5	44	0.1
	D-20	都市防災総合推進事業（津波シミュレーション等の計画策定等）	31	83	3,506	11.6
	D-21	下水道事業	11	20	2,254	7.4
	D-22	都市公園事業	10	13	414	1.3
	D-23	防災集団移転促進事業	19	33	3,314	11.0
環境省	E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業	－	－	－	－
計		25基幹事業	77	568	30,095	100.0

(注)市町村数は、「交付可能額」欄に係る交付可能額通知を受けた市町村又は道県のうち市町村の数である。

関連する基幹事業別に効果促進事業（個別配分）に係る交付可能額についてみると、都市再生区画整理事業（事業番号D-17）、災害公営住宅整備事業（同D-4）及び都市防災総合推進事業（同D-20）に係る効果促進事業（個別配分）が多額となっている。

このうち、都市再生区画整理事業は、広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するために、被災市街地復興土地区画整理事業等により緊急かつ健全な市街地の復興を促進する基幹事業であり、これに係る効果促進事業（個別配分）35件の主な事業内容についてみると、津波により著しい被害を受けるとともに地盤が沈下した地区について、宅地や市街地等面的な整備を実施するために、内水排除対策、環境・衛生対策等として、地盤のかさ上げを実施したり、地盤沈下地域の浸水対策のための水中ポンプを臨時に設置したり、埋蔵文化財の本調査を実施したりするものなどであった。

災害公営住宅整備事業は、東日本大震災による被災者の居住の安定確保を図るため、災害公営住宅の整備等に係る費用を支援する基幹事業であり、これに係る効果促進事業（個別配分）165件の主な事業をみると、災害公営住宅に附帯する駐車場の整備を実施したり、既存建物を撤去したり、公営住宅を管理するシステムを改修したりするものなどであった。

都市防災総合推進事業は、避難行動調査等により科学的知見に裏付けられた計画策定、住民の合意形成等のコーディネートに対する支援、計画に位置付けられた市街地の防災性の向上のための地区公共施設整備等に対する支援等を行う基幹事業であり、これに係る効果促進事業（個別配分）83件の主な事業内容についてみると、基幹事業において検討する津波ハザードマップの改定により指定避難施設の建て替え整備を実施したり、防災備蓄倉庫の設置、防災備蓄用品の購入等を実施したり、移動系防災行政無線を整備したり、災害記録を整理したりするものなどであった。

これらの事業のうち災害公営住宅整備事業に関連する効果促進事業（個別配分）の活用状況について示すと、次のとおりである。

<参考事例2>

茨城県高萩市では、東日本大震災において、震度6強が観測されて、市内全域において甚大な被害を受けており、建物被害は全壊204件等約5,000件に上り、津波による床上浸水も10件あった。

同市は、被災者に係る応急仮設住宅の借上期間終了後の住居について、既存の公営住宅に空きがなく、十分に対応できないことから、災害公営住宅整備事業（災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等）によって、津波の影響が及ばないと見込まれる高台に災害公営住宅26戸を新設することとした。しかし、既存の公営住宅が沿岸部に集中しており、全ての住民が高台の公営住宅に移って居住することはできない状況となっていたことから、既存の公営住宅やその周辺に居住する多数の住民等の安全を確保するために、効果促進事業（個別配分）（平成25年7月末までに通知された交付可能額1億余円）により、既存の公営住宅を緊急避難ビルとして活用できるよう外階段を設置して、屋上を一時的な避難施設として整備することとしている。

d 漁業集落復興効果促進事業の活用状況

漁業集落復興効果促進事業は、前記のとおり、漁業集落防災機能強化事業の事業費の20%に係る復興交付金を一括配分するもので、事前の計画提出や承認を必要とせず、ポジティブリストに記載された事業を実施できることとして、復興交付金の使い勝手を向上させている。

漁業集落復興効果促進事業のポジティブリストに記載された事業は、コミュニティの立ち上げ・再生、水産業の再生・漁村の活性化及び漁村における防災体制の強化に係るもので、当初36事業であったものが、その後45事業にまで拡充されたが、25年3月に、ポジティブリストが廃止され、市町村等が自由に事業を実施できることとするなどの見直しが行われた。

市町村は、漁業集落復興効果促進事業を実施する場合、農林水産省が定めた東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱による漁業集落復興効果促進事業使途内訳提出書を復興庁を経由して農林水産省に提出することなどとされている。

そこで、会計検査院は、24年度末までに各市町村が農林水産省に提出した漁

業集落復興効果促進事業使途内訳提出書等の内容を集計し分析するなどしてこれらの使途について検査した。

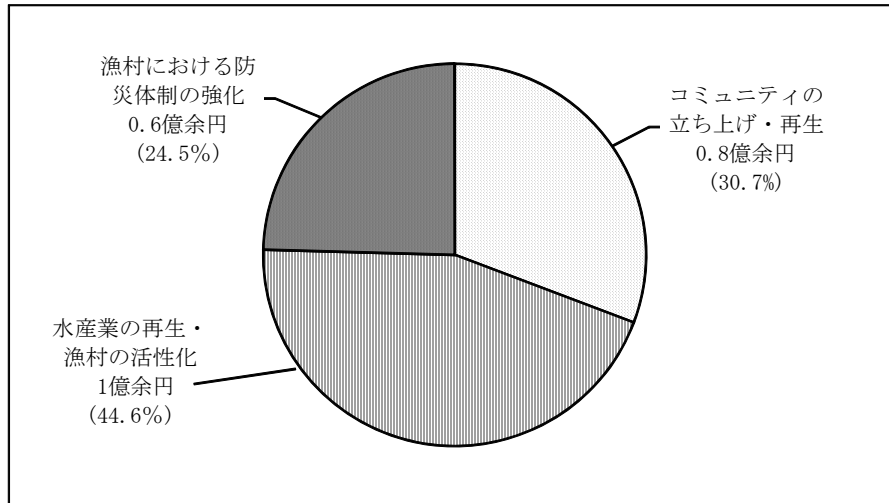
その結果、市町村に一括配分された漁業集落復興効果促進事業に係る24年度の交付可能額についてみると、交付可能額が通知されてから年度末までの期間が短かったものが大半であることなどから、表55のとおり、通知を受けた19市町村に係る56億余円のうち、使途が決まっているのは11市町村に係る2億余円（4.6%）となっていた。

表55 市町村に一括配分された漁業集落復興効果促進事業に係る交付可能額の使途

区分	交付可能額 が通知され た市町村数	交付可能額通知 (第2回～第5回) (百万円) (A)	使途内訳書等 を提出した市 町村数	使途が決まっ ている額 (平成24年度末) (百万円) (B)	使途が決まっ ている交付可能額 の割合(B/A) (%)
漁業集落復興効果 促進事業	19	5,665	11	262	4.6

また、上記の使途が決まっている2億余円に関する事業内容についてみると、図21のとおり、被災地復興のための土地利用計画策定促進事業等、被災前のコミュニティを維持するとともに、再整備される漁村の生活環境を整えることで漁村の立ち上げなどを図るために必要なコミュニティの立ち上げ・再生に係る事業が0.8億余円（使途が決まっている額に占める割合30.7%）、地域資源の活用のための施設整備事業等、漁業者の就業の場を確保するとともに、安全な水産物提供の実現と水産業の持続的発展を図るために必要な水産業の再生・漁村の活性化に係る事業が1億余円（同44.6%）、避難誘導施設整備事業等、今後、同様な被害を経験することがないよう、今回の被害状況を正確に把握するとともに、強力かつ効率的な予防対策を図るために必要な漁村における防災体制の強化に係る事業が0.6億余円（同24.5%）となっていた。なお、前記のとおり、25年3月にポジティブリストが廃止されるなどの見直しが行われ、漁業集落復興効果促進事業は、市町村等が自由に実施できることとなり、復興地域づくり加速化事業と称されることとなったが、24年度末現在で、この事業について使途が決まっているものはなかった。

図21 市町村に一括配分された漁業集落復興効果促進事業の交付可能額の使途



e 市街地復興効果促進事業の活用状況

市街地復興効果促進事業は、前記のとおり、市街地整備事業の事業費の20%に係る復興交付金を一括配分するもので、事前の計画提出や承認を必要とせず、ポジティブリストに記載された事業を実施できることとして、復興交付金の使い勝手を向上させている。

市街地復興効果促進事業のポジティブリストに記載された事業は、市街地整備事業の効率的促進、まちの立ち上げ促進及び産業、観光等の復興の促進に係るものであり、当初36事業であったものが、その後42事業にまで拡充されたが、25年3月に、漁業集落復興効果促進事業と同様に、ポジティブリストが廃止され、市町村等が自由に事業を実施できることとするなどの見直しが行われた。

市町村は、市街地復興効果促進事業を実施する場合、国土交通省が定めた東日本大震災復興交付金基金交付要綱による市街地復興効果促進事業使途内訳提出書を復興庁を経由して国土交通省に提出することなどとされている。

そこで、会計検査院は、24年度末までに各市町村が国土交通省に提出した市街地復興効果促進事業使途内訳提出書等の内容を集計し分析するなどしてこれらの使途について検査した。

その結果、市町村に一括配分された市街地復興効果促進事業に係る24年度の交付可能額についてみると、漁業集落復興効果促進事業と同様、交付可能額が通知されてから年度末までの期間が短かったものが大半であることなどから、表56のとおり、通知を受けた29市町村に係る1006億余円のうち、使途が決まっ

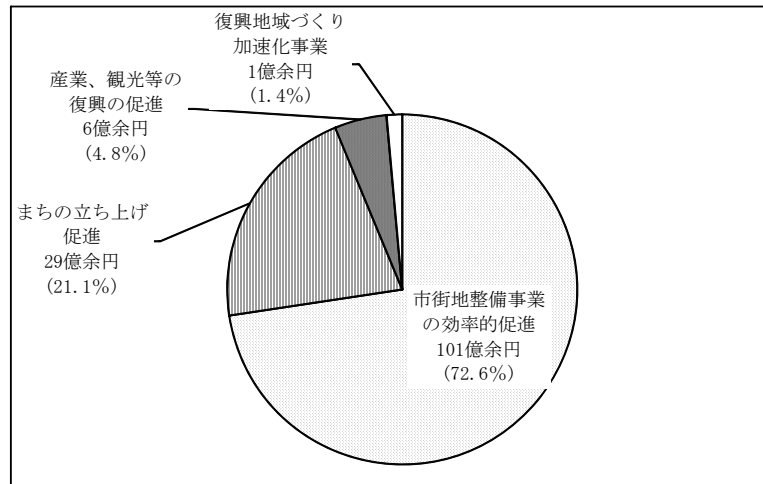
ているのは23市町村に係る139億余円（13.8％）となっていた。

表56 市町村に一括配分された市街地復興効果促進事業に係る交付可能額の使途

区分	交付可能額 が通知され た市町村数	交付可能額通知 (第2回～第5回) (百万円) (A)	使途内訳書等 を提出した市 町村数	使途が決まっ ている額 (平成24年度末) (百万円) (B)	使途が決まっ ている交付可能額 の割合(B/A) (%)
市街地復興効果促 進事業	29	100,669	23	13,922	13.8

また、上記の使途が決まっている139億余円に関する事業内容についてみると、図22のとおり、複数事業のコーディネートや災害廃棄物等の除去等、早期復興に向けて、基幹事業である市街地整備事業の進捗を効率的に促進するための事業が101億余円（使途が決まっている額に占める割合72.6％）、応急仮設住宅生活者を含む被災者の生活を支援して、コミュニティの維持を図り、市街地の早期復興に向けたまちの立ち上げを促進するための事業が29億余円（同21.1％）、市街地整備事業地区又は隣接地において行われる産業立地や観光資源開発等を促進するために必要な地域振興・産業誘致に向けた調査や観光PR等、産業、観光等の復興の促進に係る事業が6億余円（同4.8％）となっていた。なお、前記のとおり、25年3月にポジティブリストが廃止されるなどの見直しが行われ、市街地復興効果促進事業は、市町村等が自由に実施できることとなり、復興地域づくり加速化事業と称されることとなったが、この事業の使途をみると、市が取得する移転促進区域に存する建物の基礎等を撤去するものや都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）に関連して実施する集団墓地の移転に係るものとなっていた。

図22 市町村に一括配分された市街地復興効果促進事業に係る交付可能額の使途



このように、市町村に一括配分された漁業集落復興効果促進事業及び市街地復興効果促進事業に係る交付可能額については、24年度末までに使途が未定となっているものも多い状況となっていたが、漁業集落復興効果促進事業に係る復興交付金については水産業の再生・漁村の活性化に係る事業、市街地復興効果促進事業に係る復興交付金については市街地整備事業の効率的促進に係る事業が多く実施されていた。

前記のとおり、市町村に対する漁業集落復興効果促進事業及び市街地復興効果促進事業に係る復興交付金は、25年3月以降、市町村等が自由に事業を実施できることとされており、復興庁によれば、復興地域づくりに伴う幅広い用途に活用されているとしている。今後本格化する復興地域づくりにおいて、市町村が創意工夫を発揮して、市町村に対する漁業集落復興効果促進事業及び市街地復興効果促進事業に係る復興交付金が有効に活用されることが求められる。

(エ) まとめ

24年3月から25年7月までの計6回の復興交付金に係る交付可能額は計1兆6228億余円となっており、これを県別にみると、そのほとんどは甚大な被害があった東北3県及び東北3県内の68市町村に対して配分されていた。また、基幹事業についてみると、住宅やまちづくりのための道路を整備するものが多額となっていた。効果促進事業についてみると、効果促進事業（個別配分）は、地盤のかさ上げを実施する事業や災害公営住宅の駐車場を整備する事業、指定避難施設を建て替え整備する事業等が多く見受けられた。また、漁業集落復興効果促進事業及び市街地復興効果促進事業では、使途が未定となっているものも多い状況となっていた

が、水産業の再生・漁村の活性化に係る事業や市街地整備事業の効率的促進に係る事業が多く実施されていた。

特定被災自治体においては、今後も、復興交付金事業計画に記載された各事業が実施され、本格的な復興に向けて、まちづくり・地域づくりが進められることが見込まれる。

したがって、国においては、各被災地域の被害や復興の実情を踏まえて、今後より一層、地域が主体となった復興を強力に支援するものとして活用されるよう、制度の運用に当たっては、各被災地域の被害や復興の実情に応じて柔軟に対応するとともに、地方公共団体と十分な意見交換を行いつつ、情報提供、助言その他必要な協力を行い、地方公共団体の迅速かつ着実な復興の支援に努める必要がある。

(4) 特定被災自治体における復興事業の実施状況

復興基本方針では、東日本大震災からの復興を担う行政主体は市町村が基本になるとしており、また、県は、被災地の復興に当たって、広域的な施策を実施するとともに、市町村の実態を踏まえて、市町村に関する連絡調整や市町村の行政機能の補完等の役割を担うこととしている。

このため、24年報告では、特定被災自治体のうち、特に著しい被害を受けるなどして第1回復興交付金事業計画に基づく復興交付金交付可能額の通知を受けた58市町村について、23年度の復旧・復興事業に対する復興交付金や国庫補助金等の交付状況、事業の実施状況等について調査表により把握するなどして検査した。そして、本報告においては、8道県及び100市町村を対象に会計実地検査を行って、調書を徴したり担当者から事業の実施状況に関する説明を聴取したりするなどして、24年報告に引き続き23年度の復旧・復興事業の実施状況等を検査するとともに、24年度から新規に実施している復興事業の実施状況について検査した。

検査の対象とした経費は、23年度1次補正、23年度2次補正及び23年度3次補正、24年度復興特会当初予算及び24年度1次補正において措置された東日本大震災復興関係経費のうち、上記の8道県及び100市町村に交付された復興交付金及び国庫補助金、震災復興特別交付税並びに復興基金の原資とするために措置された特別交付税とした。なお、復興基金による事業（以下「復興基金事業」という。）については、特定被災自治体以外の38市町村においても実施されているため、これらの市町村における事業も検査の対象とした。

また、検査に当たっては、復旧・復興事業を、①国庫補助金等を基金の造成又は積み増しに用いて当該基金により事業を行う「復興関連基金事業」及び「復興基金事業」、②著しい被害を受けた地域の復興のため復興交付金により事業を行う「復興交付金事業」、③基金事業と復興交付金事業を除く「補助事業等」に区分することとし、それぞれの執行状況を示す指標に着眼するなどして分析している。ただし、震災復興特別交付税については、補助事業等の地方負担額に加えて地方税法等の特例措置による減収額に対する措置や単独災害復旧事業費、中長期職員派遣、職員採用等を対象とした経費も含まれていることから、執行状況を示す指標による分析からは除外した。

ア 特定被災自治体に対する東日本大震災関係経費の交付等の状況

国及び地方公共団体が実施する東日本大震災関係経費に係る事業についてみると、

表11のとおり、23年度1次補正、23年度2次補正及び23年度3次補正により計14兆9354億余円が予算措置されており、また、表12のとおり、24年度復興特会当初予算及び24年度1次補正により地方交付税交付金5490億余円、公共事業等の追加5091億余円等、計4兆9706億余円が予算措置されていて、合計で19兆9060億余円が予算措置されている。

上記の予算には、国が自ら実施する道路、港湾等の復旧事業、仮設住宅の建設、除染の実施等のほか、全国の都道府県や市町村を対象とする全国防災対策費等が含まれていることから、本報告においては、会計実地検査により特定被災自治体ごとに復旧・復興事業に係る国庫補助金、特別交付税等の交付状況や事業の実施状況等进行检查した。なお、これらの資金の中には、特定被災自治体において復旧・復興事業を円滑に実施するなどの理由から交付決定額が概算となっているものや、震災復興特別交付税のように市町村等から提出された23、24両年度の復旧・復興事業の実施見込みなどの調査等に基づき額を決定して交付し、事業実施後の実績等により過大又は過小に算定された額を減額又は加算するものなども含まれている。

会計実地検査等に基づいて把握した8道県及び100市町村に対する23、24両年度の国庫補助金等の交付決定額や復興交付金の交付可能額の内訳については、表57のとおり、復興関連基金事業に充てられる国庫補助金等交付決定額1270億余円、復興基金事業についての特別交付税交付額310億円、復興交付金交付可能額429億余円、補助事業等に係る国庫補助金等交付決定額2721億余円及び震災復興特別交付税交付額2809億余円となっていて、計7540億余円が交付決定等されている。そして、これらの資金のうち、補助事業等に係る国庫補助金等は、23年度又は24年度の事業実績に基づいて交付されることなどから、上記の国庫補助金等交付決定額2721億余円から、23年度繰越分のうち25年度に事故繰越しされた額等を控除した計2152億余円が、特定被災自治体に交付されていて、8道県及び100市町村に対する交付額等は23、24両年度計で6971億余円と多額に上っている。

復旧・復興事業のうち主なものについて、それぞれに係る交付額等が全体に占める割合をみると、震災復興特別交付税が40.3%、補助事業等が30.8%、復興関連基金事業が18.2%などとなっている。なお、震災復興特別交付税は、復旧・復興事業に係る地方負担分を解消することなどを目的として、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があることなどを考慮し

て道府県及び市町村に交付される特別交付税であり、年度ごとに道府県及び市町村が国の補助金等を受けて実施する災害復旧事業等、国の補助金を受けないで実施する災害復旧事業等に係る道府県及び市町村負担額について総務大臣が調査した額の全額について交付され、復旧・復興事業実施後の実績等に基づき過大又は過小に算定された額を減額又は加算される制度であり、災害復旧事業等を実施する道府県及び市町村における財源の裏付けとなっていて、交付額全体に占める割合も高くなっている。

また、復旧・復興事業は、前記のとおり、基金を設けて事業を実施しているものが多いことから、前記交付額等のうち基金事業に係るものについてみると、復興関連基金事業が1270億余円、復興基金事業が310億円、復興交付金事業が429億余円となり、これらの3事業を合わせた交付額等は全体の28.7%を占め、単年度で実施する補助事業等の約30%に相当する割合となっている。

道県別の交付額の規模についてみると、表57及び図23のとおり、おおむね道県ごとの特定被災自治体数及び被災状況に応じた規模となっている。すなわち、交付額計6971億余円のうち、茨城県及び40市町村に対する交付額は計3083億余円、茨城県に次いで特定被災自治体数が多い千葉県及び29市町に対する交付額は計1226億余円となっている。また、茨城県内の40市町村に対する復興交付金交付可能額も、8道県における交付可能額計429億余円のうち295億余円を占めていて、東日本大震災により甚大な被害を被っていることがうかがえる。

青森県は、特定被災自治体数は少ないものの、津波による被害の影響は大きく、港湾施設、漁業関連施設等の復旧・復興事業費に係る交付額等が多額であることなどにより、同県より特定被災自治体数が多い栃木県に比べて交付額等が多額となっている。

表57 8道県及び100市町村における平成23、24両年度の国庫補助金、震災復興特別交付税等の交付等の状況

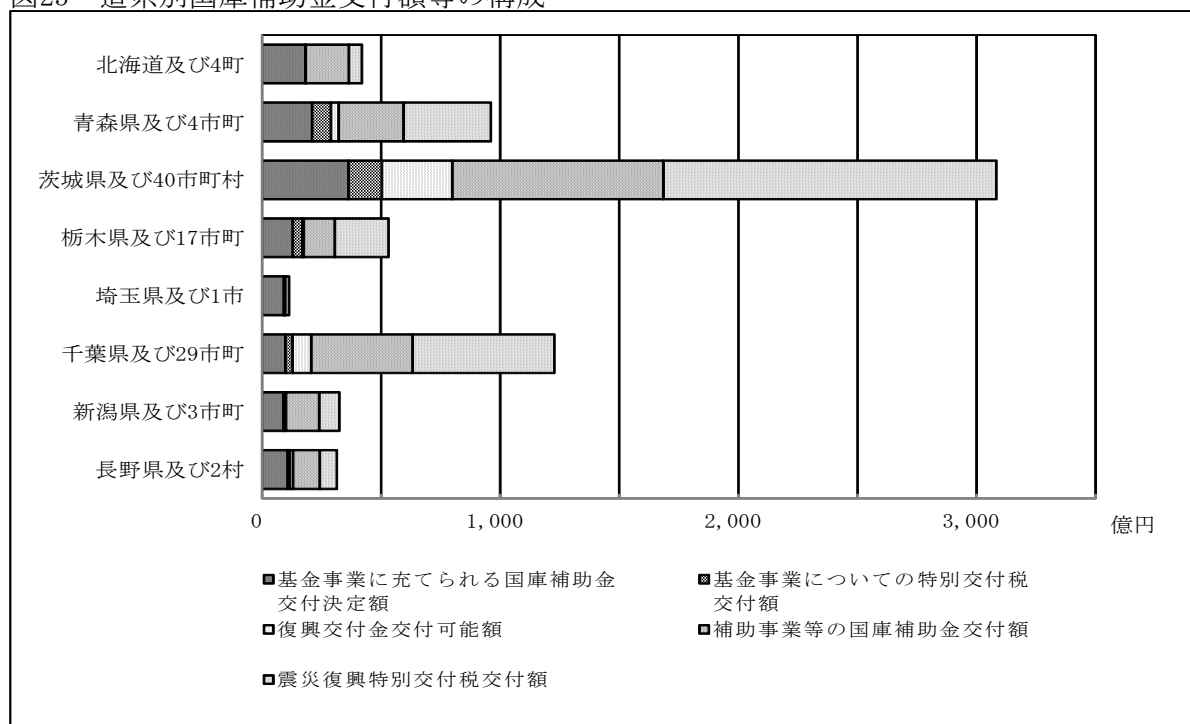
(単位:百万円、%)

特定被災自治体	基金事業		復興交付金交付可能額 (第1回から第5回までの計)	補助事業等		震災復興特別交付税	特定被災自治体に交付決定等された国庫補助金等の合計 G = (a+b+c+d+f)	特定被災自治体に交付等された国庫補助金等の合計 H = (a+b+c+e+f)	交付額等全体に占める国庫補助金等の各割合				
	国庫補助金等交付決定額	特別交付税交付額		交付決定額	交付額				基金(国庫補助金等)	基金(特別交付税)	復興交付金	補助(補助事業)	震災復興特別交付税
	a	b		d	e	f			(a/H)	(b/H)	(c/H)	(e/H)	(f/H)
北海道	18,292	-	-	18,734	16,586	4,729	41,755	39,608	46.1	-	-	41.8	11.9
4町	-	-	15	1,624	1,562	673	2,313	2,251	-	-	0.6	69.3	29.9
青森県	20,997	8,000	-	22,535	19,311	28,590	80,122	76,898	27.3	10.4	-	25.1	37.1
4市町	-	-	3,188	8,738	7,951	7,977	19,904	19,117	-	-	16.6	41.5	41.7
茨城県	36,351	14,000	-	58,242	44,885	67,556	176,150	162,793	22.3	8.5	-	27.5	41.4
40市町村	-	-	29,526	52,944	43,799	72,222	154,693	145,549	-	-	20.2	30.0	49.6
栃木県	12,904	4,000	-	6,114	5,624	11,656	34,675	34,185	37.7	11.7	-	16.4	34.0
17市町	-	-	614	14,846	7,391	10,953	26,413	18,959	-	-	3.2	38.9	57.7
埼玉県	9,085	-	-	434	406	1,007	10,527	10,499	86.5	-	-	3.8	9.5
1市	-	-	223	2	2	606	833	833	-	-	26.8	0.3	72.8
千葉県	9,755	3,000	-	17,725	14,683	19,720	50,201	47,160	20.6	6.3	-	31.1	41.8
29市町	-	-	7,904	41,696	27,893	39,730	89,331	75,528	-	-	10.4	36.9	52.6
新潟県	8,978	1,000	-	12,215	10,684	7,188	29,382	27,851	32.2	3.5	-	38.3	25.8
3市町	-	-	86	3,980	3,278	1,201	5,269	4,566	-	-	1.9	71.7	26.3
長野県	10,681	1,000	-	8,884	7,957	6,283	26,849	25,922	41.2	3.8	-	30.6	24.2
2村	-	-	1,345	3,403	3,229	876	5,625	5,451	-	-	24.6	59.2	16.0
合計	127,046	31,000	42,905	272,124	215,249	280,975	754,051	697,176	18.2	4.4	6.1	30.8	40.3
8道県計	127,046	31,000	-	144,886	120,140	146,732	449,665	424,919	29.8	7.2	-	28.2	34.5
100市町村計	-	-	42,905	127,237	95,109	134,242	304,385	272,257	-	-	15.7	34.9	49.3

注(1) 震災復興特別交付税の交付額は、交付決定額と同額となっている。

注(2) 震災復興特別交付税は、地方税法等の特例措置による減収額に対する措置等を含んでいることから、震災復興特別交付税の交付額等全体に占める割合(表のf/H)が、復旧・復興事業に係る地方負担割合を示すものではない。

図23 道県別国庫補助金交付額等の構成



イ 基金事業の実施状況

(ア) 復興関連基金事業別の執行状況

8道県に対する復興関連基金事業に係る国庫補助金等交付額は、表58のとおり、14基金で計1270億余円となっており、これら14基金により30事業を実施している（8道県別の実施状況については、別添1参照）。

上記30事業のうち、地域自殺対策緊急強化基金及び高校生修学支援基金（高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金）の2基金による2事業は、東日本大震災が発生する23年3月以前から実施されている基金事業と復興関連基金事業とを区分することなく一体として経理することとされていて、復興に係る基金事業執行率等を区分して把握することが困難なため、これらを除いた28事業の交付額等の状況についてみると、国庫補助金等交付額は計1249億余円、24年度末時点における取崩額は計531億余円、基金事業執行率は平均で42.4%となっている。

表58 8道県における復興関連基金事業別の執行状況等

(単位：百万円、%)

基金名	復興予算 区分	基金事業名	所管省庁名	国庫補助金等 交付先	国庫補助金等 交付額	平成24年度末 までの取崩額	基金事業 執行率	24年度末に保 有している国 庫補助金等相 当額	当初の終 了年度	延長された年度等
					(A)	(B)	(B/A)	(A-B)		
地域自殺対策緊急強化 基金	23年度 3次補正	地域自殺対策緊急強化事業	内閣府	8道県	655				24年度	25年度
地方消費者行政活性化 基金	24年度 当初予算	消費生活行政強化対策費	内閣府	茨城県	47	11	24.6	36	25年度	—
高校生修学支援基金 (被災児童生徒就学支 援等臨時特例交付金)	23年度 1次補正、 3次補正	被災幼児就園支援事業	文部科学省	8道県	337	138	41.2	198	26年度	—
		被災児童生徒就学援助事業	文部科学省	8道県	1,262	484	38.3	778	26年度	—
		奨学金事業	文部科学省	北海道、栃木 県、新潟県、長 野県	81	6	7.8	75	26年度	—
		私立学校授業料等減免事業	文部科学省	8道県	647	145	22.4	501	26年度	—
		被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事 業	文部科学省	8道県	11	3	30.1	7	26年度	—
		専修学校・各種学校授業料等減免事業	文部科学省	8道県	362	60	16.5	302	26年度	—
		計				2,703	838	31.0	1,864	
高校生修学支援基金 (高等学校授業料減免 事業等支援臨時特例 交付金)	23年度 3次補正	高等学校授業料減免事業等	文部科学省	青森県、茨城 県、千葉県、長 野県	1,418				26年度	
安心こども基金	23年度 1次補正	地域子育て創生事業	厚生労働省	埼玉県、千葉 県	45	1	4.0	44	23年度	25年度
	23年度 3次補正	保育所等の複合化・多機能化推進事業	厚生労働省	茨城県、千葉 県	770	352	45.7	417	24年度	25年度（25年度中に施 設整備に着手し、26 年度に完了が見込ま れる場合は、26年度 まで）
		幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	文部科学省	茨城県、千葉 県	826	404	48.9	422	24年度	25年度（25年度中に施 設整備に着手し、26 年度に完了が見込ま れる場合は、26年度 まで）
		計				1,643	759	46.2	883	
	医療施設耐震化臨時特 例基金	23年度 3次補正	医療施設耐震化臨時特例基金事業	厚生労働省	茨城県、栃木 県、長野県	3,071	346	11.2	2,724	24年度
社会福祉施設等耐震化 等臨時特例基金	23年度 3次補正	児童福祉施設等改修事業	厚生労働省	茨城県、長野 県	92	69	74.9	23	24年度	25年度
地域医療再生基金	24年度 予算費	被災地域医療提供体制特別再生事業費	厚生労働省	茨城県	2,500	—	—	2,500	27年度	—
緊急雇用創出事業臨時 特例基金（住まい対策 拡充等支援事業分）	23年度 3次補正	社会的包摂・「絆」再生事業	厚生労働省	埼玉県、千葉 県、新潟県、長 野県	1,546	588	38.0	958	24年度	25年度
		生活福祉資金相談等体制整備事業	厚生労働省	北海道、青森 県、栃木県、埼 玉県、千葉県	1,372	621	45.2	750	24年度	25年度
		パーソナル・サポート・サービスモデ ル・プロジェクト事業	厚生労働省	北海道、千葉 県、新潟県、長 野県	251	243	96.7	8	24年度	—
		被災生活保護受給者に対する生活再建サ ポート事業	厚生労働省	長野県を除く7 道県	259	22	8.7	236	24年度	25年度
		計				3,429	1,476	43.0	1,953	
介護基盤緊急整備等臨 時特例基金	23年度 1次補正	地域支え合い体制づくり事業	厚生労働省	青森県、茨城 県、栃木県、千 葉県、新潟県、 長野県	1,020	319	31.3	701	23年度	25年度
	23年度 3次補正	地域支え合い体制づくり事業	厚生労働省	埼玉県を除く7 道県	425	106	25.1	318	24年度	25年度
	23年度 3次補正	被災地健康支援事業	厚生労働省	茨城県、千葉 県、長野県	13	6	49.9	6	24年度	—
	計				1,459	433	29.6	1,026		
緊急雇用創出事業臨時 特例基金	23年度 1次補正	震災等緊急雇用対応事業	厚生労働省	8道県	8,360	8,111	97.0	248	24年度	25年度（被災9県のみ（25 年度までに開始した事業は 26年度まで）、それ以外は 24年度までに（24年度まで に開始した事業は25年度ま で））
	23年度 3次補正	震災等緊急雇用対応事業	厚生労働省	8道県	37,620	27,074	71.9	10,545	24年度 （24年度ま でに開始し た事業は25 年度まで）	25年度（被災9県のみ（25 年度までに開始した事業は 26年度まで）、それ以外は 24年度までに（24年度まで に開始した事業は25年度ま で））
	23年度 3次補正	雇用復興推進事業	厚生労働省	青森県、茨城 県、栃木県、千 葉県、新潟県、 長野県	6,000	567	9.4	5,432	27年度	28年度
	24年度 1次補正	震災等緊急雇用対応事業	厚生労働省	青森県、茨城 県、栃木県、千 葉県、新潟県、 長野県	9,740	—	—	9,740	25年度 （25年度ま でに開始し た事業は26 年度まで）	—
	計				61,720	35,754	57.9	25,965		
森林整備加速化・林業 再生基金	23年度 3次補正	森林整備加速化・林業再生事業	農林水産省	8道県	27,880	7,128	25.5	20,751	26年度	—
災害等廃棄物処理基金	23年度 3次補正	災害等廃棄物処理基金事業	環境省	埼玉県を除く7 道県	3,945	3,945	100.0	—	25年度	—
	24年度 当初予算	災害等廃棄物処理基金事業	環境省	青森県、茨城 県、栃木県、千 葉県、新潟県、 長野県	483	453	93.7	30	25年度	—
	計				4,428	4,398	99.3	30		
再生可能エネルギー等 導入地方公共団体支援 基金	23年 3次補正	再生可能エネルギー等導入推進事業	環境省	青森県、茨城県	15,995	1,884	11.7	14,110	27年度	—
合 計（14基金30事業）					127,046					
うち28事業（「地域自殺対策緊急強化事業」、「高等学校授業料減免事業等」を除く。）					124,971	53,101	42.4	71,869		

注(1) 基金名、基金事業名は、国庫補助金等交付先ごとに異なっていることから、代表的な名称等を記載している。
 注(2) 基金名が同一であっても、基金の原資となっている国庫補助金等名が異なるなどの場合は、別の基金として集計している。
 注(3) 「当初の終了年度」の欄は、復旧・復興予算が措置された際に設定された事業の終了期限の年度を記載している。
 注(4) 復興関連基金事業が同一事業であっても予算別に区分経理されている場合は、別の事業として集計している。
 注(5) 復興関連基金事業のうち、既存の基金と復興関連基金事業とを区分して経理していないものは、「平成24年度末までの取崩額」、「基金事業執行率」、「24年度末に保有している国庫補助金等相当額」の欄を「/」としている。

これを所管別にみると、厚生労働省所管が16事業、国庫補助金等交付額730億余円と事業数、金額とも最も多くなっている。また、上記730億余円のうち、緊急雇用創出事業臨時特例基金に係る国庫補助金等交付額が617億余円と大半を占めている。

また、各復興関連基金事業の24年度末時点における基金事業執行率についてみると、災害等廃棄物処理基金事業等4事業が90%を超えている一方、奨学金事業等6事業が10%未満となっていて、著しい開差が見受けられた。これは、想定していた事業規模に対する需要や、既存事業による補完代替の有無等が事業によって異なっていることなどによると推定される。

各復興関連基金事業の当初の終了年度及び当初の終了年度が延長された年度についてみると、当初の終了年度では、24年度に終了するものが13事業と最も多くなっていて、集中復興期間の最終年度である27年度に終了するものが3事業となっている。そして、当初の終了年度が23年度とされていた2事業、24年度とされていた13事業、計15事業のうち、8道県で予定どおり終了したものは、パーソナル・サポート・サービスモデル・プロジェクト事業及び被災地健康支援事業の2事業である。また、他の13事業は、事業を十分に実施できていないことを主な理由として終了年度が延長されている。

なお、被災地健康支援事業は、各種健康支援活動を担う保健師等を確保することによって、仮設住宅等で生活する被災者の健康状態の悪化を防ぐことを目的にした事業であり、甚大な被害を被った東北3県については、25年度も引き続き実施することとされ、終了年度を25年度末に延長している。

(イ) 基金別道県別の執行状況

前記のとおり、基金事業執行率は、事業によって著しい開差が見受けられることから、道県別基金別に執行状況を整理した。

前記14基金のうち、復興に係る基金事業執行率を把握できない地域自殺対策緊急強化基金等2基金と8道県のうち茨城県のみに設置造成等されている地域医療再生基金等2基金の計4基金を除いた10基金について道県別に24年度末の基金事業執行率についてみると、表59のとおり、災害等廃棄物処理基金では、98.6%から100%までと8道県でほぼ全額を取り崩している一方、介護基盤緊急整備等臨時特例基金では0%から92.7%までとなっていて著しい開差が生じていた。このうち、基

金事業執行率が特に低い県についてみると、事業計画において25年度以降に取崩しが予定されていておおむね計画どおり復興関連基金事業が進捗しており、現時点では基金の取崩しが無いものがある一方、被害が想定より小さかったことや、既存の事業で対応できたことなどにより結果として事業が実施されなかったものなどがある。

表59 8道県別の復興関連基金の執行状況

(単位：百万円)

道県名	区分	高校生 修学支 援基金 (被災 児童生 徒就学 支援等 臨時特 例交付 金)	安心こ ども基 金	医療施 設耐震 化臨時 特例基 金	社会福 祉施設 等耐震 化等臨 時特例 基金	緊急雇 用創出 事業臨 時特例 基金 (住ま い対策 拡充等 支援事 業分)	介護基 盤緊急 整備等 臨時特 例基金	緊急雇 用創出 事業臨 時特例 基金	森林整 備加速 化・林 業再生 基金	災害等 廃棄物 処理基 金	再生可能 エネルギー等導 入地方公 共団体支 援基金
		文部科 学省	文部科 学省、 厚生労 働省	厚生労 働省	厚生労 働省	厚生労 働省	厚生労 働省	厚生労 働省	農林水 産省	環境省	環境省
北海道	交付額 A	275	-	-	-	381	60	5,460	11,980	69	-
	取崩額 B	55	-	-	-	196	-	5,460	3,199	69	-
	基金事業 執行率 B/A	19.9%	-	-	-	51.4%	-	100.0%	26.7%	100.0%	-
青森県	交付額 A	160	215	-	-	71	201	8,510	2,300	961	8,497
	取崩額 B	65	102	-	-	-	-	5,748	515	961	140
	基金事業 執行率 B/A	40.7%	47.7%	-	-	-	-	67.5%	22.3%	100.0%	1.6%
茨城県	交付額 A	246	974	576	86	28	264	20,800	950	2,186	7,498
	取崩額 B	69	271	241	69	10	108	8,004	371	2,156	1,744
	基金事業 執行率 B/A	28.1%	27.8%	41.9%	80.5%	35.5%	41.0%	38.4%	39.1%	98.6%	23.2%
栃木県	交付額 A	332	-	1,152	-	176	201	7,490	3,025	463	-
	取崩額 B	68	-	-	-	70	3	3,614	1,340	463	-
	基金事業 執行率 B/A	20.5%	-	0.0%	-	39.9%	1.9%	48.2%	44.3%	100.0%	-
埼玉県	交付額 A	558	9	-	-	1,839	-	5,930	660	-	-
	取崩額 B	155	1	-	-	778	-	5,158	161	-	-
	基金事業 執行率 B/A	27.7%	19.6%	-	-	42.2%	-	86.9%	24.3%	-	-
千葉県	交付額 A	557	443	-	-	610	267	5,530	465	455	-
	取崩額 B	159	383	-	-	249	60	3,159	112	455	-
	基金事業 執行率 B/A	28.6%	86.4%	-	-	40.8%	22.6%	57.1%	24.0%	99.9%	-
新潟県	交付額 A	496	-	-	-	159	201	4,920	2,900	219	-
	取崩額 B	246	-	-	-	78	186	2,896	438	219	-
	基金事業 執行率 B/A	49.5%	-	-	-	49.1%	92.7%	58.8%	15.1%	100.0%	-
長野県	交付額 A	75	-	1,342	6	162	264	3,080	5,600	72	-
	取崩額 B	19	-	104	-	93	74	1,712	990	72	-
	基金事業 執行率 B/A	26.1%	-	7.7%	-	57.6%	28.0%	55.5%	17.6%	100.0%	-
計	交付額 A	2,703	1,643	3,071	92	3,429	1,459	61,720	27,880	4,428	15,995
	取崩額 B	838	759	346	69	1,476	433	35,754	7,128	4,398	1,884
	基金事業 執行率 B/A	31.0%	46.2%	11.2%	74.9%	43.0%	29.6%	57.9%	25.5%	99.3%	11.7%

そこで、事業の需要が想定よりも少なかったり、既存の事業で対応できたりし

たことなどから、今後も使用が見込まれない復興関連基金事業について例を示すと、次のとおりである。

① 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）（厚生労働省所管） 8道県8基金に対する国庫補助金等交付額34億余円

青森県は、東日本大震災により被災した生活保護受給世帯を対象として、生活再建サポーターによる各種支援を行う被災生活保護受給者生活再建サポート事業を実施するため、厚生労働省から23年度3次補正により措置された緊急雇用創出事業臨時特例交付金1440万余円の交付を受けて、基金を設置造成等している。

しかし、同県が、事業主体となる市町等に本事業実施の意向を確認したところ、全ての事業主体から既存のケースワーカーにより対応が可能であるという回答を受け、結果として本事業は実施されていないことから、24年度末までに基金が全く取り崩されておらず、25年度以降も本事業が実施される見込みがない状況となっている。

② 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（厚生労働省所管） 7道県7基金に対する国庫補助金等交付額14億余円

北海道、青森県、茨城県、栃木県、千葉県及び長野県は、地域支え合い体制づくり事業として避難所や仮設住宅等の高齢者、障害者等に対して必要となる相談、介護、生活支援等の提供を行う介護・福祉サービス拠点の設置等を実施するため、厚生労働省から23年度1次補正及び23年度3次補正により措置された介護支援体制等臨時特例交付金計12億4508万余円の交付を受け、基金を設置造成等している。このうち、北海道及び青森県は、東日本大震災前に整備された既存の施策の枠組みにより対応できるとして、新規に介護・福祉サービス拠点の設置等を実施していないことから、24年度末までに同交付金計2億6179万余円が全く取り崩されておらず、25年度以降も本事業が実施される見込みがない状況となっている。

また、茨城県、栃木県、千葉県及び長野県は、24年度末の基金事業執行率が1.9%から41.0%までにとどまっていて、4県が24年度末に保有している地域支え合い体制づくり事業に係る国庫補助金等相当額は7億4302万余円となっている。このうち千葉県を除く3県では、復旧が進捗する中で、仮設住宅、サポート拠点

等が既に撤去されていて生活支援等の提供が終了していることなどから、25年度以降は本事業が実施される見込みがない状況となっており、千葉県では、市町村からの申請が少ないことなどから、基金の大半が使用される見込みがない状況となっている。

(ウ) まとめ

これらのことから、国は、各地方公共団体における復興関連基金事業について、設置造成等された基金規模の検証を行うとともに、基金事業執行率が低い復興関連基金事業がある場合には、各地方公共団体の実情に即して、今後の使用見込みの有無を確認する必要がある。そして、使用見込みがないなどの場合には、不用となる資金を国庫に返納することを当該地方公共団体に対して要請するなどして、資金の適切かつ有効な活用に努める必要がある。

ウ 特別交付税により設置造成された復興基金事業の実施状況

復興基金は、1(2)イ(オ)のとおり、23年度2次補正において増額された特別交付税を基に創設されたものであり、特定被災地方公共団体である青森県等9県に設置されていることから、9県における復興基金の設置状況と会計実地検査を行った6県における復興基金事業の実施状況等についてみると、次のとおりである。

(ア) 復興基金の設置及び配分等の状況

復興基金の創設のために措置された上記の特別交付税1960億円についてみると、表60のとおり、東北3県が計1650億円、会計実地検査を行った6県が計310億円となっていて、東北3県に対する措置額が突出している。これら9県は、特別交付税を原資として10億円から660億円までの復興基金を設置造成している。そして、青森県等7県は、復興基金のうち半額を市町村に交付しており、このうち、新潟県では半額を市町に交付し、半額を公益財団法人新潟県中越大震災復興基金に出えんしており、同法人において基金が設置されている。また、千葉県及び長野県は全額を市町村に交付することとしている。

表60 9県の復興基金の設置造成状況等

(単位：百万円)

県名	基金名	基金規模	特別交付税 措置額	管内市町村 交付金額 (既交付額)	備考
青森県	青森県東日本大震災復興推進基金	8,000	8,000	4,000	
岩手県	東日本大震災津波復興基金	42,600	42,000	21,000	基金規模には、寄附金を含む
宮城県	東日本大震災復興基金	66,000	66,000	33,000	
福島県	福島県原子力災害等復興基金	57,000	57,000	28,500	
茨城県	茨城県東日本大震災復興基金	15,733	14,000	7,000	基金規模には、寄附金を含む
栃木県	栃木県東日本大震災復興推進基金	4,000	4,000	2,000	
千葉県	千葉県東日本大震災市町村復興基金	3,000	3,000	2,000	平成25年6月補正で市町村への交付金10億円を計上予定
新潟県	(公財)新潟県中越大地震復興基金	1,000	1,000	500	法人内において特別会計を設置
長野県	長野県栄村復興基金	1,000	1,000	592	全額栄村に交付予定
計		198,333	196,000	98,592	

(注) 第8回復興推進会議「東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」について」(平成25年7月2日公表)を基に作成した。

上記の6県は、管内市町村への復興基金からの交付に当たり、基金の趣旨や対象事業等の使途、申請や実績報告の方法等を規定した交付要綱や交付要領等をそれぞれ定めるなどして、これを管内市町村に通知している。

6県の復興基金計310億円についてみると、25年7月末時点で管内市町村へ交付するとされた額は、表61のとおり、計175億余円となっている。県における管内市町村への交付及び配分方法についてみると、青森県、新潟県及び長野県は、特定被災区域の市町村のみを交付対象とし、茨城県、栃木県及び千葉県は、震災による被害が県内の全域に及んでいるとして、特定被災区域以外の市町村を含む管内全ての市町村を交付対象としている。

そして、6県の復興基金からの交付対象市町村は計132市町村となり、そのうち特定被災区域の市町村が94市町村(25年7月末時点の交付予定額162億余円)、特定被災区域以外の市町村が38市町村(同12億余円)となっている。

表61 6県の復興基金の管内市町村への配分方法等

(単位：百万円)

（単位：百万円）

県名	実施期間	交付対象市町村					配分方法					
			うち特定被災区域の市町村数	うち特定被災区域以外の市町村	25年7月末時点の交付予定額	均等割	人口割	被害状況割	その他	配分算定額計		
			平成25年7月末時点の交付予定額	25年7月末時点の交付予定額								
青森県	特に定めなし	4市町	4	4,000	—	—	4,000	—	—	2,000	2,000	4,000
茨城県	23年度から27年度まで	全市町村（44市町村）	40	6,764	4	236	7,000	1,000	—	6,000	—	7,000
栃木県	23年度から27年度まで	全市町（26市町）	17	1,626	9	373	2,000	700	500	800	—	2,000
千葉県	24年度から33年度まで	全市町村（54市町村）	29	2,404	25	597	3,001	1,080	100	1,820	—	3,000
新潟県	特に定めなし	3市町	3	500	—	—	500	—	—	500	—	500
長野県	24年度から28年度まで	1村	1	1,000	—	—	1,000	—	—	1,000	—	1,000
計		132市町村	94	16,294	38	1,206	17,501	2,780	600	12,120	2,000	17,500

注(1) 本表は百万円未満を切り捨てているため、栃木県の特定被災区域と特定被災区域以外の市町村の交付予定額の合計は、交付予定額計と一致しない。

注(2) 千葉県は、平成24年度の運用利息見込額100万円を含めて交付する予定であるため、交付予定額計と配分算定額計が一致しない。

132市町村に対する交付予定額175億余円について復興基金からの配分方法をみると、地域の実情に応じて、市町村数で均等に配分する均等割、市町村の人口割、被害状況に応じた被害状況割等によるなどしているが、市町村の標準財政規模を加味しているものもあった。これらの中では、被害状況割による配分額が計121億余円と最も多くなっていた。なお、長野県では、下水内郡栄村に被害が集中しているとして、その全額を同村に交付するとしている。

また、交付を受けた132市町村は、この資金により、複数年度にわたって事業を実施するための基金造成資金としたり（以下、この造成した基金により実施する事業を「市町村基金事業」という。）、交付金を受けた年度に直ちに支出して事業を実施したり（以下、この事業を「市町村単年度事業」という。）している。

さらに、復興基金事業の実施期間についてみると、千葉県は、国が復興基本方針において定める復興期間に合わせておおむね10年間としており、茨城県、栃木県及び長野県は、復興基本方針において定める集中復興期間に合わせておおむね5年間としている。なお、青森県及び新潟県は実施期間を定めていない。

このように、復興基金事業は、各県及び各市町村において、その被害の状況や地域の実情等に合わせて、弾力的に実施されている。

(イ) 復興基金事業の実施状況

前記のとおり、復興基金は、特定被災地方公共団体である青森県等9県が地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対処できる資金として措置されていることから、県及び市町村においては、このような資金の趣旨にのっとり、様々な事業を実施している。

会計実地検査を行った6県及び管内の交付対象市町村である132市町村のうち、24年度末までに事業を実施しているのは、千葉県及び長野県を除く4県並びに112市町村となっており、20市町村（交付済額計12億余円）は事業が実施されていなかった。そして、20市町村のうち、16市町村は25年度以降の事業計画が策定されているが、4市町は事業計画が策定されておらず事業の実施は未定となっている。

4県及び112市町村が、24年度末までに実施した復興基金事業は次のとおりである。

a 被災住宅再建支援事業

東日本大震災により被災した住宅の再建を促進するために、工事費の一部又は借入金に係る利子の一部を助成するなどの事業

b 被災者生活支援事業

東日本大震災による被災者に生活再建支援金や見舞金を支給するなどの事業

c 防災・安全対策事業

東日本大震災による地域防災計画等の見直し、災害時に必要な防災資機材や非常用備蓄食料等の整備、防災教育推進等のための事業

d 公共・教育施設復旧事業

東日本大震災により被災した小・中学校及び市民会館の改修や被災した道路の補修工事を行う事業

e 地域活性化支援促進事業

東日本大震災からの復興に向けた風評被害の払拭、農作物の安全性PR、地域経済の活性化を図るためのイベント、観光情報の収集・発信等による観光PR強化等の事業

f 地域コミュニティ再生事業

東日本大震災により被災した公民館等の地域集会施設の修繕や地域コミュニティの強化につながる地域住民のためのイベントなどを開催するなどの事業

g 文化・芸能の復興事業

指定文化財及びそれに準ずる歴史的資産等を復旧等するための事業

h その他震災からの復興に資する事業

4県及び112市町村が実施した事業の使途別件数及び執行額についてみると、表62及び図24のとおり、4県が実施した事業は計64件、執行額計19億余円、112市町村が実施した事業は計530件、執行額計51億余円、合計594件、執行額合計71億余円となっている。

これらのうち、防災・安全対策事業（266件、執行額20億余円）、地域活性化支援促進事業（182件、同22億余円）が件数、金額ともに多く、両事業の執行額は全執行額の約6割を占めている。

また、特定被災区域の市町村の多くが、被災住宅再建支援事業（24件、同9億余円）、公共・教育施設復旧事業（49件、同9億余円）及び被災者生活支援事業（11件、同3億余円）を実施しているが、特定被災区域以外の市町村は、これらの事業について全く又はほとんど実績がない状況となっている。これについて、被災住宅再建支援事業及び被災者生活支援事業に関しては、両事業が被災者に対して支援金や見舞金等を支給する事業であり、被災を受けた市町村が被災者に対する支援等を重点的に実施した結果によると推定される。一方、特定被災区域以外の市町村では、防災・安全対策事業の執行額が、特定被災区域以外の市町村における執行額全体の約7割を占める結果となり、これは、東日本大震災を教訓に防災、減災事業を重点的に実施した結果によると推定され、各市町村が地域の実情に応じて様々な使途に活用している状況が見受けられる。

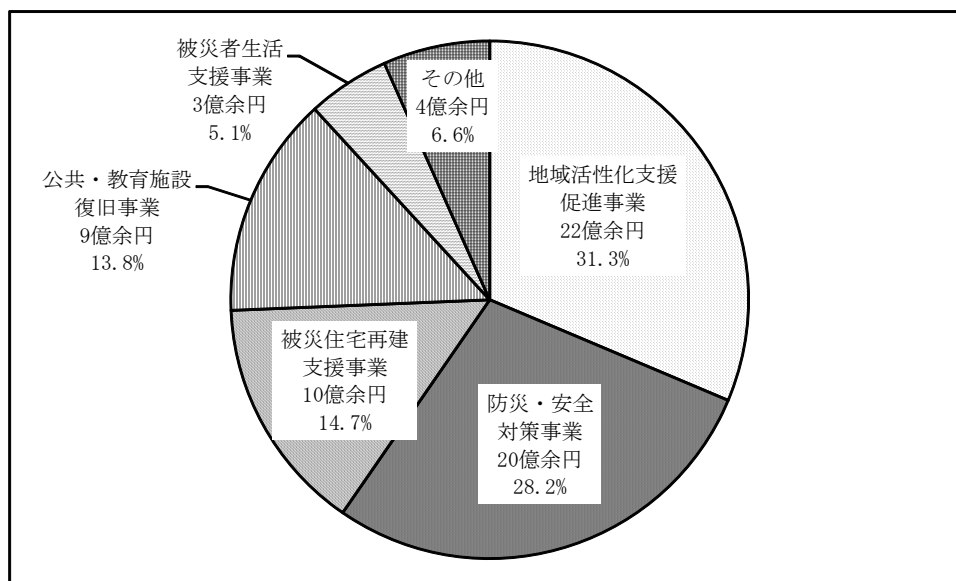
表62 4県及び112市町村における復興基金事業の使途別の実施状況（平成24年度末現在）

上段：事業数（単位：件）

下段：平成24年度執行額（単位：千円）

使途 県名	a被災住宅再 建支援事業	b被災者生活 支援事業	c防災・安全 対策事業	d公共・教育 施設復旧事 業	e地域活性化 支援促進事 業	f地域コミュ ニティ再生 事業	g文化・芸能 の復興事業	hその他震災 からの復興 に資する事 業	計
青森県	4 72,831	— —	25 338,658	1 5,700	28 367,039	2 29,443	1 3,271	1 378	62 817,323
県実施分	1 34,950	— —	4 115,041	— —	8 236,371	1 26,231	— —	— —	14 412,595
特定被災区域の4 市町	3 37,880	— —	21 223,616	1 5,700	20 130,667	1 3,212	1 3,271	1 378	48 404,727
茨城県	12 608,830	7 334,152	74 846,218	23 716,516	26 1,146,430	7 85,891	3 40,588	3 167,654	155 3,946,281
県実施分	1 16,896	— —	— —	— —	2 771,630	— —	1 32,440	1 117,854	5 938,821
特定被災区域の 35市町村	11 591,934	7 334,152	69 786,568	21 686,516	24 374,800	7 85,891	2 8,148	2 49,800	143 2,917,810
上記以外の4市町	— —	— —	5 59,650	2 30,000	— —	— —	— —	— —	7 89,650
栃木県	7 86,655	4 26,878	55 314,537	11 90,002	54 489,842	4 15,606	2 3,303	9 45,306	146 1,072,132
県実施分	1 6,198	1 4,232	14 150,364	— —	20 356,966	— —	— —	1 2,679	37 520,441
特定被災区域の 16市町	6 80,457	2 20,710	31 140,383	11 90,002	23 115,463	3 14,300	1 175	7 38,474	84 499,966
上記以外の6市町	— —	1 1,936	10 23,790	— —	11 17,412	1 1,306	1 3,128	1 4,153	25 51,725
千葉県	2 192,070	2 4,615	110 505,676	5 39,545	52 129,951	5 9,115	— —	7 11,312	183 892,287
特定被災区域の 23市町村	2 192,070	2 4,615	60 336,911	3 38,130	40 99,111	5 9,115	— —	2 1,547	114 681,501
上記以外の20市 町村	— —	— —	50 168,765	2 1,415	12 30,840	— —	— —	5 9,765	69 210,786
新潟県	2 1,080	— —	2 2,891	13 132,000	22 95,369	4 35,755	1 2,200	1 17,215	45 286,511
財団実施分	2 1,080	— —	— —	— —	3 41,115	3 34,555	— —	— —	8 76,751
特定被災区域の3 市町	— —	— —	2 2,891	13 132,000	19 54,254	1 1,200	1 2,200	1 17,215	37 209,760
長野県（1村）	2 85,348	— —	— —	— —	— —	— —	— —	1 6,751	3 92,099
合計	29 1,046,816	13 365,646	266 2,007,982	53 983,764	182 2,228,634	22 175,810	7 49,362	22 248,618	594 7,106,635
4県実施分 計	5 59,126	1 4,232	18 265,406	— —	33 1,406,084	4 60,786	1 32,440	2 120,533	64 1,948,609
特定被災区域 の82市町村	24 987,690	11 359,478	183 1,490,370	49 952,348	126 774,297	17 113,718	5 13,794	14 114,166	429 4,805,864
上記以外の30 市町村	— —	1 1,936	65 252,205	4 31,415	23 48,252	1 1,306	1 3,128	6 13,918	101 352,161
112市町村 計	24 987,690	12 361,414	248 1,742,576	53 983,764	149 822,549	18 115,024	6 16,922	20 128,084	530 5,158,025

図24 4県及び112市町村における復興基金事業の執行額の使途別内訳（平成24年度末現在）



（ウ）復興基金の取崩しの状況

6県の復興基金事業について、24年度末時点における取崩しの状況をみると、表63のとおり、特別交付税により措置された計310億円は、県が実施した64事業により19億余円が取り崩され、管内市町村へ交付したことにより155億余円が取り崩されている。この結果、基金事業執行率は平均で56.5%となっており、県における復興基金の残高は計134億余円となっている。

なお、長野県の基金事業執行率が9.2%と低くなっているのは、基金の活用対象を下水内郡栄村が24年10月に策定した「栄村震災復興計画」に基づき実施する事業としたため、24年度末までの交付額が少額となっていることによるものである。また、千葉県は、復興基金30億円全額を管内市町村に交付することとしており、残りの10億円は25年度に交付することとしている。

表63 6県における復興基金事業の取崩しの状況（平成24年度末現在）

(単位：千円、%)

（単位：千円、％）

県名	特別交付税 措置額	復興基金事業のうち県実施分に係る 配分額	うち、平成24年度末までの 取崩状況			市町村への 交付済額	県の復興基金 残高	基金事業執行 率
			事業数	取崩額	取崩率			
			A	B	C			
青森県	8,000,000	4,000,000	14	412,595	10.3	4,000,000	3,587,404	55.1
茨城県	14,000,000	7,000,000	5	938,821	13.4	7,000,000	6,061,178	56.7
栃木県	4,000,000	2,000,000	37	520,441	26.0	2,000,000	1,479,558	63.0
千葉県	3,000,000	—	—	—	—	2,000,000	1,000,000	66.6
新潟県	1,000,000	500,000	8	76,751	15.3	500,000	423,248	57.6
長野県	1,000,000	—	—	—	—	92,099	907,901	9.2
計	31,000,000	13,500,000	64	1,948,609	14.4	15,592,099	13,459,291	56.5

132市町村に対する復興基金からの交付状況についてみると、表64のとおり、24年度末現在、前記の交付予定額計175億余円のうち計155億余円が交付されている。

このうち、市町村単年度事業分として支出されたものが35市町村で計20億余円、市町村基金事業分として基金造成されたものが111市町村で計135億余円となっている。また、14市町村は、市町村単年度事業と市町村基金事業の両方を実施している。

そして、24年度末までの上記基金の取崩額は84市町村で計31億余円となっており、市町村単年度事業分として支出された上記の20億余円と合わせて計51億余円が執行されている。この結果、前記事業未実施の20市町村分を含む交付済額計155億余円に対する132市町村合計での執行率は33.0%となっており、111市町村における24年度末現在の基金残高は計104億余円となっている。

県ごとの執行状況についてみると、青森県内4市町の10.1%から長野県内1村の100%までとなっているが、長野県内1村が100%になっているのは、市町村単年度事業であり、24年度に全額が支出されたことによるものである。

表64 132市町村における復興基金の支出及び取崩しの状況（平成24年度末現在）

(単位：千円、%)

区分	平成24年度 末までの県 から市町村 への交付額	市町村単年度事業		市町村基金事業						24年度末ま での執行額	24年度 末までの 執行率
		市町村 数	24年度末ま での支出額	市町村 数	造成額	うち、24年度末までの実施状況					
						市町村 数	24年度末ま での取崩額	基金残高	基金 事業 執行 率		
	A		B		C		D	E=C-D	D/C	F=B+D	F/A
青森県管内の市町計	4,000,000	0	—	4	4,000,000	4	404,727	3,595,272	10.1	404,727	10.1
特定被災区域の市町	4,000,000	0	—	4	4,000,000	4	404,727	3,595,272	10.1	404,727	10.1
茨城県管内の市町村計	7,000,000	14	1,322,385	38	5,677,615	31	1,685,075	3,992,539	29.6	3,007,460	42.9
特定被災区域の市町村	6,764,000	12	1,302,385	34	5,461,615	27	1,615,425	3,846,189	29.5	2,917,810	43.1
上記以外の市町	236,000	2	20,000	4	216,000	4	69,650	146,350	32.2	89,650	37.9
栃木県管内の市町計	2,000,000	0	—	26	2,000,000	22	551,691	1,448,308	27.5	551,691	27.5
特定被災区域の市町	1,626,830	0	—	17	1,626,830	16	499,966	1,126,863	30.7	499,966	30.7
上記以外の市町	373,170	0	—	9	373,170	6	51,725	321,445	13.8	51,725	13.8
千葉県管内の市町村計	2,000,000	19	593,262	41	1,406,738	25	299,025	1,107,712	21.2	892,287	44.6
特定被災区域の市町	1,603,000	8	438,862	24	1,164,138	16	242,639	921,499	20.8	681,501	42.5
上記以外の市町村	397,000	11	154,400	17	242,600	9	56,386	186,213	23.2	210,786	53.0
新潟県管内の市町計	500,000	1	50,000	2	450,000	2	159,760	290,240	35.5	209,760	41.9
特定被災区域の市町	500,000	1	50,000	2	450,000	2	159,760	290,240	35.5	209,760	41.9
長野県（栄村分）	92,099	1	92,099	0	—	0	—	—	—	92,099	100.0
合計（132市町村）	15,592,099	35	2,057,746	111	13,534,353	84	3,100,279	10,434,073	22.9	5,158,025	33.0
特定被災区域の市町村小計	14,585,929	22	1,883,346	81	12,702,583	65	2,922,518	9,780,064	23.0	4,805,864	32.9
上記以外の市町村小計	1,006,170	13	174,400	30	831,770	19	177,761	654,008	21.3	352,161	35.0

そして、6県の復興基金に係る復興基金事業の執行状況としては、県から管内市町村へ資金を交付することによりその金額が執行されたことになることから、前記132市町村のうちの112市町村が実施した復興基金事業に係る支出及び取崩しの状況を反映してみると、24年度末現在における復興基金事業全体の執行状況は、6県の復興基金計310億円に対して、4県が実施した64事業による取崩額が19億余円、112市町村が実施した530事業による支出及び取崩額が51億余円、計71億余円（反映後の基金事業執行率22.9%）となっている。

エ 復興交付金事業の実施状況

(ア) 基幹事業に係る復興交付金基金の24年度末執行状況

会計実地検査を行った8道県及び100市町村のうち、23、24両年度に復興庁に復興交付金事業計画を提出して、復興庁から交付可能額の通知を受けたのは5道県及び30市町村であり、これらの地方公共団体に対する交付決定額は計428億余円となっていた。そして、5道県及び30市町村のうち、基金型を選択したのは4県及び26市町村であり、これらの地方公共団体に対する交付決定額は、基幹事業に係る分393億余円、効果促進事業に係る分31億余円、計424億余円となっていて、交付決

定額の全額が基金造成に充てられている。このように、復興交付金事業の実施に当たり基金型を選択している地方公共団体が大半を占め、基幹事業に係る基金造成額も多額に上っている。

そこで、会計検査院は、上記の4県及び26市町村から調書を徴して、復興交付金基金の取崩しの状況を検査した。

その結果、表65のとおり、4県及び26市町村における基幹事業に係る復興交付金基金造成額計393億余円のうち、23、24両年度分に係る復興交付金基金造成額は119億余円、24年度末時点における取崩額は48億余円となっていて、復興交付金基金造成額に対する取崩額の割合（以下「復興交付金基金事業執行率」という。）は40.8%となっていた。県別にみると、復興交付金基金造成額については、地方公共団体数に応じて多額となっていて、甚大な被害を被っている茨城県及び11市町村に係る復興交付金基金造成額283億余円は、全体の7割以上を占めている。また、復興交付金基金事業執行率については、11.5%から83.3%までと地域により大きな開差が見受けられる。

表65 復興交付金基金による基幹事業の県別執行状況

(単位：百万円、%)

県名	県及び市町村数	基金造成額計 (第1回～第5回)	左のうち平成23、24 両年度分の復興交付 金 (A)	24年度末までの取 崩額計 (B)	復興交付金基金 事業執行率 (B/A)
青森県	青森県及び4市町	2,551	1,598	1,021	63.9
茨城県	茨城県及び11市町村	28,349	5,662	2,090	36.9
栃木県	1市	475	475	54	11.5
埼玉県	1市	187	-	-	-
千葉県	千葉県及び8市	6,649	3,581	1,183	33.0
長野県	長野県及び1村	1,090	635	529	83.3
計	4県及び26市町村	39,303	11,953	4,879	40.8

基幹事業別の執行状況についてみると、表66のとおりであり、23、24両年度分の復興交付金に係る基金造成額は、災害公営住宅整備事業（事業番号D-4）、道路事業（同D-1）、造成宅地滑動崩落緊急対策事業（同D-14）等が多額となっている。また、復興交付金基金事業執行率は、被災者の居住の支援を行う災害公営住宅家賃低廉化事業（同D-5）及び東日本大震災特別家賃低減事業（同D-6）の2事業が80%以上と高くなっている。

なお、復興交付金基金は、単年度の枠に捕らわれずに執行を可能とするなどのために設けられたものであり、24年度分の復興交付金の基幹事業についても複数

年度にわたって実施されるなどの場合もあることから、実際の事業の進捗状況を把握するためには、復興交付金基金事業執行率により執行の状況を確認するとともに、事業ごとに計画と実際の進捗状況を対比するなど、実際の事業の進捗状況を具体的にみる必要がある。

表66 復興交付金基金による基幹事業の事業別執行状況

(単位：百万円、%)

所管省庁	事業 番号	基幹事業名	基金造成額 (第1回 ～第5回)	左のうち平成 23、24両年度 分の復興交付 金 (A)	24年度末 取崩額 (B)	復興交付金基 金事業執行率 (B/A)
文部科学省	A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新増築・統合）	6	-	-	-
	A-2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）	521	93	89	95.0
	A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	-	-	-	-
	A-4	埋蔵文化財発掘調査事業	-	-	-	-
厚生労働省	B-1	医療施設耐震化事業	-	-	-	-
	B-2	介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）	-	-	-	-
	B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業	-	-	-	-
農林水産省	C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）	400	256	46	18.1
	C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）	13	-	-	-
	C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等）	-	-	-	-
	C-4	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）	256	21	18	85.1
	C-5	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤かさ上げ、生活基盤整備等）	-	-	-	-
	C-6	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地かさ上げ、排水対策等）	-	-	-	-
	C-7	水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）	3,142	186	6	3.2
	C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	-	-	-	-
	C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業	-	-	-	-
国土交通省	D-1	道路事業（市街地相互の接続道路等）	13,678	2,783	891	32.0
	D-2	道路事業（高台移転に伴う道路整備（区画整理））	-	-	-	-
	D-3	道路事業（道路の防災・震災対策等）	491	153	23	15.4
	D-4	災害公営住宅整備事業（災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等）	6,964	3,545	2,154	60.7
	D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業	105	12	10	84.6
	D-6	東日本大震災特別家賃低減事業	16	1	1	82.8
	D-7	公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）	-	-	-	-
	D-8	住宅地区改良事業（不良住宅除却、改良住宅の建設等）	-	-	-	-
	D-9	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）	534	141	29	20.5
	D-10	住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）	-	-	-	-
	D-11	優良建築物等整備事業（市街地住宅の供給、任意の再開発等）	-	-	-	-
	D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）	-	-	-	-
	D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）	-	-	-	-
	D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業	3,705	2,013	593	29.4
	D-15	津波復興拠点整備事業	-	-	-	-
	D-16	市街地再開発事業	-	-	-	-
	D-17	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）	-	-	-	-
	D-18	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）	-	-	-	-
	D-19	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）	7,636	1,866	676	36.2
	D-20	都市防災総合推進事業（津波シミュレーション等の計画策定等）	1,269	512	328	64.2
	D-21	下水道事業	532	337	-	0.0
	D-22	都市公園事業	-	-	-	-
	D-23	防災集団移転促進事業	27	27	9	34.5
環境省	E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業	-	-	-	-
計			39,303	11,953	4,879	40.8

(イ) 復興交付金基金による基幹事業の進捗状況

前記のとおり、24年度末における基幹事業に係る復興交付金基金事業執行率は40.8%となっているが、復興交付金基金事業執行率は事業がどの程度進捗しているかを直接示すものではない。

そこで、前記の4県及び26市町村における復興交付金基金事業は、当初の計画どおり進捗しているか、当初の計画どおり進捗していない場合にはどのような理由によるのかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、進捗状況に関する調書を徴するなどして、復興交付金事業計画に添付されている各事業の工程表と、実際の工程の進捗状況とを比較するなどの方法により、工程表に記載された完了時期を延長しているものについて、半年を超えて遅延しているもの、完了時期が未定となっているものなどに分類し、その理由を調査分析した。

その結果、表67のとおり、4県及び26市町村における復興交付金基金による基幹事業の件数は146件となっており、このうち、23、24両年度分の復興交付金に係る事業は102件となっていた。そして、これらの進捗状況についてみると、24年度末現在で、24年度の工程表に記載された工程が24年度内に完了していた事業が33件、25年度以降も実施するとしていた事業が69件となっていた。この69件の完了時期についてみると、おおむね工程表どおりに進捗している事業が15件、完了時期の延長が6か月以下にとどまっている事業が26件と、ほぼ順調に推移している事業がある一方、完了時期を7か月以上延長している事業が21件、完了時期が未定となっている事業が7件と、完了時期が遅延している事業も見受けられた。

表67 復興交付金基金による基幹事業の事業別進捗状況

(単位：件)

所管省庁	番号	基幹事業名	事業数 (第1回～ 第5回)	左のうち平成23、24両年度分の復興交付金に係る事業数 (A+B)						
				24年度内に完了した事業 (A)	25年度以降も実施するとしていた事業 (B=C+D+E+F)	おおむね工程表どおり (C)	完了時期の延長が6か月以下の事業 (D)	完了時期を7か月以上延長している事業 (E)	完了時期未定 (F)	
文部科学省	A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新増築・統合）	1	0	0	0	0	0	0	
	A-2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）	9	4	1	3	0	2	1	
農林水産省	C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）	4	3	0	3	1	0	2	
	C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）	1	0	0	0	0	0	0	
	C-4	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）	4	2	2	0	0	0	0	
	C-7	水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）	10	7	1	6	1	3	0	
国土交通省	D-1	道路事業（市街地相互の接続道路等）	22	13	2	11	0	7	4	
	D-3	道路事業（道路の防災・震災対策等）	5	5	2	3	0	1	1	
	D-4	災害公営住宅整備事業（災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等）	16	16	7	9	5	4	0	
	D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業	8	1	1	0	0	0	0	
	D-6	東日本大震災特別家賃低廉化事業	8	1	1	0	0	0	0	
	D-9	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）	3	3	1	2	0	2	0	
	D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業	6	6	0	6	1	2	2	
	D-19	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）	15	12	0	12	4	2	5	
	D-20	都市防災総合推進事業（津波シミュレーション等の計画策定等）	32	27	15	12	2	3	5	
	D-21	下水道事業	1	1	0	1	0	0	1	
	D-23	防災集団移転促進事業	1	1	0	1	1	0	0	
計			146	102	33	69	15	26	21	7

また、基幹事業別の進捗状況についてみると、災害公営住宅整備事業（事業番号D-4）は、23、24両年度分の復興交付金に係る事業16件のうち、24年度末までに完了した事業が7件あり、25年度以降も事業を実施するとしていた9件については、おおむね工程表どおりに進捗している又は完了時期の延長が6か月以下にとどまっていて、事業はほぼ順調に推移している。

一方、都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）（同D-19）（以下「市街地液状化対策事業」という。）は、23、24両年度分の復興交付金に係る事業12件のうち、24年度末までに完了した事業は0件であり、25年度以降も事業を実施するとしていた12件のうち、完了時期を7か月以上延長している事業が5件、完了時期が未定となっている事業が1件となっており、都市防災総合推進事業（同D-20）は、23、24両年度分の復興交付金に係る事業27件のうち、24年度末までに完了した事業は15件であり、25年度以降も事業を実施するとしていた12件のうち、完了時期を7か月以上延長している事業が5件、完了時期が未定となっている事業が2件となっているなど、一部の事業については完了時期が遅延していた。

また、完了時期を7か月以上延長している21件と完了時期が未定となっている7件の計28件の事業について、基幹事業別に完了時期を延長しているなどの理由を分析したところ、表68のとおり、入札不調や労働者、資材の不足等を理由としたものは少なく、調査設計や工法の選定に時間を要したことによるものが10件となっていた。

そして、完了時期を7か月以上延長するなどしている事業のうち市街地液状化対策事業（事業番号D-19）の完了時期の延長等の理由についてみると、調査設計や工法の選定に時間を要したことによるものが3件となっているなどしており、事業を実施している市町村によれば、液状化対策工法の選定に時間を要していることが要因であるとしている。

表68 復興交付金基金による基幹事業について完了時期を延長した理由

(単位：件)

所管省庁	番号	基幹事業名	完了時期を7か月以上延長した事業及び完了時期未定の事業の数	完了時期を延長した理由										
				① 工程表の精度	② 住民等との協議	③ 調査・設計・工法の選定	④ 入札不調	⑤ 用地取得	⑥ 土地の境界	⑦ 労働者・資材	⑧ 職員不足	⑨ 他事業の進捗	⑩ 国との協議	⑪ その他
文部科学省	A-2	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
農林水産省	C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	C-7	水産業共同利用施設復興整備事業(水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
国土交通省	D-1	道路事業(市街地相互の接続道路等)	4	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	1
	D-3	道路事業(道路の防災・震災対策等)	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業	3	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	D-19	都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)	6	1	1	3	0	0	0	0	0	1	0	1
	D-20	都市防災総合推進事業(津波シミュレーション等の計画策定等)	7	2	1	1	0	1	0	0	0	1	0	3
	D-21	下水道事業	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
計			28	6	6	10	0	1	1	0	0	3	0	11

注(1) 完了時期を延長した理由の区分は、次のとおりである。

- ①工程表の精度：当初に作成した工程表の精度が十分でなかったことによるもの
- ②住民等との協議：住民等との協議に時間を要したことによるもの
- ③調査・設計・工法の選定：調査・設計・工法の選定に時間を要したことによるもの
- ④入札不調：入札不調により、契約に至るまで時間を要したことによるもの
- ⑤用地取得：用地の取得に時間を要したことによるもの
- ⑥土地の境界：土地の境界確定等に時間を要したことによるもの
- ⑦労働者・資材：請負業者において労働者・資材が不足していたことによるもの
- ⑧職員不足：事業主体において職員が不足していたことによるもの
- ⑨他事業の進捗：関連する他の事業の進捗に遅延が生じ、当該事業を実施できなかったことによるもの
- ⑩国との協議：国との協議に時間を要したことによるもの
- ⑪その他：①～⑩以外の理由によるもの

注(2) 一つの事業につき、完了時期を延長した要因を三つまで選択できることとしたため、要因の合計は事業数と一致しない。

(ウ) 市街地液状化対策事業の進捗状況等

東日本大震災により生じた液状化による宅地への被害状況は、国土交通省によれば、23年9月27日時点で26,914件（宮城県沿岸部や福島県の警戒区域等については被害状況の把握が困難であるため含まれていない。）とされており、このうち、

会計実地検査を行った茨城県、埼玉県及び千葉県における液状化による宅地被害は25,600件と、液状化による宅地への被害件数26,914件の95.1%を占めている。

そこで、復興交付金基金による基幹事業を実施している前記の4県及び26市町村のうち、市街地液状化対策事業を実施している12市を対象として、被害の状況、事業の進捗状況等を検査したところ、次のとおりとなっていた。

a 宅地の液状化被害の状況

茨城県、埼玉県及び千葉県内12市が実施する市街地液状化対策事業において、調査の対象となった地区における液状化の被害状況についてみると、表69のとおり、24年度末現在、市街地液状化対策事業により調査した面積は計4,288ha、液状化被害を受けた戸数は19,908戸となっていた。

表69 市街地液状化対策事業を実施する12市における宅地の液状化被害

県名	市名	市街地液状化対策事業により調査した地区数	市街地液状化対策事業により調査した面積(ha)	液状化被害のあった住戸数(戸)					全体に占める割合(%)			
				全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
茨城県	ひたちなか市	1地区	108	48	12	8	28	-	25.0	16.6	58.3	-
茨城県	鹿嶋市	5地区	280	722	94	166	291	171	13.0	22.9	40.3	23.6
茨城県	潮来市	6地区	389	3,180	77	680	1,452	971	2.4	21.3	45.6	30.5
茨城県	稲敷市	1地区	54	53	18	18	17	-	33.9	33.9	32.0	-
茨城県	神栖市	18地区	677	1,318	-	-	-	-	-	-	-	-
埼玉県	久喜市	1地区	110	177	11	41	54	71	6.2	23.1	30.5	40.1
千葉県	千葉市	1地区	143	1,501	17	222	339	923	1.1	14.7	22.5	61.4
千葉県	旭市	4地区	537	774	100	218	263	193	12.9	28.1	33.9	24.9
千葉県	習志野市	1地区	68	1,061	1	103	255	702	0.0	9.7	24.0	66.1
千葉県	我孫子市	1地区	12	219	118	1	19	81	53.8	0.4	8.6	36.9
千葉県	浦安市	未定	1,455	8,469	10	1,509	2,102	4,848	0.1	17.8	24.8	57.2
千葉県	香取市	4地区	455	2,386	74	889	890	533	3.1	37.2	37.3	22.3
計			4,288	19,908								

(注) 神栖市に係る「液状化被害のあった住戸数」は液状化被害の有無だけに着目した計上となっている。

b 市街地液状化対策事業の概要等

市街地液状化対策事業は、東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を受けた地域において、再度の災害の発生に対して被害を抑制するため、道路、下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進することを目的とするものであり、液状化対策事業計画の作成等を実施する液状化対策事業計画案作成事業と、地盤の液状化による公共施設の被害を抑制するための事業等を実施する市街地液状化対策推進事業とで構成されている。

このうち、市街地液状化対策推進事業を行おうとする地方公共団体は、対象とする区域、対象区域の面積、計画期間、概算事業費、土地所有者等の負担額等を定めた液状化対策事業計画を策定することとされている。また、市街地液

状化対策推進事業の対象区域については、区域内の宅地に所有権及び借地権を有する全ての者のうち、それぞれの3分の2以上の同意が得られていること（以下「同意要件」という。）などの要件がある。

一方、国土交通省は、被災した地方公共団体に対して、市街地の液状化に関する適切な判断に資するための液状化対策の実施等に係る各種のガイダンス

（案）等を公表するなどしている。そして、同省は、液状化対策工法について、地下水位低下工法及び格子状地中壁工法の二つの工法が有力であるとしている。このうち、地下水位低下工法は、住宅地の道路部分に地下水を浸透させて、流下させる管路を埋め込むなどして地下水位を下げて、地盤面下の特定の高さまで非液状化層とすることにより、液状化の被害を抑制する工法であり、また、格子状地中壁工法は、セメント系固化材により地中壁を格子状に形成して、液状化しやすい砂地盤をこの地中壁で取り囲むことにより、砂層の液状化を制御する工法である。

c 市街地液状化対策事業の進捗状況

市街地液状化対策事業のうち液状化対策事業計画案作成事業の一般的な事務手続の概要は、次のとおりである。

- ① 市町村は、液状化対策事業計画の策定に当たり、第三者の意見を求める機関として地盤の液状化に関する専門家等から構成される液状化対策検討委員会を設置するとともに、地質調査や地盤解析を実施する。
- ② 地質調査等の結果や液状化対策検討委員会の議論等を経て、液状化対策工法及び対象となる候補地区を選定して、これと並行して地質調査等によって得られた地下水位低下工法による想定沈下量等を実地盤の実証実験により検証する。
- ③ ②により選定した工法及び地区に基づき、住民の負担額を算定して周知し、実証実験の結果も踏まえて、住民の合意形成を図り、液状化対策検討委員会による審議を経て、事業の要件を満たした地区について液状化対策事業計画を策定する。

そこで、3県内の12市における液状化対策事業計画案作成事業14件について24年度末現在の進捗状況を、上記の①から③までの事務手続の段階ごとにみると、表70のとおり、液状化対策検討委員会を設置しているのは12市の13件、地質調

査・地盤解析を実施しているのは12市の14件、液状化対策工法を選定しているのは3市の3件、対象となる候補地区を選定しているのは2市の2件、住民負担額の算定・周知をしているのは3市の3件と一定の進捗がみられるものの、液状化対策事業計画の策定に至っているものは全くない状況となっていた。なお、その後、25年5月末までに、12市のうち1市については、液状化対策事業計画を策定している。

表70 市街地液状化対策事業のうち液状化対策事業計画案作成事業の進捗状況
(平成24年度末現在)

事務手続の段階		進捗状況						計	
		区分	市数	事業数	区分	市数	事業数	市数	事業数
①	液状化対策検討委員会の設置	設置済み	12	13	未設置	1	1	12	14
	地質調査・地盤解析の実施	実施済み又は実施中	12	14	未実施	0	0		
②	液状化対策工法の選定	選定済み	3	3	未選定	11	11		
	対象となる候補地区の選定	選定済み	2	2	未選定	12	12		
	実証実験の実施	実施済み又は実施中	5	5	未実施	9	9		
③	住民負担額の算定・周知	済み	3	3	未済	11	11		
	液状化対策事業計画の策定	策定済み	0	0	未策定	12	14		

(注) 複数の事業を実施している市があるため、進捗状況の「市数」欄を合計しても、計の「市数」欄とは一致しない。

上記のように液状化対策事業計画案作成事業の多くが、地質調査や地盤解析の実施段階にあり、各市では液状化対策工法の選定のための調査や検討に時間を要しているなどとしている。このような状況となっているのは、既存の市街地に対する液状化対策が講じられたことはこれまでほとんどなく、また、これら市街地に対する液状化対策の技術が十分に確立していなかったことなどによると認められる。

また、12市において今後想定される課題について検査したところ、前記の市街地液状化対策推進事業の同意要件を満たすことを課題として挙げている市が多数見受けられた。そこで、同意要件を満たすための課題として、①住民負担額等のコスト、②技術的なリスク（再液状化の可能性があることなど）、③住民の事業に対するニーズ、④手続上の問題（土地所有者の不在等）の四つに区分し、市街地液状化対策事業を実施する12市の状況を分析した。

その結果、12市のうち上記の①から④までのいずれかの課題に直面している又は直面することを想定しているのは10市となっており、残りの2市は、地盤調

査や地盤解析の段階であるなどのため、現段階では具体的には特定できないと
していた。

上記の10市について、課題としている区分の内訳をみると、表71のとおり、
住民負担額等のコストについては全ての市、技術的なリスクについては9市がそ
れぞれ課題であるなどとしていた。

また、その主な内容をみると、住民負担額等のコストについては、住民の一
部には、既に地盤沈下等による住宅の傾きに係る修繕費に多額の負担をしてい
て、その上に液状化対策に係る費用が生ずるのは経済的に大きな負担となるこ
と、技術的なリスクについては、高額な費用を投じて液状化対策を講じたとし
ても、液状化がなくなるとは限らないことなどとなっている。

表71 市街地液状化対策推進事業の同意要件を満たすための課題

区分	市数	主な内容
①住民負担額等のコスト	10	・地盤沈下による住宅の傾き等の修繕費に多額の負担をしている住民もあり、その上に液状化対策に係る費用は、特に高齢化が進んでいる地区において、経済的に大きな負担となる。 ・液状化対策工法により住民負担額が異なる（地質によって実施可能な工法が限られる場合がある。）。) ・地下水位低下工法を採用する際に、不同意の宅地所有者等が保有する土地に対して、地下水位を現状維持するため締切矢板を打設することとすると、その費用負担方法が問題となる。
②技術的なリスク	9	・地震時における被害はある程度軽減すると考えられるが、高額な費用を投じて液状化対策を講じたとしても、液状化が全くなくなるとは限らない。 ・地下水位低下工法を採用する場合に、家屋の不同沈下が懸念される。 ・液状化対策を講ずることによる隣接未対策区域の家屋への影響が懸念される。
③住民の事業に対するニーズ	8	・仮復旧、本復旧と公共工事が続いているので、さらに液状化対策工事を行うことに抵抗感を持つ住民もいる。 ・震災から期間が経っているため、液状化について忘れたという気持ちをもつ住民もいる。 ・震災から2年以上が経過した中で、被害を受けた住宅においては個別対策を講ずる事例が日ごとに増えており、宅地所有者等においては、個々の事情に従って事業の必要性を判断することが想定される。
④手続上の問題	6	・不在地主等宅地所有者と連絡が取れない場合がある。 ・格子状地中壁工法の特徴から、民間宅地内で工事を行うため、事業区域内全ての宅地所有者の合意がないと現実的に工事ができないため、全員合意が必要となる。どのように事業区域を設定して合意形成を進めるかが課題となっている。
⑤その他	-	・格子状地中壁工法を施した後、土地の分合筆等により新たな建築物を建築する際において地盤改良体を取り壊すことがないよう、対策を講じた宅地に対して制限を課すことが必要となる。

そして、各市では、同意要件を満たすための課題に対応するため、住民負担額に対する補助金制度や地下水位が低下したことにより一定以上の傾斜が起こった場合の補償制度を設けたり、市街地液状化対策事業を活用することにより、スケールメリットが発生して費用の低廉化が図られることを十分説明したりなどしているが、補助金制度に要する財源の確保が困難であるという市も見受けられた。また、技術的なリスクについては、実証実験等により工法の有効性及び不同沈下量を確認して、工法の安全性を確認するなどしている。

市街地液状化対策推進事業の同意要件は、一義的には各市が取り組むべきものであるが、市街地の液状化対策は東日本大震災発生以降に本格的に始められたものであり、技術的な課題やコストの縮減等取り組むべき課題も多いことから、国は、今後より一層、被災地である各市との意見交換を図りながら、市街地の液状化対策が進捗するよう技術的支援を含め各種課題に係る支援に努めることが求められる。

(エ) まとめ

23、24両年度の復興交付金を受け、基金型を選択した4県及び26市町村における基幹事業の復興交付金基金事業執行率は40.8%となっており、県別にみると、11.5%から83.3%までと地域により大きな開差が見受けられた。また、4県及び26市町村における基幹事業の進捗状況をみたところ、大半の事業がほぼ順調に推移している一方、完了時期が遅延している事業も見受けられた。そして、市街地液状化対策事業を実施する12市の状況についてみると、液状化対策工法の選定のための調査や検討に時間を要するなどしているほか、住民負担額等のコストや技術的なリスクなどの課題があり、同意要件を満たすことを今後の課題としていた。

被災した地方公共団体においては、復興に向けたまちづくり・地域づくりを推進するに当たって、復興計画の策定や土地利用の再編に関する各種の計画、事業の対象区域の選定等、被災者等の意向を踏まえて実施する施策や事業が多いものと思料される。国においても、市町村と十分な意見交換を行いつつ、情報提供、助言その他必要な協力を行い、地方公共団体の迅速かつ着実な復興の支援に努めることが求められる。

オ 補助事業等の実施状況

8道県及び100市町村は、東日本大震災関係経費により、学校施設、社会福祉施設、公共土木等の災害復旧事業や除染、災害廃棄物処理等の補助事業等を実施しており、前記のとおり、8道県及び100市町村が実施する23、24両年度の補助事業等に係る国庫補助金等交付決定額は計2721億余円と多額に上っている。

そこで、8道県及び100市町村における補助事業等の執行状況について、国庫補助金等交付決定額から事業完了後に生じた過不足額等を控除した最終の交付決定額に対する国庫補助金等交付額の割合（以下「補助事業執行率」という。）はどのようなになっているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、8道県及び100市町村

から調書や事業実績報告書等を徴するなどして特定被災自治体ごとの補助事業執行率等を算定するとともに、繰越しを行っている事業についてその理由等を聴取するなどした。なお、補助事業等のうち、地方負担が生じていないものや広域連合、土地改良区等複数の市町村の範囲において実施する広域的な事業に係るものについては、可能な限り把握して、集計及び分析の対象とした。

(ア) 東日本大震災関係経費に係る補助事業等の執行状況

a 23年度補正予算により措置された補助事業等の実施状況

8道県及び100市町村において、23年度補正予算により措置された補助事業等に係る国庫補助金等交付決定額は、表72のとおり、計2202億余円となっており、これに対する23年度末までの国庫補助金等交付額は計955億余円（補助事業執行率43.8%）となっていて、計1221億余円が24年度に繰り越されていた。そして、これらについて、24年度末までの執行状況をみると、国庫補助金等交付額は計949億余円となっており、23、24両年度での補助事業執行率は92.4%と高くなっていて、25年度への繰越額も155億余円と大幅に減少している。

これを8道県及び100市町村の別にみると、23年度の補助事業執行率は道県及び市町村によって大きな開差が生じており、補助事業執行率が30%未満となっている1県及び17市町についてみると、9市町は液状化による被害を受けた千葉県内の市町となっている（エ(ウ)参照）。

そして、24年度末において、埼玉県及び77市町村が補助事業等を完了しており、他の7道県及び23市町村についても、全ての道県と14市町村の23、24両年度での補助事業執行率が90%以上となっていて、8道県及び100市町村では、復旧・復興に係る23年度の補助事業等は進捗していると認められた。

一方で、栃木県那須塩原市では、放射性物質の除染に係る事業を実施するに当たり必要とされる関係者からの同意を得るための調整に時間を要したこと、また、同県芳賀郡市貝町及び塩谷郡高根沢町では、公立学校施設の改修等の事業を実施するに当たり、騒音対策工法等の決定に時間を要したことなどにより、24年度末までの実施がいまだ困難な状況となっている。

また、前記の25年度へ繰り越された155億余円は、資材の入手難、地元調整の困難、他事業との調整等の理由により事故繰越しとなっている。

表72 8道県及び100市町村における平成23年度補正予算により措置された補助事業等の実施状況

(単位:百万円、%)

道県名	特定被災自治体名	平成23年度の執行状況					24年度の執行状況			
		交付決定額 (A)	交付額 (B)	24年度への繰越額 (C)	差引過不足額(不用額等) (D) =(A-B-C)	23年度の補助事業執行率 (E) =(B/(A-D))	(C)に対する交付額 (F)	25年度への繰越額(事故繰越等) (G)	差引過不足額(不用額等) (H) =(C-F-G)	24年度までの補助事業執行率 $\frac{(B+F)}{(A-D-H)}$
北海道	北海道	13,610	6,311	6,720	578	48.4	6,545	57	117	99.5
	*鹿部町	136	47	88	—	34.8	88	—	—	100.0
	*八雲町	830	99	730	—	12.0	671	—	59	100.0
	*広尾町	57	42	15	—	72.9	12	—	2	100.0
	*浜中町	472	332	140	—	70.3	140	—	—	100.0
青森県	青森県	19,069	8,207	10,743	118	43.3	9,205	839	697	95.3
	八戸市	6,626	2,133	4,485	7	32.2	4,297	140	48	97.8
	*三沢市	205	200	—	5	100.0	—	—	—	100.0
	*おいらせ町	439	219	217	3	50.2	215	—	1	100.0
	*階上町	200	193	2	4	98.7	1	—	1	100.0
茨城県	茨城県	45,461	19,639	25,306	514	43.6	19,237	4,122	1,946	90.4
	水戸市	4,532	2,621	1,903	7	57.9	1,455	305	143	93.0
	*日立市	1,967	1,670	244	52	87.2	188	—	56	100.0
	*土浦市	347	271	63	12	80.9	61	—	2	100.0
	*古河市	88	87	—	0	100.0	—	—	—	100.0
	*石岡市	458	321	134	2	70.6	129	—	4	100.0
	*結城市	345	89	254	1	26.1	240	—	14	100.0
	*龍ヶ崎市	425	137	284	4	32.5	23	—	260	100.0
	*下妻市	490	420	62	6	87.1	55	—	6	100.0
	*常総市	471	191	278	1	40.7	276	—	1	100.0
	常陸太田市	2,027	1,405	596	26	70.2	482	79	33	95.9
	*高萩市	1,637	577	1,057	1	35.3	891	—	166	100.0
	北茨城市	2,705	2,295	391	18	85.4	284	14	92	99.4
	*笠間市	1,432	800	627	5	56.0	612	—	14	100.0
	*取手市	2,080	248	1,832	0	11.9	662	—	1,169	100.0
	*牛久市	322	128	176	17	42.2	168	—	7	100.0
	*つくば市	737	285	439	12	39.3	102	—	336	100.0
	ひたちなか市	2,830	1,068	1,747	14	37.9	1,414	225	108	91.6
	鹿嶋市	3,573	1,528	2,031	12	42.9	1,869	159	2	95.5
	潮来市	5,420	1,597	3,698	123	30.1	1,905	1,743	50	66.7
	*常陸大宮市	983	436	539	7	44.7	519	—	19	100.0
	*那珂市	2,106	931	1,127	47	45.2	1,069	—	57	100.0
	*筑西市	626	617	8	1	98.7	8	—	0	100.0
	*坂東市	76	74	1	—	97.7	1	—	0	100.0
	稲敷市	3,343	1,858	1,477	7	55.7	1,056	359	61	89.0
	*かすみがうら市	183	144	36	2	79.8	35	—	1	100.0
	*桜川市	492	243	244	5	49.8	191	—	53	100.0
	神栖市	3,633	1,363	2,256	13	37.6	1,300	235	720	91.8
	*行方市	766	616	145	4	80.9	143	—	1	100.0
	鉾田市	1,179	662	515	1	56.2	472	22	20	98.0
	*つくばみらい市	206	107	71	26	59.9	64	—	7	100.0
	*小美玉市	369	251	113	5	68.9	107	—	5	100.0
	茨城町	1,255	692	561	1	55.2	481	37	42	96.9
	*大洗町	467	396	70	0	84.8	70	—	0	100.0
	*城里町	598	383	212	2	64.2	207	—	5	100.0
	東海村	875	537	337	0	61.4	264	68	4	92.1
	*大子町	109	64	44	0	59.5	43	—	0	100.0
	美浦村	140	48	91	0	34.6	6	83	1	39.8
	*阿見町	210	200	1	8	99.2	1	—	—	100.0
	*河内町	120	63	56	—	53.0	44	—	12	100.0
	*利根町	50	40	9	1	81.2	9	—	—	100.0

(単位:百万円、%)

道 県 名	特定被災 自治体名	平成23年度の執行状況					24年度の執行状況			
		交付決定額 (A)	交付額 (B)	24年度への 繰越額 (C)	差引過不足 額(不用額 等) (D) =(A-B-C)	23年度の補 助事業執行 率 (E) =(B/(A-D))	(C)に対す る交付額 (F)	25年度への 繰越額（事 故繰越等） (G)	差引過不足 額(不用額 等) (H) =(C-F-G)	24年度まで の補助事業 執行率 (B+F) (A-D-H)
栃 木 県	栃木県	5,103	2,806	2,247	50	55.5	2,132	13	101	99.7
	宇都宮市	1,001	623	371	6	62.7	296	62	12	93.6
	*足利市	122	17	103	1	14.7	89	—	13	100.0
	*佐野市	18	18	—	0	100.0	—	—	—	100.0
	*小山市	40	37	2	—	93.5	2	—	—	100.0
	*真岡市	814	410	398	5	50.7	376	—	21	100.0
	大田原市	1,792	241	1,547	2	13.5	606	860	80	49.6
	*矢板市	502	154	337	10	31.3	305	—	32	100.0
	那須塩原市	4,079	501	3,365	212	12.9	396	2,967	1	23.2
	*さくら市	114	88	25	0	77.3	25	—	0	100.0
	*那須烏山市	415	223	192	0	53.7	191	—	0	100.0
	*益子町	176	176	—	0	100.0	—	—	—	100.0
	*茂木町	92	92	—	0	100.0	—	—	—	100.0
	市貝町	1,265	233	1,028	3	18.5	311	716	0	43.1
	*芳賀町	163	160	—	2	100.0	—	—	—	100.0
	高根沢町	1,495	458	1,015	21	31.1	46	957	12	34.5
	*那須町	457	288	165	3	63.5	165	—	—	100.0
	*那珂川町	219	217	2	—	98.9	1	—	0	100.0
埼 玉 県	*埼玉県	356	303	44	8	87.0	42	—	2	100.0
	*久喜市	2	2	—	0	100.0	—	—	—	100.0
千 葉 県	千葉県	14,186	7,475	6,631	79	52.9	5,545	705	381	94.8
	*千葉市	4,301	2,298	1,664	339	57.9	1,444	—	219	100.0
	*銚子市	325	267	56	0	82.4	51	—	5	100.0
	*市川市	1,742	576	1,156	8	33.2	963	—	192	100.0
	*船橋市	502	378	120	3	75.9	111	—	8	100.0
	*松戸市	1,116	487	626	2	43.7	612	—	13	100.0
	*野田市	472	230	241	0	48.8	232	—	9	100.0
	*成田市	108	55	52	0	51.4	41	—	10	100.0
	*佐倉市	366	34	331	0	9.3	318	—	12	100.0
	*東金市	60	17	42	—	29.2	38	—	3	100.0
	*旭市	2,602	2,077	516	8	80.0	496	—	19	100.0
	*習志野市	322	254	67	1	79.0	62	—	4	100.0
	*柏市	5,100	248	4,847	4	4.8	2,271	—	2,575	100.0
	*八千代市	90	45	44	0	50.7	40	—	3	100.0
	我孫子市	1,293	331	934	27	26.1	461	140	332	84.9
	*浦安市	3,509	595	2,908	4	17.0	2,017	—	891	100.0
	*印西市	451	138	312	0	30.7	302	—	10	100.0
	*富里市	66	26	39	0	39.9	37	—	2	100.0
	*匝瑳市	68	21	46	0	31.8	42	—	4	100.0
	香取市	4,416	1,119	3,290	6	25.3	2,884	299	107	93.0
	*山武市	215	170	41	3	80.5	37	—	3	100.0
	*大網白里市	80	—	80	—	0.0	46	—	34	100.0
	*酒々井町	10	7	2	0	74.0	2	—	0	100.0
	*栄町	298	286	12	—	95.9	10	—	1	100.0
	*神崎町	474	393	75	5	83.9	71	—	4	100.0
	*多古町	7	0	7	—	5.7	7	—	—	100.0
	*東庄町	198	159	38	—	80.7	38	—	—	100.0
	九十九里町	88	41	47	0	46.4	33	13	0	84.6
	*横芝光町	23	19	4	0	81.8	3	—	0	100.0
	*白子町	56	—	56	—	0.0	37	—	19	100.0
新 潟 県	新潟県	9,245	2,959	6,258	27	32.1	6,168	58	31	99.3
	十日町市	1,611	542	1,065	3	33.7	1,030	29	5	98.1
	*上越市	659	107	552	0	16.2	542	—	9	100.0
	*津南町	701	437	263	0	62.3	263	—	0	100.0
長 野 県	長野県	7,163	1,807	5,315	41	25.3	5,163	140	11	98.0
	*野沢温泉村	121	50	71	—	41.2	55	—	15	100.0
	栄村	3,188	1,890	1,297	0	59.3	1,173	113	10	96.4
計(8道県100市町村)		220,285	95,525	122,167	2,592	43.8	94,994	15,573	11,599	92.4

(注) 特定被災自治体名に*印があるものは、平成24年度末において23年度の補助事業等が終了している。

b 24年度復興特会予算により措置された補助事業等の実施状況

8道県及び100市町村のうち、24年度復興特会予算により措置された補助事業等に係る国庫補助金等の交付を受けたものは8道県及び72市町村であり、国庫補助金等交付決定額は、表73のとおり、計518億余円となっている。そして、これに対して、24年度末までの国庫補助金等交付額は計247億余円（補助事業執行率49.5%）となっていて、計252億余円が25年度に繰り越されている。

8道県及び72市町村の別にみると、補助事業執行率は0.0%から100%までと道県及び市町村によって大きな開差が生じているが、45市町村は24年度内に補助事業等を完了している。

一方で、茨城県桜川市や同県東茨城郡城里町等の茨城県内の4市町では、国宝重要文化財保存整備事業や災害等廃棄物処理事業等の実施に当たり、関係機関等との調整に時間を要しているものも見受けられた。

また、前記の25年度へ繰り越された252億余円についてみると、県が実施する事業に係るものが計137億余円と多額になっており、特に茨城県が67億余円と多額になっている。このほか、千葉県内においては、千葉市で学校施設の耐震補強等工事の実施に当たり地元との調整を行う中で設計の見直しに時間を要したことにより、また、浦安市で、河川等災害復旧事業の液状化対策工事の実施に当たり本事業と合わせて復興交付金事業を実施することに伴う工法等の変更に より、いずれも20億円以上の繰越しを行っている。

表73 8道県及び72市町村における平成24年度復興特会予算により措置された補助事業等の実施状況

(単位:百万円、%)

道県名	特定被災自治体名	交付決定額 (A)	交付額 (B)	平成25年度への繰越額 (C)	差引過不足額(不 用額等) (D) = (A-B-C)	24年度の補助事業執行 率 (B/(A-D))
北海道	北海道	5,123	3,728	1,334	60	73.6
	*鹿部町	47	47	—	—	100.0
	*浜中町	80	80	—	—	100.0
青森県	青森県	3,465	1,898	1,555	12	54.9
	八戸市	1,184	615	545	23	52.9
	*三沢市	54	49	—	5	100.0
	*階上町	26	25	—	1	100.0
茨城県	茨城県	12,781	6,008	6,708	64	47.2
	*水戸市	37	37	—	—	100.0
	日立市	5	1	3	—	35.8
	*土浦市	10	10	—	—	100.0
	*石岡市	10	10	—	—	100.0
	*結城市	0	0	—	—	100.0
	*下妻市	1	1	—	—	100.0
	*常陸太田市	78	78	—	0	100.0
	高萩市	26	13	13	—	51.5
	北茨城市	84	78	5	—	93.0
	*笠間市	10	8	—	2	100.0
	*取手市	473	473	—	—	100.0
	*牛久市	1	1	—	—	100.0
	ひたちなか市	225	130	93	1	58.3
	鹿嶋市	325	79	246	—	24.3
	*潮来市	2	2	—	—	100.0
	*那珂市	7	7	—	—	100.0
	*筑西市	2	2	—	—	100.0
	稲敷市	822	312	510	—	37.9
	桜川市	252	4	247	—	1.6
	神栖市	485	13	471	0	2.8
	*行方市	5	5	—	0	100.0
	鉾田市	266	27	239	—	10.1
	*茨城町	0	0	—	—	100.0
	*大洗町	33	33	—	—	100.0
	城里町	16	—	16	—	0.0
	*東海村	16	12	—	4	100.0
	*大子町	12	11	—	0	100.0
	*阿見町	35	31	—	4	100.0
栃木県	栃木県	1,010	684	240	84	74.0
	宇都宮市	636	147	487	1	23.1
	*小山市	5	5	—	0	100.0
	*大田原市	4	4	—	—	100.0
	*矢板市	20	18	—	1	100.0
	*那須塩原市	8	8	—	—	100.0
	*那須烏山市	0	0	—	—	100.0
	*市貝町	21	20	—	0	100.0
	*高根沢町	70	70	—	—	100.0
	那須町	1,307	355	273	678	56.4
埼玉県	埼玉県	78	61	16	—	78.4
	*久喜市	0	0	—	—	100.0
千葉県	千葉県	3,539	1,663	1,726	149	49.0
	千葉市	2,840	478	2,346	14	16.9
	*銚子市	0	0	—	—	100.0

(単位:百万円、%)

道 県 名	特定被災 自治体名	交付決定額 (A)	交付額 (B)	平成25年度への 繰越額 (C)	差引過不足額(不 用額等) (D) =(A-B-C)	24年度の補助事業執行 率 (B/(A-D))
千 葉 県	市川市	1,053	61	991	—	5.8
	*船橋市	507	507	—	—	100.0
	松戸市	2,889	1,124	1,045	719	51.8
	野田市	597	594	3	—	99.4
	*成田市	348	348	—	—	100.0
	佐倉市	192	20	171	0	10.4
	旭市	534	449	85	0	84.0
	柏市	306	222	83	—	72.7
	*八千代市	3	3	—	—	100.0
	*我孫子市	59	47	—	12	100.0
	浦安市	2,593	508	2,079	5	19.6
	*印西市	84	77	—	6	100.0
	*匝瑳市	0	0	—	—	100.0
	香取市	946	355	589	1	37.6
	*山武市	1	1	—	—	100.0
	*大網白里市	1	1	—	—	100.0
	*酒々井町	3	3	—	—	100.0
	*栄町	1	1	—	—	100.0
	*神崎町	50	50	—	—	100.0
	*東庄町	4	4	—	—	100.0
	*九十九里町	0	0	—	0	100.0
	白子町	303	21	281	0	7.1
新 潟 県	新潟県	2,969	1,556	1,399	14	52.6
	十日町市	361	181	179	0	50.2
	上越市	470	117	341	11	25.5
	津南町	176	55	120	—	31.5
長 野 県	長野県	1,721	987	734	0	57.3
	*野沢温泉村	42	42	—	—	100.0
	栄村	51	17	34	0	33.3
計(8道県72市町村)		51,838	24,729	25,224	1,885	49.5

(注) 特定被災自治体名に*印があるものは、平成24年度末において24年度の補助事業等が終了している。

(イ) 補助事業等別の実施状況

8道県及び100市町村が実施した23年度の補助事業等について、所管別、補助事業別にみると、表74のとおり、8府省、107事業となっており、補助事業執行率は、23年度で43.8%、23、24両年度で92.4%となっている。

補助事業別の実施状況についてみると、「公立学校施設災害復旧事業」、「農地・農業用施設災害復旧事業費補助」、「河川等災害復旧事業費補助」及び「災害等廃棄物処理事業費補助」の4事業を実施している市町村が、いずれも70市町村以上となっている。そして、これら4事業の国庫補助金等交付決定額は計716億余円となっていて、全体の国庫補助金等交付決定額計2202億余円の32.5%を占めている。また、4事業のうち災害等廃棄物処理事業費補助は、86市町村が実施しているが、24年度への繰越しを行っていたのは8市町村であり、24年度末には全て執行

されるなど、速やかな進捗が見られた一方で、河川等災害復旧事業費補助は、実施した80市町村のうち43市町村で24年度への繰越しを行っているなど、災害等廃棄物処理事業以外の3事業に係る24年度への繰越額は計302億余円と多額になっていた。さらに、このうち計49億余円については、25年度に事故繰越しを行っている。

25年度への繰越しの状況についてみると、「情報通信技術利活用事業費補助」、「東日本大震災農業生産対策交付金」、「港湾施設災害復旧事業費補助」及び「港湾施設災害関連事業費補助」の4事業で交付決定額に対する繰越額の割合が20%以上となっている。津波により甚大な被害を受けた地域における港湾、漁業関連施設等に係る災害復旧は、関係機関等との調整や造船会社の供給能力の影響等により25年度に事故繰越しを行っているなど、事業の実施に当たり困難な事態に直面しているものがある。

表74 8道県100市町村における平成23年度補助事業等の所管別・事業別実施状況

(単位:百万円、%)

所管	事業名	事業実施 特定被災 自治体数	平成24年 度に繰り 越した特 定被災自 治体数	25年度に 繰り越した特 定被災自 治体数	交付決定額 (A)	平成23年度の執行状況				24年度の執行状況			
						交付額 (B)	24年度への繰 越額 (C)	差引過不足額 (不用額等) (D) =(A-B-C)	23年度の補 助事業執行 率 (E) =B/(A-D)	(C)に対する 交付額 (F)	25年度への繰 越額(事故繰 越等) (G)	差引過不足額 (不用額等) (H) =(C-F-G)	24年度まで の補助事業 執行率 (B+F) (A-D-H)
内閣府	都道府県警察施設災害復旧費補助等3事業(*)				1,071	742	282	46	72.4	254	—	27	100.0
総務省	消防防災施設災害復旧費補助	59	15	1	1,887	445	1,406	35	24.0	1,034	305	66	82.9
	市町村行政機能応急復旧補助金(*)	20	3	0	1,624	986	638	—	60.6	633	—	5	100.0
	消防防災通信基盤整備費補助(*)	40	36	0	1,286	3	1,283	0	0.2	1,144	—	139	100.0
	情報通信技術利活用事業費補助	9	9	1	286	—	286	—	0.0	178	83	24	68.1
	消防防災設備災害復旧費補助等5事業(*)				528	254	266	7	48.8	240	—	26	100.0
文部科学省	公立学校施設災害復旧事業	78	32	5	12,513	4,550	7,808	154	36.8	5,029	1,899	879	83.4
	学校施設環境改善交付金(*)	14	14	0	6,143	765	5,378	—	12.4	5,029	—	348	100.0
	公立社会教育施設災害復旧費補助金	68	30	1	4,805	2,825	1,950	29	59.1	1,830	29	89	99.3
	国宝重要文化財等保存整備費補助	10	9	2	466	6	459	0	1.3	357	65	35	84.6
	私立学校施設整備費補助金等8事業(*)				311	132	167	11	44.0	160	—	6	100.0
厚生労働省	水道施設等災害復旧費補助	43	19	3	7,336	3,226	4,036	73	44.4	2,792	757	486	88.8
	社会福祉施設等災害復旧費補助(*)	68	16	0	3,396	2,632	619	144	80.9	570	—	48	100.0
	災害救助費負担金(*)	18	0	0	2,351	2,316	—	35	100.0	—	—	—	100.0
	医療施設等災害復旧費補助等16事業(*)				2,067	1,875	113	78	94.2	100	—	13	100.0
	農地・農業用施設災害復旧事業費補助	74	33	9	10,153	5,026	4,972	153	50.2	4,240	505	226	94.8
農林水産省	漁港施設災害復旧事業費補助	8	6	1	7,344	2,950	4,392	1	40.1	2,617	1,026	749	84.4
	共同利用漁船等復旧支援対策事業	3	3	3	5,375	904	4,469	1	16.8	4,204	251	13	95.3
	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助	20	7	2	4,731	1,908	2,690	133	41.4	2,441	152	96	96.6
	水産基盤整備事業補助	5	5	1	4,081	593	3,467	20	14.6	2,884	67	515	98.1
	東日本大震災農業生産対策交付金	41	12	1	4,069	573	3,434	61	14.2	2,544	860	30	78.3
	林地荒廃防止施設等災害復旧事業(*)	4	3	0	3,219	1,629	1,589	—	50.6	1,540	—	49	100.0
	養殖施設災害復旧事業費補助(*)	3	1	0	3,154	2,342	296	515	88.7	296	—	—	100.0
	治山事業費補助	7	7	1	1,775	538	1,236	—	30.3	1,210	13	12	99.2
	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業補助(*)	3	3	0	1,756	36	1,720	—	2.0	1,720	—	0	100.0
	災害関連緊急治山事業費補助(*)	3	3	0	1,691	791	797	102	49.8	797	—	—	100.0
	森林環境保全整備事業費補助(*)	6	6	0	1,505	90	1,414	—	5.9	1,412	—	2	100.0
	災害関連農村生活環境施設復旧事業(*)	12	8	0	1,288	928	357	2	72.2	299	—	57	100.0
	優良農地確保・有効利用対策事業費補助(*)	1	1	0	1,159	68	1,091	—	5.8	1,091	—	—	100.0
	林道施設災害復旧事業費補助	20	18	3	975	352	622	—	36.1	599	21	2	97.7
	農業用施設等災害関連事業費補助等17事業(*)				1,810	1,063	616	130	63.3	579	—	36	100.0
経済産業省	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助	4	3	2	12,063	7,171	4,890	1	59.4	3,235	1,123	531	90.2
	工業用水道施設災害復旧事業費補助等2事業(*)				2,307	112	2,191	4	4.8	1,923	—	267	100.0
国土交通省	河川等災害復旧事業費補助	80	43	15	37,591	19,770	17,505	316	53.0	14,113	2,527	864	93.0
	港湾施設災害復旧事業費補助	5	3	2	10,678	3,254	7,362	62	30.6	5,077	2,284	—	78.4
	都市災害復旧事業費補助(下水道)	48	22	3	10,008	5,086	4,893	28	50.9	4,412	231	249	97.6
	社会資本整備総合交付金	12	11	2	5,971	1,165	4,805	0	19.5	4,641	62	102	98.9
	都市災害復旧事業費補助	48	23	2	5,527	2,706	2,796	25	49.1	2,065	284	446	94.3
	災害関連緊急砂防等事業費補助(*)	2	2	0	1,933	1,153	780	—	59.6	780	—	0	100.0
	住宅施設災害復旧事業費補助(*)	22	5	0	1,208	966	235	5	80.4	206	—	28	100.0
	港湾施設災害関連事業費補助	2	2	1	215	11	204	—	5.2	147	51	5	75.4
	砂防事業費補助等12事業(*)				2,742	1,057	1,666	18	38.8	1,571	—	95	100.0
環境省	災害等廃棄物処理事業費補助(*)	86	8	0	11,388	9,208	2,153	26	81.0	2,141	—	12	100.0
	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助(*)	52	2	0	1,732	840	891	—	48.5	891	—	—	100.0
	循環型社会形成推進交付金等4事業(*)				727	530	197	0	72.8	196	—	0	100.0
復興府省	放射線量低減対策特別緊急事業費補助	32	21	1	15,177	1,730	13,084	362	11.6	5,118	2,967	4,997	69.7
	東日本大震災復旧復興推進事業費補助等2事業(*)				839	198	640	0	23.6	635	—	5	100.0
計(8府省107事業)		108	101	30	220,285	95,525	122,167	2,592	43.8	94,994	15,573	11,599	92.4

注(1) 放射線量低減対策特別緊急事業費補助は、内閣府及び環境省の各所管の事業として、東日本大震災復旧復興推進事業費補助は、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の各所管の事業として実施されている。

注(2) 事業名に*印があるものは、平成24年度末において完了している。

注(3) 特定被災自治体は、複数の事業を実施している場合があるため、計欄の特定被災自治体数は事業別の集計と一致しない。

注(4) 事業名欄で複数の事業をまとめて記載しているものについては、特定被災自治体数を集計していない。

また、24年度の補助事業等について、所管別、補助事業別にみると、表75のとおり、8府省、65事業となっており、補助事業執行率は49.5%となっている。

前記のとおり、8道県及び100市町村においては、復旧・復興事業が進捗していることから、24年度の補助事業等として、上記の65事業を実施した市町村数、国庫補助金等交付額は、いずれも減少しており、「社会資本整備総合交付金」で17市町村、「消防防災施設災害復旧費補助」及び「災害等廃棄物処理事業費補助」で16市町村等となっている。

25年度への繰越しの状況についてみると、37事業が年度内に完了しているものの、「学校施設環境改善交付金」、「社会資本整備総合交付金」の2事業は、それぞれ50億円以上の繰越額が生じている状況となっている。

表75 平成24年度補助事業等の所管別・事業別実施状況

(単位:百万円、%)

所管	事業名	事業実施特定被災自治体数	平成25年度に繰り越した特定被災自治体数	交付決定額 (A)	交付額 (B)	25年度への繰越額 (C)	差引過不足額 (不用額等) (D) =(A-B-C)	24年度の補助事業執行率 (E) =B/(A-D)
内閣府	都道府県警察施設整備費補助等2事業(*)			227	221	—	6	100.0
総務省	消防防災施設災害復旧費補助	16	3	149	71	69	8	50.5
	情報通信技術利活用事業費補助等2事業(*)			161	134	—	27	100.0
文部科学省	学校施設環境改善交付金	11	11	5,194	90	5,101	2	1.7
	公立学校施設災害復旧事業	7	1	745	443	300	1	59.6
	国宝重要文化財等保存整備費補助	4	3	488	44	443	0	9.1
	公立学校施設整備費負担金	2	1	107	21	81	3	21.1
	義務教育費国庫負担金等5事業(*)			60	46	—	13	100.0
厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助	1	1	101	47	53	0	46.9
	水道水源開発等施設整備費補助	1	1	63	—	63	—	0.0
	災害救助費負担金等8事業(*)			115	113	—	2	100.0
農林水産省	水産基盤整備事業補助	5	5	5,079	2,836	2,232	10	55.9
	漁港施設災害復旧事業費補助	5	1	1,046	328	697	21	32.0
	治山事業費補助	7	6	907	352	551	3	39.0
	農地・農業用施設災害復旧事業費補助	10	2	597	331	265	0	55.5
	地域再生基盤強化交付金等6事業			245	106	139	0	43.2
	漁場復旧対策支援事業費補助等14事業(*)			739	559	—	179	100.0
経済産業省	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助	4	3	9,457	5,066	4,294	96	54.1
	原子力施設等防災対策等交付金	1	1	112	20	91	—	17.9
国土交通省	社会資本整備総合交付金	17	13	12,991	6,633	6,354	3	51.0
	河川等災害復旧事業費補助	10	9	2,595	313	2,280	0	12.0
	都市災害復旧事業費補助(下水道)	1	1	2,027	488	1,539	—	24.1
	地籍調査費負担金等4事業			559	287	271	0	51.4
	地域連携推進事業費等3事業(*)			1,199	1,188	—	11	100.0
環境省	放射線量低減対策特別緊急事業費補助	10	3	3,335	1,531	374	1,428	80.3
	循環型社会形成推進交付金(*)	12	0	2,281	2,251	—	29	100.0
	災害等廃棄物処理事業費補助	16	1	939	911	16	11	98.2
	指定廃棄物保管業務委託金等2事業(*)			308	284	—	23	100.0
計(8府省65事業)		80	35	51,838	24,729	25,224	1,885	49.5

注(1) 事業名に*印があるものは、平成24年度末において完了している。

注(2) 特定被災自治体は、複数の事業を実施している場合があるため、計欄の特定被災自治体数は事業別の集計と一致しない。

注(3) 事業名欄で複数の事業をまとめて記載しているものについては、特定被災自治体数を集計していない。

(ウ) まとめ

復旧・復興事業に係る補助事業等は、多額の国の予算が投じられて特定被災自治体において実施されている。そして、その実施状況について検査したところ、少なくとも東北3県を除く8道県及び100市町村では、23、24両年度の補助事業が進捗していると認められた。しかし、8道県及び100市町村の一部においては、被災の状況に応じて関係機関等との調整や液状化対策等に係る工法の検討等に時間を要していて、復旧のための事業の実施に当たり困難な事態に直面している特定被災自治体も見受けられた。

国は、今後ともこれらの特定被災自治体が実施する復旧・復興事業が円滑かつ迅速に実施されるよう引き続き支援することが必要である。

(5) 原子力災害からの復興再生

東日本大震災は、被害が甚大で被災地域が広範にわたるなど極めて大規模なものであるとともに、地震、津波及び原子力発電所の事故による複合的な災害である。

国は、復興基本方針において、原子力災害からの復興については、国全体としての強い危機意識を共有し、当面の取組を定めるとともに、長期的視点から、国が継続して、責任を持って再生及び復興に取り組むこととし、①応急対策及び復旧対策、②復興対策、③政府系研究機関の関連部門等の福島県への設置等の推進等、各種施策を実施することとしている。そして、福島第一原発が所在する福島県について、24年7月13日に、福島基本方針が閣議決定され、原子力災害からの福島の復興及び再生を国政の最重要課題と位置付けて、各種の取組を総合的、計画的、かつ、責任を持って継続的に講ずることとされた。

ア 原子力災害関係の事業の実施状況

原子力災害は、福島県を含む原子力災害を被った全ての地域において、住民に放射線による健康上の不安を生じさせたり、農産物等の販売不振や観光客の著しい減少等の風評被害を生じさせたりしている。このため、国及び被災した地方公共団体では、放射性物質によって汚染された廃棄物の処理及び除染、健康管理・調査、研究開発拠点整備、環境放射線モニタリング、食の安全確保等の多様な施策を講じていることから、これらの原子力災害関係の事業の実施状況に着眼して検査を行った。

(ア) 原子力災害関係の事業に係る経費項目別の予算の状況

23年度補正予算及び24年度復興特会予算において措置された原子力災害関係の計173事業に係る経費項目別の予算現額は、表76-1のとおり、23年度9808億余円、24年度5319億余円、計1兆5128億余円となっている。24年度の予算現額が23年度と比較して減少しているのは、応急対策及び復旧対策に係る事業が減少したことや、23年度に造成された多額の基金を活用して事業が行われていることなどによるものである。

表76-1 原子力災害関係の事業に係る経費項目別の事業数及び予算現額

(単位：百万円)

年度		経費項目	所管	事業数	予算現額	
平成23年度 (一般会計)	(1次補正)	その他の東日本大震災関係経費	文部科学省、農林水産省、	18	4,937	
		原子力災害対策費	経済産業省			
	(2次補正)	原子力損害賠償法等関係経費	9府省等	28	275,404	
		原子力損害賠償法関係経費	9府省等	25	247,383	
		原子力損害賠償補償金	文部科学省	1	120,000	
		健康管理・調査事業費(福島県民健康管理基金)	経済産業省	1	78,182	
		特別緊急除染事業費(福島県民健康管理基金)	内閣府	1	17,981	
		環境放射線モニタリング強化事業費	文部科学省、厚生労働省、 農林水産省、国土交通省、環境省	10	19,200	
		対外発信強化事業費	内閣、外務省、農林水産省、 経済産業省	5	5,281	
		校庭等の放射線低減事業費	文部科学省、厚生労働省	3	4,960	
		原子力損害賠償和解仲介業務経費	文部科学省	1	1,030	
		その他	内閣、内閣府、文部科学省	3	745	
		原子力損害賠償支援機構法関係経費	2省等	3	28,020	
		交付国債の償還財源に係る利子負担	経済産業省	1	20,000	
		原子力損害賠償支援機構に対する出資	経済産業省	1	7,000	
		東京電力に関する経営・財務調査委員会経費	内閣	1	1,020	
		東日本大震災復旧・復興予備費(原子力災害関係)	内閣府、文部科学省、 農林水産省	7	344,766	
		(3次補正)	原子力災害復興関係経費	国会、総務省、法務省、外務省、 財務省、文部科学省、厚生労働省、 農林水産省、経済産業省、 国土交通省、環境省	54	355,780
		23年度計				107
	24年度 (復興特会)	原子力災害復興関係経費	国会、内閣府、復興庁、外務省、 財務省、文部科学省、厚生労働省、 農林水産省、経済産業省、環境省	64	512,564	
東日本大震災復旧・復興予備費(原子力災害関係)		経済産業省、環境省	2	19,370		
24年度計		66	531,934			
合計				173	1,512,823	

(注) 平成24年度の東日本大震災復旧・復興予備費(原子力災害関係)の予算現額は、同年度の原子力災害復興関係経費で実施されている事業への増額分を除いた額である。

23、24両年度における原子力災害関係の事業に係る経費項目の主な内容及び予算現額についてみると、以下のとおりとなっている。

- ① 「原子力損害賠償補償金」は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)等による政府補償契約に基づく原子力事業者に対する補償金を支払うために必要な経費であり、23年度に1200億円が計上されている。

なお、政府補償契約に基づく補償金支払については、23年10月に東京電力株式会社から1200億円の請求があり、同年11月に全額が支払われている。

- ② 「健康管理・調査事業費」は、原子力災害から福島県内の子どもや住民の健康を守るために、同県が設置した福島県民健康管理基金に交付金を交付することにより、全県民を対象とした放射線量の推定調査等を行うために必要な経費を負担するものであり、23年度に781億余円が計上されている。

- ③ 「環境放射線モニタリング強化事業費」は、福島県内の学校等に設置するリアルタイム放射線監視システムの構築、大気中の放射線量を計測する全国のモニタリングポストの増設、福島第一原発周辺を含む広域環境放射線モニタリング及び農産物、水産物、河川、地下水、飲料水等の各省協働によるモニタリング強化等を行うために必要な経費であり、23年度に192億余円が計上されている。
- ④ 「交付国債の償還財源に係る利子負担」は、原子力損害賠償支援機構法（平成23年法律第94号）に基づき、原子力事業者が原子力損害賠償を行うための交付国債の償還金の財源に充てるための借入金の利子等の支払に必要な経費であり、23年度に200億円が計上されている。
- ⑤ 「東日本大震災復旧・復興予備費」は、東日本大震災に係る復旧及び復興に関連する経費の予見し難い予算の不足に充てるための予備費であり、原子力災害関係として23年度に3447億余円が計上されている。なお、24年度復興特会予算においても同経費項目のうち原子力災害関係として193億余円（24年度当初予算で措置されている事業への増額分は除く。）が計上されている。

このうち主な事業は、23年度2次補正で措置された内閣府所管の「東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費」（予算現額2179億余円）である。

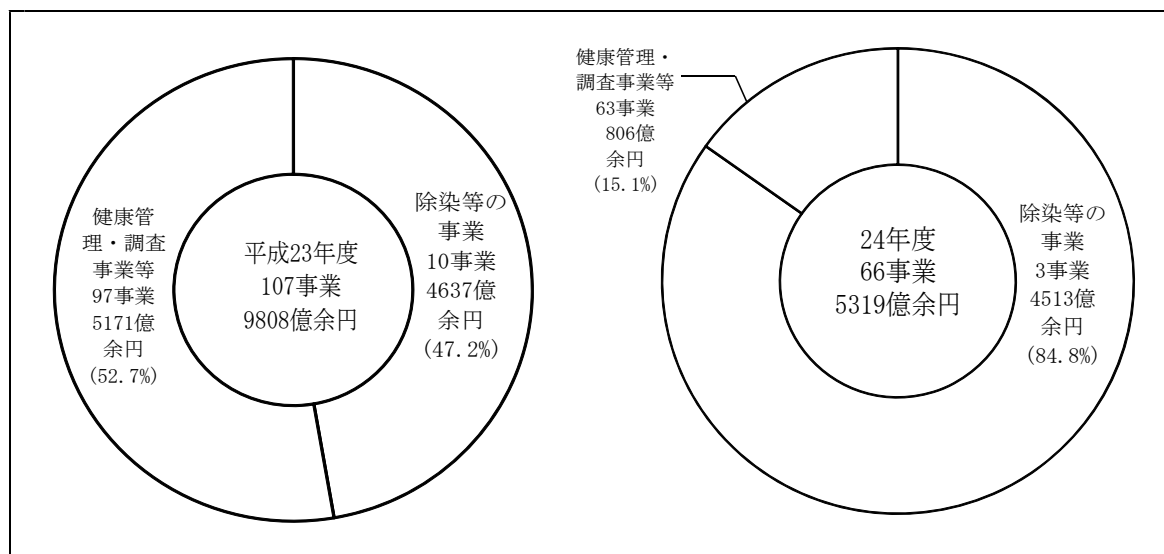
- ⑥ 「原子力災害復興関係経費」は、放射性物質汚染対処特措法等に基づき、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による汚染を除去するために行う放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）により汚染された土壌等の除染の実施等に必要な経費であり、23年度に3557億余円が計上されている。なお、24年度復興特会予算においても同経費項目5125億余円が計上されている。

このうち主な事業は、環境省所管の「放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施」（23年度予算現額1996億余円、24年度同3720億余円）である。

そして、原子力災害関係の事業に係る予算を事業の内容別にみると、図25のとおり、⑤及び⑥の経費項目のうち緊急実施基本方針及び放射性物質汚染対処特措法に基づき実施される事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の事業（以下、これらを合わせて「除染等の事業」という。）が、23年度補正予算で10事業、予算現額4637億余円、24年度復興特会予算で3事業、予算現額4513億余円となっており、23、24両年度の原子力災害関係の事業に係る予算に占め

る割合は、それぞれ47.2%、84.8%となり、特に24年度はその大部分を占めている。これは、除染等の事業を除く「健康管理・調査事業」、「研究開発拠点整備」等の事業（以下「健康管理・調査事業等」という。）が、前記のとおり、23年度に多額の基金を造成したこと、24年度は、当該基金を取り崩して事業を実施したことなどによるものである。

図25 平成23、24両年度の原子力災害関係の事業に係る予算の事業の内容別内訳



なお、上記以外にも、震災復興特別交付税等を財源として、風評被害対策等の事業が実施されている。

(イ) 原子力災害関係の事業に係る経費項目別の執行状況

原子力災害関係の事業に係る経費項目別の執行状況は、表76-2のとおりであり、23年度補正予算の24年度末時点における累計執行率は79.8%、24年度復興特会予算の24年度末時点における執行率は38.7%、23年度補正予算の事故繰越率は0.7%、24年度復興特会予算の繰越率は59.0%となっている。24年度復興特会予算の繰越率が59.0%と高くなっているのは、24年度復興特会予算の84.8%を占めている除染等の事業（予算現額451.3億余円）において、除去土壌等の仮置場の確保や廃棄物処理施設での処理が遅延したことなどにより、図26のとおり、多額の事業費（275.7億余円）が翌年度に繰り越されたことなどによる。

表76-2 平成24年度末時点における原子力災害関係の事業に係る経費項目別の執行状況
(平成23年度補正予算)

(単位：百万円、%)

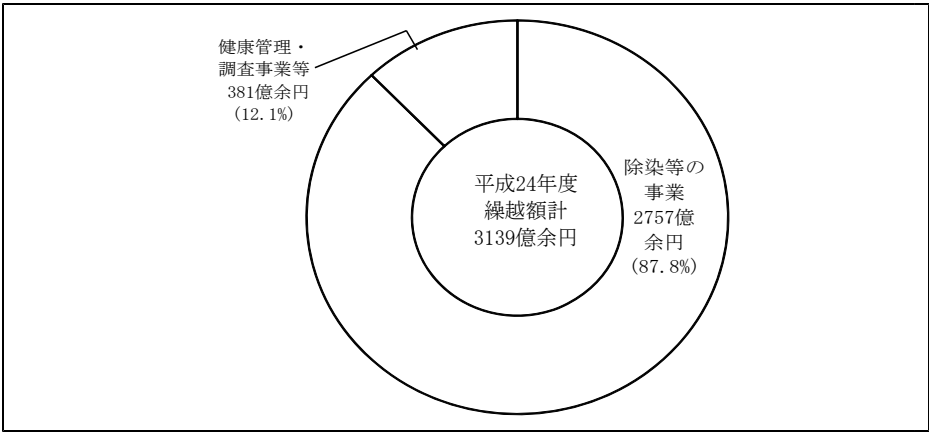
	経費項目	事業数	予算現額 (a)	累計支出済額 (b)	累計執行率 (b/a)	事故繰越額 (c)	事故繰越率 (c/a)	累計不用額 (d)	累計不用率 (d/a)
(1次補正)	その他の東日本大震災関係経費	18	4,937	3,939	79.8	—	—	997	20.1
	原子力災害対策費								
(2次補正)	原子力損害賠償法等関係経費	28	275,404	259,520	94.2	—	—	15,883	5.7
	原子力損害賠償法関係経費	25	247,383	240,890	97.3	—	—	6,492	2.6
	原子力損害賠償補償金	1	120,000	120,000	100.0	—	—	—	—
	健康管理・調査事業費 (福島県民健康管理基金)	1	78,182	78,182	100.0	—	—	—	—
	特別緊急除染事業費 (福島県民健康管理基金)	1	17,981	17,981	100.0	—	—	—	—
	環境放射線モニタリング強化事業費	10	19,200	16,649	86.7	—	—	2,551	13.2
	対外発信強化事業費	5	5,281	4,268	80.8	—	—	1,012	19.1
	校庭等の放射線低減事業費	3	4,960	3,001	60.5	—	—	1,959	39.4
	原子力損害賠償和解仲介業務経費	1	1,030	389	37.8	—	—	640	62.1
	その他	3	745	417	55.9	—	—	328	44.0
	原子力損害賠償支援機構法関係経費	3	28,020	18,629	66.4	—	—	9,390	33.5
	交付国債の償還財源に係る利子負担	1	20,000	11,047	55.2	—	—	8,952	44.7
	原子力損害賠償支援機構に対する出資	1	7,000	7,000	100.0	—	—	—	—
	東京電力に関する経営・財務調査委員会経費	1	1,020	582	57.0	—	—	438	42.9
	東日本大震災復旧・復興予備費(原子力災害関係)	7	344,766	341,838	99.1	—	—	2,928	0.8
	(うち福島県民健康管理基金)	(1)	(199,999)	(199,999)		(-)		(-)	
	(うち福島県原子力被害応急対策基金)	(1)	(40,385)	(40,385)		(-)		(-)	
(3次補正)	原子力災害復興関係経費	54	355,780	177,908	50.0	7,182	2.0	170,689	47.9
	(うち福島県民健康管理基金)	(1)	(70,644)	(70,644)		(-)		(-)	
	(うち福島県原子力災害等復興基金)	(6)	(61,869)	(61,869)		(-)		(-)	
	計	107	980,888	783,207	79.8	7,182	0.7	190,498	19.4

(平成24年度復興特会予算)

(単位：百万円、%)

経費項目	事業数	予算現額 (a)	支出済額 (b)	執行率 (b/a)	繰越額 (c)	繰越率 (c/a)	不用額 (d)	不用率 (d/a)
原子力災害復興関係経費	64	512,564	186,506	36.3	313,934	61.2	12,123	2.3
(うち福島県民健康管理基金)	(1)	(93,819)	(93,819)		(-)		(-)	
(うち消費者行政活性化基金)	(1)	(364)	(364)		(-)		(-)	
東日本大震災復旧・復興予備費(原子力災害関係)	2	19,370	19,370	100.0	—	—	—	—
(うち福島県民健康管理基金)	(1)	(5,980)	(5,980)		(-)		(-)	
(うち福島県原子力災害等復興基金)	(1)	(13,390)	(13,390)		(-)		(-)	
計	66	531,934	205,876	38.7	313,934	59.0	12,123	2.2

図26 原子力災害関係の事業に係る繰越額の事業内容別内訳



(ウ) 実施方法別の執行状況

前記原子力災害関係の173事業の実施方法についてみると、国が直接事業を実施する方法、国以外の者が国からの補助金等を受けて事業を実施する方法等により事業を実施している。

そこで、上記事業の実施方法について、①「直轄」（各省庁が直接事業を実施する方法。委託等を含む。）、②「補助等」（国以外の者が行う事業等に助成等を行う補助事業等による方法のうち、基金造成、運営費交付金及び拠出金による方法を除いたもの）、③「基金」（国が基金団体に対して、基金の設置造成等を行って事業を実施するのに必要な費用を補助等する方法）、④「その他」（①から③までの方法以外のもの）の四つに区分して、それぞれの実施方法別にどのような執行状況となっているかを整理した。

区分に当たっては、直轄、補助等、基金のいずれかを含めて複数の実施方法で行っている事業については、原則として「補助等」として集計し、それぞれの実施方法別に該当する予算現額等の金額を区分できる場合には、それぞれの実施方法別に金額を区分して件数を重複して集計しているため、総事業数は計178事業となっている。なお、上記のとおり、「補助等」には、基金造成の費用が含まれている事業があることから、その場合には、補助金額のうち基金に係る額を「基金」の予算現額として集計している。

24年度末時点における原子力災害関係の事業に係る実施方法別の執行状況は、表77のとおり、23年度補正予算では、予算現額9808億余円に対し、24年度末までの累計の支出済額7832億余円、累計執行率は79.8%となっている。

また、24年度復興特会予算では、予算現額5319億余円に対し、支出済額2058億余円、執行率は38.7%となっている。このうち、直轄及び補助等で実施している事業の繰越率はそれぞれ75.7%及び86.3%となっているが、24年度計の繰越率は59.0%となっている。これは、24年度の予算現額5319億余円のうち、基金1135億余円については、国が基金の設置造成等に必要な資金を基金団体に交付した時点で執行率が100%となることなどのためである。また、直轄及び補助等の繰越しの内訳についてみると、直轄の繰越額計2910億余円のうち2654億余円（91.2%）、補助等の繰越額計228億余円のうち102億余円（44.9%）が、いずれも除染等の事業に係る繰越額となっている。

表77 平成24年度末時点における原子力災害関係の事業に係る実施方法別の執行状況

(平成23年度補正予算)

(単位：百万円、%)

実施方法	事業数	予算現額 (a)	累計支出済額 (b)	事故繰越額 (c)	累計不用額 (d)	累計執行率 (b/a)	事故繰越率 (c/a)	累計不用率 (d/a)
直轄	59	360,557	190,568	3,831	166,158	52.8	1.0	46.0
補助等、基金	43	610,675	582,983	3,350	24,340	95.4	0.5	3.9
補助等	32	141,612	113,921	3,350	24,340	80.4	2.3	17.1
基金	11	469,062	469,062	—	—	100.0	—	—
その他	7	9,655	9,655	—	—	100.0	—	—
計	109	980,888	783,207	7,182	190,498	79.8	0.7	19.4

(平成24年度復興特会予算)

(単位：百万円、%)

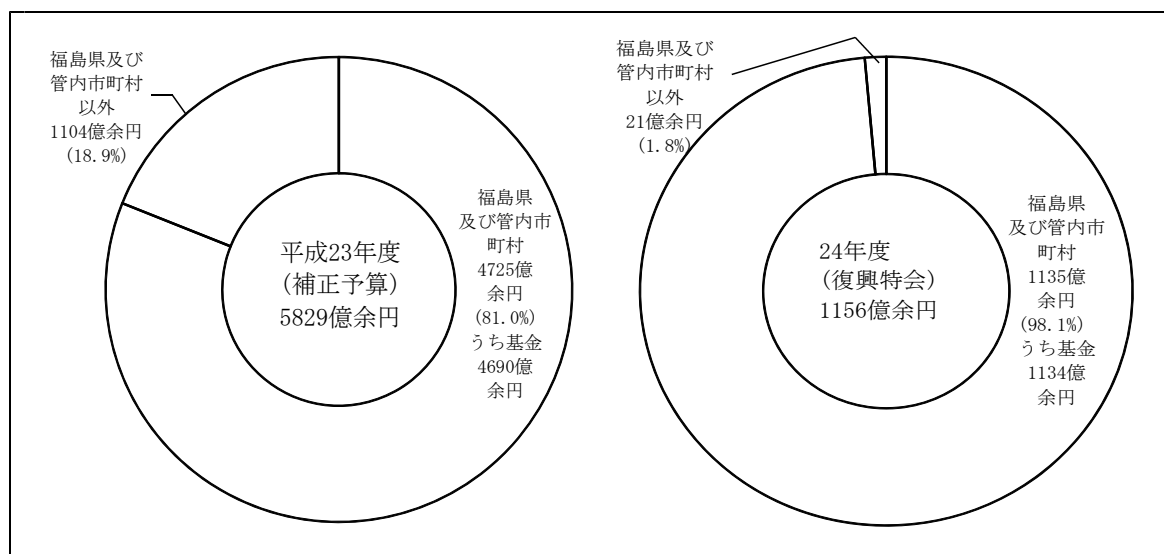
実施方法	事業数	予算現額 (a)	支出済額 (b)	繰越額 (c)	不用額 (d)	執行率 (b/a)	繰越率 (c/a)	不用率 (d/a)
直轄	43	383,978	82,391	291,038	10,548	21.4	75.7	2.7
補助等、基金	20	140,062	115,678	22,895	1,488	82.5	16.3	1.0
補助等	16	26,508	2,123	22,895	1,488	8.0	86.3	5.6
基金	4	113,554	113,554	—	—	100.0	—	—
その他	6	7,893	7,806	—	86	98.9	—	1.0
計	69	531,934	205,876	313,934	12,123	38.7	59.0	2.2

(エ) 福島県及び管内市町村に対する補助等

原子力災害は、特に福島県に対して甚大な被害をもたらしたことから、国は、福島基本方針において、福島基本方針に基づく施策全般の着実な実施に必要な予算を十分に確保し、未曾有の災害への対応が求められている福島の地方公共団体の負担をできる限り軽減することとしている。

そこで、(ウ)で区分した補助等及び基金で実施している事業に係る支出済額（23年度補正予算5829億余円、24年度復興特会予算1156億余円）について、補助金等の交付先が福島県及び管内市町村となっているものと、それら以外となっているものとに分類してみると、図27のとおり、23年度補正予算では5829億余円のうち4725億余円（81.0%）が、24年度復興特会予算では1156億余円のうち1135億余円（98.1%）が、それぞれ福島県及び管内市町村に対する補助金等として交付されている。特に、基金で実施している事業については、23年度補正予算では累計の支出済額計4690億余円の全額、24年度復興特会予算では支出済額計1135億余円のうち1134億余円となっていて、ほぼ全てが福島県及び管内市町村に設置造成等された基金に対する交付となっている。

図27 原子力災害関係の事業に係る補助金等の交付先別の支出済額内訳



イ 除染等の事業の実施状況

(ア) 除染等に関する国の取組

国は、原子力発電所の事故により放射性物質が広範囲に放出されたことを踏まえて、応急対策、復旧対策等の一環として、23年度2次補正において、内閣府所管「福島県特別緊急除染事業」（予算現額179億余円）、文部科学省及び厚生労働省所管「福島県外も含めた校庭等の放射線低減事業」（同49億余円）等を措置して、学校・公園等の公共施設や通学路等の線量低減事業、 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上の空間線量率を観測した学校や保育所等の校庭及び園庭について市町村等が行う表土除去処理事業に対する補助を実施している。

そして、国は、前記のとおり、緊急実施基本方針に基づき、計画的かつ抜本的に除染を推進することとして、警戒区域等の11市町村での除染実証プロジェクトの実施、除染専門家の派遣支援及び除染等を実施する市町村等に対する財政支援を行うとともに、除染に当たっては、放射線量の水準に応じて、国が主体的に除染を実施する地域と、市町村等が国の補助を受けて実施する地域とに区分して実施することとした。

また、放射性物質汚染対処特措法等に基づき、上記の国が主体的に除染を実施する除染特別地域や、市町村等が実施する汚染状況重点調査地域を指定するとともに、国において放射性物質により汚染された廃棄物の処理を行う汚染廃棄物対策地域を指定している。このほか、除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分に関

する基本的事項や環境の汚染への対処に関する重要事項として、仮置場、中間貯蔵施設及び最終処分場等の施設の確保に当たっての取組等についても定めている。

そして、国は、市町村等の協力を得ながら、汚染廃棄物等の処理のために必要な仮置場や中間貯蔵施設等の整備、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理、土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分（以下、これらを合わせて「除染等の措置等」という。）を適正に推進するために必要な措置を講ずることとして、中間貯蔵施設等の確保やその安全性の確保については、国が責任を持って行うこととしている。

a 国が主体的に実施する地域の除染等の措置等の実施状況

国は、放射性物質汚染対処特措法等に基づき、福島第一原発の半径20km圏内の警戒区域又は1年間の積算線量が20mSvに達するおそれがあるとして計画的避難区域に設定された福島県内の計11市町村を除染特別地域に指定し、国自ら除染等の措置等を実施することとしている。

また、上記11市町村を汚染廃棄物対策地域に指定して、対策地域内廃棄物処理計画を策定し、国自ら汚染廃棄物対策地域の廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をすることとしている。

(注5) 除染特別地域に指定されたのは、檜葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町及び葛尾、飯舘両村の全域並びに田村、南相馬両市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域である。

国自らが除染等の措置等を実施している上記11市町村における24年度末の進捗状況についてみると、表78のとおりとなっている。

除染活動の拠点となる公的施設や生活に必要なインフラ施設等については、先行的に除染を実施することとされ、これら先行除染は双葉町を除く全ての市町村で実施されている。

また、環境大臣は、除染特別地域を指定したときは、当該除染特別地域について、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるために、当該除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関する計画（以下「特別地域内除染実施計画」という。）を定めなければならないとされており、富岡町及び双葉町を除く9市町村で特別地域内除染実施計画が策定されている。

本格除染の実施状況についてみると、除染等の措置等を実施するに当たり必要とされる汚染土壌等の仮置場の確保では、4市町村が確保済みであるが、その

他の市町村では、一部確保済み又は地元調整中等となっており、24年度に全域の除染作業を実施している田村市を始め、仮置場を確保できた市町村では本格除染が進んでいる一方、仮置場の確保が困難となっている市町では、いずれも本格除染に至っていないなど、仮置場の確保が除染を推進する上での重要な事項となっている。

表78 除染特別地域における除染等の措置等の進捗状況

進捗状況	市町村名	先行除染 (拠点の除染)	特別地域内除染 実施計画の策定	本格除染（面的な除染）		
				仮置場の確保	除染作業	
					平成24年度	25年度
本格除染 作業中・ 見込み	田村市	○	○	○（確保済み）	○（H24で全域実施）	終了予定
	檜葉町	○	○	○（確保済み）	○	○
	川内村	○	○	○（確保済み）	○	○
	飯舘村	○	○	○（一部確保済み）	○	—
	川俣町	○	○	○（一部確保済み）	準備作業（除草）	○
	葛尾村	○	○	○（一部確保済み）	準備作業（除草）	○
計画策定済み ・発注準備	南相馬市	○	○	地元調整中	—	—
	浪江町	○	○	地元調整中	—	—
	大熊町	○	○	○（確保済み）	—	（公示中）
計画未策定	富岡町	○	地元調整中	地元調整中	—	—
	双葉町	—	—	—	—	—

b 市町村等が実施する地域の除染等の措置等の実施状況

国は、放射性物質汚染対処特措法等に基づき、除染特別地域以外の地域については、表79のとおり、その地域の平均的な空間線量率が0.23μSv/h以上の地域を有する市町村を汚染状況重点調査地域に指定することとしている。そして、指定された市町村の長等は、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該地域に係る除染等の措置等の実施に関する計画（以下「除染実施計画」という。）を策定し、同計画に基づき除染等の実施者を定めて除染等の措置等を実施することとされ、国は、補助金等の財政措置等を講ずることとしている。

表79 平成24年度末における汚染状況重点調査地域として指定された市町村

県名	市町村数	汚染状況重点調査地域として指定された市町村	
		除染実施計画策定済	当面策定予定なし
岩手県	3	一関市、奥州市、平泉町	—
宮城県	9	白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亘理町、山元町	石巻市
福島県	40	福島市※、郡山市※、須賀川市※、相馬市※、二本松市※、伊達市※、本宮市※、桑折町※、国見町※、大玉村※、鏡石町※、天栄村、会津坂下町、湯川村※、会津美里町、西郷村※、泉崎村※、中島村※、矢吹町※、棚倉町※、鮫川村※、玉川村※、平田村※、浅川町※、古殿町※、小野町※、広野町※、新地町※、田村市※、川俣町※、川内村※、白河市※、石川町※、三春町※、南相馬市※、いわき市※	三島町、矢祭町、塙町、柳津町
茨城県	20	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町、利根町	鉾田市
栃木県	8	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町	—
群馬県	10	桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町、川場村	安中市
埼玉県	2	三郷市、吉川市	—
千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市	—
計	101	94	7

(注) ※は、緊急実施基本方針に基づく除染計画を策定した市町村である。

市町村等が実施する除染等の措置等に対する23、24両年度における国の財政措置の実施状況についてみると、汚染状況重点調査地域として指定された全ての市町村に対して、放射線量低減対策特別緊急事業費補助金が交付されており、24年度末時点における執行状況は、23年度の予算現額計1047億余円、24年度末までの累計の支出済額計837億余円、事故繰越額29億余円、24年度の予算現額計1042億余円、支出済額計939億余円、繰越額102億余円等となっている。

また、前記のとおり、汚染廃棄物対策地域の廃棄物については、国自らが処理を行うこととしているが、それ以外の地域の廃棄物については、市町村等が処理を行うこととしている。ただし、事故由来放射性物質により汚染された土壌、落葉及び焼却施設で発生した焼却灰等のうち、環境省令で定める方法により実施する放射性物質による汚染状況の調査の結果、放射能濃度が8,000Bq/kgを超えたものについては、放射性物質汚染対処特措法に基づき、環境大臣が当該廃棄物を指定廃棄物として指定し、国が責任を持って処理することとされている。

これら指定廃棄物は、国に引き渡され、焼却等の中間処理を行った後、国が設置する最終処分場等に埋め立てることとされている。そして、国に引き渡されるまでの間、焼却施設等の施設管理者は指定廃棄物を保管することとされているが、国が責任を持って行うこととされている最終処分場の確保等に時間を要しており、保管が長期化している状況となっている。

(注6) Bq（ベクレル） 1秒間に崩壊する原子核の数。放射性物質の量を表す場合に用いられる単位

(イ) 除染等の事業別の執行状況

除染等の事業は、表80-1及び表80-2のとおり、23年度補正予算に係る内閣府及び環境省の10事業、24年度復興特会予算に係る環境省の3事業で、計13事業となっている。この13事業について、所管別・事業別の執行状況をみると、23年度補正予算では、23年度末時点における執行率が59.9%、24年度末時点における累計執行率が67.5%となっている。また、24年度復興特会予算では、24年度末時点における執行率が37.0%となっている。

表80-1 除染等の事業の実施方法及び事業別の執行状況（平成23年度補正予算）

		(単位：百万円、%)								
所 管	事業等	実施方法	実施年度	予算現額	支出済額	繰越額(注)	不用額	執行率	繰越率	不用率
内閣府 4事業	① 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費		平成23	217,908	202,289	13,388	2,229	92.8	6.1	1.0
			24		12,811	—	576		—	
			累計		215,101		2,806	98.7		1.2
	a 福島県民健康管理基金	基金	23	199,999	199,999	—	—	100.0	—	—
	b 農業系汚染物質処理事業	補助等	23	2,183	970	599	613	44.4	27.4	28.1
			24		527	—	71		—	
			累計		1,498		685	68.6		31.3
	c 除染実証事業や警戒区域への一時立入りにおけるスクリーニング・除染拠点の運営等	直轄	23	14,997	1,162	12,789	1,045	7.7	85.2	6.9
			24		12,284	—	505		—	
			累計		13,446		1,550	89.6		10.3
	d 農林水産省等への支出委任	直轄	23	727	157	—	570	21.6	—	78.3
環境省 6事業	② 放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施		23	199,662	73,948	125,678	35	37.0	62.9	0.0
			24		19,741	6,759	99,177		3.3	
			累計		93,690		99,212	46.9		49.6
	e-1 放射線量低減処理業務庁費等	直轄	23	94,939	1,346	93,557	35	1.4	98.5	0.0
			24		8,562	3,781	81,213		3.9	
			累計		9,908		81,249	10.4		85.5
	e-2 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金 (うち、福島県民健康管理基金)	補助等	23	104,723 (70,644)	72,602 (70,644)	32,121 (—)	— (—)	69.3	30.6	—
			24		11,179	2,978	17,963		2.8	
			累計		83,781 (70,644)		17,963 (—)	80.0		17.1
	③ 放射性物質汚染廃棄物処理事業		23	45,148	1,298	41,934	1,914	2.8	92.8	4.2
			24		2,484	50	39,399		0.1	
			累計		3,783		41,314	8.3		91.5
	f 放射性物質汚染廃棄物処理事業費	直轄	23	26,882	18	26,862	0	0.0	99.9	0.0
			24		2,142	50	24,670		0.1	
			累計		2,161		24,671	8.0		91.7
	g 放射性物質汚染廃棄物処理業務委託費	直轄	23	14,866	199	14,667	—	1.3	98.6	—
			24		—	—	14,667		—	
			累計		199		14,667	1.3		98.6
	h 放射性物質汚染廃棄物処理業務地方公共団体委託費	直轄	23	3,155	986	404	1,763	31.2	12.8	55.8
			24		342	—	62		—	
			累計		1,329		1,826	42.1		57.8
	i 放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金	補助等	23	244	94	—	150	38.5	—	61.4
	④ 中間貯蔵施設検討・整備事業	直轄	23	1,050	494	504	51	47.0	48.0	4.9
			24		181	—	323		—	
			累計		675		374	64.3		35.6
計 10事業			23	463,769	278,031	181,506	4,232	59.9	39.1	0.9
			24		35,219	6,810	139,476		1.4	
			累計		313,251		143,708	67.5		30.9

(注) 繰越額欄の「24年度」の金額は、平成25年度に事故繰越しされた額である。

表80-2 除染等の事業の実施方法及び事業別の執行状況（平成24年度復興特会予算）

(単位：百万円、%)

所 管	事業等	実施 方法	実施 年度	予算現額	支出済額	繰越額	不用額	執行率	繰越率	不用率
環境省 3事業	② 放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施		平成24	372,090	160,462	209,697	1,930	43.1	56.3	0.5
	k-1 放射線量低減処理業務庁費等	直轄	24	267,801	66,507	199,406	1,886	24.8	74.4	0.7
	k-2 放射線低減対策特別緊急事業費補助金 (うち、福島県民健康管理基金)	補助等	24	104,288 (93,819)	93,954 (93,819)	10,290 (－)	43 (－)	90.0	9.8	0.0
	③ 放射性物質汚染廃棄物処理事業		24	77,224	6,822	64,152	6,248	8.8	83.0	8.0
	1-1 放射性物質汚染廃棄物処理事業費	直轄	24	52,826	604	51,563	658	1.1	97.6	1.2
	1-2 放射性物質汚染廃棄物処理業務委託費	直轄	24	13,458	4,206	7,830	1,421	31.2	58.1	10.5
	1-3 放射性物質汚染廃棄物処理業務地方公共団体委託費	直轄	24	9,963	1,798	4,759	3,405	18.0	47.7	34.1
	1-4 放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金	補助等	24	976	214	－	762	21.9	－	78.0
	④ m 中間貯蔵施設検討・整備事業	直轄	24	2,000	6	1,920	73	0.3	96.0	3.6
	計 3事業		24	451,315	167,292	275,770	8,252	37.0	61.1	1.8

13事業のうち、内閣府所管の4事業（表80-1中のa、b、c及びd）は緊急実施基本方針に基づき実施される事業であり、環境省所管の9事業（表80-1中のe、f、g、h、i及びj並びに表80-2中のk、l及びm）は放射性物質汚染対処特措法に基づき実施される事業である。

そして、13事業のうち、主な事業の実施方法及び執行状況を分析すると次のとおりとなっている。

- ① 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費（23年度予算現額2179億余円、表80-1中のa、b、c及びd）

この事業のうち、直轄で実施している事業は「除染実証事業や警戒区域への一時立入りにおけるスクリーニング・除染拠点の運営等」（23年度予算現額149億余円、表80-1中のc）であり、高線量地域における除染実証事業等を実施するものである。この事業の23年度末時点における執行率は7.7%となっていたが、24年度末時点における累計執行率は89.6%となっていて、大幅に執行率が増加している。

これは、除去土壌等の仮置場の選定における地元調整に多くの時間を要したことや積雪による作業の遅れにより、23年度内に事業を完了することが困難となり、事業の完了が24年度になったことによる。

また、基金で実施している事業は「福島県民健康管理基金」に係る事業（23

年度予算現額1999億余円、表80-1中のa) であり、福島県に福島県民健康管理基金を設置造成し、基金事業の終了予定年度である25年度までの間に、福島県内の市町村等が除染計画を策定して実施する地域の除染等の実施に対して、福島県が必要に応じて資金を取り崩すことにより、財政支援を行うものである。

基金事業は、国から福島県に国庫補助金が交付された時点で全額が執行されることとなるため、その執行率は100%となっている。そこで、基金の取崩しの状況についてみると、表81のとおり、23年度末時点における基金事業執行率は4.9%となっていたが、24年度末時点における基金事業執行率は85.4%となっていて、24年度に多額の基金の取崩しが行われている。

これは、除染計画の策定、除染手法の具体的な検討等の事業の実施に向けた体制の整備に時間を要したことなどから、本格的な事業の着手が24年度になったことによる。

表81 除染等の事業のうち内閣府所管の基金の状況

(単位：百万円、%)

基金名	国庫補助金交付元	年度	基金造成額	基金額(a)	各年度の取崩額	累計取崩額(b)	年度末に保有する国庫補助金相当額	基金事業執行率(b/a)	事業終了予定年度
福島県民健康管理基金	内閣府	平成23	199,999	199,999	9,864	9,864	190,134	4.9	25
〔東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費〕		24			161,080	170,945	29,054	85.4	

② 放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施（23年度予算現額1996億余円、表80-1中のe。24年度3720億余円、表80-2中のk）

この事業のうち、直轄で実施している事業は「放射線量低減処理業務庁費等」（23年度予算現額949億余円、表80-1中のe-1。24年度予算現額2678億余円、表80-2中のk-1）である。この事業は、除染特別地域内における生活圏の除染等の措置等を実施するもので、23年度補正予算の24年度末時点における累計執行率は10.4%、24年度復興特会予算の24年度末時点における執行率は24.8%となっている。これは、除染等の措置等の実施に必要とされる特別地域内除染実施計画の策定、除去土壌等の仮置場の確保及び事業の実施に係る関係者からの同意取得等に時間を要したことから事業の着手の時期が遅れたことなどによる。

また、補助等により実施しているものは「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金」（23年度予算現額1047億余円、表80-1中のe-2。24年度予算現額1042億

余円、表80-2中のk-2) である。この事業は、汚染状況重点調査地域において、市町村等が実施する除染等の措置等に必要な経費に対する補助を実施するもので、23年度補正予算の24年度末時点における累計執行率は80.0%、24年度復興特会予算の24年度末時点における執行率は90.0%となっている。

特に、福島県内の市町村等に係る分については、汚染状況重点調査地域に指定された市町村が多数に上ることから、事務の簡素化及び迅速化のために、同補助金により基金を造成して事業を実施している。そして、基金の取崩しの状況についてみると、表82のとおり、23年度末時点における基金事業執行率は0%となっていたが、24年度末時点における基金事業執行率は61.2%となっていて、24年度に多額の取崩しが行われている。これは、除染計画の策定、除染手法の具体的な検討等の事業の実施に向けた体制の整備に時間を要したことなどから、本格的な事業の着手が24年度になったことなどによる。

表82 除染等の事業のうち環境省所管の基金の状況

(単位：百万円、%)

基金名	国庫補助金交付元	年度	基金造成・積増額	基金額 (a)	各年度の 取崩額	累計取崩 額 (b)	年度末に保有する 国庫補助金相当額	基金事業 執行率 (b/a)	事業終了 予定年度
福島県民健康管理基金 〔地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置〕	環境省	平成 23	70,644	70,644	—	—	70,644	—	26
		24	93,819	164,463	100,676	100,676	63,786	61.2	

- ③ 放射性物質汚染廃棄物処理事業（23年度予算現額451億余円、表80-1中のf、g、h及びi。24年度予算現額772億余円、表80-2中の1)

この事業のうち、直轄で実施している事業は「放射性物質汚染廃棄物処理事業費」（23年度予算現額268億余円、表80-1中のf。24年度予算現額528億余円、表80-2中の1-1) である。この事業は、汚染廃棄物対策地域の廃棄物を収集、運搬、保管及び処分するもので、23年度補正予算の24年度末時点における累計執行率は8.0%、24年度復興特会予算の24年度末時点における執行率は1.1%となっている。これは、汚染廃棄物対策地域の廃棄物の処理に必要とされる仮置場の確保、仮設処理施設の設置等に時間を要したことなどによる。

- ④ 中間貯蔵施設検討・整備事業（23年度予算現額10億余円、表80-1中のj。24年度予算現額20億余円、表80-2中のm)

この事業は、直轄で実施している事業であり、福島県内における除染等の措

置等に伴って大量に発生が見込まれる除去土壌等を一定の期間、安全に集中的に管理、保管するための中間貯蔵施設の整備に向けた調査検討を行うもので、23年度補正予算の24年度末時点における累計執行率は64.3%、24年度復興特会予算の24年度末時点における執行率は0.3%となっている。そして、24年度復興特会予算では繰越率が96.0%となっている。これは、中間貯蔵施設の候補地等の検討に係る基礎的調査等の実施に際して必要となる地元調整に時間を要したことなどによる。

なお、福島県によると、放射性物質汚染対処特措法において国が責任を持つて行うとされている最終処分場等の確保の遅延等により、中間貯蔵施設や仮置場での汚染廃棄物保管が長期化することに対する不安が、仮置場の確保や地元調整に時間を要している要因の一つとなっているため、福島県は、国において速やかな解決が図られることを要望している。

ウ 健康管理・調査事業等の実施状況

原子力災害関係の事業に係る予算のうち、健康管理・調査事業等に係る予算は、図25のとおり、23年度補正予算で予算現額5171億余円、24年度復興特会予算で予算現額806億余円と多額に上っている。そこで、健康管理・調査事業等はどのような方法で実施されているか、その執行率はどのような状況になっているかなどに着眼して検査した。

(ア) 健康管理・調査事業等に係る予算の執行状況

健康管理・調査事業等に係る予算現額を実施方法別にみると、表83のとおり、23年度補正予算では、直轄2039億余円、補助等1051億余円、基金1984億余円、その他96億余円、24年度復興特会予算では、直轄379億余円、補助等150億余円、基金197億余円、その他78億余円となっている。

各実施方法により実施されている事業について、主なものを示すと、次のとおりである。

① 直轄

「政府補償契約に基づく補償金支払」（23年度予算現額1200億円）、「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」（24年度同208億余円）等が実施されている。

② 補助等

「東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された牛肉・稲わらに係る肉用牛肥育農家支援対策等に必要な経費」（23年度予算現額863億余円）等が実施されている。

③ 基金

「原子力被災者の健康確保・管理関連交付金（仮称）（福島県向け）」（23年度予算現額781億余円）等が実施されている。

④ その他

「原子力損害賠償支援機構出資金」（23年度予算現額70億円）、「福島関連基礎・支援研究等（独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費）」（24年度同59億余円）等が実施されている。

健康管理・調査事業等の23年度補正予算の24年度末時点における累計執行率は90.8%、24年度復興特会予算の24年度末時点における執行率は47.8%となっている。

実施方法別に執行率をみると、23年度補正予算における直轄及び補助等の24年度末時点における累計執行率はそれぞれ79.7%及び94.3%となっているが、24年度復興特会予算における執行率は、直轄が24.4%、補助等が11.7%と低くなっており、繰越率は、直轄が67.3%、補助等が83.6%と高くなっている。これは、24年度復興特会予算の直轄に係る繰越額計255億余円のうち208億余円（81.6%）と、補助等に係る繰越額計126億余円のうち114億余円（90.6%）が、25年2月に成立した24年度1次補正により措置された事業で生じたものであり、24年度当初予算と比べて事業実施期間が短期間となったことなどによる。

一方、基金で実施している事業の執行率は、国から交付先に資金が交付された時点で全額が執行されることとなるため、23年度補正予算及び24年度復興特会予算とも100%となっている。また、23年度補正予算のその他で実施している事業の執行率も100%となっているが、これは、事業の内容が出資金や運営費交付金を交付するものであったことによる。

表83 健康管理・調査事業等に係る実施方法別の執行状況

(平成23年度補正予算)

(単位：百万円、%)

実施方法	事業数	予算現額 (a)	累計支出済額 (b)	事故繰越額 (c)	累計不用額 (d)	累計執行率 (b/a)	事故繰越率 (c/a)	累計不用率 (d/a)
直轄	52	203,938	162,689	—	41,248	79.7	—	20.2
補助等	29	105,106	99,192	372	5,541	94.3	0.3	5.2
基金	9	198,418	198,418	—	—	100.0	—	—
その他	7	9,655	9,655	—	—	100.0	—	—
計	97	517,118	469,956	372	46,790	90.8	0.0	9.0

(平成24年度復興特会予算)

(単位：百万円、%)

実施方法	事業数	予算現額 (a)	支出済額 (b)	繰越額 (c)	不用額 (d)	執行率 (b/a)	繰越率 (c/a)	不用率 (d/a)
直轄	40	37,929	9,268	25,559	3,102	24.4	67.3	8.1
補助等	14	15,062	1,774	12,605	682	11.7	83.6	4.5
基金	3	19,735	19,735	—	—	100.0	—	—
その他	6	7,893	7,806	—	86	98.9	—	1.0
計	63	80,619	38,584	38,164	3,871	47.8	47.3	4.8

(イ) 基金で実施している事業の状況

表83のとおり、基金で実施している事業は、23年度補正予算では9事業、24年度復興特会予算では3事業、計12事業となっており、事業費も多額となっていることから、どのような事業が実施されているかなどに着眼して、次のとおり事業の内容を四つに分類して整理した。

① 「健康管理」

食品中の放射性物質に係る安全対策や放射線の影響に関する住民の継続的な健康管理を実施する事業を行っているもの

② 「施設整備」

放射線の影響に関する研究・医療を行う施設や医療産業の拠点等を整備する事業を行っているもの

③ 「風評被害対策」

放射線量等に関する正確な情報発信や農産物等の地域ブランドイメージの回復、観光の振興等の事業を行っているもの

④ 「その他」

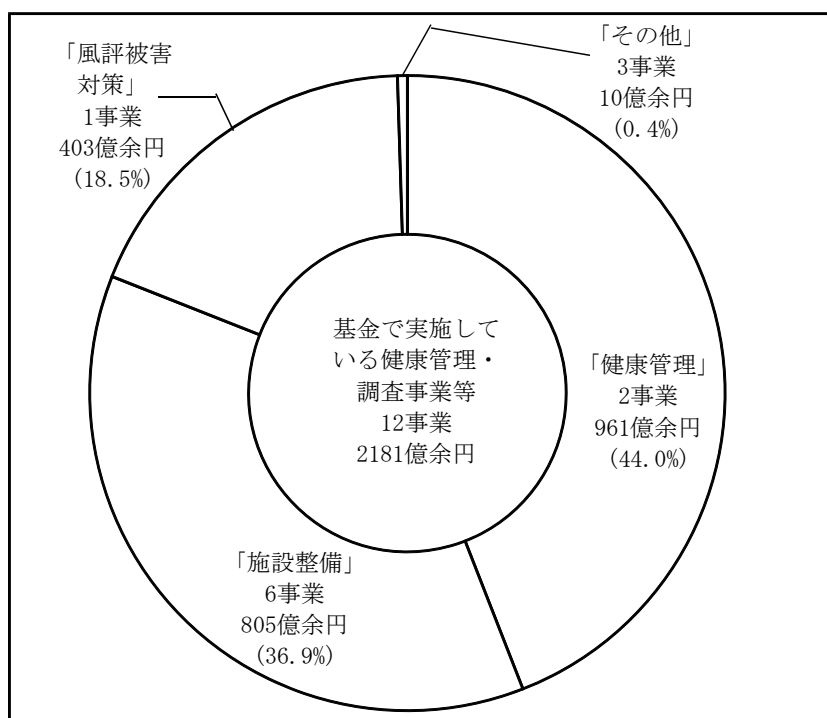
①から③までの内容以外の事業を行っているもの

基金で実施している事業について、上記の分類別の事業数及び予算現額の内訳

をみると、図28のとおり、最も予算現額が多額となっているのは「健康管理」の961億余円で、次に多額となっている「施設整備」の805億余円と合わせると全体の80.9%を占めている。また、事業数も、12事業のうち、「施設整備」が6事業、「健康管理」が2事業とこれら2分類に係る事業が半数以上を占めている。

「健康管理」に係る事業は、応急対策として実施されるものを除き、原子力被災者等に対する長期にわたる健康診査や生体試料冷凍保存等の健康管理・調査事業であり、「施設整備」に係る事業は、基本構想、用地取得、本体工事、施設運営等を行うなど、完成までに長期間を要する拠点整備事業等であることから、基金事業として実施される期間が中長期にわたるものが多いことが特徴となっている。

図28 基金で実施している健康管理・調査事業等に係る分類別内訳



基金で実施している事業において、設置造成等された基金の資金は、基金事業の計画に定められた期間内に、事業の実施に伴い必要に応じて取り崩すこととなっている。上記の12事業について、24年度末時点における基金の取崩しの状況等をみると、表84のとおり、基金事業執行率は12事業全体で30.3%となっている。

なお、12事業のうち、24年度に岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に交付された内閣府（消費者庁）所管の地方消費者行政活性化事業以外の11事業は全て福島

県に対して交付されたものである。

表84 基金で実施している健康管理・調査事業等に係る分類別の状況

(単位：百万円、%)

分類	予算 年度	国庫補助金 交付元	事業名	平成24年度末現在			
				造成又は 積増額 (a)	累計取崩額 (b)	24年度末に保有する 国庫補助金等相当額	基金事業 執行率 (b/a)
「健康管理」	23	内閣府	福島県特別緊急除染事業	17,981	7,467	10,514	41.5
		経済産業省	原子力被災者の健康確保・ 管理関連交付金(仮称)(福 島県向け) (注)	78,182	16,219	61,963	20.7
	計 2事業			96,164	23,686	72,477	24.6
「施設整備」	23	文部科学省	放射性薬剤の研究開発・製 造拠点の整備	11,362	2,582	8,780	22.7
			放射線核種の生態系におけ る環境動態調査等	2,245	76	2,169	3.3
			福島県環境創造センター	8,042	230	7,812	2.8
	24	経済産業省	医療福祉機器・創薬産業拠 点整備事業	39,493	4,144	35,348	10.4
		経済産業省	福島県医療機器開発・安全 性評価センター整備事業	13,390	—	13,390	—
		環境省	福島健康管理拠点の緊急整 備	5,980	30	5,949	0.5
	計 6事業			80,514	7,063	73,450	8.7
「風評被害対策」	23	内閣府	東北地方太平洋沖地震に伴 う原子力発電所の事故によ る被害に係る応急の対策に 関する事業に必要な経費	40,385	35,079	5,305	86.8
「その他」	23	文部科学省	低線量域における被ばく線 量モニターの開発	625	238	387	38.1
		農林水産省	農地土壌等の浄化の研究拠 点施設整備調査事業(福島 基金分)	100	2	97	2.7
	24	内閣府 (消費者庁)	地方消費者行政活性化事業	364	138	226	37.8
	計 3事業			1,090	379	711	34.7
合計 12事業				218,153	66,209	151,944	30.3

(注) この事業は国からの交付金と東京電力株式会社からの賠償金250億円を合わせた計1031億余円を基に事業を実施しているが、累計取崩額は全額国からの交付金を取り崩したものと集計している。

そして、分類別の基金事業執行率をみると、基金事業執行率が最も高率となっている分類は、「風評被害対策」であり、「東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による被害に係る応急の対策に関する事業に必要な経費」として、地域ブランドイメージの回復へ向けた活動を支援する事業等を実施しており、基金事業執行率は86.8%と全12事業で最も高率となっている。

一方、基金事業執行率が最も低率となっている分類は、「施設整備」の計8.7%となっている。これは、「施設整備」の分類に含まれる事業がいずれも研究拠点の施設整備等を目的とするもので、基金事業の計画に基づき事業を実施しており、

主に本体工事が実施される予定である25年度以降に多額の取崩しが行われる見込みであることなどによる。

エ まとめ

国は、原子力災害からの復興再生については、国政の最重要課題と位置付けて、被災者等に対する各種支援や放射性物質汚染対処特措法や緊急実施基本方針等に基づく健康管理・調査や除染等を実施するとともに、長期的視点から、生活再建、産業振興、雇用対策等、様々な取組を実施している。また、これらの事業を実施する地方公共団体等に対する財源及び人的支援等を実施するとともに、東京電力株式会社が行う福島第一原発の廃炉に向けた取組に対する監視等を実施している。

そして、特に甚大な被害を受けた福島県については、福島特措法や福島基本方針等に基づき、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置を実施することとしている。

原子力災害関係の事業に係る経費の23、24両年度の予算現額は、前記のとおり、計1兆5128億余円と多額に上っている。そして、放射性物質汚染廃棄物処理事業、放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施、中間貯蔵施設検討・整備事業については、多額の繰越額や不用額を生じている。

また、予算現額に占める除染等の割合についてみると、23年度は47.2%、24年度は84.8%と大きな割合となっており、特に、福島県に交付された補助金、基金等は、23年度は4725億余円、24年度は1135億余円と多額に上っている。

原子力災害からの復興再生は長期にわたることが予想されており、国は、自ら取り組むとともに、被災した地方公共団体が行う取組を総力を挙げて支援することとしている。一方、福島県を始めとする被災した地方公共団体では、今まで経験したことのない原子力災害に対して膨大な事業及び予算を執行しており、国からの支援、特に、長期的かつ確実な財源の支援や各種制度の支援を望むとともに、人的支援を望んでいる。

したがって、復興庁及び関係省庁等は連携して、原子力災害からの復興再生に取り組むとともに、被災した地方公共団体の意向や要望等を踏まえるなどして、必要な支援に努めることが必要である。

第3 検査の結果に対する所見

1 検査の結果の概要

東日本大震災からの復旧・復興事業に関して、効率性、有効性等の観点から、被災及び被災に対する復旧の状況はどのようなものとなっているかなどに着眼して、23、24両年度に東日本大震災復興関係経費の予算が措置されている16府省庁等を24年報告に引き続き対象として検査するとともに、特定被災自治体である8道県及び100市町村を対象として会計実地検査を行った。また、福島県については、実態調査を実施した。

検査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 東日本大震災に伴う被災等の状況

ア 人的被害等の状況

(ア) 人的被害

死者、行方不明者等の人的被害は、いまだ全容の把握に至っていないが、死者15,883人、行方不明者2,656人（25年8月9日現在）等となっていて、このほか、震災関連死の死者数が2,688人（25年3月31日現在）となっている（8～9ページ参照）。

(イ) 避難の状況

避難所は23年12月末までにほぼ解消されているが、25年6月末現在、親族・知人宅や応急仮設住宅等において生活している避難者は、全国で約29万8000人に上ることが把握されている。このうち、東北3県の避難者数の割合は78.5%とその大多数を占め、特に福島県では、原子力発電所の事故等により、約5万3000人もの住民が他県等における長期の避難を余儀なくされている（9～11ページ参照）。

イ 建物等への被害等の状況

(ア) 建物への被害

建物への被害は、全容の把握には至っていないが、全壊126,483戸、半壊272,287戸等（25年8月9日現在）となっている（13～14ページ参照）。

(イ) 災害廃棄物等の処理

災害廃棄物等の量は、25年6月末現在、岩手県532万t、宮城県1796万t、福島県482万t、東北3県以外の10道県148万t、計2960万tとなっており、その大多数を東北3県が占めている。2960万tの処理・処分状況についてみると、岩手県293万t、宮城県1325万t、福島県212万t、東北3県以外の10道県141万t、計1973万

t が処理・処分済みとなっている（15ページ参照）。

ウ 被災者への支援の状況

(ア) 応急仮設住宅の状況

応急仮設住宅は、東北3県において53,312戸、その他の4県を合わせて計53,627戸の設置が必要とされており、25年4月1日現在、必要戸数の99.8%が完成したとしている。会計実地検査を行った100市町村においては、必要戸数315戸の全てが完成し、入居戸数は167戸、空き戸数は148戸、空き戸数のうち59戸は閉所となっていた（16ページ参照）。

(イ) 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金等の支給等の状況

災害弔慰金等の支給等の件数及び金額は、25年3月末現在、災害弔慰金19,257件、支給額573億余円、災害障害見舞金72件、支給額1億余円、災害援護資金26,833件、貸付額461億余円となっている。また、被災者生活再建支援金の支給世帯数及び支給額は、基礎支援金186,491世帯、1480億余円（国庫補助金相当額1184億余円）、加算支援金98,319世帯、1163億余円（同930億余円）、延べ284,810世帯、計2643億余円（同2115億余円）となっている（16～18ページ参照）。

エ 国の復旧・復興への取組

(ア) 主として24年度以降の取組

国は、復興事業に関する経理を明確にすることを目的として、24年度に復興特会を設置し、当初予算3兆7753億余円、補正予算1兆1952億余円をそれぞれ措置するとともに、財源については、これまで確保されている19兆円程度に加えて、日本郵政株式会社の株式の売却収入として見込まれる4兆円程度等を確保することにより、計25兆円程度を確保することとしている。

また、福島対応体制の抜本的な強化策として、復興庁は、福島総局を福島現地に設置するとともに、総括本部を復興庁に設置した（19～25ページ参照）。

(イ) 原子力災害に対する各種対応

国は、警戒区域を解除するとともに、放射線量の水準に応じて新たな避難指示区域への見直しを進め、2市6町3村の一部を避難指示解除準備区域に、1市4町3村の一部を居住制限区域に、1市4町2村の一部を帰還困難区域にそれぞれ再編している。

そして、除染は直ちにに取り組む必要のある喫緊の課題であることから、国は、

23年8月26日に緊急実施基本方針を策定するとともに、同年8月30日に放射性物質汚染対処特措法を公布し、計画的かつ抜本的に除染等を推進することとした。

また、原子力災害の被災者に対する支援として、国は、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することができる特例を設けるなどの法制度を整備するほか、復興基本方針や福島基本方針を踏まえて、災害公営住宅の入居資格の特例措置による居住の安定確保、健康不安対策等の各種の取組を実施している（25～30ページ参照）。

（2）復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

ア 東日本大震災の復旧・復興に係る予算及びその財源の状況

国は、東日本大震災からの復旧・復興に係る経費として、23年度1次補正で4兆0153億余円、23年度2次補正で1兆9106億余円、23年度3次補正で9兆2438億余円を措置し、さらに、24年度当初予算で3兆7753億余円、24年度1次補正で1兆1952億余円を措置した。

上記24年度復興特会予算の財源についてみると、「復興公債金」2兆4033億余円、子ども手当等の歳出削減見合いなどの「一般会計より受入」1兆9999億余円、「復興特別法人税」5062億余円等が充てられている（31～35ページ参照）。

イ 東日本大震災復旧・復興事業の実施状況

（ア）経費項目別の執行状況

a 平成23、24両年度東日本大震災関係経費の執行状況

23年度一般会計の予備費及び23年度補正予算、24年度復興特会の予算現額合計19兆8949億余円の24年度末時点における執行状況についてみると、支出済額は15兆3644億余円、繰越額は2兆2030億余円、不用額は2兆3274億余円、また、執行率は77.2%、繰越率は11.0%、不用率は11.6%となっている（36～37ページ参照）。

b 平成23年度東日本大震災関係経費の執行状況

23年度一般会計の予算現額14兆9243億余円の24年度末時点における執行状況についてみると、支出済額は12兆2122億余円、事故繰越額は5702億余円、不用額は2兆1417億余円、また、累計執行率は81.8%、事故繰越率は3.8%、累計不用率は14.3%となっている（37～43ページ参照）。

c 平成24年度東日本大震災関係経費の執行状況

24年度復興特会の予算現額4兆9706億余円の24年度末時点における執行状況についてみると、支出済額は3兆1522億余円、繰越額は1兆6327億余円、不用額は1857億余円、また、執行率は63.4%、繰越率は32.8%、不用率は3.7%となっている（44～46ページ参照）。

(イ) 実施方法別の執行状況

23年度繰越分及び24年度復興特会による事業の実施方法別の予算現額、支出済額及び執行率についてみると、直轄は8194億余円、5098億余円及び62.2%、補助は3兆6643億余円、1兆6566億余円及び45.2%、直轄、補助等は1兆6361億余円、6049億余円及び36.9%となっている。また、補助（基金）、補助（運営費交付金）、出資等の執行率は、23年度繰越分及び24年度復興特会は共にほぼ100%となっている（60～63ページ参照）。

(ウ) 国庫補助金により設置造成等された基金の実施状況

復興関連基金事業100事業に対する国庫補助金等交付額は3兆1370億余円であり、既存の基金と復興関連基金事業とを区分して経理していない8事業及び25年8月末時点において基金団体から国庫補助金等交付額の全額が国庫に返納された2事業の計10事業を除いた90事業についてみると、国庫補助金等交付額は計2兆8674億余円、24年度末時点における取崩額は計8244億余円、基金事業執行率は平均で28.7%となっている。また、90事業の基金事業執行率別の事業数をみると、90%以上となっているものが3事業ある一方、10%未満となっているものが40事業あった（64～74ページ参照）。

(エ) 復興施策等別の執行状況

23年度3次補正繰越分の基金等を除いた復興施策等の執行状況についてみると、「5 復興施策」の予算現額は2兆2490億余円、支出済額は1兆5741億余円、執行率は69.9%となっている。なお、「6 原子力災害からの復興」は基金等の事業はなく、予算現額は1822億余円、支出済額は324億余円、執行率は17.8%となっている。

そして、24年度復興特会の基金等を除いた復興施策等の執行状況についてみると、「5 復興施策」の予算現額は2兆4968億余円、支出済額は9912億余円、執行率は39.6%となっている。「6 原子力災害からの復興」の予算現額は500億余円、支出済額は152億余円、執行率は30.5%となっていた（75～79ページ参照）。

(オ) 復興予算の計上、執行等の状況

24年11月に、復興推進会議において「基本的な考え方」が決定され、23年度3次補正及び24年度当初予算において各府省庁等が計上した事業のうち、35事業（168億余円）の執行を停止することとした（79～81ページ参照）。

a 執行を停止した事業の状況

執行を停止した35事業を年度別、復興施策等の事業別にみると、23年度3次補正14件、24年度当初予算31件となり、23年度3次補正の14件は不用額として計上し、24年度当初予算の31件は、24年度1次補正において、執行停止額を減額補正することにより執行を停止している。なお、これら45件の事業は、従来、一般会計予算により支出されていたものが多く含まれているため、45件のうち39件の事業に係る経費は、各府省において、改めて復興特会以外の一般会計等に計上して、実施されている。また、45件の事業のほかにも3件の事業が執行を停止している（84～86ページ参照）。

b 復興予算で造成された基金の使途の状況

基金使途通知により、基金の使途についても被災地又は被災者に対する事業に限定することとされたことから、25年8月末時点では、経済産業省において3基金の10事業に係る564億余円を基金団体から返還させて、これを国庫に返還している（86～88ページ参照）。

c 「基本的な考え方」に基づく復旧・復興事業の分類

23、24両年度の復興事業計1,411件のうち、特別交付税等を除く1,401件を復興直結事業、関連事業、混在事業に3分類した上で、関連事業については津波対策事業等とその他事業に細分して、集計し、分析した。その結果、復興直結事業は計912件、関連事業は計353件、混在事業は計136件となっている（89～97ページ参照）。

d 復興予算の執行状況に関する会計検査院の検査状況

東日本大震災に対する復興予算の執行状況についても検査を行ったところ、復旧・復興予算の透明性の確保や効果の発現が十分とは認められないものなどが見受けられた（97～99ページ参照）。

e まとめ

23年度一般会計予算及び24年度復興特会の執行状況について、経費項目別、事業別、実施方法別、復興施策別にみると、おおむね復旧・復興事業が進捗し

ていることがうかがえる一方、津波によって甚大な被害を受けた沿岸地域や原子力発電所の事故に伴う除染に係る事業等、進捗していないものも見受けられる。このようなことから、国は、復旧・復興予算の執行に当たり、今後とも、関係行政機関等が実施する事業の進捗状況を的確に把握するとともに、施策の実施の推進及び総合調整を行いつつ、関係行政機関等との連絡調整を速やかに行い、復旧・復興事業が円滑かつ迅速に実施されるよう努める必要がある。

また、復興事業を実施する各府省庁等関係機関は、復興予算の計上や執行に当たり、効率性、有効性及び透明性の確保はもちろんのこと、事業の優先度等を適切に考慮するとともに当該事業に係る説明責任を果たすことが必要である（99～100ページ参照）。

ウ 復興特別区域制度における各種計画の実施状況等

（ア）復興推進計画の認定状況等

復興推進計画66件に記載されている特例は、特区法等において規定されている21の特例のうち14特例であり、特定被災自治体が作成して認定を受けた復興推進計画に記載された特例数は延べ75件、これらの特例の対象区域とされた市町村数は延べ817市町村となっていた（101～106ページ参照）。

（イ）復興整備計画の作成状況

復興整備協議会を設置した29市町村のうち、28市町村において復興整備計画が作成されていた。また、これらの復興整備計画には復興整備事業5事業に係る延べ612地区等が記載されており、これらはいずれも被害が甚大な東北3県に係るものとなっていた。また、事業別に地区等数が多い事業は、集団移転促進事業、都市施設の整備に関する事業、その他施設の整備に関する事業の順となっている（106～109ページ参照）。

（ウ）復興交付金事業計画に基づく復興交付金の交付状況及び事業の状況

a 復興交付金の交付可能額及び復興交付金による基金造成等の状況

復興庁が通知した計6回の交付可能額は、23年度2510億余円、24年度1兆3191億余円、25年度527億余円、合計1兆6228億余円と多額に上っている。また、事業別にみると、基幹事業に係る交付可能額は1兆4731億余円、効果促進事業に係る交付可能額は1497億余円となっている。

上記の交付可能額計1兆6228億余円を道県別にみると、甚大な被害があった東

北3県及び東北3県内の68市町村に対する交付可能額計1兆5794億余円は、全体の97.3%を占めている（110～114ページ参照）。

b 基幹事業

40基幹事業について交付可能額からみると、国土交通省所管の災害公営住宅整備事業、防災集団移転促進事業及び道路事業が多額となっていて、住宅やまちづくりのための道路を整備する基幹事業が主に実施されている（114～117ページ参照）。

c 効果促進事業

効果促進事業に係る計6回の復興交付金の交付可能額は1497億余円となっている。この内訳をみると、効果促進事業（個別配分）に係る交付可能額は300億余円（効果促進事業に係る交付可能額全体に占める割合20.1%）、漁業集落復興効果促進事業に係る交付可能額は、市町村分57億余円（同3.8%）、道県分4億余円（同0.3%）、市街地復興効果促進事業に係る交付可能額は、市町村分1038億余円（同69.3%）、道県分95億余円（同6.3%）となっている（118～127ページ参照）。

エ 特定被災自治体における復興事業の実施状況

(ア) 特定被災自治体に対する東日本大震災関係経費の交付等の状況

会計実地検査を行った8道県及び100市町村に交付決定された23、24両年度の国庫補助金等は、復興関連基金事業に充てられる国庫補助金等交付決定額1270億余円、復興基金事業についての特別交付税交付額310億円、復興交付金交付可能額429億余円、補助事業等に係る国庫補助金等交付決定額2721億余円及び震災復興特別交付税交付額2809億余円の計7540億余円となっている。これらの資金のうち、繰越額等を除いた交付額等は6971億余円と多額に上っており、交付額等が全体に占める割合は、震災復興特別交付税が40.3%、補助事業等が30.8%、復興関連基金事業が18.2%などとなっている。また、交付額等のうち基金事業に係るものについてみると、復興関連基金事業が1270億余円、復興基金事業が310億円、復興交付金事業が429億余円となり、これらの3事業を合わせた交付額等は全体の28.7%を占めている（129～132ページ参照）。

(イ) 基金事業の実施状況

8道県に対する復興関連基金事業に係る国庫補助金等交付額は、14基金で計127

0億余円となっており、これら14基金により30事業を実施している。このうち、復興に係る基金事業執行率等を区分して把握することが困難な基金を除いた28事業の交付額等の状況についてみると、国庫補助金等交付額は計1249億余円、24年度末時点における取崩額は計531億余円、基金事業執行率は平均で42.4%となっている。

各復興関連基金事業の24年度末時点における基金事業執行率についてみると、4事業が90%を超えている一方、6事業が10%未満となっていて、著しい開差が見受けられた（133～138ページ参照）。

(ウ) 特別交付税により設置造成された復興基金事業の実施状況

a 復興基金の設置及び配分等の状況

復興基金の創設のために措置された特別交付税1960億円についてみると、東北3県が計1650億円、会計実地検査を行ったその他の6県が計310億円となっていて、東北3県に対する措置額が突出している。また、その他の6県に措置された復興基金計310億円についてみると、6県の復興基金から管内計132市町村へ計175億余円が交付されることとなっている（138～140ページ参照）。

b 復興基金事業の実施状況

上記6県及び管内の交付対象市町村である132市町村のうち、24年度末までに復興基金事業を実施しているのは、千葉県及び長野県を除く4県並びに112市町村となっており、20市町村（交付済額計12億余円）は事業が実施されていなかった（141～144ページ参照）。

c 復興基金の取崩しの状況

復興基金事業に措置された計310億円の24年度末時点における取崩しの状況は、4県が実施した64事業による取崩額が19億余円、112市町村が実施した530事業による支出及び取崩額が51億余円、計71億余円となっている（144～146ページ参照）。

(エ) 復興交付金事業の実施状況

a 基幹事業に係る復興交付金基金の24年度末執行状況

基金型を選択した4県及び26市町村における基幹事業に係る復興交付金基金造成額393億余円のうち、23、24両年度分に係る復興交付金基金造成額は119億余円、24年度末時点における取崩額は48億余円となっていて、復興交付金基金事

業執行率は40.8%となっていた（146～149ページ参照）。

b 復興交付金基金による基幹事業の進捗状況

4県及び26市町村における復興交付金基金による基幹事業の件数は146件となっており、このうち、23、24両年度分の復興交付金に係る事業は102件となっていた。これらの進捗状況についてみると、おおむね工程表どおりに進捗している事業がある一方、完了時期を7か月以上延長している事業や、完了時期が未定となっている事業も見受けられた（150～152ページ参照）。

c 市街地液状化対策事業の進捗状況等

市街地液状化対策事業を実施している12市における液状化対策事業計画案作成事業14件の24年度末時点における進捗状況についてみると、その多くが地質調査や地盤解析の実施段階にあり、液状化対策工法の選定のための調査や検討に時間を要しているなどしている（152～157ページ参照）。

(オ) 補助事業等の実施状況

8道県及び100市町村に対する23年度補正予算により措置された補助事業等に係る国庫補助金等交付決定額は計2202億余円となっており、23年度末までの補助事業執行率は43.8%であるが、24年度末までの補助事業執行率は92.4%と高くなっていた。

また、24年度復興特会予算により措置された補助事業等に係る国庫補助金等の交付を受けたものは8道県及び72市町村であり、国庫補助金等交付決定額は計518億余円、24年度末までの補助事業執行率は49.5%となっており、計252億余円が25年度に繰り越されている（157～167ページ参照）。

オ 原子力災害からの復興再生

(ア) 原子力災害関係の事業の実施状況

原子力災害関係の事業に係る経費項目別の予算現額は、23年度補正予算9808億余円、24年度復興特会予算5319億余円、計1兆5128億余円となり、また、23年度補正予算の累計執行率は79.8%、24年度復興特会予算の24年度末時点における執行率は38.7%となっている。

また、原子力災害関係の事業に係る経費のうち、補助等及び基金で実施している事業に係る支出済額（23年度補正予算5829億余円、24年度復興特会予算1156億余円）についてみると、23年度補正予算では4725億余円（81.0%）が、24年度復

興特会予算では1135億余円（98.1%）が、それぞれ福島県及び管内市町村に対する補助金等として交付されている（168～175ページ参照）。

（イ）除染等の事業の実施状況

除染等の事業の執行状況をみると、23年度補正予算では、23年度末時点における執行率が59.9%、累計執行率が67.5%となっている。また、24年度復興特会予算では、24年度末時点における執行率が37.0%となっている（175～183ページ参照）。

（ウ）健康管理・調査事業等の実施状況

健康管理・調査事業等に係る23年度補正予算の累計執行率は90.8%、24年度復興特会予算の24年度末時点における執行率は47.8%となっている。

健康管理・調査事業等のうち、基金で実施している事業は、23年度補正予算では9事業、24年度復興特会予算では3事業、計12事業となっており、事業費も多額となっている。このうち、最も予算現額が多額となっている基金の分類は「健康管理」の961億余円で、次に多額となっている「施設整備」の805億余円と合わせると全体の80.9%を占めている。

そして、24年度末時点における基金の取崩しの状況等をみると、基金事業執行率は全体で30.3%となっている（183～188ページ参照）。

（エ）まとめ

国は、原子力災害からの復興再生については、国政の最重要課題と位置付けて、被災者等に対する各種支援や放射性物質汚染対処特措法等に基づく健康管理・調査事業や除染等の様々な取組を実施している。原子力災害関係の事業に係る経費の23、24両年度の予算現額は、計1兆5128億余円と多額に上っており、国は、自ら取り組むとともに、被災した地方公共団体が行う取組を総力を挙げて支援することとしている。一方、福島県を始めとする被災した地方公共団体では、今まで経験したことのない原子力災害に対して膨大な事業及び予算を執行しており、国からの支援、特に、長期的かつ確実な財源の支援や各種制度の支援を望むとともに、人的支援を望んでいる（188ページ参照）。

2 所見

会計検査院は、24年次に引き続き、東日本大震災からの復旧・復興に対する事業について検査を行った。国及び地方公共団体は、現在全力を挙げて復旧・復興に取り組んで

いるところであるが、東日本大震災から2年半以上を経過した今もなお、多くの住民は仮設住宅での不自由で困難な生活を余儀なくされており、地方公共団体は膨大な復旧・復興事業に取り組んでいる。特に、原子力災害からの復興再生については長期にわたることが予想されていて、地方公共団体は除染や健康管理等の事業を執行する一方、風評被害に苦しめられているなど、被災地の社会経済の再生や生活の再建に向けた課題は数多く、これらを解決するには多くの困難がある。

このため、復旧・復興のための施策は、被災地に暮らす国民の声に配慮して迅速に実施することが不可欠であり、復興庁及び関係府省等は連携して、国及び地方公共団体が行う施策が、基本理念に即して、更なる復旧・復興の進展につながるよう、今後、次の点に留意して、復興施策の推進及び支援に適切に取り組む必要がある。

- ア 国は、東日本大震災復旧・復興事業の実施に当たっては、多数かつ多額の事業が実施されている一方、多額の事業費が翌年度に繰り越されていることから、事業の実施計画や規模等は適切かなどについての的確に検討するとともに、事業実施の障害となっている事項について不断に検証して、必要に応じて見直すこと。また、国は、復興事業が有効かつ効率的に実施されるよう優先度等も考慮するなどして予算の配分や人的・技術的支援を行うとともに、事業が適切に実施されているかなどについて確認して、不適切な事態や障害となっている事項については、既存の制度の見直しも含めて迅速な措置を講ずるなどして、被災地の復興が円滑かつ迅速に実施されるよう努めること
- イ 復興特別区域制度の各種計画の作成状況や各種特例の活用状況を把握して、地方公共団体が必要としている制度について十分な意見交換をした上で、情報提供、助言その他必要な協力を行い、地方公共団体の迅速かつ着実な支援に努めること
- ウ 基金事業、復興交付金事業等が、復興に寄与され適切かつ効率的な執行や資金の有効活用が図られるよう、実施状況等の把握と必要な支援に努めること
- エ 原子力災害からの復興再生については、長期的視点から、被災者等に対する支援や除染等の実施、産業振興・雇用対策等に関して、被災した地方公共団体の意向や要望等を踏まえるなどして、必要な支援に努めること

会計検査院としては、国会からの検査要請後、できる限り速やかに報告を行うこととして、24年10月に、被災の状況、復旧・復興事業の実施状況等について23年度予算を中心に報告を行った。本報告では、引き続き、被災の状況や、東日本大震災からの復旧・

復興事業のうち23年度予算の繰越しとなっている事業及び24年度復興特会予算に係る事業について、その経費項目別、事業別等の実施状況や一部の特定被災自治体を除く地方公共団体における復旧・復興事業の執行状況を分析するとともに、原子力災害からの復興再生については、関係する事業の実施状況を分析して報告することとした。そして、東日本大震災関係経費により実施される復旧・復興事業は、各府省庁や特定被災自治体等において長期にわたり継続して実施されていること、復興事業の実施に係る諸制度の見直しなどが想定されることなどから、次年次以降は東北3県を含めた被災の状況及び復興事業の実施状況等について引き続き検査を実施して、その結果については取りまとめが出来次第報告することとする。